【別紙】

改正後様式

修正様式

様式ID	NTA1H0Z600010090

★

法　人　設　立　届　出　書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
本店又は主所 郵便番号	P02	—		設立時の資本金又は出資金の額	G01		円
本店又は主所 所在地	E01			代表者 郵便番号	P01	—	
本店又は主所 電話番号	T05	—	—	代表者 住所	H08		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 電話番号	H09	—	—
納税地 所在地	F06			フリガナ（代表者氏名）	H06		
フリガナ（法人名）	E02			代表者氏名	H07		
法人名	E03			組織区分（位置）1:前 2:後	G03	組織区分（名称）	G04

組織区分（名称）は、下記いずれかの数字を記載してください。↑

01:株式会社　02:有限会社　03:合資会社　04:合名会社　28:合同会社　05:医療法人　06:協同組合　07:企業組合　08:組合連合会　09:特定目的会社　10:有限責任中間法人　11:無限責任中間法人　12:財団法人　13:社団法人　14:社会福祉法人　15:宗教法人　16:学校法人　17:労働組合　19:インコーポレーテッド　20:コーポレーション　21:リミテッド　22:カンパニー　23:特定非営利活動法人　30:公益財団法人　31:公益社団法人　32:一般財団法人　33:一般社団法人　27:その他

設立年月日		元号	年	月	日	事業年度			月	日	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		元号	年	月	日
	N01						(自)	U01				N02				
							(至)	U02								

事業の目的		定款等に記載しているもの	支店・出張所・工場等	名称 / 所在地
	E04			
		現に営んでいる又は営む予定のもの		
	E05			

設立の形態	区分1	G02	←次のいずれかの数字を記載してください。	区分2 ←「設立の形態」の「区分１」欄において「1」を選択した場合は、次のいずれかの数字を記載してください。
	1: 個人企業を法人組織とした法人である場合 2: 合併により設立した法人である場合 3: 新設分割により設立した法人である場合 4: 現物出資により設立した法人である場合 5: その他(内容を「区分４」欄に記載してください。)			1：個人企業の時の納税地が代表者住所と同じ場合 2：個人企業の時の納税地が代表者住所と異なる場合（その住所を「区分４」欄に記載してください。）
				区分3 ←「設立の形態」の「区分１」欄において「3」を選択した場合は、次のいずれかの数字を記載してください。
				1：当該分割が分割型分割の場合 2：当該分割が分社型分割の場合 3：当該分割が分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合

区分4		区分5	←「設立の形態」の「区分１」欄が「2」～「4」の場合には適格区分について、適格の場合には「1」、その他の場合には「2」を記載してください。

事業開始（見込み）年月日	元号	年	月	日	「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		1:有 2:無	添付書類 1 定款等の写し 2 その他（　　）
関与税理士	氏名	E06						
	事務所所在地	E07						

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第３に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後２月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　添付書類

この届出書は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の写しを添付して提出してください。

２　各欄の記載方法

(1)　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(2)　「本店又は主たる事務所」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3)　「設立時の資本金又は出資金の額」欄には、設立時に登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。

(4)　「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を、「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載してください。

(5)　「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

（注）　合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

(6)　「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

(7)　「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(8)　「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

（注）　新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第１期目及び第２期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第３期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第３期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(9)　「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(10)　「設立の形態」欄には、該当する番号を記載してください。新設分割により設立した法人で、当該分割が法人税法第２条第 12 号の９（分割型分割）に該当する場合には「区分３」欄に「１」を、同条第 12 号の 10（分社型分割）に該当する場合には「２」を、分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「３」を記載してください。

（注）「設立の形態」の「区分１」欄が２から４までである場合には、確定申告の際、組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し及び「組織再編成に係る主要な事項の明細書」を添付しなければならないことになっております。

(11)　「区分５」欄は、「設立の形態」欄の「区分１」が２から４までである場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第２条第 12 号の８（適格合併）、同条第 12 号の 11（適格分割）又は同条第 12 号の 14（適格現物出資）に該当する場合には「１」を、該当しない場合には「２」を記載してください。

(12)　「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。

(13)　「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれかの該当の番号を記載してください（既に別途に提出している場合は「１」を記載してください。）。

（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(14)　「関与税理士」欄は、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(15)　「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの該当の番号を記載してください。

(16)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1H0Z060010060

★

外国普通法人となった旨の届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	納税地	郵便番号	F05	—
法人番号	F02				所在地	F06	
本店又は主たる事務所	郵便番号	—			電話番号	F07	— —
	所在地			責任者	郵便番号	F36	—
	電話番号	— —			住所	H08	
所在国					電話番号	H09	— —
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（責任者氏名）		H06	
法人名	F04			責任者氏名		H07	

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業	事業を開始した日又はその開始予定日	元号	年	月	日
	事業年度		元号	年	月	日
		自				
		至				
		自				
		至				
	事業の目的及び種類				

法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る資産	資産を有することとなった日	元号	年	月	日
	事業年度		元号	年	月	日
		自				
		至				
		自				
		至				
	資産の種類及び所在地	種類	所在地		

（備考）		添付書類	1　定款等の和訳文	1：該当 2：非該当	
			2　その他	1：該当 2：非該当	
			「2 その他」で「1：該当」の場合に、書類名を記載してください		
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無	1：有 2：無				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

恒久的施設を有する外国普通法人となった場合又は恒久的施設を有しない外国普通法人が人的役務の提供事業を国内において開始した場合若しくは国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる所得若しくは不動産等の貸付けによる対価等の国内源泉所得を有することとなった場合には、その外国普通法人は恒久的施設を有することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後２月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　外国普通法人となった旨の届出書の添付書類

この届出書は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの和訳文を添付して納税地（２の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。

２　各欄の記載方法

(1)　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(2)　「納税地」欄は、次により記載してください。

イ　恒久的施設を有する外国法人にあっては、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地

ロ　イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。）を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

ハ　イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(3)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(4)　「所在国」欄は、本店又は主たる事務所が所在する国名を記載してください。

(5)　「責任者」欄には、法人税法第 141 条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の住所を、「責任者氏名」欄には、その者の氏名を記載してください。

(6)　「事業を開始した日又はその開始予定日」欄には、法人税法第 141 条各号に定める国内源泉所得に係る事業を開始した日又は開始予定日を記載してください。

(7)　「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。
なお、事業年度の中途において事業を開始した場合等、初年度と次年度で事業年度の開始時期が異なる場合は、初年度と次年度についてそれぞれ記載してください。

(8)　「事業の目的及び種類」欄には、法人税法第 141 条各号に定める国内源泉所得に係る事業の目的及び種類を具体的に記載してください。

(9)　「資産を有することとなった日」欄には、法人税法第 141 条各号に定める国内源泉所得に係る資産を有することとなった日を記載してください。

(10)　「資産の種類及び所在地」欄には、法人税法第 141 条各号に定める国内源泉所得に係る資産の種類及び所在地を記載してください。

(11)　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当の番号を記載してください。(既に別途に提出している場合も含みます。)

(注)　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(12)　「添付書類」欄には、この届出書に添付した該当の番号を記載してください。

(13)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「責任者氏名」及び「責任者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z200010060

★

収益事業開始等届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	本たる店又は事務主所	郵便番号	-	電話番号	- -
法人番号	F02				所在地			
納税地 郵便番号	F05	-	電話番号 F07	- -	代表者 郵便番号	F36	-	電話番号 H09	- -
納税地 所在地	F06				代表者 住所	H08			
フリガナ（名称）	F03				フリガナ（代表者氏名）	H06			
名称	F04				代表者氏名	H07			

新たに収益事業を開始した又は収益事業を行う公益法人等に該当することとなったので届け出ます。

収益事業開始日等	元号	年	月	日

事業年度		元号	年	月	日
	自				
	至				
	自				
	至				

事業の目的	収益事業の種類

関与税理士		添付書類		
氏名		1　収益事業についての貸借対照表	1：該当 2：非該当	
		2　定款等の写し	1：該当 2：非該当	
事務所所在地		3　その他	1：該当 2：非該当	
		「3 その他」で「1：該当」の場合に、書類名を記載してください		

（備考）

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無	1：有 2：無	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

収益事業開始等届出書の記載要領等

公益法人等若しくは人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合又は公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合には、その開始した日又はその該当することとなった日以後２月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合

(2)　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合

(3)　外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの（以下「特定国内源泉所得」といいます。）を有することとなった場合（特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる場合を除きます。）

２　収益事業開始届出書の添付書類

この届出書は、次の法人区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出してください。

(1)　新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は人格のない社団等

イ　その収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表

ロ　定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し

(2)　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等

イ　収益事業を行う公益法人等に該当することとなった時における収益事業についての貸借対照表

ロ　定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し

(3)　外国法人(人格のない社団等に限ります。)

特定国内源泉所得を有することとなった時における収益事業についての貸借対照表

３　各欄の記載方法

(1)　内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を開始した場合又は公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合

イ　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。

(ｲ)　新たに収益事業を開始した公益法人等又は公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等にあっては、主たる事務所の所在地を記載してください。

(ﾛ)　人格のない社団等にあっては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地（移動販売業等のように事業場が転々と移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々と移転するときは代表者又は管理人の住所とします。)を記載してください。

ロ　「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

ハ　「代表者氏名」欄には、その法人を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあっては管理人の氏名を記載してください。

ニ　「収益事業開始日等」欄は、次により記載します。

(ｲ)　新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等にあっては、その収益事業開始の日を記載してください。

(ﾛ)　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等にあっては、収益事業を行う公益法人等に該当することとなった日を記載してください。

ホ　「事業の目的」欄には、その法人の本来の事業目的を記載してください。

ヘ　「事業年度」欄には、その法人の事業年度を記載してください。

ト　「収益事業の種類」欄には、その法人が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。

チ　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれか該当の番号を記載してください（既に別途に提出している場合も含みます。）。

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

リ　「添付書類」欄は、この届出書に添付した該当の番号を記載してください。

ヌ　「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。

(2)　外国法人(人格のない社団等に限ります。)が特定国内源泉所得を有することとなった場合

(1)「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。

イ　「納税地」欄は、次により記載します。

(ｲ)　その法人が恒久的施設を有する外国法人に該当するときは、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所、その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。

(ﾛ)　その法人が(ｲ)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。)を受ける法人に該当するときは、当該対価に係る資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。

(ﾊ)　その法人が(ｲ)及び(ﾛ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。

ロ　「収益事業開始日等」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。

(3)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1VHX562010010

★

普通法人又は協同組合等となった旨の届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
本店又は主たる事務所	郵便番号	—	電話番号 — —	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地				住所	H08	
納税地	郵便番号	F05	—		電話番号	H09	— —
	所在地	F06			フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04					

事業の目的	（定款等に記載しているもの）		支店・出張所・工場等	名称	所在地						
	（現に行っている又は行う予定のもの）										
該当することとなった日	令和　年　月　日			事業年度		月	日		月	日	
					(自)			(至)			
該当理由	次のいずれかの数字を記載して下さい。 1　公益認定の取消し 2　法人税法施行令第３条第１項又は第２項の規定に該当しなくなった場合 3　その他（下記にその内容を記載して下さい）									番号	
	その他記載欄										

該当することとなった日における源泉徴収義務の有無 （１：有　２：無 のいずれかを右に記載してください。）	番号	添付書類	次のいずれかの番号を記載してください。 1　定款等の写し 2　貸借対照表 3　その他	番号	
該当することとなった日における消費税課税事業者の状況 （１：該当　２：非該当 のいずれかを右に記載してください。）	番号		上記で「３　その他」を選択した場合は、下記に内容を記載してください。		
（備考）					

（関与税理士） 事務所所在地					
税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

普通法人又は協同組合等となった旨の届出書の記載要領等

公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後２月以内に普通法人又は協同組合等となった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して提出してください。

①　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの(以下「定款等」といいます。）の写し

②　貸借対照表

２　各欄の記載方法

(1)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2)　「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

(3)　「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に行っている事業又は行う予定の事業の種類を記載してください。

(4)　「支店・出張所・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(5)　「該当することとなった日」欄には、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった年月日を記載してください。

(6)　「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

(7)　「該当理由」欄には、該当する理由の番号を記載してください。

(8)　「該当することとなった日における源泉徴収義務の有無」欄には、その源泉徴収義務の有無のいずれか該当する番号を記載してください。

（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(9)　「該当することとなった日における消費税課税事業者の状況」欄には、その消費税課税事業者の該当又は非該当のいずれか該当する番号を記載してください。

(10)　「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの該当の番号を記載してください。

(11)　普通法人又は協同組合等となったことに伴い、法人名の変更を行っている場合は、「(備考)」欄に変更前の法人名と変更年月日を記載してください。

(12)　「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。

(13)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1HOZ170010090

★

異　動　届　出　書

年　月　日　提出

税目区分（該当する税目を選択してください）	G15		法人税	1:該当 2:非該当	G16		消費税	1:該当 2:非該当

提出先	F01		税務署長	提出区分	G01		← 次の法人が提出する場合、下記いずれかの数字を記載してください。 1：通算親法人、 2：通算親法人となる法人、3：通算子法人、4：通算子法人となる法人	
法人番号	F02							
主たる事務所又は本店 郵便番号	P01	—	電話番号	T05	—	—		
主たる事務所又は本店 所在地（フリガナ）	E01							
主たる事務所又は本店 所在地	E02							
代表者 郵便番号	P02	—						
代表者 フリガナ（住所）	E03							
代表者 住所	H08							

納税地 郵便番号	F05	—			
納税地 フリガナ（住所）	E06				
納税地 住所	F06				
フリガナ（法人名）	F03				
法人名	F04				
フリガナ（代表者氏名）	H06				
代表者氏名	H07				

異動事項等	異動前			異動後			異動年月日等					
納税地の異動	郵便番号	P03	—	郵便番号	P04	—	異動（登記）年月日	N01	元号	年	月	日
	納税地住所	E04		納税地住所	E05		給与支払事務所等の移転有無					
異動事項等該当する場合は「01」 G02	電話番号	T01	— —	電話番号	T02	— —	↑以下いずれかの数字を記載してください。 1:給与支払事務所の移転の有無「有」 2:給与支払事務所の移転の有無「無」(名称等変更有) 3:給与支払事務所の移転の有無「無」(名称変更等無) ※「1」又は「2」の場合には、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出が必要です。					
所轄税務署		税務署			税務署							
事業年度の変更	決算期	U01	月 日	決算月数	G04		決算期	U02	月 日	決算月数	G05		変更後の事業年度開始日	N02	元号	年	月	日
異動事項等該当する場合は「02」 G03	変更後の最初の事業年度	自	元号 年 月 日	至	元号 年 月 日		定期的な決算以外の決算期の変更については、変更内容を右欄に記載してください。→					

上記以外の異動事項等	異動前	異動後	異動年月日等（登記年月日）

合併の場合	番号	← 合併の場合には、次のいずれかの数字を記載してください。 1：適格合併 2：非適格合併	分割の場合	番号	← 分割の場合には、次のいずれかの数字を記載してください。 1：分割型分割（適格） 2：分割型分割（その他） 3：分社型分割（適格） 4：分社型分割（その他）

その他参考となるべき事項	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

異動届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者である個人を含みます。以下同じです。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金の額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了を含みます。）・清算結了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

※　「法人の消費税異動届出書」に係る異動事項又は「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」に係る変更事項について、この届出書の「税目区分」欄の消費税について「１」（該当）と記載して提出した場合は、重ねて「法人の消費税異動届出書」又は「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出する必要はありません。

2　この届出書は、異動のあった法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出区分」欄は、通算親法人、通算親法人となる法人、通算子法人又は通算子法人となる法人がこの届出書を提出する場合に、該当の番号を記載してください。

(2)　提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3)　法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ　本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

上記以外の異動事項等	異動前	異動後	異動年月日（登記年月日）
本店又は主たる事務所の所在地	○○○　△△△　□□	△△△　□□□　○○	０４・○・○

（異動内容を記載：異動前→異動後）　（(転出)法務局の本店移転登記の日を記載：異動後→異動年月日）

ロ　吸収合併の場合（被合併法人）

上記以外の異動事項等	異動前	異動後	異動年月日（登記年月日）
吸収合併	被合併法人（株）●●●（▲▲市□□町　）	合併法人（株）○○○（△△市××町　）	（合併期日）０４・○・○

（被合併法人の名称及び本店所在地(合併前)を記載：異動前→異動前）　（合併法人の名称及び本店所在地を記載：異動後→異動後）　（合併契約書において合併の効力発生日と定めた日を記載：異動年月日→合併期日）

（注）1　通算子法人が合併等で通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなった場合は、通算親法人は、別途「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2　消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

(4)　普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合又は公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合等、法人の区分に変更があった場合は、「上記以外の異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「その他参考となるべき事項」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

（注）　法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。

(5)　「給与支払事務所等の移転の有無」欄には、該当する番号を記載してください。

なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」の「２」を記載してください。

（注）　「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

(6)　「合併の場合」及び「分割の場合」欄には、該当する番号を記載してください。

なお、信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの番号を記載してください。

（注）　信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(7)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

様式ID	NTA1VHX554010010

★

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号（個人番号）	F02		
本店、主たる事務所又は住所等	郵便番号	—		フリガナ（法人課税信託の名称）			
	所在地			法人課税信託の名称			
	電話番号	— —		代表者	郵便番号	F36	—
納税地	郵便番号	F05	—		住所	H08	
	所在地	F06			電話番号	H09	— —
フリガナ（受託者名）		F03		フリガナ（代表者氏名）		H06	
受託者名（主宰受託者）		F04		代表者氏名		H07	

主宰受託者以外の受託者	名称又は氏名（フリガナ）	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	主宰受託者との関係
		〒	
		〒	
		〒	

設立年月日	元号	年	月	日	信託期間	自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日
消費税の適用		1 課税 2 免税		1 一般 2 簡易	計算期間	自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日

事業の目的	（信託行為等に記載しているもの）	支店・工場等	名称	所在地

法人課税信託の受託者となった形態		1　法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2　信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3　新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4　その他（　　）

併合等期日	元号	年	月	日	適格区分		1 適格 2 その他	添付書類	番号	「信託行為の写し」を添付する場合には「1」、その他の場合には「2」を左欄に記載の上、書類名を記載してください。
									（書類名）	
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無							1 有 2 無			
関与税理士	氏名				電話番号	— —				
	事務所所在地									

税理士署名	R01		

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等

法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後２月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

１　法人課税信託の効力が生ずる場合　効力が生ずる日（１の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日）

２　法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合　法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日）

記

１　添付書類

この届出書は、信託行為の写しを添付して提出してください。

２　各欄の記載方法

(1)　「本店、主たる事務所又は住所等」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

(2)　「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。

(3)　「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。

なお、「個人番号」を記載する場合には、左詰めで個人番号を記載してください。

(4)　「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者住所」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者氏名」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。

(5)　「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（１の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。

(6)　「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」の該当の番号を記載してください。

（注）　固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。

(7)　「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。

(8)　「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。

(9)　「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。

(10)　「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(11)　「法人課税信託の受託者となった形態」欄は、該当する番号を記載してください。

(12)　「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が２又は３である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。

(13)　「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が２又は３である場合に、その併合又は分割が、法人税法第２条第12号の８（適格合併）又は同条第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の該当の番号を記載してください。

(14)　「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれか該当の番号を記載してください（既に別途に提出している場合は「有」の番号を記載してください。）。

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

⑮　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

⑯　「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの該当の番号を記載してください。

⑰　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1VHX555010010

★

法人課税信託の受託者の変更等届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号（個人番号）	F02		
本店又は主たる事務所	郵便番号	―		フリガナ（法人課税信託の名称）			
	電話番号	― ―		法人課税信託の名称			
	所在地			代表者	郵便番号	F36	―
納税地	郵便番号	F05	―		電話番号	H09	― ―
	所在地	F06			住所	H08	
フリガナ（受託者名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
受託者名	F04			代表者氏名	H07		

法人課税信託について

番号	
	1　新たに受託者として就任した 2　信託事務の引継ぎをした 3　主宰受託者の変更があった

ので、法人税法第149条の２の規定により届け出ます。

変更等後の受託者（新主宰受託者）	名称又は氏名										
	納税地等										
変更等前の受託者（旧主宰受託者）	名称又は氏名										
	納税地等										
変更等の日	元号	年	月	日	権利義務移転の日	元号	年	月	日		
変更等の理由											
添付書類等											

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

法人課税信託の受託者の変更等届出書の記載要領等

法人課税信託について、次の場合にはそれぞれ次に掲げる受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次に掲げる日以後２月以内に法人課税信託の受託者の変更等届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

変更等の内容	届出をする者	提出期限	添付書類
新たな受託者が就任した場合	就任した受託者 （新主宰受託者）	就任の日以後２月以内	就任の事実を証する書類
受託者の任務が終了した場合	任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者 （旧主宰受託者）	引継ぎをした日以後２月以内	終了の事実を証する書類
受託者が２以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき	① 変更前の主宰受託者 ② 変更後の主宰受託者 がそれぞれ	変更の日以後２月以内	変更の事実を証する書類

記

1　提出先等

一の法人課税信託の受託者が２以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときは、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄の記載方法

(1)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

(2)　「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、主宰受託者（その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名）を記載してください。

(3)　「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。

なお、「個人番号」を記載する場合には、左詰めで個人番号を記載してください。

(4)　「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者住所」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者氏名」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。

(5)　「法人課税信託について」には、法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する番号を記載してください。

(6)　「変更等後の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

①　新しく就任した受託者

②　一の法人課税信託の受託者が２以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更後の受託者

(7)　「変更等前の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

①　受託者の任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者

②　一の法人課税信託の受託者が２以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更前の受託者

(8)　「変更等の日」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の日、信託事務の引継ぎをした日又は変更の日を記載してください。

(9)　「変更等の理由」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の理由、受託者の任務が終了した理由又は変更の理由を記載してください。

(10)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1GEZ310010050

★

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

F01	

税務署長殿

所得税法第 230 条の規定により次のとおり届け出ます。

事務所開設者			
	郵便番号	F05	—
	住所又は本店所在地	F06	
	電話番号	F07	— —
	フリガナ	F03	
	氏名又は名称	F04	
	個人番号又は法人番号	F02	
	フリガナ	H06	
	代表者氏名	H07	

○届出内容

届出書種別 ※次の区分に基づいて数字を記載してください。（開設：1、移転：2、廃止：3）		G01				
開設・移転・廃止年月日		元号	年	月	日	
	N01					
給与支払を開始する年月日		元号	年	月	日	
	N02					

「元号」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。
（令和：5、平成：4）

（注）「住所又は本店所在地」欄は、個人の方は申告所得税の納税地、
法人の方は本店所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）を記載してください。

○届出の内容及び理由

開設・移転・廃止の内容	G02	
その他の内容	E01	

「開設・移転・廃止の内容」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。
（開業又は法人の設立：1、「開業又は法人の設立」以外の開設：2、所在地の移転：3、
既存の給与支払事務所等への引継ぎ：4、廃業又は清算結了：5、休業：6、その他：7）

○既存の給与支払事務所等への引継ぎ理由

※「法人の合併」「法人の分割」「支店等の閉鎖」「その他」欄は、
次の区分に基づいて数字を記載してください。（1：該当、2：非該当）

法人の合併	G03		法人の分割	G04		支店等の閉鎖	G05		その他	G06	
その他の理由	E02										

○給与支払事務所等について

	開設・異動前		異動後	
フリガナ	E03		E08	
氏名又は名称	E04		E09	
郵便番号	P01	—	P02	—
住所又は所在地	E05		E10	
電話番号	T01	— —	T02	— —
フリガナ	E06		E11	
責任者氏名	E07		E12	

従業員数																
	役員	G07		人	従業員	G08		人								
	その他（区分及び人数）	区分	E13		人数	G09		人	区分	E14		人数	G10		人	
		区分	E15		人数	G11		人			従業員数計（役員・従業員を含む）		G12		人	

その他参考事項	E16		税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考						
		F12										
	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ その他（ ）						番号確認	K21		身元確認	K22	

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

1　この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から１か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「届出内容」の「届出書種別」欄に、該当する届出区分の数字を記載してください。

⑵　「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

⑶　「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。

⑷　「届出の内容及び理由」欄は、該当する区分の数字を記載してください。

給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他の内容」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。

⑸　「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

⑻　給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。

そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。

また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算結了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

⑹　「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人数を記載してください。「役員」及び「従業員」以外は「その他」欄の「区分」に職種を記載し、その人数を記載してください。

⑺　「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算結了した場合のその旨及び清算結了年月日など、参考となる事項を記載してください。

⑻　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

⑼　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1HOZ130010030

★

公益法人等の損益計算書等の提出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長

租税特別措置法第６８条の６（公益法人等の損益計算書等の提出）の規定に基づき、

別添のとおり　損益計算書
収支計算書　を提出します。

事業年度		元号	年	月	日	～		元号	年	月	日
	自						至				

主たる事務所の所在地	郵便番号		電話番号	
	F06			

（フリガナ） 法人名	
法人名	F04

法人番号	提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。												

（フリガナ） 代表者氏名	
代表者氏名	

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください（雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください。）。
なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。
また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事業の科目	収入金額（円）	事業の科目	収入金額（円）

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

様式ID	NTA1TEZ049010030

★

更正の請求書
（令和４年４月１日以後開始令和５年４月１日前終了事業年度分）

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		事業種目	H02	

納税地				代表者			
郵便番号	F05	—		郵便番号	F36	—	
所在地	F06			住所	H08		
電話番号	F07	— —		電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		

（国税通則法第23条／法人税法第81条／地方法人税法第24条／租税特別措置法第66条の４）の規定に基づき、（元号）自　年　月　日　至　年　月　日（事業年度／課税事業年度）の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分				この請求前の金額(円)	更正の請求金額(円)
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額	1		
		同上の内訳 軽減税率適用所得金額	2		
		同上の内訳 その他の金額（1－2）	3		
		法人税額	4		
	法人税額の特別控除額		5		
	差引法人税額（4－5）		6		
	税額控除超過額相当額等の加算額		7		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000	000
		同上に対する税額	9		
	留保金	課税留保金額	10	000	000
		同上に対する税額	11		
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12	000	000
		同上に対する税額	13		
	法人税額計（6＋7＋9＋11＋13）		14		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		15		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		16		
	控除税額		17		
	差引所得に対する法人税額（14－15－16－17）		18	00	00
	中間申告分の法人税額		19	00	00
	差引	納付すべき法人税額	20	00	00
		還付金額	21		
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		22		
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	23		
		税額控除額 課税留保金額に対する法人税額	24		
		課税標準法人税額（23＋24）	25	000	000
	(23)に係る地方法人税額		26		
	税額控除超過額相当額等の加算額		27		
	(24)に係る地方法人税額		28		
	所得地方法人税額（26＋27＋28）		29		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		30		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		31		
	外国税額の控除額		32		
	差引地方法人税額（29－30－31－32）		33	00	00
	中間申告分の地方法人税額		34	00	00
	差引	納付すべき地方法人税額	35	00	00
		還付金額	36		

更正の請求をする理由等				
修正申告書提出年月日	令和　年　月　日	添付書類		
更正決定通知書受理年月日	令和　年　月　日			

還付を受ける金融機関等				
ゆうちょ以外	金融機関名			
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協	
	支店名			
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所	
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他	
	口座番号			
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）			郵便局
	記号番号			

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

※記載不要 税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

更正の請求書の記載要領等

【令和４年４月１日以後開始令和５年４月１日前終了事業年度分】

1　この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第81条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の４第26項(同法第67条の18第13項において準用する場合を含みます。）の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が法人税若しくは地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ　納付すべき税額が過大となったこと。

ロ　申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。

ハ　申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度又は課税事業年度の法人税額又は地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

なお、令和４年４月１日以後に開始する事業年度又は課税事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、この請求書ではなく、「更正の請求書（単体申告用）」（平成 31 年４月１日以後終了令和４年４月１日前開始事業年度等分）を使用してください。

2　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　　出　　期　　限
(1)　国税通則法第 23 条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内（注）
(2)　国税通則法第 23 条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第81条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内
(4)　租税特別措置法第 66 条の４第 26 項(同法第 67 条の 18 第 13 項において準用する場合を含みます。）の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から７年以内

（注）　純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。

3　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「この請求前の金額（円）」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和４年 12 月 31 日以後に終了する事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「この請求前の金額（円）」欄のうち、「１」欄から「19」欄まで及び「22」欄から「34」欄までの各欄は、記載を要しません。

(2)　「更正の請求金額（円）」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、 記載してください。

(3)　「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

(4)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第81条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(5)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

様式ID	NTA1TEZ055010020

更正の請求書
（令和５年４月１日以後終了事業年度分）

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		年　月　日　提出

納税地				事業種目	H02	
	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	P01	—
	納税地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —				
フリガナ（法人名）		F03		フリガナ（代表者氏名）		H06	
法人名		F04		代表者氏名		H07	

次の規定に基づき、該当する事業年度又は課税事業年度の確定申告に係る課税標準等について、下記のとおり更正の請求をします。
１．国税通則法第23条　２．法人税法第81条
３．地方法人税法第24条　４．租税特別措置法第66条の４

（自）	元号	年	月	日	（至）	元号	年	月	日
N01					N02				

記

区分					この請求前の金額（円）		更正の請求金額（円）
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額		1		G03	
		同上の内訳	軽減税率適用所得金額	2		G04	
			その他の金額（1－2）	3		G05	
		法人税額		4		G06	
	法人税額の特別控除額			5		G07	
	差引法人税額（4－5）			6		G08	
	税額控除超過額相当額等の加算額			7		G09	
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額		8		G10	000
		同上に対する税額		9		G11	
	留保金	課税留保金額		10		G12	000
		同上に対する税額		11		G13	
	使途秘匿金	使途秘匿金額		12		G14	000
		同上に対する税額		13		G15	
	法人税額計（6＋7＋9＋11＋13）			14		G16	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			15		G17	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額			16		G18	
	控除税額			17		G19	
	差引所得に対する法人税額（14－15－16－17）			18		G20	00
	中間申告分の法人税額			19		G21	00
	差引	納付すべき法人税額		20	G01 00	G22	00
		還付金額		21	G02	G23	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金			22			
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	23		G26	
			課税留保金額に対する法人税額	24		G27	
		課税標準法人税額（23＋24）		25		G28	000
	(23)に係る地方法人税額			26		G29	
	税額控除超過額相当額等の加算額			27		G30	
	(24)に係る地方法人税額			28		G31	
	所得地方法人税額（26＋27＋28）			29		G32	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			30		G33	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			31		G34	
	外国税額の控除額			32		G35	
	差引地方法人税額（29－30－31－32）			33		G36	00
	中間申告分の地方法人税額			34		G37	00
	差引	納付すべき地方法人税額		35	G24 00	G38	00
		還付金額		36	G25	G39	

（更正の請求をする理由等）	E01	

修正申告書提出年月日		元号	年	月	日
	N03				
更正決定通知書受理年月日		元号	年	月	日
	N04				

添付書類	E02	

還付を受けようとする金融機関等

ゆうちょ以外	金融機関名	Z01	
	金融機関区分	Z02	1：銀行　2：金庫　3：組合　4：農協　5：漁協
	支店名	Z03	
	本支店区分	Z04	1：銀行　2：支店　3：本店　4：支所　5：出張所
	預金種類	Z05	1：普通　2：当座　3：納税準備　4：通知　5：別段　6：貯蓄　9：その他
	口座番号	Z06	
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）	Z07	郵便局
	記号番号	Z08	—

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

更正の請求書の記載要領等

【令和５年４月１日以後終了事業年度分】

1　この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第81条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の４第26項(同法第59条の３第14項又は第67条の18第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が、法人税若しくは地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ　納付すべき税額が過大となったこと。

ロ　申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。

ハ　申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度又は課税事業年度の法人税額又は地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　　出　　期　　限
(1)　国税通則法第 23 条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内（注）
(2)　国税通則法第 23 条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第81条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内
(4)　租税特別措置法第66条の４第26項(同法第 59 条の３第 14 項又は第 67 条の 18 第 13 項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から７年以内

(注)　純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。

3　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「この請求前の金額（円)」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(2)　「更正の請求金額（円)」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、 記載してください。

(3)　「(更正の請求をする理由等)」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

(4)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第81条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(5)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

様式ID	NTA1VTZ010010010

★

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税の更正の請求書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	―	事業種目	H02		
	納税地	F06		代表者 郵便番号	F36	―	
	電話番号	F07	― ―	代表者 住所	H08		
フリガナ（法人名）		F03		フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名		F04		代表者氏名	H07		

該当番号			該当番号	
	次のうち該当する数字を記載してください。 1：国税通則法第23条 2：法人税法第82条の10 3：地方法人税法第24条の８	の規定に基づき、 自令和　年　月　日 至令和　年　月　日		次のうち該当する数字を記載してください。 1：対象会計年度 2：課税対象会計年度

の確定申告に係る課税標準等について、下記のとおり更正の請求をします。

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	課税標準国際最低課税額	1		000 円
	法人税額	2	00 円	00
地方法人税額	課税標準特定法人税額	3		000
	地方法人税額	4	00 円	00

（更正の請求をする理由等）	

修正申告書提出年月日	令和　年　月　日	とする金融機関等還付を受けよう	ゆうちょ以外	金融機関名	
				金融機関区分	1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
更正決定通知書受理年月日	令和　年　月　日			支店名	
				本支店区分	1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所 9:左記以外
添付書類				預金種類	1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
				口座番号	
			ゆうちょ銀行	郵便局名（受取窓口）	郵便局
				記号番号	-

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税の更正の請求書の記載要領等

【令和６年４月１日以後開始対象会計年度等分】

1　この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条の10、地方法人税法第24条の８の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、納付すべき税額が過大となっている場合

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の対象会計年度又は課税対象会計年度で決定を受けた対象会計年度の法人税額又は課税対象会計年度の地方法人税額が過大となる場合

2　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　　出　　期　　限
(1)　国税通則法第 23 条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内
(2)　国税通則法第 23 条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第 82 条の 10 又は地方法人税法第24条の８の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内

3　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(2)　「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。

(3)　「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

(4)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条の10又は地方法人税法第24条の８の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(5)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1TEZ044010011

★

更　正　の　請　求　書(外国法人用)
【平成31年４月１日以後終了事業年度分】

年　　月　　日　提出

提出先		F01			税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -	本店又は主たる事務所の所在地	
	納税地	F06					事業種目	H02
フリガナ(法人名)		F03					代表者氏名	H07
法人名		F04					国内源泉所得に係る事業等の責任者名	

次の規定に基づき、該当する事業年度又は課税事業年度の確定申告に係る課税標準等について、下記のとおり更正の請求をします。
1：国税通則法第23条　2：法人税法第145条
3：地方法人税法第24条　4：租税特別措置法第66条の４

(自)	元号	年	月	日	(至)	元号	年	月	日
F48					F49				

記

区分			①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
			この請求前の金額(円)	更正の請求金額(円)	この請求前の金額(円)	更正の請求金額(円)
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額 1				
		同上の内訳 軽減税率適用所得金額 2				
		同上の内訳 その他の金額(1－2) 3				
		法人税額 4				
	法人税額の特別控除額 5					
	差引法人税額(4－5) 6					
	リース特別控除取戻税額等 7					
	使途秘匿金に対する税額 8					
	法人税額計(6＋7＋8) 9					
	分配時調整外国税相当額の控除額 10					
	控除税額 11					
	差引所得に対する法人税額(9－10－11) 12					
	控除しきれなかった金額 13					
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 14					

区分			この請求前の金額(円)	更正の請求金額(円)
法人税額	13①のうち	その他の国内源泉所得法人税額から控除できる金額 15		
		控除しきれなかった金額(13①-15) 16		
	13②のうち	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額 17		
		控除しきれなかった金額(13②-17) 18		
	合計(12①-17)＋(12②-15) 19		00	00
	中間申告分の法人税額 20		00	00
	差引	納付すべき法人税額 21	00	00
		還付金額 22		

区分		この請求前の金額(円)	更正の請求金額(円)
地方法人税額	課税標準法人税額の計算(9①＋9②) 23	000	000
	所得地方法人税額 24		
	分配時調整外国税相当額の控除額 25		
	外国税額の控除額 26		
	差引地方法人税額(24－25－26) 27	00	00
	中間申告分の地方法人税額 28	00	00
	差引 納付すべき地方法人税額 29	00	00
	還付金額 30		

(更正の請求をする理由等)								
修正申告書提出年月日	元号	年	月	日	とする金融機関等還付を受けよう	ゆうちょ以外	金融機関名	
							金融機関区分	1：銀行　2：金庫　3：組合　4：農協　5：漁協
更正決定通知書受理年月日	元号	年	月	日			支店名	
							本支店区分	1：本店　2：支店　3：本所　4：支所　5：出張所
添付書類							預金種類	1:普通　2:当座　3:納税準備　4:通知　5:別段　6:貯蓄　9:その他
							口座番号	
						ゆうちょ	郵便局名(窓口受取)	郵便局
							記号番号	-

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	― ―

税務署整理欄		通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
			F12					

更正の請求書（外国法人用）の記載要領等
【平成31年４月１日以後終了事業年度分】

1　この請求書は、外国法人の平成28年４月１日以後に開始する事業年度又は課税事業年度の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の４第26項(同法第66条の４の３第14項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が、法人税若しくは地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ　納付すべき税額が過大となったこと。

ロ　申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。

ハ　申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度又は課税事業年度の法人税額又は地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　出　期　限
(1)　国税通則法第23条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内(注１)
(2)　国税通則法第23条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内
(4)　租税特別措置法第66条の４第26項(同法第66条の４の３第14項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から７年以内（注２）

（注１）　純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

（注２）　令和２年３月 31 日以前に開始した事業年度又は課税事業年度分については、６年以内となります。

3　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「この請求前の金額（円）」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和４年12月31日以後に終了する事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額」及び「②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額」の「この請求前の金額」欄のうち、「１」欄から「20」欄まで及び「23」欄から「28」欄までの各欄は、記載を要しません。

(2)　「更正の請求金額（円）」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、 記載してください。

(3)　「リース特別控除取戻税額等７」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。

(4)　「(更正の請求をする理由等)」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

(5)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

様式ID	NTA1TEZ065010010

★

更　正　の　請　求　書(外国法人用)
【令和５年４月１日以後終了事業年度分】

年　　月　　日　提出

提出先		F01			税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -	本店又は主たる事務所の所在地		
	納税地	F06				事業種目	H02		
フリガナ(法人名)		F03				代表者氏名	H07		
法人名		F04				国内源泉所得に係る事業等の責任者名			

次の規定に基づき、該当する事業年度又は課税事業年度の確定申告に係る課税標準等について、下記のとおり更正の請求をします。 1：国税通則法第23条　2：法人税法第145条 3：地方法人税法第24条　4：租税特別措置法第66条の４	(自)	元号	年	月	日	(至)	元号	年	月	日
	F48					F49				

記

区分			①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
			この請求前の金額(円)	更正の請求金額(円)	この請求前の金額(円)	更正の請求金額(円)
法人税額	所得金額又は欠損金額	1				
	所得 同上の内訳 軽減税率適用所得金額	2				
	所得 同上の内訳 その他の金額(1－2)	3				
	法人税額	4				
	法人税額の特別控除額	5				
	差引法人税額(4－5)	6				
	リース特別控除取戻税額等	7				
	使途秘匿金に対する税額	8				
	法人税額計(6＋7＋8)	9				
	分配時調整外国税相当額の控除額	10				
	控除税額	11				
	差引所得に対する法人税額(9－10－11)	12				
	控除しきれなかった金額	13				
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	14				

区分			この請求前の金額(円)	更正の請求金額(円)
13①のうち	その他の国内源泉所得法人税額から控除できる金額	15		
	控除しきれなかった金額(13①-15)	16		
13②のうち	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額	17		
	控除しきれなかった金額(13②-17)	18		
合計(12①-17)＋(12②-15)		19		00
中間申告分の法人税額		20		00
差引 納付すべき法人税額		21	00	00
差引 還付金額		22		

区分		この請求前の金額(円)	更正の請求金額(円)
地方法人税額	課税標準法人税額の計算(9①＋9②)	23		
	所得地方法人税額	24		
	分配時調整外国税相当額の控除額	25		
	外国税額の控除額	26		
	差引地方法人税額(24－25－26)	27		00
	中間申告分の地方法人税額	28		00
差引	納付すべき地方法人税額	29	00	00
差引	還付金額	30		

(更正の請求をする理由等)								
修正申告書提出年月日	元号	年	月	日	還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ以外	金融機関名	
							金融機関区分	1：銀行　2：金庫　3：組合　4：農協　5：漁協
更正決定通知書受理年月日	元号	年	月	日			支店名	
							本支店区分	1：本店　2：支店　3：本所　4：支所　5：出張所
添付書類							預金種類	1:普通　2:当座　3:納税準備　4:通知　5:別段　6:貯蓄　9:その他
							口座番号	
						ゆうちょ	郵便局名(窓口受取)	郵便局
							記号番号	-

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	— —

税務署整理欄		通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
			F12					

更正の請求書（外国法人用）の記載要領等
【令和５年４月１日以後終了事業年度分】

１　この請求書は、外国法人の令和５年４月１日以後に終了する事業年度又は課税事業年度の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の４第26項(同法第59条の３第14項又は第66条の４の３第14項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が、法人税若しくは地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ　納付すべき税額が過大となったこと。

ロ　申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。

ハ　申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度又は課税事業年度の法人税額又は地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

２　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　出　期　限
(1)　国税通則法第23条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内(注１)
(2)　国税通則法第23条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内
(4)　租税特別措置法第66条の４第26項(同法第59条の３第14項又は第66条の４の３第14項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から７年以内（注２）

(注１)　純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

３　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

４　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「この請求前の金額（円)」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(2)　「更正の請求金額（円)」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、 記載してください。

(3)　「リース特別控除取戻税額等７」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。

(4)　「(更正の請求をする理由等)」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

(5)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

①	法人番号		様式ＩＤ	NTA0HOI010010040

預貯金等の内訳書

金融機関名		支店名		種類		口座番号		期末現在高 円		摘要	
E01		E02		E03		E04		G01		E05	
E06		E07		E08		E09		G02		E10	
E11		E12		E13		E14		G03		E15	
E16		E17		E18		E19		G04		E20	
E21		E22		E23		E24		G05		E25	
E26		E27		E28		E29		G06		E30	
E31		E32		E33		E34		G07		E35	
E36		E37		E38		E39		G08		E40	
E41		E42		E43		E44		G09		E45	
E46		E47		E48		E49		G10		E50	
E51		E52		E53		E54		G11		E55	
E56		E57		E58		E59		G12		E60	
E61		E62		E63		E64		G13		E65	
E66		E67		E68		E69		G14		E70	
E71		E72		E73		E74		G15		E75	
E76		E77		E78		E79		G16		E80	
E81		E82		E83		E84		G17		E85	
E86		E87		E88		E89		G18		E90	
E91		E92		E93		E94		G19		E95	
E96		E97		E98		E99		G20		E100	
E101		E102		E103		E104		G21		E105	
E106		E107		E108		E109		G22		E110	
E111		E112		E113		E114		G23		E115	
計								G24		E116	

（注）１．取引金融機関別に、かつ、預貯金の種類別に記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
２．預貯金等の名義人が代表者になっているなど法人名と異なる場合には、「摘要」欄に「名義人○○○○」のようにその名義人を記入して下さい。

②	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I020010030

受取手形の内訳書

振出人		振出年月日 元号 年 月 日					支払期日 元号 年 月 日					支払銀行 名称		支払銀行 支店名		金額 円		割引銀行名及び支店名等		摘要	
E01		N01					N02					E02		E03		G01		E04		E05	
E06		N03					N04					E07		E08		G02		E09		E10	
E11		N05					N06					E12		E13		G03		E14		E15	
E16		N07					N08					E17		E18		G04		E19		E20	
E21		N09					N10					E22		E23		G05		E24		E25	
E26		N11					N12					E27		E28		G06		E29		E30	
E31		N13					N14					E32		E33		G07		E34		E35	
E36		N15					N16					E37		E38		G08		E39		E40	
E41		N17					N18					E42		E43		G09		E44		E45	
E46		N19					N20					E47		E48		G10		E49		E50	
E51		N21					N22					E52		E53		G11		E54		E55	
E56		N23					N24					E57		E58		G12		E59		E60	
E61		N25					N26					E62		E63		G13		E64		E65	
E66		N27					N28					E67		E68		G14		E69		E70	
E71		N29					N30					E72		E73		G15		E74		E75	
E76		N31					N32					E77		E78		G16		E79		E80	
E81		N33					N34					E82		E83		G17		E84		E85	
E86		N35					N36					E87		E88		G18		E89		E90	
計																G19				E91	

（注）1. 一取引先からの受取手形の総額が100万円以上のもの（100万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
なお、一括して記入するもののうち、割引したものについては割引銀行ごとに区分して記入してください。

2. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 金額の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には100万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
② 金額を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「振出人」欄に記入するとともに、「金額」欄にその支店又は事業所等の合計金額(100万円未満のものも含む合計金額)を記入)

3. 上記2②の記載方法による場合には、次の4.5.6を記入しなくても差し支えありません。

4. 融通手形については、各別に記入し「摘要」欄にその旨を記入してください。

5. 為替手形の場合は、引受人の氏名及び住所を「摘要」欄に記入してください。

6. 差出人と債務者とが異なる場合には、その債務者の氏名及び住所を「摘要」欄に記入してください。

7. 「割引銀行名及び支店名等」欄には、割引銀行名及び支店名又は裏書譲渡先名を記入してください。

③	法人番号	

様式ＩＤ	NTA0H0I030010030

売掛金（未収入金）の内訳書

科目		相手先 名称（氏名）		相手先 所在地（住所）		期末現在高 円		摘要	
E01		E02		E03		G01		E04	
E05		E06		E07		G02		E08	
E09		E10		E11		G03		E12	
E13		E14		E15		G04		E16	
E17		E18		E19		G05		E20	
E21		E22		E23		G06		E24	
E25		E26		E27		G07		E28	
E29		E30		E31		G08		E32	
E33		E34		E35		G09		E36	
E37		E38		E39		G10		E40	
E41		E42		E43		G11		E44	
E45		E46		E47		G12		E48	
E49		E50		E51		G13		E52	
E53		E54		E55		G14		E56	
E57		E58		E59		G15		E60	
E61		E62		E63		G16		E64	
E65		E66		E67		G17		E68	
E69		E70		E71		G18		E72	
E73		E74		E75		G19		E76	
計						G20		E77	

(注)1. 「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの（50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
3. 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「名称（氏名）」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、売掛金と未収入金との合計口数で判断してください。
4. 未収入金については、その取引内容を「摘要」欄に記入してください。
なお、上記3②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

④	法人番号		様式ＩＤ	NTA0HOI040010030

仮払金(前渡金)の内訳書

科目		相手先 名称(氏名)		相手先 所在地(住所)		相手先 法人・代表者との関係		期末現在高 円		摘要	
E01		E02		E03		E04		G01		E05	
E06		E07		E08		E09		G02		E10	
E11		E12		E13		E14		G03		E15	
E16		E17		E18		E19		G04		E20	
E21		E22		E23		E24		G05		E25	
E26		E27		E28		E29		G06		E30	
E31		E32		E33		E34		G07		E35	
E36		E37		E38		E39		G08		E40	

(注) 1.「科目」欄には、仮払金、前渡金の別を記入してください。
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。
3. 相手先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
4. 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
なお、相手先が「役員、株主又は関係会社」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入(支店又は事業所等の名称を「名称(氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額(50万円未満のものも含む合計金額)を記入)
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、仮払金と前渡金との合計口数で判断してください。
5.「摘要」欄には、例えば「機械設備の購入手付金」、「仮払税金」等と記入してください。
なお、上記4②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

貸付金及び受取利息の内訳書

貸付先 名称(氏名)		貸付先 所在地(住所)		貸付先 法人・代表者との関係		期末現在高 円		期中の受取利息額 円		利率 %		担保の内容 (物件の種類、数量、所在地等)	
E41		E42		E43		G09		G10		C01		E44	
E45		E46		E47		G11		G12		C02		E48	
E49		E50		E51		G13		G14		C03		E52	
E53		E54		E55		G15		G16		C04		E56	
E57		E58		E59		G17		G18		C05		E60	
E61		E62		E63		G19		G20		C06		E64	
E65		E66		E67		G21		G22		C07		E68	
計						G23		G24					

(注) 1. 貸付先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
2. 貸付先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
また、「期末現在高がないものであっても期中の受取利息額(未収利息を含みます。)が3万円以上」のものについては、各別に記入してください。
3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
なお、「貸付先が役員、株主又は関係会社のもの」又は「期末現在高がないものであっても期中の受取利息額(未収利息を含みます。)が3万円以上のもの」がある場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入(支店又は事業所等の名称を「名称(氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄及び「期中の受取利息額」欄にその支店又は事業所等の合計金額(50万円未満のものも含む合計金額)を記入)
4.「利率」欄には、同一の貸付先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における受取利息の利率を記入してください。

⑤ 法人番号 | | 様式ＩＤ | NTA0HOI050010040 |

棚卸資産（商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品）の内訳書

科目		品目		数量		単価 円		期末現在高 円		摘要	
E01		E02		C01		C02		G01		E03	
E04		E05		C03		C04		G02		E06	
E07		E08		C05		C06		G03		E09	
E10		E11		C07		C08		G04		E12	
E13		E14		C09		C10		G05		E15	
E16		E17		C11		C12		G06		E18	
E19		E20		C13		C14		G07		E21	
E22		E23		C15		C16		G08		E24	
E25		E26		C17		C18		G09		E27	
E28		E29		C19		C20		G10		E30	
E31		E32		C21		C22		G11		E33	
E34		E35		C23		C24		G12		E36	
E37		E38		C25		C26		G13		E39	
E40		E41		C27		C28		G14		E42	
E43		E44		C29		C30		G15		E45	
E46		E47		C31		C32		G16		E48	
E49		E50		C33		C34		G17		E51	
E52		E53		C35		C36		G18		E54	
E55		E56		C37		C38		G19		E57	
E58		E59		C39		C40		G20		E60	
E61		E62		C41		C42		G21		E63	
計								G22		E64	

（注）1.「科目」欄には、商品又は製品、半製品、仕掛品（半成工事を含みます。）、原材料、貯蔵品、作業くず、副産物等のように記入してください。
　なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2.「品目」欄には、例えば「紳士用革靴」のように記入し、それ以上細分して記入しなくても差し支えありません。
3. 評価換えを行った場合には、「摘要」欄に「評価損〇〇〇円」のようにその評価増減額を記入してください。

⑥ 法人番号		様式ＩＤ	NTA0HOI060010040

有価証券の内訳書

区分 種類 銘柄	期末現在高		期中増（減）の明細				摘要
	数量	金額 円	異動年月日 元号 年 月 日 異動事由	数量	金額 円	売却（買入）先の名称（氏名） 売却（買入）先の所在地（住所）	
E01	C01	G01	N01	C02	G03	E05	E07
E02		G02	E04			E06	
E03							
E08	C03	G04	N02	C04	G06	E12	E14
E09		G05	E11			E13	
E10							
E15	C05	G07	N03	C06	G09	E19	E21
E16		G08	E18			E20	
E17							
E22	C07	G10	N04	C08	G12	E26	E28
E23		G11	E25			E27	
E24							
E29	C09	G13	N05	C10	G15	E33	E35
E30		G14	E32			E34	
E31							
E36	C11	G16	N06	C12	G18	E40	E42
E37		G17	E39			E41	
E38							
E43	C13	G19	N07	C14	G21	E47	E49
E44		G20	E46			E48	
E45							
E50	C15	G22	N08	C16	G24	E54	E56
E51		G23	E53			E55	
E52							
E57	C17	G25	N09	C18	G27	E61	E63
E58		G26	E60			E62	
E59							
E64	C19	G28	N10	C20	G30	E68	E70
E65		G29	E67			E69	
E66							
計		G31			G32		

（注）1.「区分」には、「売買目的有価証券」、「満期保有目的等有価証券」又は「その他有価証券」の別に「売買」、「満期」又は「その他」を記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 売買目的有価証券に属する有価証券については、「期末現在高」欄の上欄に時価評価前の帳簿価額を記入し、下欄にその時価評価した後の金額を記入し、それ以外のものについては、下欄に帳簿価額を記入してください。
また、「計」欄には、下欄の合計を記入してください。
3.「期中増（減）の明細」の各欄は、期末現在高がないものであっても期中において「売却」、「買入」、「増資払込」、「評価換」等を行った場合に記入してください。
4. 証券会社等を通じて売却又は買入をした場合は、その証券会社名等を「売却（買入）先の名称（氏名）」欄に記入してください。
5.「摘要」欄には、関係会社のものであるときはその旨を記入してください。

⑦	法人番号		様式ＩＤ	NTA0HOI070010040

固定資産（土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。）の内訳書

種類・構造	用途	面積 ㎡	期末現在高 円	期中取得（処分）の明細			
				異動年月日 元号 年 月 日	取得（処分）価額 円	売却（購入）先の名称（氏名）	売却物件の取得年月 元号 年 月
物件の所在地				異動事由	異動直前の帳簿価額 円	売却（購入）先の所在地（住所）	
E01	E02	C01	G01	N01	G02	E05	M01
E03				E04	G03	E06	
E07	E08	C02	G04	N02	G05	E11	M02
E09				E10	G06	E12	
E13	E14	C03	G07	N03	G08	E17	M03
E15				E16	G09	E18	
E19	E20	C04	G10	N04	G11	E23	M04
E21				E22	G12	E24	
E25	E26	C05	G13	N05	G14	E29	M05
E27				E28	G15	E30	
E31	E32	C06	G16	N06	G17	E35	M06
E33				E34	G18	E36	
E37	E38	C07	G19	N07	G20	E41	M07
E39				E40	G21	E42	
E43	E44	C08	G22	N08	G23	E47	M08
E45				E46	G24	E48	
E49	E50	C09	G25	N09	G26	E53	M09
E51				E52	G27	E54	
E55	E56	C10	G28	N10	G29	E59	M10
E57				E58	G30	E60	

（注）1.「期中取得（処分）の明細」の各欄は、期末現在高がないものであっても期中において売却、購入又は評価換えを行った場合に記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 同一種類又は同一所在地のものについて、多数の売却先又は購入先がある場合には、売却先又は購入先ごとに記入してください。
3. 外国法人又は非居住者から購入したものについては、「売却（購入）先の所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

⑧	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I080010030

支払手形の内訳書

支払先		振出年月日 元号 年 月 日		支払期日 元号 年 月 日		支払銀行 名称		支払銀行 支店名		金額 円		摘要	
E01		N01		N02		E02		E03		G01		E04	
E05		N03		N04		E06		E07		G02		E08	
E09		N05		N06		E10		E11		G03		E12	
E13		N07		N08		E14		E15		G04		E16	
E17		N09		N10		E18		E19		G05		E20	
E21		N11		N12		E22		E23		G06		E24	
E25		N13		N14		E26		E27		G07		E28	
E29		N15		N16		E30		E31		G08		E32	
E33		N17		N18		E34		E35		G09		E36	
E37		N19		N20		E38		E39		G10		E40	
E41		N21		N22		E42		E43		G11		E44	
E45		N23		N24		E46		E47		G12		E48	
E49		N25		N26		E50		E51		G13		E52	
E53		N27		N28		E54		E55		G14		E56	
E57		N29		N30		E58		E59		G15		E60	
E61		N31		N32		E62		E63		G16		E64	
E65		N33		N34		E66		E67		G17		E68	
E69		N35		N36		E70		E71		G18		E72	
E73		N37		N38		E74		E75		G19		E76	
計										G20		E80	

（注）1. 一取引先に対する支払手形の総額が100万円以上のもの（100万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。

2. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。

① 金額の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には100万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）

② 金額を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「支払先」欄に記入するとともに、「金額」欄にその支店又は事業所等の合計金額（100万円未満のものも含む合計金額）を記入）

3. 融通手形については、各別に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。
なお、上記2②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

⑨ 法人番号		様式ＩＤ	NTA0HOI090010040

買掛金（未払金・未払費用）の内訳書

科目		相手先 名称（氏名）		相手先 所在地（住所）		期末現在高 円		摘要	
E01		E02		E03		G01		E04	
E05		E06		E07		G02		E08	
E09		E10		E11		G03		E12	
E13		E14		E15		G04		E16	
E17		E18		E19		G05		E20	
E21		E22		E23		G06		E24	
E25		E26		E27		G07		E28	
E29		E30		E31		G08		E32	
E33		E34		E35		G09		E36	
E37		E38		E39		G10		E40	
E41		E42		E43		G11		E44	
E45		E46		E47		G12		E48	
E49		E50		E51		G13		E52	
E53		E54		E55		G14		E56	
E57		E58		E59		G15		E60	
E61		E62		E63		G16		E64	
E65		E66		E67		G17		E68	
E69		E70		E71		G18		E72	
E73		E74		E75		G19		E76	
E77		E78		E79		G20		E80	
E81		E82		E83		G21		E84	
計						G22		E88	

（注）1. 「科目」欄には、買掛金、未払金、未払費用の別を記入してください。
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの（50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
3. 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「名称（氏名）」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、買掛金、未払金及び未払費用との合計口数で判断してください。
4. 未払金については、その取引内容を「摘要」欄に記入してください。
なお、上記3②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。
5. 配当金又は法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与（使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。）のうち未払となっているものがある場合には、次の欄にその内訳を記入してください。

未払配当金	支払確定年月日 元号 年 月 日		期末現在高 円		未払役員賞与	支払確定年月日 元号 年 月 日		期末現在高 円	
	N01		G23			N03		G25	
	N02		G24			N04		G26	

⑩ 法人番号		様式ＩＤ	NTA0HOI100010050

仮受金（前受金・預り金）の内訳書

科目		相手先 名称（氏名）		相手先 所在地（住所）		相手先 法人・代表者との関係		期末現在高 円		摘要	
E01		E02		E03		E04		G01		E05	
E06		E07		E08		E09		G02		E10	
E11		E12		E13		E14		G03		E15	
E16		E17		E18		E19		G04		E20	
E21		E22		E23		E24		G05		E25	
E26		E27		E28		E29		G06		E30	
E31		E32		E33		E34		G07		E35	
E36		E37		E38		E39		G08		E40	
E41		E42		E43		E44		G09		E45	
E46		E47		E48		E49		G10		E50	
E51		E52		E53		E54		G11		E55	
E56		E57		E58		E59		G12		E60	

（注）1.「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。
3. 相手先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
4. 上記2による記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
なお、相手先が「役員、株主又は関係会社」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「名称（氏名）」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、仮受金、前受金及び預り金との合計口数で判断してください。
5.「摘要」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。
なお、上記4②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。
6. 社内預金である場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、「摘要」欄には期中の支払利子額（未払利子を含みます。）をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳書

支払年月 元号 年 月分					所得の種類	期末現在高 円		支払年月 元号 年 月分					所得の種類	期末現在高 円	
L01			G13		G14		G15	L02			G16		G17		G18
L03			G19		G20		G21	L04			G22		G23		G24
L05			G25		G26		G27	L06			G28		G29		G30
L07			G31		G32		G33	L08			G34		G35		G36
L09			G37		G38		G39	L10			G40		G41		G42
L11			G43		G44		G45	L12			G46		G47		G48

（注）「所得の種類」欄には、給与所得は「1」、退職所得は「2」、報酬・料金等は「3」、利子所得は「4」、配当所得は「5」、非居住者等所得は「6」と簡記してください。

⑪ 法人番号		様式ＩＤ	NTA0HOI110010030

借入金及び支払利子の内訳書

借入先 名称（氏名）		借入先 所在地（住所）		借入先 法人・代表者との関係		期末現在高 円		期中の支払利子額 円		利率 %		担保の内容（物件の種類、数量、所在地等）	
E01		E02		E03		G01		G02		C01		E04	
E05		E06		E07		G03		G04		C02		E08	
E09		E10		E11		G05		G06		C03		E12	
E13		E14		E15		G07		G08		C04		E16	
E17		E18		E19		G09		G10		C05		E20	
E21		E22		E23		G11		G12		C06		E24	
E25		E26		E27		G13		G14		C07		E28	
E29		E30		E31		G15		G16		C08		E32	
E33		E34		E35		G17		G18		C09		E36	
E37		E38		E39		G19		G20		C10		E40	
E41		E42		E43		G21		G22		C11		E44	
E45		E46		E47		G23		G24		C12		E48	
E49		E50		E51		G25		G26		C13		E52	
E53		E54		E55		G27		G28		C14		E56	
計						G29		G30					

（注）1. 借入先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
2. 借入先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
また、「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額（未払利子を含みます。）が3万円以上」のものについては、各別に記入してください。
3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
なお、「借入先が役員、株主又は関係会社のもの」又は「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額（未払利子を含みます。）が3万円以上のもの」がある場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業等の名称を「名称（氏名）」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄及び「期中の支払利子額」欄にその支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
4.「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
5. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

⑫ 法人番号		様式ＩＤ	NTA0HOI120010040

土地の売上高等の内訳書

区分		商品の所在地 地目	商品の所在地 総面積 ㎡	売上(仲介)年・月 元号 年 月	売上(仲介)先 名称（氏名） 所在地（住所）	売上(仲介)面積 ㎡	売上金額(仲介手数料) 円	売上商品の取得年 元号 年
E01		E02		M01	E04	C02	G01	L01
		E03	C01		E05		G02	
E06		E07		M02	E09	C04	G03	L02
		E08	C03		E10		G04	
E11		E12		M03	E14	C06	G05	L03
		E13	C05		E15		G06	
E16		E17		M04	E19	C08	G07	L04
		E18	C07		E20		G08	
E21		E22		M05	E24	C10	G09	L05
		E23	C09		E25		G10	
E26		E27		M06	E29	C12	G11	L06
		E28	C11		E30		G12	
E31		E32		M07	E34	C14	G13	L07
		E33	C13		E35		G14	
E36		E37		M08	E39	C16	G15	L08
		E38	C15		E40		G16	
E41		E42		M09	E44	C18	G17	L09
		E43	C17		E45		G18	
E46		E47		M10	E49	C20	G19	L10
		E48	C19		E50		G20	

(注)1. 棚卸資産として保有している土地(土地の上に存する権利を含みます。)を売却した場合又は、土地等を仲介した場合に、取引金額の多額なものから各別に記入してください。
なお、記載口数が多い場合には、売上金額(仲介手数料)の多額なものから20口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 「区分」欄には、売上、仲介手数料の別を記入してください。
3. 土地付建物を売却又は仲介した場合で土地と建物の価額を区分経理していないときは、「売上金額(仲介手数料)」欄の上段にその価額の総額を記入してください。

⑬ 法人番号 | 様式ＩＤ NTA0HOI130010050

売上高等の事業所別内訳書

事業所の名称 所在地		責任者氏名 代表者との関係		事業等の内容		売上高 円		期末棚卸高 円		期末従事員数 人		源泉所得税納付署 署		摘要	
E01		E03		E05		G01		G02		G03		E06		E07	
E02		E04													
E08		E10		E12		G04		G05		G06		E13		E14	
E09		E11													
E15		E17		E19		G07		G08		G09		E20		E21	
E16		E18													
E22		E24		E26		G10		G11		G12		E27		E28	
E23		E25													
E29		E31		E33		G13		G14		G15		E34		E35	
E30		E32													
E36		E38		E40		G16		G17		G18		E41		E42	
E37		E39													
E43		E45		E47		G19		G20		G21		E48		E49	
E44		E46													
E50		E52		E54		G22		G23		G24		E55		E56	
E51		E53													
E57		E59		E61		G25		G26		G27		E62		E63	
E58		E60													
E64		E66		E68		G28		G29		G30		E69		E70	
E65		E67													
E71		E73		E75		G31		G32		G33		E76		E77	
E72		E74													
E78		E80		E82		G34		G35		G36		E83		E84	
E79		E81													
E85		E87		E89		G37		G38		G39		E90		E91	
E86		E88													
E92		E94		E96		G40		G41		G42		E97		E98	
E93		E95													
計				E99		G43		G44		G45					

（注）1. 期中に開設又は廃止した事業所については、「摘要」欄にその旨及び年月日を記入してください。
2.「計」欄は、損益計算書の該当金額と一致するように記入してください。
3.「事業等の内容」欄には、事業所において営んでいる事業等の内容を具体的に記入してください。

⑭ 法人番号		様式ＩＤ	NTAOHOI141010050

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳

役職名 / 担当業務	氏名 / 住所	代表者との関係	常勤・非常勤の別 1:常勤 2:非常勤	役員給与計 円	左の内訳 使用人職務分 円	使用人職務分以外 定期同額給与 円	事前確定届出給与 円	業績連動給与 円	その他 円	退職給与 円
G01 / E02	E03 / E05	G02	G03	G04	G05	G06	G07	G08	G09	G10
G11 / E08	E09 / E11	G12	G13	G14	G15	G16	G17	G18	G19	G20
G21 / E14	E15 / E17	G22	G23	G24	G25	G26	G27	G28	G29	G30
G31 / E20	E21 / E23	G32	G33	G34	G35	G36	G37	G38	G39	G40
G41 / E26	E27 / E29	G42	G43	G44	G45	G46	G47	G48	G49	G50
G51 / E32	E33 / E35	G52	G53	G54	G55	G56	G57	G58	G59	G60
G61 / E38	E39 / E41	G62	G63	G64	G65	G66	G67	G68	G69	G70
G71 / E44	E45 / E47	G72	G73	G74	G75	G76	G77	G78	G79	G80
G81 / E50	E51 / E53	G82	G83	G84	G85	G86	G87	G88	G89	G90
G91 / E56	E57 / E59	G92	G93	G94	G95	G96	G97	G98	G99	G100
計				G101	G102	G103	G104	G105	G106	G107

人件費の内訳

区分		総額 円	総額のうち代表者及びその家族分 円
役員給与		G108	G112
従業員	給与手当	G109	G113
	賃金手当	G110	G114
計		G111	G115

(注)1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください(他の役員についての記入順は任意)。
2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4.5.6以外の給与の金額を記入してください。
8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工員等の賃金等製造原価(又は売上原価)に算入されるものを記入してください。
9. 「役職名」及び「代表者との関係」については、以下の区分に従って、2桁の数字を記載してください。
「役職名」・・・01:代表取締役、02:常務取締役、03:専務取締役、04:取締役、05:監査役、11:有限責任社員、12:無限責任社員、21:代表社員、22:社員、31:理事長、32:副理事長、33:常務理事、34:専務理事、35:常任理事、36:理事、41:顧問、42:監事、99:その他役員
「代表者との関係」・・・01:本人、02:配偶者、03:父、04:母、07:長男、08:次男、09:三男、10:長女、11:次女、12:三女、13:子、14:孫、15:祖父、16:祖母、17:兄弟、18:姉妹、19:子の配偶者、22:伯父(叔父)、23:伯母(叔母)、24:従兄弟、25:従姉妹、26:甥、27:姪、90:その他

⑮ 法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I150010030

地代家賃等の内訳書

地代家賃の内訳																													
地代・家賃の区分		借地（借家）物件の用途 / 所在地			貸主の名称（氏名） / 貸主の所在地（住所）			支払対象期間 / 支払賃借料																			摘要	
									元号	年	月	日			元号	年	月	日										
E01		E02			E04			N01					～	N02													E06		
		E03			E05			G01	円																				
E07		E08			E10			N03					～	N04													E12		
		E09			E11			G02																					
E13		E14			E16			N05					～	N06													E18		
		E15			E17			G03																					
E19		E20			E22			N07					～	N08													E24		
		E21			E23			G04																					
E25		E26			E28			N09					～	N10													E30		
		E27			E29			G05																					
E31		E32			E34			N11					～	N12													E36		
		E33			E35			G06																					
E37		E38			E40			N13					～	N14													E42		
		E39			E41			G07																					
E43		E44			E46			N15					～	N16													E48		
		E45			E47			G08																					

権利金等の期中支払の内訳																	
支払先の名称（氏名） / 支払先の所在地（住所）		支払年月日 元号 年 月 日					支払金額 円			権利金等の内容			摘要	
E49		N17					G09			E51			E52	
E50														
E53		N18					G10			E55			E56	
E54														
E57		N19					G11			E59			E60	
E58														

(注)1. 借地又は借家に際して支払った権利金等がある場合には、「権利金等の期中支払の内訳」の各欄に記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、支払賃借料又は支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 権利金等を数回に分けて支払っている場合には、支払年月日ごとに記入してください。
3. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「貸主の所在地（住所）」及び「支払先の所在地（住所）」の各欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

工業所有権等の使用料の内訳書

名称		支払先の名称（氏名） / 支払先の所在地（住所）		契約期間 元号 年 月 ～ 元号 年 月								使用料等 支払対象期間 元号 年 月 ～ 元号 年 月								支払金額 円		摘要	
E61		E62		M01				～	M02			M03				～	M04				G12		E64	
		E63																						
E65		E66		M05				～	M06			M07				～	M08				G13		E68	
		E67																						
E69		E70		M09				～	M10			M11				～	M12				G14		E72	
		E71																						

(注)1. 「名称」欄には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の名称を記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「支払先の所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

⑯ | 法人番号 | | 様式ＩＤ | NTA0HOI160010030 |

雑益、雑損失等の内訳書

科目			取引の内容		相手先 名称（氏名）		相手先 所在地（住所）		金額 円	
雑益等	E01		E02		E03		E04		G01	
	E05		E06		E07		E08		G02	
	E09		E10		E11		E12		G03	
	E13		E14		E15		E16		G04	
	E17		E18		E19		E20		G05	
	E21		E22		E23		E24		G06	
	E25		E26		E27		E28		G07	
	E29		E30		E31		E32		G08	
	E33		E34		E35		E36		G09	
	E37		E38		E39		E40		G10	
雑損失等	E41		E42		E43		E44		G11	
	E45		E46		E47		E48		G12	
	E49		E50		E51		E52		G13	
	E53		E54		E55		E56		G14	
	E57		E58		E59		E60		G15	
	E61		E62		E63		E64		G16	
	E65		E66		E67		E68		G17	
	E69		E70		E71		E72		G18	
	E73		E74		E75		E76		G19	
	E77		E78		E79		E80		G20	

（注）1. 雑収入、雑益（損失）、固定資産売却益（損）、税金の還付金、貸倒損失等について、科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。
なお、土地の売却益（損）を「⑦固定資産（土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。）の内訳書」に記入している場合には、記入しなくても差し支えありません。
2. 取引の内容が「税金の還付金」のものについては、期末現在高が10万円未満であっても全て各別に記入してください。
3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
なお、取引の内容が「税金の還付金」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。

①	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I010010040

預貯金等の内訳書

金融機関名		支店名		種類		口座番号		期末現在高 円		摘要	
E01		E02		E03		E04		G01		E05	
E06		E07		E08		E09		G02		E10	
E11		E12		E13		E14		G03		E15	
E16		E17		E18		E19		G04		E20	
E21		E22		E23		E24		G05		E25	
E26		E27		E28		E29		G06		E30	
E31		E32		E33		E34		G07		E35	
E36		E37		E38		E39		G08		E40	
E41		E42		E43		E44		G09		E45	
E46		E47		E48		E49		G10		E50	
E51		E52		E53		E54		G11		E55	
E56		E57		E58		E59		G12		E60	
E61		E62		E63		E64		G13		E65	
E66		E67		E68		E69		G14		E70	
E71		E72		E73		E74		G15		E75	
E76		E77		E78		E79		G16		E80	
E81		E82		E83		E84		G17		E85	
E86		E87		E88		E89		G18		E90	
E91		E92		E93		E94		G19		E95	
E96		E97		E98		E99		G20		E100	
E101		E102		E103		E104		G21		E105	
E106		E107		E108		E109		G22		E110	
E111		E112		E113		E114		G23		E115	
計								G24		E116	

（注）１．取引金融機関別に、かつ、預貯金の種類別に記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
２．預貯金等の名義人が代表者になっているなど法人名と異なる場合には、「摘要」欄に「名義人○○○○」のようにその名義人を記入して下さい。

②	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H01020010040

受取手形の内訳書

登録番号 法人番号	振出人	振出年月日 元号 年 月 日	支払期日 元号 年 月 日	支払銀行 名称	支払銀行 支店名	金額 円	割引銀行名及び支店名等	摘要
G20 T G21	E01	N01	N02	E02	E03	G01	E04	E05
G22 T G23	E06	N03	N04	E07	E08	G02	E09	E10
G24 T G25	E11	N05	N06	E12	E13	G03	E14	E15
G26 T G27	E16	N07	N08	E17	E18	G04	E19	E20
G28 T G29	E21	N09	N10	E22	E23	G05	E24	E25
G30 T G31	E26	N11	N12	E27	E28	G06	E29	E30
G32 T G33	E31	N13	N14	E32	E33	G07	E34	E35
G34 T G35	E36	N15	N16	E37	E38	G08	E39	E40
G36 T G37	E41	N17	N18	E42	E43	G09	E44	E45
G38 T G39	E46	N19	N20	E47	E48	G10	E49	E50
G40 T G41	E51	N21	N22	E52	E53	G11	E54	E55
G42 T G43	E56	N23	N24	E57	E58	G12	E59	E60
G44 T G45	E61	N25	N26	E62	E63	G13	E64	E65
G46 T G47	E66	N27	N28	E67	E68	G14	E69	E70
G48 T G49	E71	N29	N30	E72	E73	G15	E74	E75
G50 T G51	E76	N31	N32	E77	E78	G16	E79	E80
G52 T G53	E81	N33	N34	E82	E83	G17	E84	E85
G54 T G55	E86	N35	N36	E87	E88	G18	E89	E90
計						G19		E91

（注）1. 一取引先からの受取手形の総額が100万円以上のもの（100万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
なお、一括して記入するもののうち、割引したものについては割引銀行ごとに区分して記入してください。

2. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 金額の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には100万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
② 金額を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「振出人」欄に記入するとともに、「金額」欄にその支店又は事業所等の合計金額（100万円未満のものも含む合計金額）を記入）

3. 上記2②の記載方法による場合には、次の4.5.6を記入しなくても差し支えありません。
4. 融通手形については、各別に記入し「摘要」欄にその旨を記入してください。
5. 為替手形の場合は、引受人の氏名及び住所を「摘要」欄に記入してください。
6. 差出人と債務者とが異なる場合には、その債務者の氏名及び住所を「摘要」欄に記入してください。
7.「登録番号（法人番号）」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「振出人」欄の記載を省略しても差し支えありません。
8.「割引銀行名及び支店名等」欄には、割引銀行名及び支店名又は裏書譲渡先名を記入してください。

③	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I030010040

売掛金(未収入金)の内訳書

科目		登録番号 法人番号		相手先 名称(氏名)		相手先 所在地(住所)		期末現在高 円		摘要	
E01		G21	T	E02		E03		G01		E04	
		G22									
E05		G23	T	E06		E07		G02		E08	
		G24									
E09		G25	T	E10		E11		G03		E12	
		G26									
E13		G27	T	E14		E15		G04		E16	
		G28									
E17		G29	T	E18		E19		G05		E20	
		G30									
E21		G31	T	E22		E23		G06		E24	
		G32									
E25		G33	T	E26		E27		G07		E28	
		G34									
E29		G35	T	E30		E31		G08		E32	
		G36									
E33		G37	T	E34		E35		G09		E36	
		G38									
E37		G39	T	E38		E39		G10		E40	
		G40									
E41		G41	T	E42		E43		G11		E44	
		G42									
E45		G43	T	E46		E47		G12		E48	
		G44									
E49		G45	T	E50		E51		G13		E52	
		G46									
E53		G47	T	E54		E55		G14		E56	
		G48									
E57		G49	T	E58		E59		G15		E60	
		G50									
E61		G51	T	E62		E63		G16		E64	
		G52									
E65		G53	T	E66		E67		G17		E68	
		G54									
E69		G55	T	E70		E71		G18		E72	
		G56									
E73		G57	T	E74		E75		G19		E76	
		G58									
計								G20		E77	

(注)1. 「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
3. 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入(支店又は事業所等の名称を「名称(氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額(50万円未満のものも含む合計金額)を記入)
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、売掛金と未収入金との合計口数で判断してください。
4. 「登録番号(法人番号)」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「名称(氏名)」欄及び「所在地(住所)」欄の記載を省略しても差し支えありません。
5. 未収入金については、その取引内容を「摘要」欄に記入してください。
なお、上記3②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

④	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I040010040

仮払金（前渡金）の内訳書

科目		登録番号 法人番号		相手先 名称（氏名）		相手先 所在地（住所）		相手先 法人・代表者との関係		期末現在高		摘要	
E01		G25	T	E02		E03		E04		G01		E05	
		G26											
E06		G27	T	E07		E08		E09		G02		E10	
		G28											
E11		G29	T	E12		E13		E14		G03		E15	
		G30											
E16		G31	T	E17		E18		E19		G04		E20	
		G32											
E21		G33	T	E22		E23		E24		G05		E25	
		G34											
E26		G35	T	E27		E28		E29		G06		E30	
		G36											
E31		G37	T	E32		E33		E34		G07		E35	
		G38											
E36		G39	T	E37		E38		E39		G08		E40	
		G40											

（注）1. 「科目」欄には、仮払金、前渡金の別を記入してください。
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。
3. 相手先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
4. 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
なお、相手先が「役員、株主又は関係会社」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「名称（氏名）」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、仮払金と前渡金との合計口数で判断してください。
5. 「登録番号（法人番号）」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「名称（氏名）」欄及び「所在地（住所）」欄の記載を省略しても差し支えありません。
6. 「摘要」欄には、例えば「機械設備の購入手付金」、「仮払税金」等と記入してください。
なお、上記4②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

貸付金及び受取利息の内訳書

登録番号 法人番号		貸付先 名称（氏名）		貸付先 所在地（住所）		貸付先 法人・代表者との関係		期末現在高		期中の受取利息額		利率		担保の内容（物件の種類、数量、所在地等）	
G41	T	E41		E42		E43		G09		G10		C01		E44	
G42															
G43	T	E45		E46		E47		G11		G12		C02		E48	
G44															
G45	T	E49		E50		E51		G13		G14		C03		E52	
G46															
G47	T	E53		E54		E55		G15		G16		C04		E56	
G48															
G49	T	E57		E58		E59		G17		G18		C05		E60	
G50															
G51	T	E61		E62		E63		G19		G20		C06		E64	
G52															
G53	T	E65		E66		E67		G21		G22		C07		E68	
G54															
計								G23		G24					

（注）1. 貸付先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
2. 貸付先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
また、「期末現在高がないものであっても期中の受取利息額（未収利息を含みます。）が3万円以上」のものについては、各別に記入してください。
3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
なお、「貸付先が役員、株主又は関係会社のもの」又は「期末現在高がないものであっても期中の受取利息額（未収利息を含みます。）が3万円以上のもの」がある場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「名称（氏名）」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄及び「期中の受取利息額」欄にその支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
4. 「登録番号（法人番号）」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「名称（氏名）」欄及び「所在地（住所）」欄の記載を省略しても差し支えありません。
5. 「利率」欄には、同一の貸付先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における受取利息の利率を記入してください。

⑤	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I050010040

棚卸資産（商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品）の内訳書

科目		品目		数量		単価 円		期末現在高 円		摘要	
E01		E02		C01		C02		G01		E03	
E04		E05		C03		C04		G02		E06	
E07		E08		C05		C06		G03		E09	
E10		E11		C07		C08		G04		E12	
E13		E14		C09		C10		G05		E15	
E16		E17		C11		C12		G06		E18	
E19		E20		C13		C14		G07		E21	
E22		E23		C15		C16		G08		E24	
E25		E26		C17		C18		G09		E27	
E28		E29		C19		C20		G10		E30	
E31		E32		C21		C22		G11		E33	
E34		E35		C23		C24		G12		E36	
E37		E38		C25		C26		G13		E39	
E40		E41		C27		C28		G14		E42	
E43		E44		C29		C30		G15		E45	
E46		E47		C31		C32		G16		E48	
E49		E50		C33		C34		G17		E51	
E52		E53		C35		C36		G18		E54	
E55		E56		C37		C38		G19		E57	
E58		E59		C39		C40		G20		E60	
E61		E62		C41		C42		G21		E63	
計								G22		E64	

（注）1.「科目」欄には、商品又は製品、半製品、仕掛品（半成工事を含みます。）、原材料、貯蔵品、作業くず、副産物等のように記入してください。
　なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2.「品目」欄には、例えば「紳士用革靴」のように記入し、それ以上細分して記入しなくても差し支えありません。
3. 評価換えを行った場合には、「摘要」欄に「評価損○○○円」のようにその評価増減額を記入してください。

⑥	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I060010040

有価証券の内訳書

区分 種類 銘柄	期末現在高		期中増（減）の明細				摘要
	数量	金額 円	異動年月日 元号 年 月 日 異動事由	数量	金額 円	売却（買入）先の名称（氏名） 売却（買入）先の所在地（住所）	
E01	C01	G01	N01	C02	G03	E05	E07
E02		G02	E04			E06	
E03							
E08	C03	G04	N02	C04	G06	E12	E14
E09		G05	E11			E13	
E10							
E15	C05	G07	N03	C06	G09	E19	E21
E16		G08	E18			E20	
E17							
E22	C07	G10	N04	C08	G12	E26	E28
E23		G11	E25			E27	
E24							
E29	C09	G13	N05	C10	G15	E33	E35
E30		G14	E32			E34	
E31							
E36	C11	G16	N06	C12	G18	E40	E42
E37		G17	E39			E41	
E38							
E43	C13	G19	N07	C14	G21	E47	E49
E44		G20	E46			E48	
E45							
E50	C15	G22	N08	C16	G24	E54	E56
E51		G23	E53			E55	
E52							
E57	C17	G25	N09	C18	G27	E61	E63
E58		G26	E60			E62	
E59							
E64	C19	G28	N10	C20	G30	E68	E70
E65		G29	E67			E69	
E66							
計		G31			G32		

（注）1.「区分」には、「売買目的有価証券」、「満期保有目的等有価証券」又は「その他有価証券」の別に「売買」、「満期」又は「その他」を記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 売買目的有価証券に属する有価証券については、「期末現在高」欄の上欄に時価評価前の帳簿価額を記入し、下欄にその時価評価した後の金額を記入し、それ以外のものについては、下欄に帳簿価額を記入してください。
また、「計」欄には、下欄の合計を記入してください。
3.「期中増（減）の明細」の各欄は、期末現在高がないものであっても期中において「売却」、「買入」、「増資払込」、「評価換」等を行った場合に記入してください。
4. 証券会社等を通じて売却又は買入をした場合は、その証券会社名等を「売却（買入）先の名称（氏名）」欄に記入してください。
5.「摘要」欄には、関係会社のものであるときはその旨を記入してください。

⑦	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I070010050

固定資産（土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。）の内訳書

種類・構造	用途	面積 ㎡	期末現在高	期中取得（処分）の明細					
				異動年月日 元号 年 月 日	取得（処分）価額	登録番号	売却（購入）先の名称（氏名）	売却物件の取得年月	
物件の所在地			円	異動事由	異動直前の帳簿価額 円	法人番号	売却（購入）先の所在地（住所）	元号 年 月	
E01	E02	C01	G01	N01	G02	G31 T	E05	M01	
E03				E04	G03	G32	E06		
E07	E08	C02	G04	N02	G05	G33 T	E11	M02	
E09				E10	G06	G34	E12		
E13	E14	C03	G07	N03	G08	G35 T	E17	M03	
E15				E16	G09	G36	E18		
E19	E20	C04	G10	N04	G11	G37 T	E23	M04	
E21				E22	G12	G38	E24		
E25	E26	C05	G13	N05	G14	G39 T	E29	M05	
E27				E28	G15	G40	E30		
E31	E32	C06	G16	N06	G17	G41 T	E35	M06	
E33				E34	G18	G42	E36		
E37	E38	C07	G19	N07	G20	G43 T	E41	M07	
E39				E40	G21	G44	E42		
E43	E44	C08	G22	N08	G23	G45 T	E47	M08	
E45				E46	G24	G46	E48		
E49	E50	C09	G25	N09	G26	G47 T	E53	M09	
E51				E52	G27	G48	E54		
E55	E56	C10	G28	N10	G29	G49 T	E59	M10	
E57				E58	G30	G50	E60		

（注）1. 「期中取得（処分）の明細」の各欄は、期末現在高がないものであっても期中において売却、購入又は評価換えを行った場合に記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。

2. 同一種類又は同一所在地のものについて、多数の売却先又は購入先がある場合には、売却先又は購入先ごとに記入してください。

3. 「登録番号（法人番号）」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「売却(購入)先の名称(氏名)」欄及び「売却(購入)先の所在地（住所)」欄の記載を省略しても差し支えありません。

4. 外国法人又は非居住者から購入したものについては、「売却（購入）先の所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください

⑧ 法人番号 | | 様式ＩＤ | NTA0H0I080010040 |

支払手形の内訳書

登録番号 / 法人番号		支払先		振出年月日 元号 年 月 日					支払期日 元号 年 月 日					支払銀行 名称		支払銀行 支店名		金額 円		摘要	
G21	T	E01		N01					N02					E02		E03		G01		E04	
G22																					
G23	T	E05		N03					N04					E06		E07		G02		E08	
G24																					
G25	T	E09		N05					N06					E10		E11		G03		E12	
G26																					
G27	T	E13		N07					N08					E14		E15		G04		E16	
G28																					
G29	T	E17		N09					N10					E18		E19		G05		E20	
G30																					
G31	T	E21		N11					N12					E22		E23		G06		E24	
G32																					
G33	T	E25		N13					N14					E26		E27		G07		E28	
G34																					
G35	T	E29		N15					N16					E30		E31		G08		E32	
G36																					
G37	T	E33		N17					N18					E34		E35		G09		E36	
G38																					
G39	T	E37		N19					N20					E38		E39		G10		E40	
G40																					
G41	T	E41		N21					N22					E42		E43		G11		E44	
G42																					
G43	T	E45		N23					N24					E46		E47		G12		E48	
G44																					
G45	T	E49		N25					N26					E50		E51		G13		E52	
G46																					
G47	T	E53		N27					N28					E54		E55		G14		E56	
G48																					
G49	T	E57		N29					N30					E58		E59		G15		E60	
G50																					
G51	T	E61		N31					N32					E62		E63		G16		E64	
G52																					
G53	T	E65		N33					N34					E66		E67		G17		E68	
G54																					
G55	T	E69		N35					N36					E70		E71		G18		E72	
G56																					
G57	T	E73		N37					N38					E74		E75		G19		E76	
G58																					
計																		G20		E80	

(注) 1. 一取引先に対する支払手形の総額が100万円以上のもの(100万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
2. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 金額の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には100万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
② 金額を自社の支店又は事業所別等で記入(支店又は事業所等の名称を「支払先」欄に記入するとともに、「金額」欄にその支店又は事業所等の合計金額(100万円未満のものも含む合計金額)を記入)
3. 「登録番号(法人番号)」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「支払先」欄の記載を省略しても差し支えありません。
4. 融通手形については、各別に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。
なお、上記2②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

⑨	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I090010050

買掛金(未払金・未払費用)の内訳書

科目		登録番号 法人番号		相手先 名称(氏名)		相手先 所在地(住所)		期末現在高		摘要	
E01		G27	T	E02		E03		G01		E04	
		G28									
E05		G29	T	E06		E07		G02		E08	
		G30									
E09		G31	T	E10		E11		G03		E12	
		G32									
E13		G33	T	E14		E15		G04		E16	
		G34									
E17		G35	T	E18		E19		G05		E20	
		G36									
E21		G37	T	E22		E23		G06		E24	
		G38									
E25		G39	T	E26		E27		G07		E28	
		G40									
E29		G41	T	E30		E31		G08		E32	
		G42									
E33		G43	T	E34		E35		G09		E36	
		G44									
E37		G45	T	E38		E39		G10		E40	
		G46									
E41		G47	T	E42		E43		G11		E44	
		G48									
E45		G49	T	E46		E47		G12		E48	
		G50									
E49		G51	T	E50		E51		G13		E52	
		G52									
E53		G53	T	E54		E55		G14		E56	
		G54									
E57		G55	T	E58		E59		G15		E60	
		G56									
E61		G57	T	E62		E63		G16		E64	
		G58									
E65		G59	T	E66		E67		G17		E68	
		G60									
E69		G61	T	E70		E71		G18		E72	
		G62									
E73		G63	T	E74		E75		G19		E76	
		G64									
E77		G65	T	E78		E79		G20		E80	
		G66									
E81		G67	T	E82		E83		G21		E84	
		G68									
計								G22		E88	

(注)1.「科目」欄には、買掛金、未払金、未払費用の別を記入してください。
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
3. 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入(支店又は事業所等の名称を「名称(氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額(50万円未満のものも含む合計金額)を記入)
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、買掛金、未払金及び未払費用との合計口数で判断してください。
4.「登録番号(法人番号)」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「名称(氏名)」欄及び「所在地(住所)」欄の記載を省略しても差し支えありません。
5. 未払金については、その取引内容を「摘要」欄に記入してください。
なお、上記3②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。
6. 配当金又は法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。)のうち未払となっているものがある場合には、次の欄にその内訳を記入してください。

未払配当金	支払確定年月日 元号 年 月 日		期末現在高		未払役員賞与	支払確定年月日 元号 年 月 日		期末現在高	
	N01		G23			N03		G25	
	N02		G24			N04		G26	

⑩	法人番号		様式ＩＤ	NTA0H0I100010060

仮受金（前受金・預り金）の内訳書

科目		登録番号 法人番号		相手先 名称（氏名）		相手先 所在地（住所）		相手先 法人・代表者との関係		期末現在高 円		摘要	
E01		G49	T	E02		E03		E04		G01		E05	
		G50											
E06		G51	T	E07		E08		E09		G02		E10	
		G52											
E11		G53	T	E12		E13		E14		G03		E15	
		G54											
E16		G55	T	E17		E18		E19		G04		E20	
		G56											
E21		G57	T	E22		E23		E24		G05		E25	
		G58											
E26		G59	T	E27		E28		E29		G06		E30	
		G60											
E31		G61	T	E32		E33		E34		G07		E35	
		G62											
E36		G63	T	E37		E38		E39		G08		E40	
		G64											
E41		G65	T	E42		E43		E44		G09		E45	
		G66											
E46		G67	T	E47		E48		E49		G10		E50	
		G68											
E51		G69	T	E52		E53		E54		G11		E55	
		G70											
E56		G71	T	E57		E58		E59		G12		E60	
		G72											

（注）1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。
3. 相手先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
4. 上記2による記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
なお、相手先が「役員、株主又は関係会社」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「名称（氏名）」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、仮受金、前受金及び預り金との合計口数で判断してください。
5. 「登録番号（法人番号）」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「名称（氏名）」欄及び「所在地（住所）」欄の記載を省略しても差し支えありません。
6. 「摘要」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。
なお、上記4②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。
7. 社内預金である場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、「摘要」欄には期中の支払利子額（未払利子を含みます。）をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳書

支払年月 元号	年	月分		所得の種類		期末現在高 円		支払年月 元号	年	月分		所得の種類		期末現在高 円	
L01			G13	G14		G15		L02			G16	G17		G18	
L03			G19	G20		G21		L04			G22	G23		G24	
L05			G25	G26		G27		L06			G28	G29		G30	
L07			G31	G32		G33		L08			G34	G35		G36	
L09			G37	G38		G39		L10			G40	G41		G42	
L11			G43	G44		G45		L12			G46	G47		G48	

（注）「所得の種類」欄には、給与所得は「1」、退職所得は「2」、報酬・料金等は「3」、利子所得は「4」、配当所得は、「5」非居住者等所得は「6」と簡記してください。

⑪ 法人番号		様式ＩＤ	NTA0HOI110010030

借入金及び支払利子の内訳書

借入先 名称（氏名）		借入先 所在地（住所）		借入先 法人・代表者との関係		期末現在高 円		期中の支払利子額 円		利率 %		担保の内容（物件の種類、数量、所在地等）	
E01		E02		E03		G01		G02		C01		E04	
E05		E06		E07		G03		G04		C02		E08	
E09		E10		E11		G05		G06		C03		E12	
E13		E14		E15		G07		G08		C04		E16	
E17		E18		E19		G09		G10		C05		E20	
E21		E22		E23		G11		G12		C06		E24	
E25		E26		E27		G13		G14		C07		E28	
E29		E30		E31		G15		G16		C08		E32	
E33		E34		E35		G17		G18		C09		E36	
E37		E38		E39		G19		G20		C10		E40	
E41		E42		E43		G21		G22		C11		E44	
E45		E46		E47		G23		G24		C12		E48	
E49		E50		E51		G25		G26		C13		E52	
E53		E54		E55		G27		G28		C14		E56	
計						G29		G30					

（注）1. 借入先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
2. 借入先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
また、「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額（未払利子を含みます。）が3万円以上」のものについては、各別に記入してください。
3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
なお、「借入先が役員、株主又は関係会社のもの」又は「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額（未払利子を含みます。）が3万円以上のもの」がある場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業等の名称を「名称（氏名）」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄及び「期中の支払利子額」欄にその支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
4.「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
5. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

⑫ 法人番号 | | 様式ＩＤ | NTA0H0I120010050

土地の売上高等の内訳書

区分	商品の所在地 地目	商品の所在地 総面積㎡	売上(仲介)年・月 元号 年 月	登録番号 法人番号	売上(仲介)先 名称（氏名） 所在地（住所）	売上(仲介)面積㎡	売上金額(仲介手数料)円	売上商品の取得年 元号 年
E01	E02	C01	M01	G21 T	E04	C02	G01	L01
	E03			G22	E05		G02	
E06	E07	C03	M02	G23 T	E09	C04	G03	L02
	E08			G24	E10		G04	
E11	E12	C05	M03	G25 T	E14	C06	G05	L03
	E13			G26	E15		G06	
E16	E17	C07	M04	G27 T	E19	C08	G07	L04
	E18			G28	E20		G08	
E21	E22	C09	M05	G29 T	E24	C10	G09	L05
	E23			G30	E25		G10	
E26	E27	C11	M06	G31 T	E29	C12	G11	L06
	E28			G32	E30		G12	
E31	E32	C13	M07	G33 T	E34	C14	G13	L07
	E33			G34	E35		G14	
E36	E37	C15	M08	G35 T	E39	C16	G15	L08
	E38			G36	E40		G16	
E41	E42	C17	M09	G37 T	E44	C18	G17	L09
	E43			G38	E45		G18	
E46	E47	C19	M10	G39 T	E49	C20	G19	L10
	E48			G40	E50		G20	

（注）1. 棚卸資産として保有している土地（土地の上に存する権利を含みます。）を売却した場合又は、土地等を仲介した場合に、取引金額の多額なものから各別に記入してください。
なお、記載口数が多い場合には、売上金額（仲介手数料）の多額なものから20口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 「区分」欄には、売上、仲介手数料の別を記入してください。
3. 「登録番号（法人番号）」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「名称（氏名）」欄及び「所在地（住所）」欄の記載を省略しても差し支えありません。
4. 土地付建物を売却又は仲介した場合で土地と建物の価額を区分経理していないときは、「売上金額(仲介手数料)」欄の上段にその価額の総額を記入してください。

⑬ 法人番号 | 様式ＩＤ NTA0HOI130010050

売上高等の事業所別内訳書

事業所の名称 所在地		責任者氏名 代表者との関係		事業等の内容		売上高 円		期末棚卸高 円		期末従事員数 人		源泉所得税納付署 署		摘要	
E01		E03		E05		G01		G02		G03		E06		E07	
E02		E04													
E08		E10		E12		G04		G05		G06		E13		E14	
E09		E11													
E15		E17		E19		G07		G08		G09		E20		E21	
E16		E18													
E22		E24		E26		G10		G11		G12		E27		E28	
E23		E25													
E29		E31		E33		G13		G14		G15		E34		E35	
E30		E32													
E36		E38		E40		G16		G17		G18		E41		E42	
E37		E39													
E43		E45		E47		G19		G20		G21		E48		E49	
E44		E46													
E50		E52		E54		G22		G23		G24		E55		E56	
E51		E53													
E57		E59		E61		G25		G26		G27		E62		E63	
E58		E60													
E64		E66		E68		G28		G29		G30		E69		E70	
E65		E67													
E71		E73		E75		G31		G32		G33		E76		E77	
E72		E74													
E78		E80		E82		G34		G35		G36		E83		E84	
E79		E81													
E85		E87		E89		G37		G38		G39		E90		E91	
E86		E88													
E92		E94		E96		G40		G41		G42		E97		E98	
E93		E95													
計				E99		G43		G44		G45					

（注）1. 期中に開設又は廃止した事業所については、「摘要」欄にその旨及び年月日を記入してください。
2.「計」欄は、損益計算書の該当金額と一致するように記入してください。
3.「事業等の内容」欄には、事業所において営んでいる事業等の内容を具体的に記入してください。

⑭ 法人番号 | 様式ＩＤ NTAOHOI141010050

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳

役職名 / 担当業務	氏名 / 住所	代表者との関係	常勤・非常勤の別 1:常勤 2:非常勤	役員給与計 円	左の内訳 使用人職務分 円	左の内訳 使用人職務分以外 定期同額給与 円	左の内訳 使用人職務分以外 事前確定届出給与 円	左の内訳 使用人職務分以外 業績連動給与 円	左の内訳 使用人職務分以外 その他 円	退職給与 円
G01 / E02	E03 / E05	G02	G03	G04	G05	G06	G07	G08	G09	G10
G11 / E08	E09 / E11	G12	G13	G14	G15	G16	G17	G18	G19	G20
G21 / E14	E15 / E17	G22	G23	G24	G25	G26	G27	G28	G29	G30
G31 / E20	E21 / E23	G32	G33	G34	G35	G36	G37	G38	G39	G40
G41 / E26	E27 / E29	G42	G43	G44	G45	G46	G47	G48	G49	G50
G51 / E32	E33 / E35	G52	G53	G54	G55	G56	G57	G58	G59	G60
G61 / E38	E39 / E41	G62	G63	G64	G65	G66	G67	G68	G69	G70
G71 / E44	E45 / E47	G72	G73	G74	G75	G76	G77	G78	G79	G80
G81 / E50	E51 / E53	G82	G83	G84	G85	G86	G87	G88	G89	G90
G91 / E56	E57 / E59	G92	G93	G94	G95	G96	G97	G98	G99	G100
計				G101	G102	G103	G104	G105	G106	G107

人件費の内訳

区分		総額 円	総額のうち代表者及びその家族分 円
役員給与		G108	G112
従業員	給与手当	G109	G113
	賃金手当	G110	G114
計		G111	G115

(注)1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください(他の役員についての記入順は任意)。
2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4.5.6以外の給与の金額を記入してください。
8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工員等の賃金等製造原価(又は売上原価)に算入されるものを記入してください。
9. 「役職名」及び「代表者との関係」については、以下の区分に従って、2桁の数字を記載してください。
「役職名」・・・01:代表取締役、02:常務取締役、03:専務取締役、04:取締役、05:監査役、11:有限責任社員、12:無限責任社員、21:代表社員、22:社員、31:理事長、32:副理事長、33:常務理事、34:専務理事、35:常任理事、36:理事、41:顧問、42:監事、99:その他役員
「代表者との関係」・・・01:本人、02:配偶者、03:父、04:母、07:長男、08:次男、09:三男、10:長女、11:次女、12:三女、13:子、14:孫、15:祖父、16:祖母、17:兄弟、18:姉妹、19:子の配偶者、22:伯父(叔父)、23:伯母(叔母)、24:従兄弟、25:従姉妹、26:甥、27:姪、90:その他

⑮ 法人番号 | | 様式ＩＤ | NTA0H0I150010040 |

地代家賃等の内訳書

地代家賃の内訳

地代・家賃の区分	借地（借家）物件の用途 / 所在地	登録番号 / 法人番号	貸主の名称（氏名） / 貸主の所在地（住所）	支払対象期間 支払賃借料 円	摘要
E01	E02	G15 T	E04	N01 元号 年 月 日 ～ N02 元号 年 月 日	E06
	E03	G16	E05	G01	
E07	E08	G17 T	E10	N03 元号 年 月 日 ～ N04 元号 年 月 日	E12
	E09	G18	E11	G02	
E13	E14	G19 T	E16	N05 元号 年 月 日 ～ N06 元号 年 月 日	E18
	E15	G20	E17	G03	
E19	E20	G21 T	E22	N07 元号 年 月 日 ～ N08 元号 年 月 日	E24
	E21	G22	E23	G04	
E25	E26	G23 T	E28	N09 元号 年 月 日 ～ N10 元号 年 月 日	E30
	E27	G24	E29	G05	
E31	E32	G25 T	E34	N11 元号 年 月 日 ～ N12 元号 年 月 日	E36
	E33	G26	E35	G06	
E37	E38	G27 T	E40	N13 元号 年 月 日 ～ N14 元号 年 月 日	E42
	E39	G28	E41	G07	
E43	E44	G29 T	E46	N15 元号 年 月 日 ～ N16 元号 年 月 日	E48
	E45	G30	E47	G08	

権利金等の期中支払の内訳

登録番号 / 法人番号	支払先の名称（氏名） / 支払先の所在地（住所）	支払年月日 元号 年 月 日	支払金額 円	権利金等の内容	摘要
G31 T	E49	N17	G09	E51	E52
G32	E50				
G33 T	E53	N18	G10	E55	E56
G34	E54				
G35 T	E57	N19	G11	E59	E60
G36	E58				

（注）1. 借地又は借家に際して支払った権利金等がある場合には、「権利金等の期中支払の内訳」の各欄に記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、支払賃借料又は支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 権利金等を数回に分けて支払っている場合には、支払年月日ごとに記入してください。
3. 「登録番号(法人番号)」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「貸主の名称（氏名）」欄及び「貸主の所在地（住所）」欄、「支払先の名称（氏名）」欄及び「支払先の所在地（住所）」の記載を省略しても差し支えありません。
4. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「貸主の所在地（住所）」及び「支払先の所在地（住所）」の各欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

工業所有権等の使用料の内訳書

名称	登録番号 / 法人番号	支払先の名称（氏名） / 支払先の所在地（住所）	契約期間 元号 年 月 ～ 元号 年 月	使用料等 支払対象期間 元号 年 月 ～ 元号 年 月 / 支払金額 円	摘要
E61	G37 T	E62	M01 ～ M02	M03 ～ M04 / G12	E64
	G38	E63			
E65	G39 T	E66	M05 ～ M06	M07 ～ M08 / G13	E68
	G40	E67			
E69	G41 T	E70	M09 ～ M10	M11 ～ M12 / G14	E72
	G42	E71			

（注）1. 「名称」欄には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の名称を記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 「登録番号（法人番号）」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「支払先の名称（氏名）」欄及び「支払先の所在地（住所）」の記載を省略しても差し支えありません。
3. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「支払先の所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

⑯

法人番号	

様式ＩＤ	NTA0HOI160010040

雑益、雑損失等の内訳書

	科目		取引の内容		登録番号 法人番号		相手先 名称（氏名）		相手先 所在地（住所）		金額 円	
雑益等	E01		E02		G21	T	E03		E04		G01	
					G22							
	E05		E06		G23	T	E07		E08		G02	
					G24							
	E09		E10		G25	T	E11		E12		G03	
					G26							
	E13		E14		G27	T	E15		E16		G04	
					G28							
	E17		E18		G29	T	E19		E20		G05	
					G30							
	E21		E22		G31	T	E23		E24		G06	
					G32							
	E25		E26		G33	T	E27		E28		G07	
					G34							
	E29		E30		G35	T	E31		E32		G08	
					G36							
	E33		E34		G37	T	E35		E36		G09	
					G38							
	E37		E38		G39	T	E39		E40		G10	
					G40							
雑損失等	E41		E42		G41	T	E43		E44		G11	
					G42							
	E45		E46		G43	T	E47		E48		G12	
					G44							
	E49		E50		G45	T	E51		E52		G13	
					G46							
	E53		E54		G47	T	E55		E56		G14	
					G48							
	E57		E58		G49	T	E59		E60		G15	
					G50							
	E61		E62		G51	T	E63		E64		G16	
					G52							
	E65		E66		G53	T	E67		E68		G17	
					G54							
	E69		E70		G55	T	E71		E72		G18	
					G56							
	E73		E74		G57	T	E75		E76		G19	
					G58							
	E77		E78		G59	T	E79		E80		G20	
					G60							

（注）1. 雑収入、雑益（損失）、固定資産売却益（損）、税金の還付金、貸倒損失等について、科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。
なお、土地の売却益（損）を「⑦固定資産（土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。）の内訳書」に記入している場合には、記入しなくても差し支えありません。
2. 取引の内容が「税金の還付金」のものについては、期末現在高が10万円未満であっても全て各別に記入してください。
3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
なお、取引の内容が「税金の還付金」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
4. 「登録番号（法人番号）」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「名称（氏名）」欄及び「所在地（住所）」欄の記載を省略しても差し支えありません。

法人事業概況説明書

様式ＩＤ　NTA0HOK010010070

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の様式に別途記載の上、添付願います。

注１　⑴の有・売上欄に該当がある場合
注２　運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
注３　金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
注４　「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社（貴法人）が同族会社の場合に記載してください。

法人名			事業年度			年	月	日	自社ホームページの有無（有：1 無：2）	
屋号	E01		自	N01	令和				G01	
法人名	F04		至	N02	令和					
電話番号	F07	— —								
法人番号	F02		自社ホームページアドレス	E02						

1 事業内容

E03	業		
E04			

2 支店・子会社の状況

⑴支店	国内	支店・店舗数	G02				
	海外	支店・店舗数	G03				
		所在地国１	E05		従業員数	G04	
		所在地国２	E06		従業員数	G05	
⑵子会社	国内	国内子会社の数	G06				
	海外	海外子会社の数	G07		うち出資割合が50%以上の海外子会社の数	G08	
		子会社名称	E07		出資割合%	G09	%
		子会社名称	E08		出資割合%	G10	%

3 海外取引状況

⑴取引種類（該当：1　非該当：2）

無		輸入		輸出	
G11		G12		G13	

相手国	主な商品	取引金額（百万円）	
		G14	輸入
		G15	輸出

⑵輸の出入海外取引（有：1 無：2） G16

（該当：1　非該当：2）

手数料		ロイヤルティー		役務の提供		証券の売買		金銭の貸借		不動産の売買	
G17		G18		G19		G20		G21		G22	

その他 G23 （ E09 ）

4 期末従事員等の状況

⑴期末従事員の状況（単位・人）

常勤役員	G24		
	G25		
	G26		
	G27		
	G28		
計	G29		
計のうち代表者家族	G30		
計のうちアルバイト数	G31		

⑵賃金の定め方（A固定給：1、B歩合給：2、AB併用：3） G32

⑶社宅・寮の有無（有：1、無：2） G33

5 PC利用状況

⑴ＰＣの利用（有:1、無:2） G34

⑵ＰＣのＯＳ（該当：1 非該当：2）

Windows		Mac		Linux		その他	
G35		G36		G37		G38	

その他（　　）

⑶ＰＣの利用形態（該当：1 非該当：2）

財務管理		給与管理		在庫・販売管理		生産管理		⑷会計ソフトの利用等（有：1、無：2）	
G39		G40		G41		G42		G43	

⑸会計ソフト名 E10　　⑹メールソフト名 E11

⑺電帳法適用状況（該当：1 非該当：2）

優良		一般		スキャナ	
G113		G114		G115	

6 販売形態（該当：1 非該当：2）

⑴電子商取引（インターネット取引）						⑵販売チャネル　注1			
有・売上		有・仕入		有・経費		無		自社HP	他社HP
G44		G45		G46		G47		G48	G49

7 株主又は株式所有異動の有無（うち株式交付　該当:1 非該当:2）

異動有 G50　　株式交付 G51

8 経理の状況

⑴管理者	区分	氏名		代表者との関係（親族：1 他人：2）	
	現金		G52		
	通帳		G53		

⑵試算表の作成状況（該当:1 非該当:2）

毎月		おおむね 月ごと		決算時のみ	
G54		G55		G56	

⑶源泉徴収対象所得

	給与		報酬・料金		利子等	
該当:1 非該当:2	G57		G58		G59	
	配当		非居住者		退職	
該当:1 非該当:2	G60		G61		G62	

⑷消費税　当期課税売上高（単位:千円） G63

経理方式（税抜経理方式:1 税込経理方式:2） G64

社内監査 実施の有無（有:1 無:2） G65

（　　）

9 役員又は役員報酬の異動の有無（有：1 無：2） G66

10 主要科目（単位・千円）

※各科目の単位：千円

売上（収入）高		G67			
上記のうち兼業売上（収入）高		G68			
売上（収入）原価		G69			
売上原価のうち	期首棚卸高	G70			
	原材料費（仕入高）注2	G71			
	労務費 ※福利厚生費等を除いてください	G72			
	外注費	G73			
	期末棚卸高	G74			
	減価償却費	G75			
	地代家賃	G76			
売上（収入）総利益		G77			
販管費のうち	役員報酬	G78			
	従業員給料	G79			
	交際費	G80			
	減価償却費	G81			
	地代家賃	G82			
営業損益		G83			
特別利益		G84			
特別損失		G85			
税引前当期損益		G86			
資産の部合計（負債の部合計＋純資産の部合計）		G87			
資産のうち	現金預金	G88			
	受取手形 ※貸倒引当金控除前	G89			
	売掛金 ※貸倒引当金控除前、注3	G90			
	棚卸資産（未成工事支出金）	G91			
	貸付金	G92			
	建物 ※減価償却累計額控除後	G93			
	機械装置 ※減価償却累計額控除後	G94			
	車両・船舶 ※減価償却累計額控除後	G95			
	土地	G96			
負債の部合計（資産の部合計－純資産の部合計）		G97			
負債のうち	支払手形	G98			
	買掛金 注3	G99			
	個人借入金	G100			
	その他借入金	G101			
純資産の部合計（資産の部合計－負債の部合計）		G102			

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

注4 11代表者に対する報酬等の金額　※各科目の単位：千円

報酬	G103		貸付金	G104		仮払金	G105	
賃借料	G106		支払利息	G107		借入金	G108		仮受金	G109	

様式ＩＤ　NTA0H0K010020070

12 事業形態

(1) 兼業の状況

（兼業種目）		（兼業割合）		
E01		C01		%

(2) 事業内容の特異性

(3) 売上区分　現金売上 C02 ％　掛売上 C03 ％

13 主な設備等の状況

14 決済日等の状況

売上	締切日		決済日	
仕入	締切日		決済日	
外注費	締切日		決済日	
給料	締切日		支給日	

15 帳簿類の備付状況

帳簿書類の名称	

16 税理士の関与状況

(1) 氏名	E02	
(2) 事務所所在地	E03	
(3) 電話番号	T01	― ―

(4) 関与状況（該当：1　非該当：2）

申告書の作成		調査立会		税務相談		決算書の作成		伝票の整理	
G01		G02		G03		G04		G05	

補助簿の記帳		総勘定元帳の記帳		源泉徴収関係事務	
G06		G07		G08	

17 加入組合等の状況

（役職名）

（役職名）

営業時間　開店　時　閉店　時

定休日　毎週（毎月）　曜日（　日）

18 月別の売上高等の状況

「18月別の売上高等の状況」欄の単位に「ご」注意願います。

月別		売上（収入）金額 (千円)		仕入金額 (千円)		外注費 (千円)	人件費 (千円)	源泉徴収税額 (円)	(千円)	従事員数 (人)
G09	月	G21	G35	G49	G63	G77	G91	G105	G119	G133
G10	月	G22	G36	G50	G64	G78	G92	G106	G120	G134
G11	月	G23	G37	G51	G65	G79	G93	G107	G121	G135
G12	月	G24	G38	G52	G66	G80	G94	G108	G122	G136
G13	月	G25	G39	G53	G67	G81	G95	G109	G123	G137
G14	月	G26	G40	G54	G68	G82	G96	G110	G124	G138
G15	月	G27	G41	G55	G69	G83	G97	G111	G125	G139
G16	月	G28	G42	G56	G70	G84	G98	G112	G126	G140
G17	月	G29	G43	G57	G71	G85	G99	G113	G127	G141
G18	月	G30	G44	G58	G72	G86	G100	G114	G128	G142
G19	月	G31	G45	G59	G73	G87	G101	G115	G129	G143
G20	月	G32	G46	G60	G74	G88	G102	G116	G130	G144
計		G33	G47	G61	G75	G89	G103	G117	G131	G145
前期の実績		G34	G48	G62	G76	G90	G104	G118	G132	G146

19 当期の営業成績の概要

20 年末調整関係書類の電子化の状況

(1) 年末調整関係申告書の取扱（有：1 無：2）	G147	(2) 年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否（可：1 否：2）	G148	(3) 保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否（可：1 否：2）	G149
(4) 従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得（有：1 無：2 未把握：3）	G150	(5) 年末調整手続でのシステム利用（有：1 無：2）	G151		
(6) 年末調整手続で利用するシステム（該当：1 非該当：2）	国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェアの利用	G152	自社製ソフトウェアの利用	G153	
	市販のソフトウェアの利用	G154	市販のソフトウェアの名称	E12	

法人事業概況説明書の記載要領

法人税確定申告書を提出する際には、「法人事業概況説明書」を添付してください。

税務署

1　はじめに

（1）この「法人事業概況説明書の記載要領」は、特に記載要領を明らかにしておく必要があると思われる項目のみを取りまとめたもので、記載事項の全てを説明しているものではありません。
　記載に当たりご不明の点がありましたら、税務署へお問合せください。

（2）記載を了した法人事業概況説明書は、他の書類とホチキス止め等をしないで、申告書に挟み込んでご提出ください。

令和６年３月１日以後終了事業年度分から、法人事業概況説明書の様式を改訂しておりますのでご留意ください（「５　ＰＣ利用状況」の「（７）電帳法適用状況」及び「20　年末調整関係書類の電子化の状況」の欄を改訂しました。）。

2　一般的留意事項

次の事項に留意して、黒のボールペン等で丁寧に記載してください。

（1）□の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、１枠内に１文字を、右詰めで記載してください。
　なお、桁あふれが生ずる場合は、枠を無視して記載してください。

（2）金額は、**千円単位（千円未満切捨て）**で記載してください（「取引金額」欄については、百万円単位（百万円未満切捨て）で、「源泉徴収税額」欄については、円単位で記載してください。）。
　なお、千円未満（「取引金額」欄については、百万円未満）を切り捨てたことにより記載すべき金額がなくなった場合又はもともと記載すべき金額がない場合には、空欄のままとしてください。

（3）記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「△」又は「－」を付してください。
　なお、「▲」は使用しないでください。

（4）複数の項目から該当項目を選択する欄については、該当項目の□内に○印を付して表示してください。

3　記載要領

記載欄				記　載　要　領
1　事業内容				営む事業の内容を記載してください。 （注）　詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。
2　支店・子会社の状況	（1）支店	国内	・支店・店舗数	国内に所在する支店、営業所、出張所、工場、倉庫等（以下「支店等」といいます。）の総数を記載してください。
		海外	・支店・店舗数 ・所在地国 ・従業員数	海外に所在する支店等（以下「海外支店等」といいます。）の総数を記載してください。 また、主な海外支店等の所在地国を記載するとともに、その海外支店等において勤務する従業員数を記載してください（複数の国に海外支店等がある場合には、従業員数が多いものから２つ記載してください。）。
	（2）子会社	国内	・国内子会社の数	国内子会社の数を記載してください。
		海外	・海外子会社の数 ・うち出資割合が50%以上の海外子会社の数	海外子会社の数を記載するとともに、そのうち、出資割合が50%以上の海外子会社の数を記載してください。 また、主な海外子会社及びその海外子会社に対する出資割合を記載してください（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が高いものから２社記載してください。）。 なお、出資割合については、小数点以下は切り捨ててください。

記載欄			記　　載　　要　　領
3 海外取引状況	（1） 取引種類		海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、輸入取引又は輸出取引がある場合には、輸入取引又は輸出取引の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を**百万円単位**で記載してください。 （注） 輸入取引及び輸出取引がいずれもある場合には、両方に○印を付してください。
	（2） 輸出入以外の海外取引		輸出入以外の取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、輸出入以外の取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、輸出入以外の海外取引で、掲記の取引以外の取引がある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（　　）内に取引内容を記載してください。
4 期末従事員等の状況	（1）期末従事員の状況	・常勤役員	常勤役員以下の空欄には該当の職種を記載するとともに、それぞれの人数を記載してください。 （職種の記載例） 工員、事務員、技術者、販売員、労務者、料理人、ホステス等
		・計のうち代表者家族数	期末従事員のうち代表者の家族の人数を記載してください。 （注） 同居、別居は問いません。また、代表者本人は含みません。
5 PCの利用状況	（1） PCの利用		PCの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注） PCには、パーソナルコンピュータ（パソコン）のほか、タブレット端末、オフィスコンピュータ（オフコン）、ワークステーション、メインフレームなどのコンピュータを含みます。
	（2） PCのOS		利用しているPCのOSについて、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記のOS以外に利用しているものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（　　）内に利用しているOSの名称を記載してください。
	（3） PCの利用形態		PCを利用している業務について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注） 自己所有、リースにかかわらず記載してください。
	（4） 会計ソフトの利用等		会計帳簿（仕訳帳、総勘定元帳及び補助簿など）の作成にあたり、会計ソフト（自社開発含む）を利用している場合は、「有」に○印を付して表示してください。 （注） 他社に記帳代行を依頼している場合には「有」に○印を付してください。
	（5） 会計ソフト名		会計ソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。
	（6） メールソフト名		メールソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。
	（7） 電帳法適用状況		帳簿や国税関係書類を電子データで保存している場合において、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っているときは「優良」の□内に○印を、それ以外のときは「一般」の□内に○印を付して表示してください。また、国税関係書類をスキャナ保存している場合は、「スキャナ」の□内に○印を付して表示してください。
6 販売形態	（1） 電子商取引（インターネット取引）		電子商取引の有無及びその内容について、該当項目の□内に○印を表示してください。
	（2） 販売チャネル		（1）で「有・売上」に○印を表示した場合、販売に使用しているホームページについて、該当項目の□内に○印を表示してください。
7 株主又は株式所有異動の有無（うち株式交付）			自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動の有無について、異動が有の場合は「有」の□内に○印を付して表示するとともに、その自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動が自社を会社法第774条の３第１項第１号に規定する株式交付子会社又は株式交付親会社とする同法第２条第32号の２に規定する株式交付に伴うものである場合には、「株式交付」の□内に○印を付して表示してください。

記載欄			記　　載　　要　　領
8 経理の状況	（1） 管理者		現金出納及び預金通帳の管理責任者の氏名を記載するとともに、当該管理責任者と代表者との関係を該当項目の□内に○印を付して表示してください。
	（3） 源泉徴収対象所得		当期に取り扱った源泉徴収の対象所得について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。
	（4） 消費税	・当期課税売上高	当期の消費税の課税売上高を**千円単位**で記載してください。
		・経理方式	消費税の経理処理の方法を、□ 内に○印を付して表示してください。 （注） 売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式を適用している場合において、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引いずれかについて税込経理方式を適用しているときは、「税抜」の□内に○ 印を付して表示してください。
	（5） 社内監査		経理についての社内監査の実施の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 また、社内監査にチェックシート等を活用している場合には、（　　）内にそのチェックシートの名称を記載してください。
9 役員又は役員報酬額の異動の有無			役員の異動又は役員報酬額の異動の有無について、該当項目の□内に○ 印を付して表示してください。
10 主要科目			基本的には決算額によりますが、申告調整（申告書別表四又は申告書別表五（一）での加減算）がある場合には、「交際費」を除き、その調整後の額を記載するほか、以下に留意してください。 なお、千円単位で記載してください。 ⑴ 値引き、割戻し等がある場合の該当科目欄の記載は、それを控除した後の額を記載してください。 ⑵ 退職金は、掲記の人件費に関する各科目には含めないでください。 ⑶ 「労務費」欄には、福利厚生費等を除いた金額を記載してください。 ⑷ 「交際費」欄には、交際費等の支出額の合計額を記載してください。 ⑸ 「地代家賃」 欄は、支払地代家賃の額を記載してください。 ⑹ 「受取手形」、「売掛金」欄は、貸倒引当金の控除前の額を記載してください。 ⑺ 「受取手形」欄には、電子記録債権を含めて記載いただいても差し支えありませんが、融通手形の額を含めないでください。 ⑻ 「建物」、「機械装置」、「車両・船舶」欄は、減価償却累計額控除後の額を記載してください。 ⑼ 「土地」 欄には、借地権等の額を含めてください。 ⑽ 「支払手形」欄には、電子記録債務を含めて記載いただいても差し支えありませんが、固定資産の購入に係るもので区分可能なもの及び融通手形を含めないでください。 ⑾ 「買掛金」欄には、原価性を有する未払金等を含めてください。 ⑿ 「個人借入金」 欄には、銀行・信用金庫・信用組合からの借入金以外の借入金の合計額を記載してください。 ⒀ 「その他借入金」欄には、「個人借入金」欄に記載した以外の借入金の合計額を記載してください。 ⒁ 「資産の部合計」欄は、「負債の部合計」欄と「純資産の部合計」欄の計と一致するよう検算願います。 （注）1 不動産賃貸業における原価性を有する支払地代家賃・リース料は、「原材料費（仕入高）」欄に含めてください。 2 運送業における原価性を有する燃料費は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 3 金融業・保険代理業における原価性を有する支払利息割引料は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 4 金融業・保険代理業における未収利息は「売掛金」欄に記載してください。 5 金融業・保険代理業における未払利息は「買掛金」欄に記載してください。

記載欄		記　　載　　要　　領
11　代表者に対する報酬等の金額		同族会社の場合には、代表者に対する「報酬」、「賃借料」、「支払利息」、「貸付金」、「仮払金」及び代表者からの「借入金」、「仮受金」の額を**千円単位**で記載してください。
12　事業形態	（1）　兼業の状況	２以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、売上（収入）高に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。
	（2）　事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。
	（3）　売上区分	売上（収入）高に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。
13　主な設備等の状況		事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 （例） ○　機械装置の状況には、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○　車両等の状況には、名称・用途・台数等について記載してください。 ○　店舗等の状況には、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○　倉庫等の利用状況には、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○　客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 （注）　機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。
15　帳簿類の備付状況		作成している帳簿類について記載してください。 なお､国税関係帳簿ごとに優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っている場合には、帳簿書類の名称の末尾に「○」を記載してください。 （記載例） 総勘定元帳○、仕訳帳○、固定資産台帳○、経費帳○、売掛帳○、買掛帳○、受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌等
16　税理士の関与状況		税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注）　複数の税理士が関与している場合は、主な１名について記載してください。
17　加入組合等の状況		主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。
18　月別の売上高等の状況		売上（収入）金額、仕入金額等の月別の状況を記載してください。 （注）1　複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの２つについて、原価とともに記載してください。 2　「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3　「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含みます。）を記載してください。 4　「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額(年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額)を**円単位**で記載してください。 5　「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含みます。）を記載してください。
19　当期の営業成績の概要		経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 （注）　同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。

記載欄	記　　載　　要　　領
20　年末調整関係書類の電子化の状況	「16 税理士の関与状況」の「関与状況」の欄のうち、「源泉徴収関係事務」欄に○印がある場合は、年末調整関係書類の電子化の状況について、該当項目の□ 内に○ 印を付して表示いただくよう、ご協力をお願いします。 （注）1　「(1)年末調整関係申告書の取扱」欄には、源泉徴収を要する給与等の支払が無いなど書面又は電子での年末調整関係書類の提出を役員及び従業員から受ける機会が無い場合に、「無」を選択してください。 2　この欄の「年末調整関係申告書」とは、次の申告書をいいます。 ・　扶養控除等申告書（従たる給与に係るものを含む） ・　特定親族特別控除申告書(※) ・　配偶者控除等申告書 ・　基礎控除申告書 ・　保険料控除申告書 ・　所得金額調整控除申告書 ・　住宅借入金等特別控除申告書 (※)　令和７年 12 月以降に行う年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員が提出する申告書をいいます。 3　この欄の「保険料等の支払を証する書類」とは、次の書類をいいます。 ・　保険料控除証明書（生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金） ・　住宅借入金等特別控除証明書 ・　年末残高等証明書 4　「(2)年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否」欄には、役員及び従業員から提出を受ける２の「年末調整関係申告書」の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合に、「可」を選択してください。 5　「(3)保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否」欄には、役員及び従業員から提出を受ける３の「保険料等の支払を証する書類」の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合に、「可」を選択してください。 6　「(4)従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得」欄には、役員及び従業員から提出を受けた３の「保険料等の支払を証する書類」(社会保険料については、国民年金保険料及び国民年金基金掛金に限ります。)のうち、マイナポータル連携を利用して、その書類の全て又は一部が取得されているものがある場合に、「有」を選択してください(※)。 (※)　マイナポータル連携を利用して取得されているものの有無を把握していない場合は、「未把握」を選択してください。 7　「(5)年末調整手続でのシステム利用」欄には、従業員による年末調整関係申告書の作成又は年末調整手続における超過額などの計算にシステムを利用している場合に、「有」を選択してください。 8　「(6)年末調整手続で利用するシステム」欄には、該当項目の全てを選択してください。 なお、「市販のソフトウェア」について、複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を「(　　)」に記載してください。

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

法人が、当該法人との間に完全支配関係(注１)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします。

また、グループ通算制度の承認又は連結納税の承認を受けている場合も同様に、親法人との間に完全支配関係がある法人との出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします。

（法人税法施行規則第35条第１項第５号、同規則第61条の５第１号ト及び同条第２号ト、法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年財務省令第56号）による改正前の法人税法施行規則第37条の12第５号）

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます（法人税法第２条第12号の７の６）。

２　仮決算による中間申告書、清算事業年度予納申告書及び連結法人の個別帰属額の届出書に関しては、添付不要です。

３　出資関係図は、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

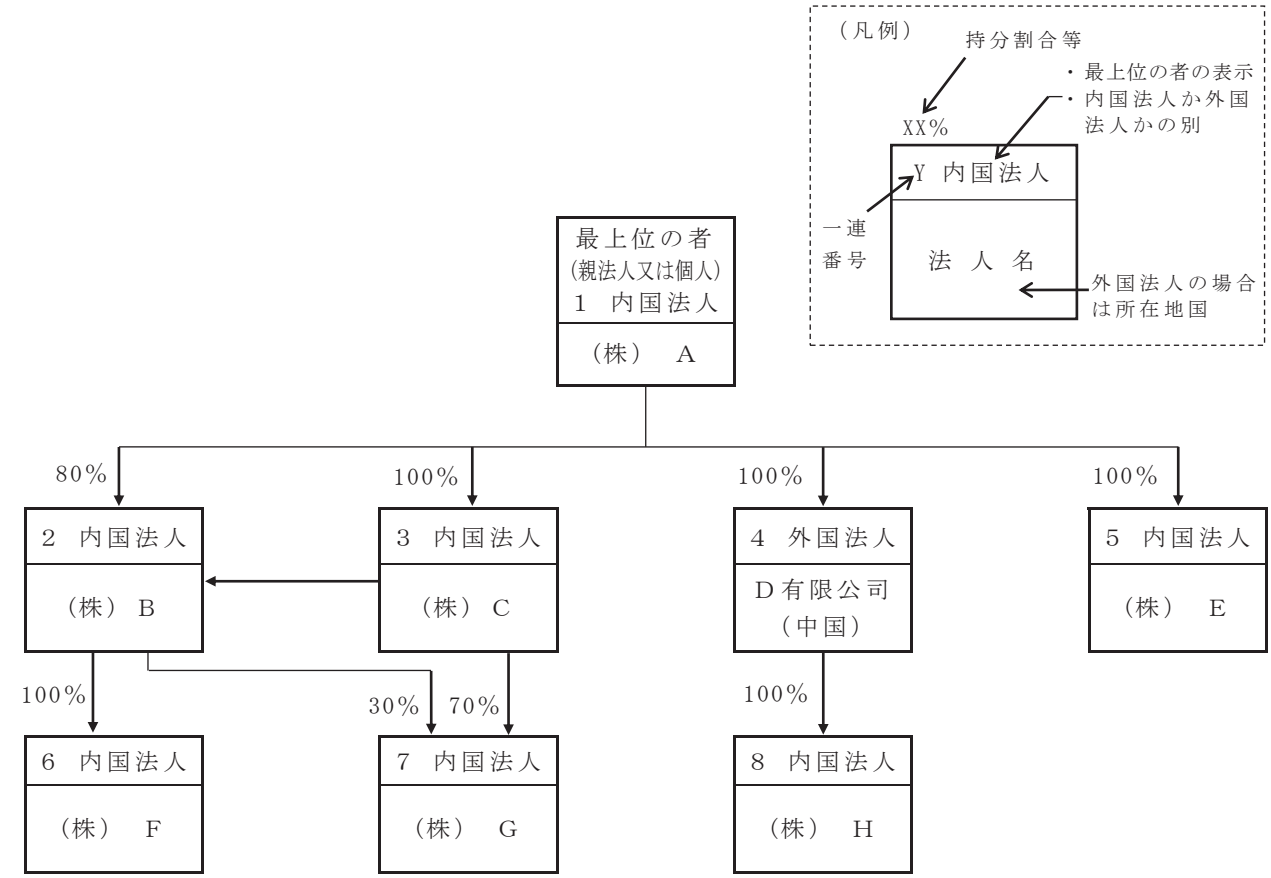
⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

≪出資関係図の作成例≫

⑴　出資関係を系統的に記載した図



（注）　原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

⑵　グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹　町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

（注）1　一連番号は、上記⑴の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2　最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

様式ID	NTA1TEZ250010030

★

納税管理人届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	納税地	郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -
法人番号	F02				所在地	F06				
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）		H06				
法人名	F04			代表者氏名		H07				

税目		税の納税管理人として次の者を定めたので届け出ます。			
納税管理人	住所又は居所 （ 法人の場合 ） 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	-	電話番号	- -
		フリガナ（住所等）			
		住所等			
	氏名又は名称 及び代表者氏名	フリガナ（氏名等）			
		氏名等			
	届出者との続柄（関係）				
	職業又は事業内容				
納税管理人を定めた理由					
その他参考事項					

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1TEZ220010030

★

納税管理人解任届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	納税地	郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -
法人番号	F02				所在地	F06				
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）		H06				
法人名	F04			代表者氏名		H07				

元号	年	月	日		税　目	
				に届出した		税の納税管理人を解任したので届け出ます。

解任した納税管理人	住 所又は居 所 （ 法人の場合 ） 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	-	電話番号	- -
		フリガナ（住所等）			
		住所等			
	氏名又は名称 及び代表者氏名	フリガナ（氏名等）			
		氏名等			
納税地	現在の納税地				
	選任していたときの納税地				
納税管理人を解任した理由					
その他参考事項					

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1H0Z260010050

★

申告期限の延長申請書

年　月　日　提出

提出先		F01		税務署長	提出区分	通算法人が提出する場合には、右に「１」を記載してください。		
納税地	電話番号	F07	—	—	法人番号	F02		
	郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
	所在地	F06			代表者 住所	H08		
フリガナ（法人名）		F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名		F04			代表者氏名	H07		
事業種目		H02						

災害その他やむを得ない理由により、決算が確定しないため、又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、法人税法第75条又は第144条の７の規定により

	元号	年	月	日
自				
至				

事業年度の所得に対する法人税の確定申告書の提出期限を下記の期日まで延長したいので申請します。

1　申告期限延長の指定を受けようとする期日	元号	年	月	日

2　確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3　その他参考となるべき事項

（注）定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等の理由による場合には、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

申告期限の延長申請書の記載要領等

1　この申請書は、災害その他やむを得ない理由によって、決算が確定しないため又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、法人税の確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第 75 条又は第 144 条の７の規定によりその提出期限の延長を申請する場合（国税通則法第 11 条の規定によって既にその提出期限の延長が認められている場合を除きます。）に使用してください。

なお、定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等法人税法第 75 条の２第１項の理由による場合には、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

2　この申請書の提出期限は、確定申告書の提出期限の延長を申請しようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

（注）　通算法人が申告期限の延長の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。
なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限となります。

3　各欄は、次により記載します。

⑴　「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書を提出することができると認められる日を記載してください。

⑵　「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実又は法人税法第２編第１章第１節第 11 款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びにその指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。

⑶　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間（指定を受けた期日前に法人税の確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間）について利子税を納付する必要があります。

（注）　この申請書により法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた場合には、地方法人税の確定申告書の提出期限も延長されることとなりますが、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

5　留意事項

⑴　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

⑵　みなし承認

この申請書を提出した場合において、提出期限を延長しようとする申告書に係る事業年度終了の日の翌日から２月以内に提出期限の延長又は却下の処分がなかったときは、指定を受けようとする期日により提出期限の延長がされたものとみなされます。

様式ID	NTA1H0Z250010070

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	提出区分	G11		←通算親法人が提出する場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記載してください。
法人番号	F02			事業種目	H02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	P01	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06		
フリガナ（法人名）	F03			代表者氏名	H07		
法人名	F04						

申告期限の延長の対象事業年度			元号	年	月	日
	自	N01				
	至	N02				

定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から２月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあり、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から２月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、左記の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から、適用の取りやめをするまで提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。

申告期限延長期間			
下記(1)から(3)に記載の区分（1から5）のうち、該当する区分を右欄に記載してください。	区分	G01	
(1) 申告期限が延長されていない法人は、「1」又は「2」を「区分」欄へ記載してください。 なお、「区分」欄に「2」を記載した場合は、「(1)のその月数」欄に月数を記載してください。 1:申告期限を１月（通算法人は、２月）延長したい場合 2:申告期限の延長及び２月（通算法人は、３月）以上の延長月数の指定を受けたい場合	(1)のその月数	G02	
(2) 申告期限が１月（通算法人にあっては、２月）延長されている法人は、「3」を「区分」欄へ、延長する月数を、「(2)のその月数」欄へ記載してください。 3:２月（通算法人は、３月）以上の延長月数の指定を受けたい場合	(2)のその月数	G03	
(3) ２月（通算法人は３月）以上の延長月数の指定を受けている法人は、次の「4」又は「5」を「区分」欄へ記載してください。 なお、「区分」欄へ「4」を記載した場合は、その取消し前の月数を「(3)の取消前の月数」欄へ、「5」を記載した場合は、その変更前及び後の月数を「(3)の変更前の月数」及び「(3)の変更後の月数」欄へ記載してください。 4:延長月数の指定の取消しを受け、１月（通算法人にあっては、２月）延長としたい場合 5:２月（通算法人は、３月）以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を変更したい場合	(3)の取消前の月数	G04	
	(3)の変更前の月数	G05	
	(3)の変更後の月数	G06	

各事業年度終了の日の翌日から２月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から３月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から４月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由	根拠条文			
	G07		1:該当 2:非該当	1:法人税法第75条の２第１項柱書（同条第11項第１号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の８において準用する場合を含む。）
	G08		1:該当 2:非該当	2:法人税法第75条の２第１項第１号（同条第11項第１号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の８において準用する場合を含む。）
	G09		1:該当 2:非該当	3:法人税法第75条の２第１項第２号（同条第11項第１号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の８において準用する場合を含む。）
	G10		1:該当 2:非該当	4:法人税法第75条の２第２項（同条第11項第１号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の８において準用する場合を含む。）
その他参考となるべき事項	添付書類等		左欄には、定款等の写しの場合には「1」、その他の場合には「2」及びその内容を以下の欄に記載してください。	

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

1　この申請書は、内国法人が法人税法第 75 条の２の規定により、又は外国法人が同法第 144 条の８の規定により、それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。

①　定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から２月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合

②　通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第２編第１章第１節第 11 款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から２月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合

③　会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から３月（通算法人にあっては、４月）以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合

④　特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から３月（通算法人にあっては、４月）以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合

⑤　特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から４月以内に法人税法第２編第１章第１節第 11 款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合

⑥　④又は⑤に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合

なお、これらの規定は、平成 22 年９月 30 日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成 22 年 10 月１日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度（通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を除く。）には適用がありません。

2　この申請書の提出期限は、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日（通算法人にあっては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内）までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　各欄は、次により記載します。

⑴　「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する該当する数字を記載してください。

また、２月以上（通算法人の確定申告書にあっては、３月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「G02」又は「G03」の右欄に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け１月（通算法人の確定申告書にあっては、２月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「G04」の右欄に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「G05」の右欄に、変更しようとする月数(注)を「G06」の右欄に記載してください。

（注）　申請の事由が上記１の③に該当する場合は、「２」から「４」までの数字を記載してください。

⑵　「各事業年度終了の日の翌日から２月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から３月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から４月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記１の①から⑥までに掲げる事由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する番号を記載してください。

⑶　「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの該当する番号を記載してください。

⑷　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

（注）１　この申請書により法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた場合には、地方法人税の確定申告書の提出期限も延長されることとなりますが、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

２　通算法人が申告期限の延長の特例の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限についても延長されたものとみなされます。

３　申告期限の延長の特例を受けている通算グループから離脱した際に、離脱した法人が法人税法第 75 条の２に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例をその後も受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

４　通算法人以外の法人が、この申請により法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例が認められていた場合でも、その後、通算法人となった後に法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。

5　留意事項

⑴　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

⑵　みなし承認

この申請書を提出した場合において、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から 15 日以内（通算法人にあっては、２月以内）に提出期限の延長又は申請の却下の処分がなかったときは、１月間（通算法人にあっては、２月間）（上記１③から⑤までの指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数の期間とし、上記１⑥の指定を受けた月数の変更をしようとする場合にはその変更後の月数の期間とします。）、その事業年度以後の各事業年度の法人税の確定申告書の提出期限の延長がされたものとみなされます。

様式ID	NTA1H0Z240010040

★

定款の定め等による申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	提出区分	通算法人が提出する場合には、右に「1」を記載してください。	
納税地 郵便番号	F05	-	電話番号 F07	- -	法人番号	F02	
納税地 所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	-	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

	元号	年	月	日
自				
至				

事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長の特例の適用をやめますので届け出ます。

1　確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日	元号	年	月	日

2　確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3　その他参考となるべき事項

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

定款の定め等による申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人税法第 75 条の２又は第 144 条の８の規定の適用を受けている法人が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。

2　この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

　通算法人がこの申告期限の延長の特例の適用をやめようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人が当該通算親法人の納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

⑴　「確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

イ　所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。

ロ　最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日（通算法人にあっては、２月）以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日（通算法人にあっては、２月）を経過した日を記載してください。

⑵　「確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。

⑶　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z280010050

★

青　色　申　告　の　承　認　申　請　書

年　　月　　日　提出

提出先		F01			税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	－	電話番号	F07	－ －	代表者 郵便番号	P01	－
	所在地	F06					代表者 住所	H08	
フリガナ（法人名）		F03				フリガナ（代表者氏名）		H06	
法人名		F04				代表者氏名		H07	
事業種目		H02				資本金又は出資金の額		G01	円

（自）	元号	年	月	日	（至）	元号	年	月	日	
N01					N02					事業年度から法人税の申告書を青色申告書によって提出したいので申請します。

1　該当する項番に「1」を記載の上、該当の年月日等を記載してください。

項番	内容	該当の場合に「1」を記載	元号	年	月	日
1	青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日					
2	この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあってはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあっては新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等にあっては当該公益法人等に該当することとなった日、又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあっては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日					
3	所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）（以下「令和２年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法人税法」といいます。）第４条の５第１項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日					
4	令和２年旧法人税法第４条の５第２項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、同項各号のうち、取消しの基因となった事実に該当する号及びその事実が生じた日　令和２年旧法人税法第４条の５第２項の該当する号　号					
5	連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日					
6	令和２年改正法附則第29条第２項の規定による届出書を提出した日を含む最終の連結事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その届出書を提出した日					

2　参考事項

(1)　帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2)特別な記帳方法の採用の有無		←次のいずれかの数字を記載してください。（1:伝票会計採用 2:電子計算機利用）	(3)税理士が関与している場合におけるその関与度合	

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

青色申告の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が各事業年度における法人税の確定申告書（法人税法第 82 条の６第１項の規定による申告書を除きます。）及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。

2　この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める日までに提出してください。

（1）　普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

（2）　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

（3）　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

（4）　公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

（5）　普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

（注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。

3　「参考事項」欄は、次により記載してください。

（1）　「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳簿の形態」欄には、例えば、「３枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「１週間ごと」、「１０日ごと」のように記載します。

（2）　「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人が「１」又は「２」のいずれかに該当する場合には、該当の番号を記載してください。

（3）　「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を、例えば「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。

（4）　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

(1)　青色申告の承認を受けていない内国法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、グループ通算制度の承認の効力が生じた日において青色申告の承認があったものとみなされますので、この申請書を提出する必要はありません。

(2)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(3)　みなし承認

この申請書を提出した場合において、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後６月経過する日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

様式ID	NTA1H0Z420010040

★

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

帳簿書類の記載事項等について、法人税法施行規則第58条の規定によりその一部の、１：省略　２：変更　をしたいので申請します。	内容

帳簿書類の記載事項等の一部の省略又は変更をしようとする内容

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、青色申告法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第 54 条から第 56 条までの規定により難いため同令第 58 条の規定によりその記載事項等の一部の省略又は変更をしたい場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、帳簿書類の記載事項等についてその記載事項等の一部の省略又は変更をしようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める日までに提出してください。

(1)　普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(2)　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(3)　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(4)　公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(5)　普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合におけるその翌事業年度…当該設立等の日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

3　各欄は、次により記載します。

(1)　中段の本文欄には、「１：省略」、「２：変更」のうち、該当する番号を記載してください。

(2)　「帳簿書類の記載事項等の一部の省略又は変更をしようとする内容」欄には、その省略又は変更をしようとする内容を記載してください。

(3)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z580010060

★

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表22の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 22 の（11）の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人が納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める日までに提出してください。

(1)　普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(2)　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(3)　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(4)　公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(5)　普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合におけるその翌事業年度…設立等の日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

3　各欄は、次により記載します。

(1)　「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。

(2)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z270010030

★

青色申告の取りやめの届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		電話番号	F07	—	—
納税地 所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

元号	年	月	日

開始の事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。

その他の参考事項

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

青色申告の取りやめの届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人税法第 121 条第１項の承認を受けている法人（通算法人を除きます。）が、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。

2　この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度の法人税法第 74 条第１項の規定による申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX556010010

★

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

年　月　日 提出　　元号　年　月　日

提出先	F01		税務署長		設立年月日	H01				
納税地 郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -		法人番号	F02		
納税地 所在地	F06						フリガナ（代表者氏名）	H06		
フリガナ（法人の名称）	F03						代表者氏名	H07		
法人の名称	F04						フリガナ（責任者の氏名）			
資本金の額又は出資金の額	F26	円					責任者の氏名			

法人税法第２条第29号ハ(１)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、
法人税法施行令第14条の４第３項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

①　法人が現に行っている事業の概要			
②　法人税法施行令第14条の４第１項第２号に規定する作成及び保存を確実に行う旨	(ｲ)　その引受けを行う信託に係る信託法第37条第１項に規定する書類又は電磁的記録及び同条２項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	該当の場合に「１」を記載	
	(ﾛ)　（限定責任信託の場合）その引受けを行う信託に係る信託法第222条第２項に規定する会計帳簿及び同条第４項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	該当の場合に「１」を記載	
③　法人税法施行令第14条の４第１項第４号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨	(ｲ)　その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	該当の場合に「１」を記載	
	(ﾛ)　会計法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	該当の場合に「１」を記載	

④　その他参考となるべき事項	添付書類
	法人税法施行令第14条の４第１項第１号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等

特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1　添付書類

この申請書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第14条の４第１項第１号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して納税地の所轄税務署に提出してください。

2　各欄の記載方法

(1)　「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

(2)　「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。

(3)　「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。

(4)　「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。

(5)　「② 法令第 14 条の４第１項第２号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令第 14 条の４第１項第４号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項において該当する場合に番号を記載し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。

(6)　「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記３(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。

(7)　法人の名称、納税地又は代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。

(8)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

3　留意事項

この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。

(1)　次のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当すること。

イ　信託会社（信託業法第２条第４項に規定する管理型信託会社を除きます。）

ロ　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関

ハ　資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人(その設立日以後１年を経過していないものを除きます。)

(2)　その引受けを行う信託に係る信託法第37条第１項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第２項に規定する会計帳簿及び同法第37条第２項又は同法第222条第４項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。

(3)　その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。

(4)　その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。

(5)　清算中でないこと。

(注)　(1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。

一　内国法人　設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日）

イ　合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

ロ　分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）

ハ　被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日）

二　外国法人　恒久的施設を有することとなった日又は平成 26 年改正前の法人税法第 141 条第１号に掲げる外国法人に該当することとなった日

様式ID	NTA1VHX557010010

★

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書

年　月　日　提出

提出先		F01		税務署長	法人番号		F02				
本店又は主所	郵便番号		-	電話番号	- -	代表者	郵便番号	F36	-	電話番号	H09	- -
	所在地						住所	H08				
納税地	郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -	フリガナ（代表者氏名）	H06				
	所在地	F06					代表者氏名	H07				
フリガナ（法人名）		F03										
法人名		F04										

法人税法施行令第14条の４第９項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。

記

提出対象事業年度	元号　年　月　日 自 至	法人税法施行令第14条の４第６項の承認年月日	元号　年　月　日

提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信託の名称	計算期間	提出書類	※入力
		自　年　月　日 至　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　　）	
		自　年　月　日 至　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　　）	
		自　年　月　日 至　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　　）	
		自　年　月　日 至　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　　）	
		自　年　月　日 至　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　　）	
		自　年　月　日 至　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　　）	
		自　年　月　日 至　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　　）	
		自　年　月　日 至　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　　）	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書の記載要領等

特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けた法人は、事業年度終了の日の翌日以後２月を経過する日までに、当該事業年度中に終了した特定受益証券発行信託の各計算期間について、法人税法施行令第 14 条の４第９項に基づく書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの提出書を作成し、提出書類と併せて提出してください。

記

１　提出書類等

この提出書は、法人税法施行令第 14 条の４第９項に基づく提出書類と併せて納税地の所轄税務署に提出してください。

２　各欄の記載方法

(1)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2)　「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄にはその代表者の住所地を記載してください。

(3)　「提出対象事業年度」欄には、特定受益証券発行信託に関する書類を提出しなければならない事業年度を記載してください。

(4)　「法人税法施行令第 14 条の４第６項の承認年月日」欄には、法人税法施行令第 14 条の４第３項の規定に基づき提出した承認申請に対する、同条第６項の承認通知の日付を記載してください。

(5)　「信託の名称」欄には、書類を提出しなければならない特定受益証券発行信託の名称を、「計算期間」欄には、同信託の計算期間を記載してください。

(6)　「提出書類」欄には、この提出書と併せて提出するものについて、該当の番号を記載してください。

様式ID	NTA1H0Y840010050

★

事前確定届出給与に関する届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		電話番号	F07	—	—
納税地 所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。

記

① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	決議をした日	元号	年	月	日	決議をした機関等			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日		元号	年	月	日				
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	概要					生じた日	元号	年	月	日
④ 事前確定届出給与等の状況		付表		(No.		～	No.		）のとおり。	
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由										
⑥ その他参考となるべき事項										

届出期限	イ 次の(イ)又は(ロ)のうちいずれか早い日	元号	年	月	日	(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から１月を経過する日	元号	年	月	日	(ロ) 会計期間４月経過日等	元号	年	月	日
	ロ 設立の日以後２月を経過する日	元号	年	月	日	ハ 臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日	元号	年	月	日	届出期限となる日 (1:イ 2：ロ 3：ハ)				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02 — —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第１項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の２第１項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表２までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する同法第 34 条第１項第２号に掲げる給与（以下付表２までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）に関する届出に必要事項を記載して納税地の所轄税務署長へ提出する場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区　　分	届　出　期　限
①　株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（以下②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から１月を経過する日。ただし、その日が職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から４月（法人税法第 75 条の２第１項各号又は同法第 144 条の８において準用する同法第 75 条の２第１項各号の指定を受けている法人にあっては、その指定に係る月数に３を加えた月数）を経過する日（以下「会計期間４月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間４月経過日等
②　新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合	その設立の日以後２月を経過する日
③　臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第１項第１号ロに規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） （注）当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ　上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ　当該臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日

（注）　定期給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で金銭によるものについては、この届出は必要ありません。

2　この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該職務執行期間に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

⑴　「法人番号」欄について、提出日時点において指定を受けていない場合は、記載不要です。

⑵　「①　事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してくだ

さい。

(3)　「②　事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。

なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。

(4)　「③　臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。）において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載してください。

(5)　「④　事前確定届出給与等の状況」欄の「(No.　　～No.　　)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。

(6)　「⑤　事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。

なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が１月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第１項第１号に掲げる給与をいいます。

(7)　「⑥　その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日　令和〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。

また、法人税法施行令第69条第８項に規定する「確定した額に相当する法人税法第34条第１項第２号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。）」に該当する場合には、その旨を記載してください。

(8)　「届出期限」欄は、上記１の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。

・区分①（株主総会等の決議）…「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から１月を経過する日」欄に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から１月を経過する日を、「(ロ) 会計期間４月経過日等」欄に職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から４月（※１又は※２に掲げる法人にあってはそれぞれ※１又は※２に定める月数）を経過する日を、それぞれ記載するとともに、「イ　次の(イ)又は(ロ)のうちいずれか早い日」欄に該当する日付を記載してください。

また、「届出期限となる日」欄に「１」を記載してください。

※１　法人税法第75条の２第１項号の規定の適用を受けている通算法人のうち一定の場合に該当するもの…５月

※２　法人税法第75条の２第１項各号又は同法第144条の８において準用する同法第75条の２第１項各号の指定を受けている法人…これらの指定に係る月数に３を加えた月数

(注) １　「決議をした日から１月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計　算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応当する日の前日（翌月にその応当する日がないときは、その月の末日）となります。

（例：決議をした日が５月25日の場合、５月26日が起算日となり、翌月における起算日に応当する日（６月26日）の前日である６月25日が「決議をした日から１月を経過する日」となります。）

２　※１の一定の場合とは、以下の場合をいいます。（この場合には、定款等の定め又は特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容を「⑥ その他参考となるべき事項」欄に記載してください。）

イ　通算法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法人税法第75条の２第１項に規定する定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から３月以内にその通算法人の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合

ロ　通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日の翌日から３月以内にその通算法人の決算について定時株主総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合

・区分②（新設法人）…「ロ　設立の日以後２月を経過する日」欄に、該当する日付を記載してください。
　また、「届出期限となる日」欄に「２」を記載してください。
・区分③（臨時改定事由）…区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ　臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」欄に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から１月を経過する日を記載してください。
　また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当する番号を記載してください。

⑼　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

４　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA0HOY831010050

付表１　（事前確定届出給与等の状況（金銭交付用））

No.	

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）	氏名	E01		（役職名）	E02	

事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日（職務執行期間）	職務の執行の開始の日					（職務執行期間）										
		元号	年	月	日		元号	年	月	日	～		元号	年	月	日
	N01					N02						N03				

当該事業年度											職務執行期間開始の日の属する会計期間										
	元号	年	月	日	～		元号	年	月	日		元号	年	月	日	～		元号	年	月	日
N04						N05					N06						N07				

事前確定届出給与に関する事項

職務執行期間開始の日の属する会計期間	区分		支給時期 元号	年	月	日		支給額（円）
	届出額	N08					G01	
	支給額	N09					G02	
	今回の届出額	N10					G03	
	今回の届出額	N11					G04	
	今回の届出額	N12					G05	
	今回の届出額	N13					G06	
翌会計期間以後	今回の届出額	N14					G07	
	今回の届出額	N15					G08	
	今回の届出額	N16					G09	
	今回の届出額	N17					G10	

事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与（業績連動給与を除く）	職務執行期間開始の日の属する会計期間		支給時期 元号	年	月	日		支給額（円）
		N18					G11	
		N19					G12	
		N20					G13	
		N21					G14	
		N22					G15	
		N23					G16	
		N24					G17	
		N25					G18	
		N26					G19	
		N27					G20	
		N28					G21	
		N29					G22	
	翌会計期間以後	N30					G23	
		N31					G24	
		N32					G25	
		N33					G26	

業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

付表１（事前確定届出給与等の状況（金銭交付用））の記載要領等

１　この付表は、所定の時期に確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づき支給する給与（確定した額に相当する法人税法第 34 条第１項第２号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。）を含みます。）について届け出る場合に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。

２　この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、左上端の「No.　　」欄に一連番号を付してください。

３　各欄は、次により記載してください。

⑴　「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日（職務執行期間）」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。

⑵　「当該事業年度」欄には、この届出をする事業年度を記載してください。

⑶　「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期」欄及び「支給額（円）」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給額
（支給済分） 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 （注）　法人税法施行令第 69 条第５項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	①　「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給額 ②　「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給額
（支給予定分） 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給額

（注）　記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。

⑷　「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期」欄及び「支給額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給額を記載してください。

また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。

なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙（適宜の様式）に記載してください。

（注）この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

①　退職給与で業績連動給与に該当しないもの

②　使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

③　法人税法施行令第 69 条第３項各号に掲げる給与

様式ID	NTA0H0Y833010020

付表２（事前確定届出給与等の状況（株式等交付用））

年　月　日　提出

NO.	

事前確定届出給与対象者の氏名		役職名	
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日	令和　年　月　日	職務執行期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
当該事業年度	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日		
職務執行期間開始の日の属する会計期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日		

1．事前確定届出給与に関する事項

	区分	支給時期	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数 金銭債権の額（円）	交付決議時価額（円）
職務執行期間開始の日の属する会計期間	届出内容	年　月　日			
	支給内容	年　月　日			
	今回の届出内容	年　月　日			
	今回の届出内容	年　月　日			
	今回の届出内容	年　月　日			
	今回の届出内容	年　月　日			
翌会計期間以後	今回の届出内容	年　月　日			
	今回の届出内容	年　月　日			
	今回の届出内容	年　月　日			
	今回の届出内容	年　月　日			
条件その他の内容					

2．事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与（業績連動給与を除く。）

	支給時期	支給額（円）	支給時期	支給額（円）
職務執行期間開始の日の属する会計期間	年　月　日		年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	
翌会計期間以後	年　月　日		年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	
業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要				

付表２（事前確定届出給与等の状況（株式等交付用））の記載要領等

１　この付表は、所定の時期に確定した数の株式若しくは新株予約権又は確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第１項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の２第１項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づき支給する給与について届け出る場合に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。

２　この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、左上端の「No.　　」欄に一連番号を付してください。

３　各欄は、次により記載してください。

⑴　「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日」欄及び「職務執行期間」」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。

⑵　「当該事業年度」欄には、この届出をする事業年度を記載してください。

⑶　「１　事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給額
（支給済分） 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 （注）　法人税法施行令第 69 条第５項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	①　「届出内容」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額 ②　「支給内容」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額
（支給予定分） 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出内容」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額
「条件その他の内容」欄：支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙（適宜の様式）に記載してください。	

（注）１　法人税法施行令第71条の３第１項に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

２　法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第１項に規定する特定譲渡制限付株式又は同法第54条の２第１項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

⑷　「２　事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期」欄及び「支給額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給額を記載してください。

また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。

なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙（適宜の様式）に記載してください。

（注）この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

①　退職給与で業績連動給与に該当しないもの

②　使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

③　法人税法施行令第69条第３項各号に掲げる給与

様式ID	NTA1H0Y850010040

★

事前確定届出給与に関する変更届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		電話番号	F07	—	—
納税地 所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。

記

①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	概要					生じた日				
							元号	年	月	日	
	業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	決議をした日					直前届出に係る給与の支給の日				
		元号	年	月	日		元号	年	月	日	

② 変更を行った機関等	（機関等）						
③ 変更後の事前確定届出給与等の状況	付表	（No.		～	No.		）のとおり。
④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由							

⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日	元号	年	月	日
⑥ その他参考となるべき事項				

届出期限	番号		元号	年	月	日
		1 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から１月を経過する日				
		2 業績悪化改定事由：「決議をした日」から１月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1　この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第１項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の２第１項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する同法第 34 条第１項第２号に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第 69 条第４項に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている法人が、次の２の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに、必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区　　分	変 更 届 出 期 限
①　臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第１項第１号ロに規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日
②　業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第１項第１号ハに規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から１月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限ります。）が当該１月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

3　この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限ります。以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

⑴　「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。

イ　その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。

ロ　その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。

⑵　「②　変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。

⑶　「③　変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No.　　～No.　　)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。

⑷　「④　変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。

⑸　「⑤　直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。

なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。

⑹　「⑥　その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。

⑺　「届出期限」欄は、上記２の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。

・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から１月を経過する日を記載するとともに、「１」を記載してください。

（注）　「臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応当する日の前日（翌月にその応当する日がないときは、その月の末日）となります。

（例：臨時改定事由が生じた日が５月 25 日の場合、５月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に応当する日（６月 26 日）の前日である６月 25 日が「臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」となります。）

・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から１月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、「２」を記載してください。

⑻　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA0H0Y851010030

付表　（変更後の事前確定届出給与等の状況）

No.	

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）			変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日					直前届出に係る届出書の提出をした日				
氏名	E01			元号	年	月	日		元号	年	月	日
役職名	E02		N01					N02				

当初届出に係る事業年度											当初届出に係る事業年度開始の日の属する会計期間										
	元号	年	月	日	～		元号	年	月	日		元号	年	月	日	～		元号	年	月	日
N03					～	N04					N05					～	N06				

1　金銭交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項		区分		支給時期 元号	年	月	日		支給額（円）
職務執行期間開始の日の属する会計期間		今回の届出額	N07					G01	
		今回の届出額	N08					G02	
		今回の届出額	N09					G03	
		今回の届出額	N10					G04	
翌会計期間以後		今回の届出額	N11					G05	
		今回の届出額	N12					G06	

変更前の事前確定届出給与に関する事項				支給時期 元号	年	月	日		支給額（円）
職務執行期間開始の日の属する会計期間		届出額	N13					G07	
		支給額	N14					G08	
		届出額	N15					G09	
		支給額	N16					G10	
		届出額	N17					G11	
		支給額	N18					G12	
		届出額	N19					G13	
		支給額	N20					G14	
翌会計期間以後		届出額	N21					G15	
		届出額	N22					G16	

2　株式等交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期 元号	年	月	日	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数 / 金銭債権の額（円）	交付決議時価額（円）
職務執行期間開始の日の属する会計期間		今回の届出内容							
		今回の届出内容							
		今回の届出内容							
翌会計期間以後		今回の届出内容							
		今回の届出内容							
条件その他の内容									

変更前の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期 元号	年	月	日	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数 / 金銭債権の額（円）	交付決議時価額（円）
職務執行期間開始の日の属する会計期間		届出内容							
		支給内容							
		届出内容							
		支給内容							
翌会計期間以後		届出内容							
		届出内容							
条件その他の内容									

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

1　この付表は、「事前確定届出給与に関する変更届出書」に添付してください。

2　この届出に係る事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その支給対象者ごとにこの付表中の表を作成してください。この場合には、左上端の「No.　　」欄に一連番号を付してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）」欄には、この届出に係る変更の事由に基因してその役職が変更された場合には、その変更後の役職名を記載してください。

(2)　「変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄には、業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合に、当該業績悪化改定事由によりその「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日後最初に到来する当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日を記載してください。

(3)　「直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、事前確定届出給与対象者に係る今回の変更の直前の「定め」の内容に関する届出書の提出をした日を記載してください。

(4)　「当初届出に係る事業年度」欄には、今回、変更の届出を行う事前確定届出給与につき法人税法施行令第 69 条第４項の規定による届出をした事業年度を記載してください。

(5)　「１　金銭交付」の各欄は次により記載してください。

イ　「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期及び支給額を記載してください。

ロ　「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出額」欄の「支給時期」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期及び支給額を記載してください。

また、「支給額」欄の「支給時期」欄及び「支給額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期及び支給額を記載してください。

(6)　「２　株式等交付」の各欄は次により記載してください。

イ　「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。

ロ　「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出内容」欄の「支給時期」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、

その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。

また、「支給内容」欄の「支給時期」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄及び「金銭債権の額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額を記載してください。

（注）　1　法人税法施行令第71条の３第１項に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

2　法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第１項に規定する特定譲渡制限付株式又は同法第54条の２第１項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

3　「条件その他の内容」欄の記載に当たっては、支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙（適宜の様式）に記載してください。

様式ID	NTA1H0Z380010030

★

棚卸資産の評価方法の届出書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）		F03		代表者 住所	H08		
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目		H02		代表者氏名	H07		

棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。

記

事業の種類（又は事業所別）	資産の区分	評価方法
	商品又は製品	
	半製品	
	仕掛品（半成工事）	
	主要原材料	
	補助原材料 その他の棚卸資産	

参考事項										
1 新設法人等の場合には設立等年月日	元号	年	月	日	2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日	元号	年	月	日
3 その他									

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が棚卸資産の評価方法を選定して、その評価方法を届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区　　分	提　　出　　期　　限
⑴　普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
⑵公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
⑶公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合	当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
⑷公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合	当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
⑸設立後（上記⑵の場合は収益事業開始後、上記⑶の場合は当該公益法人等に該当することとなった後、上記⑷の場合は当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった後）新たに他の種類の事業（上記⑵又は⑶の場合は、収益事業）を開始し、あるいは事業（上記⑵又は⑶の場合は、収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（上記⑵又は⑶の場合は、収益事業）を開始し、あるいは事業（上記⑵又は⑶の場合は、収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

（注）外国法人については、法人税法施行令第 184 条第５項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4　各欄は、次により記載します。

(1)「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。

(2)「資産の区分」の空白欄には、事業を２以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

イ　商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
ロ　半製品
ハ　仕掛品（半成工事を含みます。）
ニ　主要原材料
ホ　補助原材料その他の棚卸資産

（注）副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(3)「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。

イ　原価法
　(ｲ) 個別法による原価法
　(ﾛ) 先入先出法による原価法
　(ﾊ) 総平均法による原価法
　(ﾆ) 移動平均法による原価法
　(ﾎ) 最終仕入原価法による原価法
　(ﾍ) 売価還元法による原価法

ロ　低価法
　(ｲ) 個別法による原価法に基づく低価法
　(ﾛ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
　(ﾊ) 総平均法による原価法に基づく低価法
　(ﾆ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
　(ﾎ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
　(ﾍ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

（注）(3)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(4)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z390010050

★

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書

年　月　日 提出

提出先		F01	税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）		F03		代表者 住所	H08		
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目		H02		代表者氏名	H07		

次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。

事業の種類	資産の区分	評価方法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容	
特別な評価方法を採用しようとする理由	
その他の参考事項	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第 28 条の２第１項の規定による特別な評価の方法により行おうとする場合に、その評価方法の承認を受けようとするときに、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 29 条第１項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。

　この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。

4　各欄の記載は次によります。

(1)「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。

(2)「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を３の選定区分により記載してください。

(3)「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。

(4)「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(5)「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。

(6)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z610010040

★

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

年　月　日 提出

提出先		F01		税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
	所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			代表者 住所	H08	
法人名		F04			フリガナ（代表者氏名）	H06	
事業種目		H02			代表者氏名	H07	

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

記

区　分	種　類	算出方法（番号を記載してください）		新たに取得した年月日 元号	年	月	日
売買目的有価証券		1：移動平均法 2：総平均法					
		1：移動平均法 2：総平均法					
満期保有目的等有価証券		1：移動平均法 2：総平均法					
		1：移動平均法 2：総平均法					
		1：移動平均法 2：総平均法					
その他有価証券		1：移動平均法 2：総平均法					
		1：移動平均法 2：総平均法					
参考事項							

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、有価証券を所有していなかった法人が新たに有価証券を取得した場合又は法人が従来所有していた有価証券と法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第119条の２第２項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、これらの取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、必要事項を記載して提出してください。

（注）１　法令第119条の２第２項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。

２　法令第119条の２第３項第１号に掲げる保険業法第118条第１項に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。

３　種類とは、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

また、新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

2　この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。

4　各欄は、次により記載します。

(1)　「種類」欄は、新たに取得した有価証券の種類について１の（注）３に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。

(2)　「算出方法」欄は、選定する該当の番号を記載してください。

(3)　「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX552010010

★

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・特定譲渡制限付暗号資産の評価方法の届出書

年　月　日 提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04			事業種目	H02	

番号	
	該当の番号を左欄に記載してください。 １：短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　　を下記のとおり届け出ます。 ２：特定譲渡制限付暗号資産の評価方法

記

	区分・種類又は銘柄	算出方法	新たに取得した年月日
短期売買商品等		１：移動平均法 ２：総平均法	（元号）　年　月　日
		１：移動平均法 ２：総平均法	（元号）　年　月　日
		１：移動平均法 ２：総平均法	（元号）　年　月　日
		１：移動平均法 ２：総平均法	（元号）　年　月　日
		１：移動平均法 ２：総平均法	（元号）　年　月　日
		１：移動平均法 ２：総平均法	（元号）　年　月　日
		１：移動平均法 ２：総平均法	（元号）　年　月　日
	種類	評価方法	新たに取得した年月日
特定譲渡制限付暗号資産		１：原価法 ２：時価法	（元号）　年　月　日
		１：原価法 ２：時価法	（元号）　年　月　日
		１：原価法 ２：時価法	（元号）　年　月　日
		１：原価法 ２：時価法	（元号）　年　月　日
		１：原価法 ２：時価法	（元号）　年　月　日
参考事項			

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
特定譲渡制限付暗号資産の評価方法　の届出書の記載要領

1　この届出書は、次に掲げる場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

⑴　短期売買商品等を所有していなかった法人が新たに短期売買商品等を取得した場合又は法人が従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄（暗号資産にあっては、法人税法施行令第118条の６第２項各号に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類）の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、これらの取得した短期売買商品等の種類又は銘柄ごとに移動平均法又は総平均法のいずれかを選定して一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を届け出る場合。

（注）　短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除きます。）及び資金決済に関する法律第２条第14項に規定する暗号資産をいいます。

なお、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものとは、法人税法施行令第118条の４で定める一定の資産をいいます。

⑵　特定譲渡制限付暗号資産（法人税法第61条第２項第１号ロに規定する自己発行暗号資産を除きます。以下同じです。）を所有していなかった法人が新たに特定譲渡制限付暗号資産を取得した場合又は法人が従来所有していた特定譲渡制限付暗号資産と種類の異なった特定譲渡制限付暗号資産を新たに取得した場合において、特定譲渡制限付暗号資産の種類ごとに時価法又は原価法のいずれかを選定して評価方法を届け出る場合。

（注）　特定譲渡制限付暗号資産とは、譲渡についての制限及びその他一定の条件が付されている暗号資産で、その暗号資産につき、法人が暗号資産交換業者が認定資金決済事業者協会を通じて特定条件が付されていることを公表するためのその暗号資産交換業者に対する特定条件通知その他の一定の手続を行っている暗号資産をいいます。

2　この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第１項の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄（暗号資産にあっては、法人税法施行令第118条の６第２項各号に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類）の異なるごとに行うことになっていますから、その区別ごとに算出方法を定めて明確に記載してください。

なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。

4　特定譲渡制限付暗号資産の評価方法の選定は、特定譲渡制限付暗号資産の種類ごとに時価法又は原価法のいずれかの評価方法を定めて記載してください。

5　各欄は、次により記載します。

(1)　「区分・種類又は銘柄」及び「種類」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄（暗号資産にあっては、法人税法施行令第118条の６第２項各号に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類）について、その短期売買商品等の種類（暗号資産にあっては、その区分及び種類）又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「暗号資産（〇〇コイン）」、「暗号資産（特定自己発行暗号資産である〇〇コイン）」等のように記載してください。

なお、事業所ごとに選定しようとする場合は、その事業所名を併せて記載してください。

(2)　「算出方法」及び「評価方法」欄は、選定する方法に該当する番号を記載してください。

(3)　「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等又は特定譲渡制限付暗号資産の取得年月日を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

6　留意事項

○　暗号資産の取得

上記５１⑴及び⑵に掲げる場合における暗号資産の取得には、法人税法第61条第６項の規定により、暗号資産を譲渡し、かつ、その暗号資産を取得したものとみなされる場合における

その取得についても該当しますので、留意してください。

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z410010070

★

棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・特定譲渡制限付暗号資産の評価方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）		F03		代表者 住所	H08		
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目		H02		代表者氏名	H07		

	元号	年	月	日		変更内容
自					事業年度から 1：棚卸資産の評価方法 2：短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 3：特定譲渡制限付暗号資産の評価方法 4：有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を以下のとおり変更したいので申請します。	
至						

事業の種類・有価証券の区分	・棚卸資産の区分 ・短期売買商品等の種類等及び区分 ・有価証券の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日				採用しようとする新たな評価方法等
			元号	年	月	日	

変更しようとする理由	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

棚卸資産の評価方法・
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・
特定譲渡制限付暗号資産の評価方法・
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　　の変更承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に必要事項を記載して提出してください。

この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

2　この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請又は特定譲渡制限付暗号資産の評価方法の変更承認申請又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、「変更内容」欄に該当の番号を記載してください。

また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。

4　評価方法又は算出方法（以下「評価方法等」と言います。）の選定は、原則として次の(1)から(4)までのとおり行うことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は短期売買商品等若しくは有価証券だけについて明確に記載してください。

(1)　棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う。

(2)　特定譲渡制限付暗号資産（法人税法第61条第２項第１号ロに規定する自己発行暗号資産を除きます。以下(2)において同じです。）の評価方法の選定は、特定譲渡制限付暗号資産の種類ごとに行う。

(3)　短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに、かつ、法人税法施行令第118条の６第２項 各号の暗号資産の区分ごとに行う。

(4)　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行う。

5　各欄は、次により記載します。

(1)　「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。

(2)　「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類等及び区分・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類及び①特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産に非該当）、②特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産に該当）、③特定自己発行暗号資産又は④その他暗号資産の区分を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。

したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。

（注）　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

(3)　「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等棚その届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じです。）

を記載してください。

(4)　「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。

(5)　「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする評価方法等を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

6　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　みなし承認

この申請書を提出した場合において、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

様式ID	NTA1VHZ010010010

★

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

番号

1：繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の３の２第１項第１号に規定する方法
2：繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の３の２第１項第２号に規定する方法
3：時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の９の２第１項に規定する変動差額比較法

により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

記

法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等

上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ	
	時価ヘッジ	
繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債	
	金銭	
時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲		

適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日	開始の日	（元号）　年　月　日	終了の日	（元号）　年　月　日

その他参考となるべき事項

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、次に掲げる場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

(1)　法人が繰延ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第121条の３の２第１項の規定の適用を受けようとする場合

(2)　法人が時価ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法令第121条の９の２第１項の規定の適用を受けようとする場合

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(1)　適用を受けようとする有効性判定の方法について、該当の番号を記載してください。

(2)　「法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。

イ　「上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、例えば、通貨オプション取引、株券（個別株）オプション取引、株価指数オプション取引などと記載してください。

ロ　「繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の３の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる法人税法第61条の６第１項第１号に規定する資産若しくは負債又は同項第２号に規定する金銭の範囲について記載してください。

ハ　「時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる売買目的外有価証券の範囲について記載してください。

ニ　「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」の各欄には、この届出に係るオプション取引につき法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受ける最初の事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。

(3)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　届出書の提出単位

この届出書は、法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けようとするオプション取引について、一の取引ごとに提出することができますが、有効性判定の方法を同じくする複数又は全ての取引をまとめて一つの届出書として提出しても差し支えありません。

なお、複数又は全ての取引を一つの届出書として提出する場合、「法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄には、その対象とする取引の範囲（オプション取引の種類やヘッジ対象の資産等の範囲）を具体的に記載する必要がありますが、各欄への具体的な記載に代えて、提出法人がいわゆるヘッジ会計を適用するに当たって作成しているリスク管理方針文書などの該当箇所の写しをこの届出書に添付する方法でも差し支えありません。

様式ID	NTA1VHZ020010010

★

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書

年　月　日 提出

提出先		F01	税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）		F03		代表者 住所	H08		
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目		H02		代表者氏名	H07		

番号

1：繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の３の２第１項第１号に規定する方法
2：繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の３の２第１項第２号に規定する方法
3：時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121 条の９の２第１項に規定する変動差額比較法

により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。

記

法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等

上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日		（元号）　年　月　日
上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ	
	時価ヘッジ	
繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債	
	金銭	
時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲		

その他参考となるべき事項

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、次に掲げる場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

(1)　法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 121 条の３の２第１項の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項各号に定める方法によることをやめようとする場合

(2)　法令第 121 条の９の２第１項の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項に定める方法によることをやめようとする場合

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(1)　適用をやめようとする有効性判定の方法について、該当する番号を記載してください。

(2)　「法人税法施行令第 121 条の３の２第１項又は第 121 条の９の２第１項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。

イ　「上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日」欄には、法令第 121 条の３の２第１項又は第 121 条の９の２第１項の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日を記載してください。

ロ　「上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けたオプション取引のうち、その適用をやめようとするオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、それぞれ記載してください。

ハ　「繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の３の２第１項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭を記載してください。

ニ　「時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の９の２第１項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券を記載してください。

(3)　「（その他参考となるべき事項）」欄には、この届出書により法令第121条の３の２第１項各号又は第121条の９の２第１項に定める方法による有効性判定をやめようとするオプション取引に係る「ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書」（以下「適用開始届出書」といいます。）を提出した年月日と適用開始届出書に記載した「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　一括して適用開始届出書を提出した場合の有効性判定の方法の一部取りやめ

提出法人が、複数又は全てのオプション取引について、一括して適用開始届出書を提出した場合であっても、そのオプション取引の一部について、この届出書により法令第 121 条の３の２第１項又は第 121 条の９の２第１項の規定の適用をやめることができます。

この場合の届出書の提出に当たっては、既に提出している適用開始届出書に記載した複数又は全てのオプション取引のうち、この届出書により適用をやめる取引と、引き続き適用を受ける取引が明確に分かるような内訳資料を添付してください。

様式ID	NTA1VHX656010010

★

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

該当する番号を右欄に記載ください。	該当番号
１：繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。 ２：時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。	

承認を受けようとする特別な有効性判定方法等

		元号	年	月	日			元号	年	月	日
適用を受けようとする最初の事業年度	（自）					～	（至）				

上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由	
法人税法施行令第121条第１項各号、第121条の３の２第１項各号、第121条の７第１項又は第121条の９の２第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額	
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由	
その他の参考事項	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。

(1)　法人が繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 121 条の４第１項の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合

(2)　法人が時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第 121 条の 10 第１項の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合

2　この申請書は、１(1)又は(2)の特別な有効性判定方法等を採用しようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）の３月前の日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(1)　承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。

イ　「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第121条の４第１項又は第121条の10第１項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度を記載してください。

ロ　「上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由」欄には、当該デリバティブ取引等を行った事業年度において承認を受けなかった理由を記載してください。

ハ　「法人税法施行令第121条第１項各号、第121条の３の２第１項各号、第121条の７第１項又は第121条の９の２第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。

ニ　「法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。

ホ　「法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。

(2)　「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。

(3)　「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z110010050

減価償却資産の償却方法の届出書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
（　　）設備			
（　　）設備			

参考事項	1　新設法人等の場合には、設立等年月日	元号	年	月	日	2　その他	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が減価償却資産の償却方法を選定しようとする場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに、必要事項を記載して提出してください。

区　　分	提　出　期　限
・　普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限(法人税法第 72 条又は第 144 条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下この表において同じです。)
・　公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
・　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合	当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
・　公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合	当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
・　設立後（上記⑵の場合は収益事業開始後、上記⑶の場合は当該公益法人等に該当することとなった後、上記⑷の場合は当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
・　新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
・　新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限

（注）外国法人については、法人税法施行令第 184 条第５項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。

なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第１条第２項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3　減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

（注）1　平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成 19 年４月１日以後に取得した建物、法人税法施行令第 13 条第８号に掲げる無形固定資産及び同条第９号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2　鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4　各欄は、次により記入してください。

(1)　「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（　　）内に記載してください。

また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年４月１日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。

イ　次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

(ｲ) 建物附属設備
(ﾛ) 構築物
(ﾊ) 船舶
(ﾆ) 航空機
(ﾎ) 車両及び運搬具
(ﾍ) 工具
(ﾄ) 器具及び備品

ロ　機械及び装置(次のハ及びニの減価償却資産を除きます。)については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。
ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。
ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(2)「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。

(3)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1HOZ520010050

★

特別な償却方法の承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

次の資産の減価償却については、特別な償却方法によりたいので申請します。

承　認　を　受　け　よ　う　と　す　る　特　別　な　償　却　方　法　等

種類	1	
構造又は用途	2	
細目	3	
耐用年数	4	
取得価額	5	
帳簿価額	6	
所在する場所	7	
承認を受けようとする特別な償却方法		
特別な償却方法を採用しようとする理由		

期中取得資産の償却方法	１：第１号　２：第２号	償却方法

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

特別な償却方法の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

（注）　取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長にしてください。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「種類１」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第 14 条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類（設備の種類を含みます。）を記載してください。

(2)　特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途２」、「細目３」及び「耐用年数４」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。

(3)　「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4)　「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(5)　「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第 59 条第１項第１号又は第２号（事業年度の中途で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例）に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する番号を記載してください。

（注）　承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合……第１号

承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合……第２号

(6)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z190010040

★

取替法採用承認申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		電話番号	F07	—	—
納税地 所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

	元号	年	月	日
自				
至				

事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので申請します。

取替法を採用しようとする減価償却資産の明細				
取替資産の名称	1			
同上の法人税法施行規則第10条各号の区分	2			
所在する場所	3			
数量	4			
取得価額	5	千円	千円	千円
帳簿価額	6	千円	千円	千円
参考事項				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

取替法採用承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第 10 条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)「取替資産の名称１」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第 10 条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類及び品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。

(2)「同上の法人税法施行規則第 10 条各号の区分２」欄には、(1)の資産の法規第 10 条各号の区分を記載してください。

(3)「所在する場所３」欄には、(1)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。

(4)「数量４」、「取得価額５」及び「帳簿価額６」の各欄には、(1)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和 27 年 12 月 31 日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。

(5)「参考事項」欄には、(1)の資産について１年間で使用に耐えなくなって取り替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。

(6)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　みなし承認

この申請書を提出した場合において、取替法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

様式ID	NTA1VHX553010010

★

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法・経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

番号	

（1　リース賃貸資産について、旧リース期間定額法
2　経過リース資産について、経過リース期間定額法）

を採用することを下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建物			
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
（　　）設備			

参考事項											
1　採用する事業年度	自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日	
2　その他											

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法・経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。

(1)　法人が法人税法施行令第 49 条の２第１項の規定に基づき、リース賃貸資産（同令第 48 条第１項第６号に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。）をいいます。以下同じです。）の償却方法に旧リース期間定額法を採用しようとする場合

(2)　法人が法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和７年政令第 121 号。以下「改正令」といいます。）附則第７条第２項の規定に基づき、経過リース資産（法人税法施行令第 48 条の２第５項第４号に規定するリース資産のうち当該リース資産についての同項第５号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約が令和９年３月 31 日以前に締結されたもの（その取得価額に同項第６号に規定する残価保証額に相当する金額が含まれているものに限ります。）をいいます。以下同じです。）の償却方法に経過リース期間定額法を採用しようとする場合

2　この届出書は、上記１(1)又は(2)の償却方法を採用しようとする事業年度（経過リース期間定額法の採用は令和９年３月 31 日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限ります。）の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、標題は、提出する書類の該当する番号を記載し、同時にリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出と経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出を行う場合には、別々に届出書を提出してください。

3　各欄は、次により記入してください。

(1)「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産又は経過リース資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二又は別表第五の番号を（　　）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ　次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

(ｲ) 建物附属設備
(ﾛ) 構築物
(ﾊ) 船舶
(ﾆ) 航空機
(ﾎ) 車両及び運搬具
(ﾍ) 工具
(ﾄ) 器具及び備品

ロ　機械及び装置（次のハ及びニの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(2)「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産又は経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する経過リース資産の改定取得価額（法人税法施行令第 49 条の２第３項又は改正令附則第７条第４項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。

(3)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z530010040

★

特別な償却率の認定申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		国税局長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

次の資産の減価償却については、特別な償却率によりたいので申請します。

認　定　を　受　け　よ　う　と　す　る　特　別　な　償　却　率　等　の　明　細

種類	1		
構造又は用途	2		
細目	3		
名称	4		
所在する場所	5		
数量	6		
取得価額	7	千円	千円
帳簿価額	8	千円	千円
認定を受けようとする償却率	9		
参考事項			
認定を受けようとする償却率の算定の基礎			

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

特別な償却率の認定申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第 12 条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に提出してください。

3　申請書の各欄は、法規第 12 条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。

(1)　「種類１」、「構造又は用途２」及び「細目３」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。

(2)　「名称４」欄には、法規第 12 条各号に掲げる資産の名称を記載してください。

(3)　「所在する場所５」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。

(4)　「数量６」、「取得価額７」及び「帳簿価額８」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(2)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。

(5)　「認定を受けようとする償却率９」欄には、(2)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。

(6)　「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根拠、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z120010050

★

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

	元号	年	月	日
自				
至				

左記事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。

記

資産、設備の種類	現によっている償却方法	現によっている償却方法を採用した年月日				採用しようとする新たな償却方法
		元号	年	月	日	

変更しようとする理由	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。

（注）鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。

2　この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。

3　減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。

4　各欄は、次により記入してください。

(1)「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。

なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年４月１日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（　）内に記載してください。

イ　次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

(ｲ) 建物附属設備
(ﾛ) 構築物
(ﾊ) 船舶
(ﾆ) 航空機
(ﾎ) 車両及び運搬具
(ﾍ) 工具
(ﾄ) 器具及び備品

ロ　機械及び装置（次のハ及びニの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(2)「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却

方法。以下同じ。） を記入してください。

(3)「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度開始の日を記入してください。

(4)「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。

(5)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　みなし承認

この申請書を提出した場合において、新たな償却方法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

様式ID	NTA1H0Z340010040

★

耐用年数の短縮の承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	国税局長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。

申請の事由		1	
資産の種類及び名称		2	
同上の資産の	所在する場所	3	
	承認を受けようとする使用可能期間	4	
	承認を受けようとする未経過使用可能期間	5	
	法定耐用年数	6	
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要		7	
参考となるべき事項		8	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)「申請の事由１」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第 57 条第１項第１号から第６号まで及び法人税法施行規則第 16 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。

(2)「資産の種類及び名称２」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

(3)「同上の資産の（３～６）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。

(4)「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要７」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。

(5)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。

(1)　「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」

(2)　申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）

(3)　個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料
（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）

(4)　申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）

(5)　申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類
（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID NTA0H0Z350010020

承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書

番号 a	種類（設備の種類を含む。） b	構造又は用途 c	細目（個々の資産の名称） d	数量 e	法定耐用年数 f	取得価額 g	承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎					年要償却額 k	経過期間に係る償却費相当額 l	未経過期間対応償却基礎価額 m	算出使用可能期間 n	承認を受けようとする使用可能期間 o	算出未経過使用可能期間 p	承認を受けようとする未経過使用可能期間 q	取得年月 r		帳簿価額 s	所在地 t
							経過年数 h		その後の使用可能期間 i		計 j	g／j	（h×k）	（g－l）	gの計／kの計		mの計／kの計					
						千円	年	月	年	月									年	月	千円	
計																						

承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書の記載要領等

１　「番号ａ」欄には、一連番号を付してください。

２　「種類（設備の種類を含む。）ｂ」及び「構造又は用途ｃ」の各欄には、申請資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。

３　「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄には、申請資産ごと（当該申請資産が総合償却資産（機械及び装置並びに構築物で、当該資産に属する個々の資産の全部につき、その償却の基礎となる価額を個々の資産の全部を総合して定められた耐用年数により償却することとされているものをいう。以下同じ。）である場合には、当該総合償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。

４　「数量ｅ」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産の数量を記載してください。

５　「法定耐用年数ｆ」欄には、申請資産について定められている法定耐用年数（当該申請資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。

６　「取得価額ｇ」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産の取得価額（申請資産が機械及び装置であり、申請の理由が法人税法施行規則第 16 条第２号に掲げる事由及びこれに準ずる同条第３号に掲げる事由に該当するものについては、再取得価額）を記載し、申請資産が総合償却資産である場合には、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。

７　「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産につき申請時までの「経過年数ｈ」とその後の実際の「その後の使用可能期間ｉ」の年数を記載し、「計ｊ」欄にはその年数の合計（その合計に１年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。

　この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計ｊ」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年４月国税庁公表　「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。

８　「年要償却額ｋ」欄には、申請資産が総合償却資産である場合に「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産について「取得価額ｇ」欄の金額を「計ｊ」欄の年数で除して算出した金額を記載し、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。

９　「経過期間に係る償却費相当額ｌ」欄には、申請資産が総合償却資産である場合に、個々の資産の年要償却額に経過期間の月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とします。）を乗じて、これを 12 で除して計算した金額を記載し、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。

10　「算出使用可能期間ｎ」欄には、申請資産が総合償却資産である場合に、当該総合償却資産の「取得価額ｇ」の金額の合計額を「年要償却額ｋ」の金額の合計額で除して算出した数（小数点１位以下の数は切り捨て、その数が２に満たない場合には２とします。）を記載してください。

11　「承認を受けようとする使用可能期間ｏ」欄には、申請資産が総合償却資産である場合には「算出使用可能期間ｎ」欄に記載した数を、総合償却資産以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎　計ｊ」欄に記載した年数を記載してください。

12　「算出未経過使用可能期間ｐ」欄には、申請資産が総合償却資産である場合に「未経過期間対応償却基礎価額ｍ」欄の金額の合計額を「年要償却額ｋ」欄の金額の合計額で除して算出した数（小数点１位以下の数は切り捨て、その数が２に満たない場合には２とします。）を記載してください。

13　「承認を受けようとする未経過使用可能期間ｑ」欄には、申請資産が総合償却資産である場合には「算出未経過使用可能期間ｐ」欄に記載した数を、総合償却資産以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎　その後の使用可能期間ｉ」欄に記載した年数（１年未満の端数は切り捨てます。）を記載してください。

14　「帳簿価額ｓ」欄には、申請資産が総合償却資産である場合には、当該総合償却資産ごとに合計額を記載した行に申請の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額を、総合償却資産以外の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額を記載してください。

15　「所在地ｔ」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。

様式ID	NTA1VHX560010010

★

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書

年　月　日 提出

提出先		F01	国税局長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）		F03		代表者 住所	H08		
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目		H02		代表者氏名	H07		

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第７項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

記

更新資産の取得をした日の属する事業年度	1	自 元号　年　月　日	至 元号　年　月　日
届出の事由	2	該当する号	法人税法施行規則第18条第１項 １：第１号　２：第２号
みなし承認を受けようとする使用可能期間（付表のｏ）	3	年	
未経過使用可能期間（付表のｐ）	4	年	
短縮特例承認資産の種類及び名称	5		
短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日	6	（元号）法第　号 年　月　日	※「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し及び直前の事業年度に適用を受けた届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付する場合は、６欄を記載する必要はありません。
参考となるべき事項	7		
添付書類		「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（付表）	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに、必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「更新資産の取得をした日の属する事業年度１」欄には、法人税法施行令第 57 条第７項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度を記載してください。

(2)　「届出の事由２」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第 18 条第１項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を記載してください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届　出　の　事　由
第１号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第２号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第１号該当の場合】

(3)　第１号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第１項第１号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第２号該当の場合】

(4)　第２号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第１項第２号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。

イ　更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（以下(4)において「付表」といいます。）のｇの計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」（以下(4)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。）(※)のｇの計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。

※　短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度の直前の事業年度において、法人税法施行令第 57 条第７項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のｇの計に記載した金額により判定します。

ロ　みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと

具体的には、付表のｏ欄の年数と短縮特例承認資産の明細書のｏ欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。

【共通記載項目】

(5)　「みなし承認を受けようとする使用可能期間３」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のｏ欄の年数を記載してください。

(6)　「未経過使用可能期間４」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のｐ欄の年数を記載してください。

(7)　「短縮特例承認資産の種類及び名称５」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

(8) 「短縮特例承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日６」の欄には、短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。

(9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　届出書の提出に当たっては、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)を添付してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　みなし承認

上記２の期限までにこの届出書を提出した場合には、この届出書をもって耐用年数の短縮の承認申請書とみなし、更新資産の取得をした日の属する事業年度終了の日（中間申告書を提出する場合には、事業年度開始の日以後６月の期間の末日）において、耐用年数の短縮の承認があったものとみなされます。

様式ID	NTA0VHX676010010

付表（更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書）

番号（更新資産の番号を○で囲む。） a	種類（設備の種類を含む。） b	構造又は用途 c	細目（個々の資産の名称） d	数量 e	法定耐用年数 f	取得価額 g	更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎 経過年数 h		その後の使用可能期間 i		計 j	年要償却額 g/j k	経過期間に係る償却費相当額 h×k l	未経過期間対応償却基礎価額 g−l m	更新資産に取り替えた後の使用可能期間 g の計/k の計 n	みなし承認を受けようとする使用可能期間 o	算出未経過使用可能期間 m の計/k の計 p	取得年月 q		帳簿価額 r	所在地 s
						千円	年	月	年	月								年	月	千円	
計						内 更新資産 千円															

付表（更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等

1　この明細書は、短縮特例承認資産（法人が有する法人税法施行令第57条第１項の承認に係る減価償却資産をいいます。以下同じ。）の一部について、これに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合に、その取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎となる個々の資産の明細等を記載し、「短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書」に添付してください。

2　「番号ａ」欄には、一連番号を付してください。なお、更新資産については、その一連番号を○で囲んでください。

3　「種類（設備の種類を含む。）ｂ」及び「構造又は用途ｃ」の各欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類及び構造若しくは用途又は平成20年改正前の耐用年数省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる設備の種類を記載してください。

4　「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごとにその名称を記載してください。

5　「数量ｅ」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産の数量を記載してください。

6　「法定耐用年数ｆ」欄には、その個々の資産が含まれる減価償却資産について法人税法施行令第57条第１項の適用を受けないこととした場合に適用される法定耐用年数を記載してください。

7　「取得価額ｇ」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産の取得価額を記載してください。また、「取得価額ｇ」欄の合計額を「計」欄に記載するとともに、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産のうち一の計画に基づく更新資産の「取得価額ｇ」欄の額の合計額を内書きしてください。

8　「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産につきこの届出により法人税法施行令第57条第７項の規定の適用を受けようとする事業年度の終了の日までの「経過年数ｈ」とその後の実際の「その後の使用可能期間ｉ」の年数とを記載し、「計ｊ」欄にはその年数の合計（その合計に１年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。

　この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計ｊ」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和40年４月国税庁公表　「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。

9　「年要償却額ｋ」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産について「取得価額ｇ」欄の金額を「計ｊ」欄の年数で除して算出した金額を記載するとともに、その合計額を「計」欄に記載してください。

10　「更新資産に取り替えた後の使用可能期間ｎ」の「計」欄には、「取得価額ｇ」欄の額の合計額を「年要償却額ｋ」欄の額の合計額で除して算出した数（小数点１以下の数は切り捨て、その数が２に満たない場合は２とします。）を記載してください。

11　「みなし承認を受けようとする使用可能期間ｏ」の「計」欄には、みなし承認を受けようとする使用可能期間を記載してください。

12　「算出未経過使用可能期間ｐ」欄には、「未経過期間対応償却基礎価額m」欄の額の合計額を「年要償却額ｋ」欄の額の合計額で除して算出した数（小数点１以下の数は切り捨て、その数が２に満たない場合は２とします。）を記載してください。

13　「帳簿価額ｒ」欄には、更新資産を取得した日の属する事業年度終了の日における個々の資産の帳簿価額を記載してください。

14　「所在地ｓ」欄には、その資産の所在する事業所名及び所在地を記載してください。

様式ID	NTA1VHX561010010

★

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

年　月　日 提出

提出先		F01	国税局長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第８項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

記

届出資産の取得をした日の属する事業年度	1	自	元号　年　月　日	至	元号　年　月　日
届出の事由	2	該当条文	1：法人税法施行令第57条第１項第１号	2：法人税法施行規則第16条　第１号	3：法人税法施行規則第16条　第３号
届出資産の種類及び名称	3				
同上の資産の 所在する場所	4				
同上の資産の みなし承認を受けようとする使用可能期間（付表のｏ）	5				年
同上の資産の 未経過使用可能期間（付表のｐ）	6				年
既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日	7	（元号）法第　号　年　月　日			※既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。
参考となるべき事項	8				
添付書類		「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付表）			

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「届出資産の取得をした日の属する事業年度１」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度を記載してください。

(2)「届出の事由２」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第 57 条第１項第１号、法人税法施行規則第 16 条第１号又は同条第３号（法人税法施行令第 57 条第１項第１号及び法人税法施行規則第 16 条第１号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を記載してください。

なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第 57 条第８項又は法人税法施行規則第 18 条第３項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること（法人税法施行令第 57 条第１項第１号）	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（法人税法施行令第 57 条第８項）
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること（法人税法施行規則第 16 条第１号）	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産（法人税法施行規則第 18 条第３項第１号）
3	上記１又は２に準ずる事由（法人税法施行規則第 16 条第３号）	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産（法人税法施行規則第 18 条第３項第２号）

(3)「届出資産の種類及び名称３」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

(4)「同上の資産の（４～６）」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。

(5)「既承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日７」欄には、既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。

(6)「参考となるべき事項８」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第 57 条第１項第１号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。（例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等）

(7)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　届出書の提出に当たっては、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付表）を添付してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　みなし承認

上記２の期限までにこの届出書を提出した場合には、この届出書をもって耐用年数の短縮の承認申請書とみなし、届出資産の取得をした日の属する事業年度終了の日（中間申告書を提出する場合には、事業年度開始の日以後６月の期間の末日）において、耐用年数の短縮の承認があったものとみなされます。

様式ID NTA0VHX675010010

付表（みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書）

番号 a	種類（設備の種類を含む。） b	構造又は用途 c	細目（個々の資産の名称） d	数量 e	法定耐用年数 f	取得価額 g	みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎					年要償却額 g/j k	経過期間に係る償却費相当額 h×k l	未経過期間対応償却基礎価額 g−l m	算出使用可能期間 g の計 / k の計 n	みなし承認を受けようとする使用可能期間 o	算出未経過使用可能期間 m の計 / k の計 p	取得年月		帳簿価額 r	所在地 s
							経過年数		その後の使用可能期間		計 j										
						千円	h 年	h 月	i 年	i 月								q 年	q 月	千円	
計																					

付表（みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等

1　「番号ａ」欄には、一連番号を付してください。

2　「種類（設備の種類を含む。）　ｂ」及び「構造又は用途ｃ」の各欄には、届出資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。

3　「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄には、届出資産ごと（当該届出資産が総合償却資産（機械及び装置並びに構築物で、当該資産に属する個々の資産の全部につき、その償却の基礎となる価額を個々の資産の全部を総合して定められた耐用年数により償却することとされているものをいう。以下同じ。）である場合には、当該総合償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。

4　「数量ｅ」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産の数量を記載してください。

5　「法定耐用年数ｆ」欄には、届出資産について定められている法定耐用年数（当該届出資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。

6　「取得価額ｇ」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産の取得価額を記載し、届出資産が総合償却資産である場合には、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。

7　「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産につきこの届出により法人税法施行令第 57 条第８項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日までの「経過年数ｈ」とその後の実際の「その後の使用可能期間ｉ」の年数とを記載し、「計ｊ」欄にはその年数の合計（その合計に１年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。

　この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計ｊ」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年４月国税庁公表　「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。

8　「年要償却額ｋ」欄には、届出資産が総合償却資産である場合に「細目（個々の資産の名称）ｄ」欄の区分ごとの資産について「取得価額ｇ」欄の金額を「計ｊ」欄の年数で除して算出した金額を記載し、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。

9　「算出使用可能期間ｎ」欄には、届出資産が総合償却資産である場合に、当該総合償却資産の「取得価額ｇ」の金額の合計額を「年要償却額ｋ」の金額の合計額で除して算出した数（小数点１位以下の数は切り捨て、その数が２に満たない場合には２とします。）を記載してください。

10　「みなし承認を受けようとする使用可能期間ｏ」欄には、届出資産が総合償却資産である場合には「算出使用可能期間ｎ」欄に記載した数を、総合償却資産以外の資産である場合には「計ｊ」欄に記載した年数を記載してください。

11　「算出未経過使用可能期間ｐ」欄には、届出資産が総合償却資産である場合に「未経過期間対応償却基礎価額ｍ」欄の金額の合計額を「年要償却額ｋ」欄の金額の合計額で除して算出した数（小数点１位以下の数は切り捨て、その数が２に満たない場合には２とします。）を記載してください。

12　「帳簿価額ｒ」欄には、届出資産が総合償却資産である場合には、当該総合償却資産ごとに合計額を記載した行に当該届出資産を取得した日の属する事業年度終了の日における帳簿価額を、総合償却資産以外の資産である場合には、当該届出資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。

13　「所在地ｓ」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。

様式ID	NTA1H0Z330010040

★

増加償却の届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		電話番号	F07	—	—
納税地 所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

	元号	年	月	日
自				
至				

事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行いますので届け出ます。

設備の種類	1		
細目	2		
所在する場所	3		
通常の経済事情における1日当りの平均的な使用時間	4		
通常使用されるべき日数	5		
平均的な時間を超えて使用した時間の合計時間	6		
1日当りの超過使用時間	7		
同上の時間の計算方法	8	該当する番号を記載ください。 1：第一号該当 2：第二号該当	該当番号
増加償却割合［35／1,000×「7」］	9		
操業度上昇の理由			
超過使用したことを証する書類として保存するものの名称			

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

増加償却の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条に規定する増加償却を適用しようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「設備の種類１」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。

(2)「細目２」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。

(3)「所在する場所３」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。

(4)「通常の経済事情における１日当りの平均的な使用時間４」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における１日当りの平均使用時間を記載してください。

(5)「通常使用されるべき日数５」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。

(6)「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間６」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(4)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。

(7)「１日当りの超過使用時間７」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した１日当りの超過使用時間を記載してください。

イ　機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を１日当りの超過使用時間とする方法

$$\left(\begin{array}{l}\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする事業年度における平均超過使用時間}\end{array}\right) \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

ロ　次の算式により計算する方法

$$\text{１日当りの超過使用時間} = \left(\frac{\begin{array}{l}\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする}\\ \text{事業年度における平均超過使用時間の合計時間}\end{array}}{\text{個々の機械及び装置の総数}}\right)$$

(8)「同上の時間の計算方法８」欄には、１日当りの超過使用時間の計算を(7)のイの方法によったときは第一号該当を、(7)のロの方法によったときは第二号該当の番号を記載してください。

(9)「増加償却割合９」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下２位未満の端数があるときは、切り上げます。）を記載してください。

$$\frac{35}{1,000} \times \text{「１日当りの超過使用時間７」}$$

(10)「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。

(11)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX020010010

★

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04			事業種目	H02	

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

種類（設備の種類を含む）	1					
構造又は用途	2					
細目（資産の名称）	3					
所在する場所	4					
取得年月日	5	元号	年	月	日	
取得価額	6					円
取得価額の100分の95相当額に達した事業年度終了の日	7	元号	年	月	日	
同上における帳簿価額	8					円
認定を受けようとする月数	9					
月数の算定根基						

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が堅固な建物等（法人税法施行令第 61 の２条第１項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達したものについて、さらにその帳簿価額が１円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、１の認定を受けようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)「種類（設備の種類を含む。）１」、「構造又は用途２」及び「細目（資産の名称）３」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。

(2)「所在する場所４」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。

(3)「同上における帳簿価額８」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達することとなった日の属する事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。

(4)「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください。

(5)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX030010010

★

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04			事業種目	H02	

次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。

認定を受けようとする減価償却資産

番号	資産の区分	呼称	所在地	取得年月日			取得価額	帳簿価額	認定を受けようとする年数
				年	月	日	千円	千円	年
				年	月	日	千円	千円	年
				年	月	日	千円	千円	年
				年	月	日	千円	千円	年
				年	月	日	千円	千円	年
				年	月	日	千円	千円	年
				年	月	日	千円	千円	年

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —		

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採掘権等」といいます。）並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。

(2)　「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。

(3)　「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(1)の資産の帳簿価額を記載してください。

(4)　「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」のｊ欄の年数を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ＩＤ	NTA0VHX080010010

認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

番号 a	資産の区分 b	採掘予定数量 c	年間採掘数量 最近における年間採掘数量 採掘月数 d	採掘量 e	年換算平均採掘量 f	今後予想される年間採掘数量 g	当該鉱区等に属する設備の採掘能力 h	採掘従業員数 i	認定を受けようとする年数 j
	Q01	D01	D07	D13	D19	D25	Q31	D37	D43
	Q02	D02	D08	D14	D20	D26	Q32	D38	D44
	Q03	D03	D09	D15	D21	D27	Q33	D39	D45
	Q04	D04	D10	D16	D22	D28	Q34	D40	D46
	Q05	D05	D11	D17	D23	D29	Q35	D41	D47
	Q06	D06	D12	D18	D24	D30	Q36	D42	D48
参考事項									

認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書

1　「番号ａ」欄には、一連番号を記載してください。

2　「資産の区分ｂ」欄には、申請書の資産の区分欄に記載した資産を記載してください。

3　「採掘予定数量ｃ」欄には、認定を受けようとする採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利に係る鉱区若しくは採石場の採掘予定数量、又は坑道により採掘することができる採掘予定数量を記載してください。

4　「最近における年間採掘数量」の各欄は、この申請書を提出する日の属する事業年度開始の日前３年以内における採掘の実績に基づき次により記載してください。

(1)　「採掘月数ｄ」欄には、実際に採掘に従事した月数を記載してください。

(2)　「採掘量ｅ」欄には、(1)の月数における採掘量の合計額を記載してください。

(3)　「年換算平均採掘量ｆ」欄には

$$\text{「採掘量ｅ」} \div \frac{\text{「採掘月数ｄ」}}{12}$$

の算式により計算した年換算平均採掘量を記載してください。

5　「今後予想される年間採掘数量ｇ」欄には、設備の能力、従業員の数等を勘案して今後予想される１年間の採掘予定数量を記載してください。

6　「当該鉱区等に属する設備の採掘能力ｈ」欄には、当該鉱区による鉱石等の１年間の採掘可能能力を記載してください。

7　「採掘従事員数ｉ」欄には、当該鉱区等において常時採掘及び採出に従事する人数を記載してください。

8　「承認を受けようとする年数ｊ」欄には、ｃ、ｆ又はｇ等を勘案して認定を受けようとする年数を記載してください。

様式ID	NTA1H0Z040010030

★

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書

年　月　日 提出

提出先		F01		税務署長	法人番号		F02			
納税地	郵便番号	F05	-	電話番号 F07	- -	代表者	郵便番号	F36	-	
	所在地	F06					住所	H08		
フリガナ（法人名）		F03			フリガナ（代表者氏名）			H06		
法人名		F04			代表者氏名			H07		
事業種目		H02								

該当する条項の番号を右記に記載願います。	該当条項
法人税法施行令 1 ： 第122条の５の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法 2 ： 第122条の10第２項の規定に基づき、法人税法第61条の10第３項に規定する為替予約差額の一括計上の方法 上記の法令に基づき、次のとおり届け出ます。	

外国通貨の種類 ・外貨建資産等の区分	期末換算の方法 （該当する方法の番号を記載してください）		為替予約差額の一括計上の方法	備考
	1:発生時換算法 2:期末時換算法			
	1:発生時換算法 2:期末時換算法			
	1:発生時換算法 2:期末時換算法			
	1:発生時換算法 2:期末時換算法			
	1:発生時換算法 2:期末時換算法			
その他の参考事項				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	－ －

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等

１　この届出書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。

(1) 法人が外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の５の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合

(2) 法人が短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第２項の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第３項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合

２　外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「その他の参考事項」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。

（注）　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

１　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

２　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

３　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）

４　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。））

５　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

６　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

３　この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の基因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の５の規定による届出をすべき場合を除きます。）には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じです。）、②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度の確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

４　各欄は、次により記載してください。

(1)「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記２(注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。

(2)「期末換算の方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち、該当する番号を記載してください。

(3)「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。

(4)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Z020010040

★

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書

年　月　日 提出

提出先		F01		税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
	所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			代表者 住所	H08	
法人名		F04			フリガナ（代表者氏名）	H06	
事業種目		H02			代表者氏名	H07	

	元号	年	月	日	
自					事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等を下記のとおり変更したいので申請します。
至	元号	年	月	日	
					記

外貨建資産等の区分	外国通貨の種類	現によっている期末換算方法等	左の期末換算方法等を採用した年月日 元号	年	月	日	採用しようとする新たな期末換算方法等	変更しようとする理由
その他の参考事項								

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。

(1)　法人が外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第122条の６の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合

(2)　法人が短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第122条の11の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を変更しようとする場合

2　この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

この場合、その変更の対象とした事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日。ただし、その内国法人が通算子法人である場合には、その事業年度開始の日の属するその通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日とする。）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。

3　外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外貨建資産等の区分、かつ、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「その他の参考事項」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの申請書を記載してください。

（注）　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

1　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

2　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

3　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）

4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。））

5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

4　各欄は、次により記載してください。

(1)「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記３(注)の区分を記載してください。

なお、１の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。

(2)「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。

(3)「現によっている期末換算方法等」欄には、１の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法（期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。）を記載し、１の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。

(4)「左記の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度の開始の日を記載してください。

(5)「採用しようとする新たな期末換算方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。

なお、１の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。

(6)「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。

(7)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」

の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　みなし承認

この申請書を提出した場合において、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

様式ID	NTA1VHX563010010

★

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		電話番号	F07	—	—
納税地 所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

	元号	年	月	日
自				
至				

事業年度から

1：棚卸資産の評価方法
2：減価償却資産の償却方法
3：暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
4：特定譲渡制限付暗号資産の評価方法
5：有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
6：外貨建資産等の期末換算方法

を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

変更内容

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 暗号資産の種類及び区分 有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日				採用しようとする新たな評価方法等	備考
			元号	年	月	日		

その他参考事項

番号		元号	年	月	日
	1：新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 2：その他				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第 30 条・第 52 条・第 118 条の６・第 119 条の６・第 118 条の９・第 122 条の６・第 184 条）

（注）１　特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。

①　公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと

②　収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと

２　特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。

３　既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。

４　棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

５　減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

６　減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道については、この届出書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。

７　暗号資産とは、資金決済に関する法律第２条第 14 項に規定する暗号資産をいいます。（法人税法第 61 条第１項）

８　特定譲渡制限付暗号資産とは、譲渡についての制限その他の一定の条件が付されている暗号資産で、その暗号資産につき、法人が暗号資産交換業者が認定資金決済事業者協会を通じて特定条件が付されていることを公表するためのその暗号資産交換業者に対する特定条件通知その他の一定の手続を行っている暗号資産をいいます。（法人税法第 61 条第２項第１号イ）

９　外国法人については、法人税法施行令第 184 条の規定によって提出してください。

2　この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があったものとみなされます。

3　この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の該当番号を記載してください。

なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の番号を記載してください。

4　各評価方法等の選定は次の点に注意してください。

(1)　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの

資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。

(2) 減価償却資産の償却方法

減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。） に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記載してください。

なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

(3) 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、暗号資産の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 118 条の６第２項各号の暗号資産の区分ごとに行うことになっていますから、現によっている算出方法を変更しようとする場合も、その種類及び区分ごとにその算出方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその種類及び区分ごとの暗号資産だけについて明確に記載してください。

(4) 特定譲渡制限付暗号資産の評価方法

特定譲渡制限付暗号資産の評価方法の選定は、特定譲渡制限付暗号資産（法人税法第 61 条第２項第１号ロに規定する自己発行暗号資産を除きます。）の種類ごとに時価法又は原価法のいずれかの評価方法を定めて記載してください。

(5) 外貨建資産等の期末換算の方法

外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「その他参考事項」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

（注） 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

１ 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

２ 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

３ 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）

４ 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。））

５ 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

６ 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

５ 各欄は、次により記載します。

(1) 共通して記載する欄

イ 当該提出法人の「法人番号」、「納税地」、「法人名」、「代表者住所」、「代表者氏名」及び「事業種目」欄を記載してください。

ロ 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等（各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。

ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。

ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。

ホ 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。

イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

(ｲ)　「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載してください。

(ﾛ)　「棚卸資産の区分　暗号資産の種類及び区分　有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分を記載します。

したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。

（注）　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

ロ　減価償却資産の償却方法

(ｲ)　「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。

なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年４月１日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を（　）内に記載してください。

A　次の減価償却資産（次のＣ及びＤの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

(A) 建物附属設備
(B) 構築物
(C) 船舶
(D) 航空機
(E) 車両及び運搬具
(F) 工具
(G) 器具及び備品

B　機械及び装置（次のＣ及びＤの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

C　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

D　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

E　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）　については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

F　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(ﾛ)　「棚卸資産の区分　暗号資産の種類及び区分　有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。

ハ　暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

(ｲ)　「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。

(ﾛ)　「棚卸資産の区分　暗号資産の種類及び区分　有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、暗号資産の種類（例：○○コイン）及び区分（例：特定自己発行暗号資産である○○コイン）を記載してください。

ニ　外貨建資産等の期末換算の方法

(ｲ)　「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記４(3)(注)の区分を記載してください。

(ﾛ)　「棚卸資産の区分　暗号資産の種類及び区分　有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。

様式ID	NTA1VHX551010010

★

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04			事業種目	H02	

保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

（代替資産を取得することが困難である理由）

指定を受けようとする期日	（元号）　年　月　日	保険金等の支払を受けた日	（元号）　年　月　日
保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日			（元号）　年　月　日

保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容	種　類				
	構　造				
	規　模				

申請の日における法人税法第48条第１項又は第49条第１項に規定する特別勘定の金額　円

取得する見込みである代替資産の内容	種　類				
	構　造				
	規　模				
	見込取得価額	円	円	円	円
	見込取得年月日	（元号）　年　月　日	（元号）　年　月　日	（元号）　年　月　日	（元号）　年　月　日

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が災害その他やむを得ない特別な事情があるため、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日までの期間内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の２月前までに提出してください。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1)　「(代替資産を取得することが困難である理由)」欄には、法人税法第 48 条第１項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。

(2)　「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第 48 条第１項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。

(3)　「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第 47 条第１項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。

(4)　「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日」欄には、法人税法第 47 条第１項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日を記載してください。

(5)　「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄

イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

(6)　「申請の日における法人税法第 48 条第１項又は第 49 条第１項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第 48 条第１項又は第 49 条第１項に規定する特別勘定の金額を記載してください。

(7)　「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄

イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。

ホ　「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。

(8)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　みなし承認

この申請書を提出した場合において、保険金の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日までに指定又は却下の処分がなかったときは、指定を受けようとする期日により指定がされたものとみなされます。

様式ID	NTA1VHX120010010

★

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

年　月　日 提出

提出先		F01			税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -	フリガナ（代表者氏名）	H06	
	所在地	F06					代表者氏名	H07	
フリガナ（内国法人の名称）		F03							
内国法人の名称		F04							

法人税法施行令第141条の４第４項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第５項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度	自	（元号）　年　月　日	至	（元号）　年　月　日
各事業年度終了の日前６月以内の一定の日	（元号）　年　月　日			
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由				
その他参考となるべき事項				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 141 条の４第４項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　この届出書の各欄は、次により記載します。

(1)　「納税地」、「内国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第 141 条の４第４項の規定の適用を受けようとする納税地、内国法人の名称及び法人番号を記載してください。

(2)　「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第 141 条の４第４項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。

(3)　「各事業年度終了の日前６月以内の一定の日」欄には、法令第 141 条の４第４項に規定する一定の日を記載してください。

(4)　「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第 141 条の４第４項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1VHX569010010

★

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書
（外国法人用）

年　月　日 提出

提出先		F01			税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -	フリガナ（代表者氏名）	H06	
	所在地	F06					代表者氏名	H07	
フリガナ（外国法人の名称）		F03					フリガナ（責任者氏名）		
外国法人の名称		F04					責任者氏名		

法人税法施行令第188条第７項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第８項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度	自	（元号）　年　月　日	至	（元号）　年　月　日
各事業年度終了の日前６月以内の一定の日	（元号）　年　月　日			
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由				
その他参考となるべき事項				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書（外国法人用）の記載要領等

1　この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 188 条第７項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　この届出書の各欄は、次により記載します。

(1)　「納税地」、「外国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第 188 条第７項の規定の適用を受けようとする納税地、外国法人の名称及び法人番号を記載してください。

(2)　「責任者氏名」欄には、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。

(3)　「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第 188 条第７項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。

(4)　「各事業年度終了の日前６月以内の一定の日」欄には、法令第 188 条第７項に規定する一定の日を記載してください。

(5)　「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第 188 条第７項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1H0Z540010040

★

特別修繕費の金額の認定申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		電話番号	F07	—	—
納税地 所在地	F06			事業種目	H02		
フリガナ（法人名）	F03			代表者 郵便番号	F36	—	
法人名	F04			代表者 住所	H08		
青色申告書提出の承認申請をした日	元号	年	月	日	フリガナ（代表者氏名）	H06	
					代表者氏名	H07	
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日							

次の資産について特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。

認定を受けようとする特別修繕費の金額							
資産の種類等	1				名称等	別紙付表のとおり	
特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2						
2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	元号	年	月	日		
3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4						
認定を受けようとする特別修繕費の金額	5						

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。(この申請は、青色申告法人に限ります。)

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「資産の種類等１」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。

(2)　「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名２」欄には、(1)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。

ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。

(3)　「２の資産について最近において行われた特別修繕完了の日３」欄には、(1)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。

(4)　「認定を受けようとする特別修繕費の金額５」欄には、「３に要した特別修繕費の金額４」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　この申請書には、次の書類を添付してください。

(1)　特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（３（2）の資産）につき、付表により記載した書類

(2)　特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA0H0Z541010040

特別修繕費の金額の認定申請に関する付表

区分		申請資産	算定の基礎とした類似資産
種類	1		
細目	2		
船名	3		
船級	4		
船籍港	5		
航行水域	6		
船体の構造	7		
総トン数	8	トン	トン
重量トン数	9	トン	トン
長さ	10	m	m
幅	11	m	m
深さ	12	m	m
主機関の種類	13		
主機関の馬力	14	馬力	馬力
速力	15	kt	kt
建造年月日	16	年　月　日	年　月　日
造船所名	17		
中古資産を取得した場合はその年月日及び前所有者名	18		
取得価額	19	千円	千円
資産の所有者の住所氏名	20		

特別修繕費の金額の認定申請に関する付表の記載要領等

1　「種類１」及び「細目２」の各欄には、申請資産及び類似資産について、次表によりその種類及び細目を記載してください。

種　類	細　　目
客　　船	－
貨客船	－
貨物船	1　一般貨物船 2　ばら積貨物船（石炭、鉱石、穀物、セメント、その他） 3　冷蔵冷凍運搬船（漁船を除く。） 4　特殊運搬船（重量物、木材、薬品、家畜、果実、給水、汚物、その他）
特殊用途船	1　車両渡船 2　ひき船 3　工作船 4　海底電線敷設船 5　しゅんせつ船 6　起重機船 7　水先船
漁　　船	1　網を用いる漁船 2　釣漁船（まぐろ延なわ漁船を含む。） 3　捕鯨船 4　採かいそう漁船 5　捕鯨母船 6　その他の母船 7　かに工船 8　その他の工船 9　漁獲物運搬船（冷凍運搬船、冷蔵運搬船、塩蔵運搬船、鮮魚運搬船） 10　その他の漁船
油槽船	1　クリーンタンカー 2　ダーティータンカー 3　液化ガス運搬船

（注）１　貨客船とは、旅客定員 13 名以上のもので、かつ、貨物を輸送するものをいいます。
　　２　特殊用途船とは、ひき船等特殊な用途、構造をもつものをいいます。

2　「船級４」欄には、日本海事協会、ロイド船級協会等が認定した船級（２以上の認定を受けた場合には、それぞれの認定をした機関及び船級）を記載してください。

3　「航行水域６」欄には、航路又は通常航行する水域を記載してください。

4　「船体の構造７」欄には、船体の主要骨格の材質及び船底、外板又は甲板等の構造を略記してください。

5　「速力 15」欄には、最大速力及び航海速力を記載してください。

様式ID	NTA1H0Z090010101

★

欠損金の繰戻しによる還付請求書

（令和４年４月１日前開始事業年度分）

年　月　日　提出

提出先		F01		税務署長	法人番号		F02		
納税地	郵便番号	F05	-	電話番号 F07	- -	代表者氏名	郵便番号	F36	-
	所在地	F06					住所	H08	
フリガナ（法人名）		F03			フリガナ（代表者氏名）			H06	
法人名		F04			代表者氏名			H07	
事業種目		H02							

所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法人税法」といいます。）第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

欠損事業年度		元号	年	月	日		元号	年	月	日	還付所得事業年度		元号	年	月	日		元号	年	月	日
	自					至						自					至				

区分			請求金額（円）	※　金額（円）
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額((３)－(４))	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	リース特別控除取戻税額	(11)		
	法人税額((６)＋(７)＋(８)－(９)－(10)－(11))	(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額((12)－(13))	(14)		
還付金額((14)×(2)／(5))		(15)		

請求期限	元号	年	月	日	確定申告提出年月日	元号	年	月	日

還付を受けようとする金融機関等				
ゆうちょ以外	金融機関名			
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協	
	支店名			
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所	
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他	
	口座番号			
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）			郵便局
	記号番号			

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

（　単　体　申　告　用　）

【令和４年４月１日前開始事業年度等分】

1　この還付請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法」といいます。）第 80 条第１項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

（注）平成４年４月１日から令和６年３月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。

①　次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（新型コロナ税特法第７条、令和２年改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第 66 条の 12、令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）

イ　普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（令和２年旧法第４条の７に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円（令和２年２月１日から令和４年１月 31 日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（次の(ｲ)(ⅱ)に掲げる法人を除きます。）

(ｲ)　大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(ⅰ)　資本金の額又は出資金の額が５億円以上（特例事業年度については、10 億円超）である法人

(ⅱ)　保険業法第２条第５項に規定する相互会社及び同条第 10 項に規定する外国相互会社

(ⅲ)　受託法人

(ﾛ)　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合

ニ　人格のない社団等

②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（令和２年旧措置法第 66 条の 12、令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第６号）附則第 93 条）

③　次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、令和２年改正法附則第 91 条）

イ　青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第１項に規定する認定事業再編事業者（同法第２条第５項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第１項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和２年３月 31 日以前に同条第１項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。

ロ　平成 29 年８月１日以後に終了する事業年度（令和２年旧措置法第 46 条の２並びに同条の規定に係る同法第 52 条の２第１項及び第４項並びに同法第 52 条の３第１項から第３項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。

ハ　ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第２条第７項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第１項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第２条第５項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第１項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。

(2)　令和２年旧法第 80 条第４項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解散（適格合併による解散を除きます。）

ロ　事業の全部の譲渡

ハ　更生手続の開始

ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限ります。）

ホ　再生手続開始の決定

なお、令和４年４月１日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額について欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」（令和４年４月１日以後開始事業年度分）ではなく、この請求書を使用してください。

2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、欠損金の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合において、還付所得事業年度が２以上あるときには、別葉に作成して提出してください。

(1)　上記１(1)の場合（法第 80 条第１項の規定により提出する場合）　欠損事業年度の確定申告書の提出時

上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2)　上記１(2)の場合（法第 80 条第４項の規定により提出する場合）　解散等の事実が生じた日以後１年以内

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額（円）」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ　「欠損金額（１）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次の場合には、上記の「（１）」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

(ｲ)　その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄に記載した金額

(ﾛ)　この請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「（２）」欄に記載した金額

また、１(1)(注)③の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。

（注）　「（２）」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５）」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(3)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額（３）」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額（４）」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(ｲ)　還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合　その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「（２）」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「（２）」欄の金額

(ﾛ)　還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「（２）」欄に記載した金額

(4)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額（６）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額（８）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和 42 年５月 31 日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、令和２年旧措置法第 62 条第１項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和２年旧措置法第３章第５節の２《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消

された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(5)　「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 10.3（令和元年９月 30 日以前に開始した還付所得事業年度については 100 分の 4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和２年改正法による改正前の地方法人税法第 23 条第１項）。

様式ID	NTA1H0Z092010011

★

欠損金の繰戻しによる還付請求書
（令和４年４月１日以後開始事業年度分）

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06		
フリガナ（法人名）	F03			代表者氏名	H07		
法人名	F04			事業種目	H02		

法人税法第80条の規定に基づき次のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

欠損事業年度	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	還付所得事業年度	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日

区分			請求金額（円）	※　金額（円）
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（(３)－(４)）	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額（(６)＋(７)＋(８)－(９)－(10)－(11)）	(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	確定申告書提出年月日	令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等				
	ゆうちょ以外	金融機関名		
		金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名		
		本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
		口座番号		
	ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）		郵便局
		記号番号		

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2　法人税法第 80 条第４項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3　特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

【令和４年４月１日以後開始事業年度分】

1　この還付請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第１項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

（注）　平成４年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までの欠損金額のみが対象となりますので、ご注意ください。

①　次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 12、租税特別措置法施行令第１条の２第３項）

イ　普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（法第４条の３に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの（次の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる法人に該当するもの及び大通算法人（注）を除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（次の(ｲ)(ⅱ)に掲げる法人及び大通算法人を除きます。）

(ｲ)　大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(ⅰ)　資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人

(ⅱ)　保険業法第２条第５項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）及び同条第 10 項に規定する外国相互会社

(ⅲ)　受託法人

(ﾛ)　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

（注）　大通算法人とは、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるその普通法人をいいます。

ⅰ　その事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人

ⅱ　その事業年度終了の時において上記(ｲ)若しくは(ﾛ)に掲げる法人、相互会社又は受託法人に該当する法人

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合

ニ　人格のない社団等

②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度（通算子法人の清算中に終了する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除きます。）において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 12、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第６号）附則第 93 条）

③　銀行等保有株式取得機構の欠損金額

(2)　法第 80 条第４項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解散（適格合併による解散を除き、通算子法人である場合には破産手続開始の決定による解散に限ります。）

ロ　事業の全部の譲渡（通算法人である場合を除きます。）

ハ　更生手続の開始

ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡で、これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるもの（通算法人である場合を除きます。）

ホ　再生手続開始の決定

なお、次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定める明細書（次の①又は②に掲げる法人のいずれにも該当する法人にあっては、①及び②に定める明細書）をこの還付請求書に添付して提出してください。

①　通算法人（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を法第 80 条第７項に規定する欠損事業年度として欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限ります。）　「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」

②　通算法人（通算法人であった法人を含みます。）のうち令和２年改正法附則第 35 条第２項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するもの　「令和２年改正法附則第 35 条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」

（注）①に該当する通算法人とは、欠損金額が生じた、又は欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。以下「欠損事業年度」といいます。）にお

いて通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の添付は不要です。

また、令和４年４月１日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額について欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、この還付請求書ではなく、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」(令和４年４月１日前開始事業年度等分)を使用してください。

2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、欠損金の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から欠損事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書（令和２年改正法附則第 35 条第２項の規定により青色申告書である確定申告書とみなされる連結確定申告書を含みます。）を提出している場合に限って請求することができます。

3　この還付請求書は、次に掲げる還付請求の区分に応じそれぞれ次に定める提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合において、還付所得事業年度が２以上あるときには、別葉に作成して提出してください。

(1)　上記１(1)の場合（法第 80 条第１項の規定により提出する場合）　欠損事業年度の確定申告書の提出時

上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

(2)　上記１(2)の場合（法第 80 条第４項の規定により提出する場合）　解散等の事実が生じた日以後１年以内

4　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※金額（円）」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ　「欠損金額(１)」欄には、通算法人（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を欠損事業年度として欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限ります。イにおいて同じです。）以外の法人にあっては欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）（注）を、通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（14)」欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

(注)　法第 64 条の８の規定の適用がある欠損金額は、この金額には含みません。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(２)」欄には、「(１)」欄の金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次に掲げる場合には、上記の「(１)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

(ｲ)　その欠損事業年度において生じた法第 80 条第５項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２)」欄に記載した金額

(ﾛ)　この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(２)」欄に記載した金額

(注)　「(２)」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(3)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額(３)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額(その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和２年改正法附則第 35 条第２項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、上記にかかわらず、「令和２年改正法附則第 35 条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（５)」欄の金額を記載してください。

ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(ｲ)　還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合　その法人のその還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(２)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(２)」欄の金額

(ﾛ)　還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(２)」欄に記載した金額

(4)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

それぞれ次のとおり記載してください。

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和２年改正法附則第 35 条第２項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、下記イからへまでにかかわらず、「納付の確定した法人税額（６)」欄から「税額控除超過額相当額等の加算額（11)」欄までの各欄には記載せず、「法人税額(12)」欄には、「令和２年改正法附則第 35 条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の法人税額とされる金額（23)」欄の金額を記載してください。

イ　「（6）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（7）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額（8）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和 42 年５月 31 日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額（9）」欄には、租税特別措置法第 62 条第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第３章第５節の２の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「税額控除超過額相当額等の加算額」欄の金額（その還付所得事業年度において租税特別措置法第 42 条の４第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を同条第 18 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある場合にあっては、その金額からこれらの規定により法人税の額に加算される金額を控除した金額）を記載してください。

ト　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(ｲ)　還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合　その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）

(ﾛ)　還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　その還付を請求する法人税額

(5)　「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 10.3 を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第 23 条第１項）。

様式ID	NTA1HOZ095010051

★

欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)

年　月　日　提出

提出先		F01		税務署長	法人番号	F02	
本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	—	電話番号	— —	事業種目	H02	
	所在地				フリガナ(代表者氏名)	H06	
納税地	郵便番号	F05	—		代表者氏名	H07	
	所在地	F06			フリガナ(国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名)		
	電話番号	F07	— —		国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名		
納税地と国内にある主たる事務所等の所在地とが異なる場合のその主たる事務所等の所在地	郵便番号		電話番号	— —	責任者住所 郵便番号		電話番号 — —
	所在地				所在地		
フリガナ(法人名)		F03					
法人名		F04					

法人税法第144条の13第１項又は第２項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 (元号) 年 月 日 至 (元号) 年 月 日	還付所得事業年度	自 (元号) 年 月 日 至 (元号) 年 月 日

区分			法第144条の13第１項第１号		法第144条の13第１項第２号又は第２項	
			請求金額(円)	※ 金額	請求金額(円)	※ 金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)				
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)				
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)				
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)				
	差引所得金額((3)-(4))	(5)				
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00		00	
	所得税額控除	(7)				
	外国税額控除	(8)				
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00		00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)				
	リース特別控除取戻税額	(11)				
	法人税額((6)＋(7)＋(8)-(9)-(10)-(11))	(12)				
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)				
	差引法人税額((12)-(13))	(14)				
還付金額((14)×(2)/(5))		(15)				

請求期限	令和 年 月 日	確定申告書提出年月日	(元号) 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ以外	金融機関名		
		金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名		
		本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
		口座番号		
	ゆうちょ	郵便局名(窓口受取)		郵便局
		記号番号		

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類

2　法人税法第144条の13第９項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類

3　特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	— —

※記載不要 税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等

1　この請求書は、外国法人が平成 28 年４月１日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　法人税法（以下「法」といいます。）第 144 条の 13 条第１項又は第２項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

（注）　平成４年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①及び②のみが対象となりますので、ご注意ください。

①　次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 12、租税特別措置法施行令１の２）

イ　普通法人（受託法人（法第４条の３に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの（次の㈠又は㈡に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第２条第 10 項に規定する外国相互会社（以下「外国相互会社」といいます。）を除きます。）

㈠　大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

ⓘ　資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人

ⓘⓘ　保険業法第２条第５項に規定する相互会社及び外国相互会社

ⓘⓘⓘ　受託法人

㈡　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ロ　人格のない社団等

②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（措置法第 66 条の 12、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第６号）附則第 93 条）

(2)　法第 144 条の 13 第９項又は第 10 項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解散（適格合併による解散を除きます。）

ロ　事業の全部の譲渡

ハ　更生手続の開始

ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限ります。）

ホ　再生手続開始の決定

2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の６第１項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合において、還付所得事業年度が２以上あるときには、別葉に作成して提出してください。

(1)　上記１(1)の場合（法第 144 条の 13 第１項又は第２項の規定により提出する場合）　欠損事業年度の確定申告書の提出時

上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2)　上記１(2)の場合（法第 144 条の 13 条第９項又は第 10 項の規定により提出する場合）　解散等の事実が生じた日以後１年以内

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「請求金額（円）」の各欄

イ　「法第 144 条の 13 第１項第１号」欄には、法第 141 条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

ロ　「法第 144 条の 13 第１項第２号又は第２項」欄には、法第 141 条第１号ロ又は法第 141 条第２号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

(3)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ　「欠損金額(１)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の二の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(２)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得

事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次の場合には、上記の「(1)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

(ｲ) その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用)」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（2)」欄に記載した金額

(ﾛ) この請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄に記載した金額

また、1(1)(注)③の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。

(注)「(2)」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の二の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(ｲ) 還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合 その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用)」の「(2)」欄の金額

(ﾛ) 還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用)」の「(2)」欄に記載した金額

(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の二の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、措置法第3章第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の二の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。

ヘ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。)を記載してください。

(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left((14)\times\frac{(2)}{(5)}\right)$の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。

(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(8) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

(2) 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。

様式ID	NTA1H0Z900010031

★

災害損失の繰戻しによる還付請求書

（令和４年４月１日前開始事業年度等分）

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		連絡先 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			連絡先 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		連絡先 電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		
事業種目	H02						

所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法第80条の規定に基づき次のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

災害欠損事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	左記の「災害欠損事業年度」について、確定申告の場合には「１」、仮決算の中間申告の場合には「２」を記載してください。	番号
還付所得事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	災害の詳細	
災害のあった日	（元号）　年　月　日		

区分			請求金額（円）	※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（(３)－(４)）	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	リース特別控除取戻税額	(11)		
	法人税額((６)＋(７)＋(８)－(９)－(10)－(11))	(12)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額((12)－(13))	(14)		
還付金額((14)×(2)／(5))		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	確定申告書等提出年月日	元号	年	月	日

還付を受けようとする金融機関等				
ゆうちょ以外	金融機関名			
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協	
	支店名			
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所	
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他	
	口座番号			
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）			郵便局
	記号番号		—	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載要領等
【令和４年４月１日前開始事業年度等分】

１　この還付請求書は、法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法」といいます。）第80条《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する令和２年旧法第72条第１項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前１年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前２年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この還付請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。

２　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。

３　この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、この災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

また、２以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

４　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※金額」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当する番号を記載してください。

(3)　「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

(4)　「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ　「災害損失欠損金額(１)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(１)」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(２)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注)　「（１）」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「（２）」欄に記載した金額を控除した金額となります。なお、「（２）」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５）」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(5)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額(３)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「１」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。

ロ　「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「（２）」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(２)」欄の金額を記載してください。

(6)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」

欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額（８）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年５月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25％相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第62条第１項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和２年旧措置法第３章第５節の２《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト　「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(7)　「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(8)　「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

（注）　各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。

(9)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10)　「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3（令和元年９月30日以前に開始した還付所得事業年度については100分の4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和２年改正法による改正前の地方法人税法第23条第１項）。

様式ID	NTA1H0Z902010011

★

災害損失の繰戻しによる還付請求書
（令和4年4月1日以後開始事業年度分）

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		代表者 電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		
事業種目	H02						

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災害欠損事業年度	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	左記の「災害欠損事業年度」について、確定申告の場合には「1」、仮決算の中間申告の場合には「2」を記載してください。	番号
還付所得事業年度	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	災害の詳細	
災害のあった日	令和　年　月　日		

区分			請求金額（円）	※　金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（（3）－（4））	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額（（6）＋（7）＋（8）－（9）－(10)－(11)）	(12)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	確定申告書等提出年月日	令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等 ゆうちょ以外	金融機関名		
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
	支店名		
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
	口座番号		
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）		郵便局
	記号番号		

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	

※記載不要 税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

【令和４年４月１日以後開始事業年度分】

１　この還付請求書は、法人が法人税法（以下「法」といいます。）第80条の規定によって、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する法第72条第１項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた法第80条第５項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前１年（その事業年度又は中間期間に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書（以下「確定申告書等」といいます。）が青色申告書である場合には、前２年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定める明細書（次の(1)又は(2)に掲げる法人のいずれにも該当する法人にあっては、(1)及び(2)に定める明細書）をこの還付請求書に添付して提出してください。

(1)　通算法人（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了する事業年度又は中間期間を法第80条第８項に規定する欠損事業年度として災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限ります。）　「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」

(2)　通算法人（通算法人であった法人を含みます。）のうち所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」といいます。）附則第35条第２項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求するもの　「令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」

（注）　(1)に該当する通算法人とは、災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限ります。以下「災害欠損事業年度」といいます。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」ではなく「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」を添付してください。

２　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。

３　この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求するする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、この災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

また、２以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

４　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当する番号を記載してください。

(3)　「災害のあった日」及び「災害の詳細」欄は、１(1)に該当する通算法人以外の法人がこの還付請求書を使用して法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

なお、「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

また、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

（注）　１(1)に該当する通算法人がこの還付請求書に「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」を添付して法人税額の還付を請求する場合には、同明細書の対応する欄に記載してください。

(4)　「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ　「災害損失欠損金額(１)」欄には、１(1)に該当する通算法人以外の法人にあっては「通算法人以外の法人

の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「（１）」の欄に記載した金額（注）を、１(1)に該当する通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（15）」の欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

（注）　法第64条の８の規定の適用がある欠損金額は、この金額には含みません。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄には、１(1)に該当する通算法人以外の法人にあっては「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「繰り戻す災害損失金額（３の①）」欄又は「（３の②）」欄に記載した金額を、１(1)に該当する通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「（15）のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額（16の①）」欄又は「（16の②）」欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

（注）　「（１）」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失又は欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「（２）」欄に記載した金額を控除した金額となります。なお、「（２）」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５）」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(5)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額（３）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和２年改正法附則第35条第２項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、上記にかかわらず、「令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（５）」欄の金額を記載してください。

ロ　「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額（４）」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「（２）」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額を記載してください。

(6)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

それぞれ次のとおり記載してください。

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和２年改正法附則第35条第２項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、下記イからへまでにかかわらず、「納付の確定した法人税額（６）」欄から「税額控除超過額相当額等の加算額（11）」欄までの各欄は記載せず、「法人税額（12）」欄には、「令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の法人税額とされる金額（23）」欄の金額を記載してください。

イ　「（６）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額（８）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年５月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25％相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、租税特別措置法第62条第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第３章第５節の２の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「税額控除超過額相当額等の加算額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「税額控除超過額相当額等の加算額」欄の金額（その還付所得事業年度において租税特別措置法第42条の４第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある場合にあっては、その金額からこれらの規定により法人税の額に加算される金額を控除した金額）を記載してください。

ト「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(7)　「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(8)　「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

（注）　各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。

(9)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10)　「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第１項）。

様式ＩＤ	NTA0H0Z920010020

通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名		付表

災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書

災害損失欠損金額	(1)	Q01	円	(2)の内訳	繰り戻す還付所得事業年度				繰り戻す災害損失欠損金額 (3)	
					D03	令・・ 令・・	①	Q05	円	
(1)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)	Q02			D04	令・・ 令・・	②	Q06		

通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載要領等

1　この明細書は、通算法人（注）以外の法人が「災害損失の繰戻しによる還付請求書」を使用して法人税額の還付を請求する場合に、同請求書に添付して提出してください。

（注）この「通算法人」とは、法人税法（以下「法」といいます。）第80条第５項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は法第72条第１項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限ります。）において通算法人である法人をいいます。以下同じです。

なお、通算法人が「災害損失の繰戻しによる還付請求書」を使用して法人税額の還付を請求する場合には、この明細書ではなく、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」を作成し、同請求書に添付して提出してください。

2　「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。

(1)　「災害損失欠損金額（１）」欄には、申告書別表七(一)の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額15の③」欄の金額を記載してください。

(2)　「(1)のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額（２）」欄には、「（１）」欄の金額のうち前２年内還付所得事業年度（その災害損失欠損金額が生じた事業年度又は中間期間開始の日前２年以内に開始した還付所得事業年度（災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度をいいます。以下同じです。）をいいます。以下同じです。）に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(3)　「繰り戻す災害損失欠損金額（３）」欄には、「（２）」欄に記載した金額の内訳として、前２年内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失の繰戻しをしようとする災害損失欠損金額をそれぞれ記載してください。

様式ID NTA0H0Z980010010

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度		元号	年	月	日	法人名	
	(自)						
	(至)						

繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（法人税法第80条第７項）の計算

法人名			通算親法人					計
欠損金額		(1)	円	円	円	円	円	円
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額	(2)						
	(2) のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)						
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額（(2)－(3)）	(4)						
通算対象外欠損金額分以外の欠損金額分	(2)を超える欠損金額（(1)－(2)）（マイナスの場合は０）	(5)						
	(5) のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)						
	差引（(5)－(6)）	(7)						
	前１年内事業年度の所得金額 前１年内事業年度の所得金額	(8)						
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)						
	差引（(8)－(9)）	(10)						
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額（(10)－(4)）（マイナスの場合は０）	(11)						
	他の通算法人の(11)の合計額（(11の計)－(11)）	(12)						
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額(7の計)×(11)/((11)+(12))	(13)						
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（(4)+(13)）		(14)						

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第80条第12項）とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算

法人名			通算親法人					計
発生欠損金額（1）		(a)	円	円	円	円	円	円
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)						
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(C)						
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額(2)	(d)						
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)						
	差引（(d)－(e)）	(f)						
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)						
通算対象外欠損金額以外の欠損金額分	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)						
	分子 (14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)						
	分子 通算対象外欠損金額(2)	(j)						
	分子 (j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)						
	分子 差引（(j)－(k)）	(l)						
	分子 還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金部分((i)-(l))(マイナスの場合は0)	(m)						
	分母 通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)						
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金部分(h)×(mの計)/(nの計))	(o)	円	円	円	円	円	
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))		(p)						

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書の記載要領等

1　この明細書は、通算法人が、その通算法人の各事業年度において生じた欠損金額又は他の通算法人のその各事業年度終了の日に終了する事業年度において生じた欠損金額について法人税法（以下「法」といいます。）第80条第７項の規定を適用して同条第１項（同条第４項において準用する場合を含みます。）の規定により法人税額の還付を請求する場合に作成し、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

また、通算法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」といいます。）附則第35条第２項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる還付請求を行う場合には、この明細書のほかに、「令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」を作成して「欠損金の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

（注）　この明細書を使用する通算法人とは、欠損金額が生じた、又は欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。以下「欠損事業年度」といいます。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、この明細書は使用しないで、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」のみを使用してください。

2　この明細書の各欄は、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人（その通算法人の欠損事業年度終了の日に事業年度が終了するものに限ります。）について記載します。

したがって、その通算法人のその欠損事業年度に係る確定申告書の法定申告期限までにその欠損事業年度終了の日に終了する事業年度に係る確定申告書を提出していない他の通算法人については記載しません。

（注）　この明細書に記載する「他の通算法人」とは、その通算法人の欠損事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある法人で、その事業年度が同日に終了する法人をいいます。したがって、それ以外の法人については記載しません。

なお、租税特別措置法第66条の12第１項の規定の適用を受ける法人の欠損金額については、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求することはできませんので、法第66条第６項に規定する大通算法人である通算法人にあっては、次に掲げる欠損金額が生じたものについてのみ記載してください。

⑴　法第80条第４項の規定に該当する場合の同項に規定する事業年度において生じた欠損金額

⑵　令和２年改正法附則第91条第２項に規定する特定設備廃棄等欠損金額

3　この明細書の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（法人税法第80条第７項）の計算」の各欄は、次により記載してください。

⑴　「欠損金額（１）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額）を記載してください。

⑵　「通算対象外欠損金額分」の各欄

イ　「通算対象外欠損金額（２）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額と法人税法第64条の６の規定によりないものとされる金額（申告書別表七の三「通算対象外欠損金額（15）」欄に記載された金額）とのうちいずれか少ない金額を記載してください。

ロ　「（２）のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（３）」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e）」欄に記載した金額を記載してください。

⑶　「通算対象外欠損金額以外の欠損金額分」の各欄は、次により記載してください。

イ　「(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（６）」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分（k）」欄に記載した金額を記載してください。

ロ　「前１年内事業年度の所得金額」の各欄は、次により記載してください。

なお、「前１年内事業年度の所得金額（８）」欄から「差引（10）」欄までの各欄は、通算法人のうちその欠損事業年度開始の日前１年以内に開始した事業年度（以下「前１年内事業年度」といいます。）開始の日以後にその通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった法人（令和２年改正法附則第35条第２項の規定の適用を受けるものを除きます。）のその通算完全支配関係を有することとなった日の前日以前に終了する事業年度については、記載しません。

また、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「差引（10）」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

(ｲ)　「前１年内事業年度の所得金額（８）」欄には、前１年内事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載した所得金額（その前１年内事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には０と記載

してください。

なお、令和２年改正法附則第 35 条第２項の規定の適用を受ける通算法人については、上記にかかわらず、「令和２年改正法附則第 35 条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」の対応する法人の「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（５）」欄の金額を記載してください。

(ﾛ)　「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額（９）」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

（ⅰ）　前１年内事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合　その通算法人のその前１年内事業年度に係る「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄の金額

（ⅱ）　前１年内事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　その通算法人のその前１年内事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「（２）」欄に記載した金額

（※）　「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（14）」欄に記載した金額を、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「欠損金額（１）」欄に記載してください。

４　この明細書の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第 80 条第 12 項）とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算」の各欄は、次により記載してください。

(1)　「通算対象外欠損金額分」の各欄

イ　「還付所得事業年度へ繰り戻す金額（b）」欄には、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「（２）」欄に記載した金額を記載してください。

なお、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「(b)」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

ロ　「(d) のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（e)」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e)」欄に記載した金額を記載してください。

(2)　「通算対象外欠損金額以外の欠損金額分」の「分子」の「(j) のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額 (k)」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e)」欄に記載した金額を記載してください。

（※）　この明細書を添付して欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人は、この明細書の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第 80 条第 12 項）とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算」に記載した次に掲げる金額を、それぞれ次に定める別表の欄に記載してください。

①　当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（p)」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（l)」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（一）の「同上のうち」の「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額（４）」欄

②　当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（g)」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e)」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「通算対象外欠損金額による繰戻し額（３）」欄

③　当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（o)」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分（k)」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「（３）以外の欠損金による繰戻し額（６）」欄

様式ＩＤ	NTA0H0Z985010010

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

災害のあった法人名	D01		災害のあった日	D03	令和　　年　　月　　日
災害の詳細	D02				

繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（法人税法第80条第８項）の計算

法人名			通算親法人		D20		D36		D52		D68		計	
			D04											
災害損失欠損金額		(1)	Q05	円	Q21	円	Q37	円	Q53	円	Q69	円	Q84	円
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額	(2)	Q06		Q22		Q38		Q54		Q70		Q85	
	(2)のうち災害損失の繰戻しの対象とされる金額((1)と(2)のいずれか少ない金額)	(3)	Q07		Q23		Q39		Q55		Q71		Q86	
通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額((1)－(2))（マイナスの場合は０）	(4)	Q08		Q24		Q40		Q56		Q72		Q87	
	前２年内事業年度の所得金額の計算 前２年内事業年度の所得金額	(5)	Q09		Q25		Q41		Q57		Q73		Q88	
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(6)	Q10		Q26		Q42		Q58		Q74		Q89	
	差引（(5)-(6)）（マイナスの場合は０）	(7)	Q11		Q27		Q43		Q59		Q75		Q90	
	前２年内事業年度の所得金額	(8)	Q12		Q28		Q44		Q60		Q76		Q91	
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	Q13		Q29		Q45		Q61		Q77		Q92	
	差引（(8)-(9)）（マイナスの場合は０）	(10)	Q14		Q30		Q46		Q62		Q78		Q93	
	差引合計額（(7)+(10)）	(11)	Q15		Q31		Q47		Q63		Q79		Q94	
	(3)を超える差引前２年内事業年度の所得合計額((11)－(3))（マイナスの場合は０）	(12)	Q16		Q32		Q48		Q64		Q80		Q95	
	他の通算法人の(12)の合計額　((12の計)-(12))	(13)	Q17		Q33		Q49		Q65		Q81			
	通算対象外欠損金額以外の災害欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額（(4の計)×(12)／((12)＋(13))	(14)	Q18		Q34		Q50		Q66		Q82		Q96	円
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額((3)＋(14))		(15)	Q19		Q35		Q51		Q67		Q83		Q97	

還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書

(15)のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額		(16)	Q98	円	Q101	円	Q104	円	Q107	円	Q110	円	Q113	円
別明細事業年度	(5)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	①	Q99		Q102		Q105		Q108		Q111		Q114	
	(8)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	②	Q100		Q103		Q106		Q109		Q112		Q115	

災害損失の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第80条第13項）とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻還付の対象とならない金額の計算

法人名			通算親法人		D128		D140		D152		D164		計	
			D116											
発生災害損失欠損金額(1)		(a)	Q117	円	Q129	円	Q141	円	Q153	円	Q165	円	Q176	円
(15)のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額（16）		(b)	Q118		Q130		Q142		Q154		Q166		Q177	
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	Q119		Q131		Q143		Q155		Q167		Q178	
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	Q120		Q132		Q144		Q156		Q168		Q179	
	災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（(c)と(d)のいずれか少ない金額）	(e)	Q121		Q133		Q145		Q157		Q169		Q180	
通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(4)	(f)	Q122		Q134		Q146		Q158		Q170		Q181	
	分子 (15)のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(b)	(g)	Q123		Q135		Q147		Q159		Q171		Q182	
	分子 通算対象外欠損金額を超えない災害損失欠損金額(3)	(h)	Q124		Q136		Q148		Q160		Q172		Q183	
	分子 還付所得事業年度に繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分（(g)-(h)）（マイナスの場合は０）	(i)	Q125		Q137		Q149		Q161		Q173		Q184	
	分母 通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額の合計額(4の計)	(j)											Q185	
	災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分（(f)×(iの計)／(jの計)）	(k)	Q126	円	Q138	円	Q150	円	Q162	円	Q174	円	Q186	
災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((e)＋(k))		(l)	Q127		Q139		Q151		Q163		Q175		Q187	

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書の記載要領等

1　この明細書は、通算法人が、その通算法人の各事業年度若しくは法人税法（以下「法」といいます。）第72条第１項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた法第80条第５項に規定する災害損失欠損金額又は他の通算法人のその各事業年度若しくは中間期間終了の日に終了する事業年度若しくは中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（以下これらをまとめて「災害損失欠損金額」といいます。）について同条第８項の規定を適用して同条第５項において準用する同条第１項の規定により法人税額の還付を請求する場合に作成し、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

また、通算法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」といいます。）附則第35条第２項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、この明細書のほかに、「令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」を作成して「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

（注）この明細書を使用する通算法人とは、災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限ります。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、この明細書は使用しないで、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」及び「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」を使用してください。

2　この明細書の各欄は、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人（その通算法人の法第80条第８項に規定する欠損事業年度（以下「災害欠損事業年度」といいます。）終了の日に事業年度又は中間期間が終了するものに限ります。）について記載します。

したがって、その通算法人のその災害欠損事業年度に係る確定申告書又は中間申告書の法定申告期限までにその災害欠損事業年度終了の日に終了する事業年度又は中間期間に係る確定申告書又は中間申告書を提出していない他の通算法人については記載しません。

（注）この明細書に記載する「他の通算法人」とは、その通算法人の災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある法人で、その事業年度又は中間期間が同日に終了する法人をいいます。したがって、それ以外の法人については記載しません。

3　この明細書の「災害のあった法人名」、「災害のあった日」及び「災害の詳細」の各欄は、この明細書を使用して法人税額の還付を請求する通算法人以外の他の通算法人に生じた災害に係る災害損失欠損金額について還付を請求する場合であっても、できる限り記載してください。

なお、「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

また、災害の呼称がある場合には、その災害の呼称を記載してください。

4　この明細書の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（法人税法第80条第８項）の計算」の各欄は、次により記載してください。

(1)　「災害損失欠損金額（１）」欄には、災害欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額（申告書別表七（一）の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（15の③）」欄に記載した金額）を記載してください。

(2)　「通算対象外欠損金額分」の「（２）」欄には、災害欠損事業年度において生じた欠損金額と法第64条の６の規定によりないものとされる金額（申告書別表七の三「通算対象外欠損金額（15）」欄に記載された金額）とのうちいずれか少ない金額を記載してください。

(3)　「通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分」の「前２年内事業年度の所得合計額」の各欄は、次により記載してください。

なお、「前２年内事業年度の所得金額（５）」欄から「差引（７）」欄までの各欄及び「前２年内事業年度の所得金額（８）」欄から「差引（10）」欄までの各欄は、通算法人のうちその災害欠損事業年度開始の日前２年以内に開始した事業年度（以下「前２年内事業年度」といいます。）開始の日以後にその通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった法人（令和２年改正法附則第35条第２項の規定の適用を受けるものを除きます。）のその通算完全支配関係を有することとなった日の前日以前に終了する事業年度については、記載しません。

また、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「差引合計額（11）」欄には

その別紙の合計額を記載してください。

イ　「（５）」欄には、前２年内事業年度のうち最も古い事業年度に係る申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その前２年内事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には０と記載してください。

なお、通算法人が、令和２年改正法附則第35条第２項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、上記にかかわらず、その通算法人及び他の通算法人の上記の最も古い事業年度終了の日に終了する事業年度に係る「令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」の対応する法人の「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（５）」欄の金額を記載してください。

ロ　「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額（６）」欄には、上記イの事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。

ハ　「（８）」欄には、前２年内事業年度のうち上記イの事業年度の次に古い事業年度に係る申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には０と記載してください。

なお、令和２年改正法附則第35条第２項の規定の適用を受ける通算法人については、上記にかかわらず、その通算法人及び他の通算法人の上記の次に古い事業年度終了の日に終了する事業年度に係る「令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」の「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（５）」欄の金額を記載してください。

ニ　「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額（９）」欄には、上記ハの事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度（欠損金又は災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度をいいます。）に係る「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄の金額を記載してください。

（※）　「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（15）」欄に記載した金額を、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「災害損失欠損金額（１）」欄に記載してください。

５　この明細書の「還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載してください。

なお、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「（15）のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額（16）」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

(1)　まず、「（15）」欄に記載した金額のうち次に掲げる金額を、それぞれの事業年度の所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を限度として、それぞれ次に定める欄に記載してください。

イ　上記４(3)イの事業年度に繰戻しをしようとする金額　「（５）の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（16の①）」欄

ロ　上記４(3)ハの事業年度に繰戻しをしようとする金額　「（８）の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（16の②）」欄

（※）　「（16の①）」欄に記載した金額又は「（16の②）」欄に記載した金額を、災害損失の繰戻しをしようとする前２年内還付所得事業年度の「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「（２）」欄に記載してください。

(2)　「（16）」欄には、上記(1)により「（16の①）」欄に記載した金額及び「（16の②）」欄に記載した金額の合計額を記載してください。

（※）　この明細書を添付して災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人は、この明細書の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第80条第13項）とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻還付の対象とならない金額の計算」に記載した次に掲げる金額を、それぞれ次に定める別表の欄に記載してください。

①　当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（1）」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金額の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額

（p）」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（一）の「同上のうち」の「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額（４）」欄

② 当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e）」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（g）」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「通算対象外欠損金額による繰戻し額（３）」欄

③ 当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分（k）」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（o）」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「（３）以外の欠損金による繰戻し額（６）」欄

様式ID	NTA0H0Z990010010

令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

事業年度		元号	年	月	日	法人名	
	(自)						
	(至)						

前２年内事業年度（還付所得連結事業年度）		元号	年	月	日	～		元号	年	月	日
	(自)						(至)				

還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額（令２法律第８号改正法附則第35条第２項）の計算

法人名				連結親法人					計
所得金額の計算	連結所得金額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)						円
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)						
		差引（(1)－(2)）	(3)						
	個別所得金額	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	円	円	円	円	円	
	還付所得事業年度の所得金額とされる金額（(3の計)×(4)／(4の計)）		(5)						
法人税額の計算	還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)						
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)						
		控除税額	(8)						
		使途秘匿金額に対する税額	(9)						
		課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)						
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)						
		法人税額（(6)+(7)+(8)－(9)－(10)－(11)）	(12)						
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)						
		差引法人税額（(12)－(13)）	(14)						
	個別帰属額の差引法人税額に係る負担額	差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額	(15)						
		(8)に係る個別帰属額	(16)						
		(9)に係る個別帰属額	(17)						
		(10)に係る個別帰属額	(18)						
		(11)に係る個別帰属額	(19)						
		(12)に係る個別帰属額（(15)+(16)－(17)－(18)－(19)）	(20)						
		(13)に係る個別帰属額	(21)						
		(14)に係る個別帰属額（(20)－(21)）（マイナスの場合は０）	(22)						
	還付所得事業年度の法人税額とされる金額（(14の計)×(22)／(22の計)）		(23)						

令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書の記載要領等

１　この明細書は、連結納税制度から通算制度に移行した内国法人（旧連結法人）の移行後に生じた欠損金又は災害損失について、その欠損金又は災害損失が生じた法人税法第80条第１項（同条第５項において準用する場合を含みます。）に規定する欠損事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の日前２年以内に開始した各事業年度（以下「前２年内事業年度」といいます。）が連結事業年度である場合に、その内国法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」といいます。）附則第35条第２項の規定によって法人税額及び所得金額があるものとされたいずれかの前２年内事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求するときに作成し、次の場合に応じてそれぞれ次に掲げる書類に添付して提出してください。

(1)　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
　「欠損金の繰戻しによる還付請求書」

(2)　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
　「災害損失の繰戻しによる還付請求書」

２　この明細書の「前２年内事業年度（還付所得連結事業年度）」欄には、欠損金又は災害損失を繰り戻す前２年内事業年度（連結事業年度に限るものとし、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求しない場合には、欠損事業年度開始の日前１年以内に開始した各事業年度に限ります。以下同じです。）を記載してください。

　なお、２以上の前２年内事業年度の法人税額について還付を請求する場合には、その前２年内事業年度ごとに、この明細書を作成してください。

３　この明細書の「還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額（令和２年改正法附則第35条第２項）の計算」の各欄は、その内国法人及びその前２年内事業年度終了の日においてその内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人について、次により記載してください。

(1)　「法人名」には、前２年内事業年度終了の日における各連結法人の法人名を記載し、同日における連結法人の法人名（旧法人名）がこの明細書の提出日現在における法人名と異なる場合にはその旧法人名を括弧書で（旧：○○）等と記載してください。

(2)　「所得金額の計算」の各欄

イ　「連結所得金額」の各欄

(ｲ)　「還付所得連結事業年度の連結所得の金額（１）」欄には、その還付所得連結事業年度（連結欠損金の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度をいいます。以下同じです。）の申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額（１）」欄に記載された連結所得金額（その還付所得連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。

(ﾛ)　「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額（２）」欄には、還付連結所得事業年度について、既に災害損失（連結事業年度において生じたものに限ります。）又は連結欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。

ロ　「個別所得金額」の「還付所得連結事業年度の個別所得金額（４）」欄には、その還付所得連結事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額（１）」欄に記載された個別所得金額（その還付所得連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額に基づく「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額（１）」欄に記載されるべき更正後の個別所得金額）を記載し、個別欠損金額の場合には０と記載してください。

（※）　「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（５）」欄に記載した金額を、次に掲げる場合に応じてそれぞれ次に定める明細書及び請求書の各欄に記載してください。

①　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「前１年内事業年度の所得金額（８）」欄及び「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「所得金額（３）」欄

②　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「前２年内事業年度の所得金額（５）」欄又は「前２年内事業年度の所得金額（８）」欄及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「所得金額（３）」欄

（注）　この明細書を作成する内国法人が欠損事業年度において通算法人でない場合又はこの明細書を作成する通算法人の欠損事業年度終了の日がその通算法人に係る通算親法人の事業年度又は法第72条第１項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。）終了の日でない場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」及び「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の提出は不要です。

(3)　「法人税額の計算」の各欄

イ　「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

(ｲ)　「納付の確定した法人税額（６）」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

(ﾛ)　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

(ﾊ)　「控除税額（８）」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

(ﾆ)　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第68条の67第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

(ﾎ)　「課税土地譲渡利益金額に対する税額（10）」欄には、令和２年旧措置法第３章第18節の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

(ﾍ)　「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額（11）」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

(ﾄ)　「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額（13）」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

ロ　「差引法人税額に係る個別帰属額のうち負担額」の各欄は、それぞれ次により記載してください。

(ｲ)　「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額（15）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額（12）」欄に記載した金額を記載してください。

(ﾛ)　「（８）に係る個別帰属額（16）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「所得税の額の個別帰属額（33）」欄に記載した金額と「外国税額の個別帰属額（34）」欄に記載した金額との合計額を記載してください。

(ﾊ)　「（９）に係る個別帰属額（17）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額計（10）」欄の外書に記載した金額を記載してください。

(ﾆ)　「（10）に係る個別帰属額（18）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「同上に対する税額（７）」欄に記載した金額を記載してください。

(ﾎ)　「（11）に係る個別帰属額（19）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額（５）」欄に記載した金額を記載してください。

(ﾍ)　「（13）に係る個別帰属額（21）」欄には、その前２年内事業年度後の連結事業年度において生じた連結欠損金又は災害損失連結欠損金について既に繰り戻して法人税額の還付を受けている場合に、次の（算式）により計算した金額を記載してください。

（算式）

「（13）」欄に記載した金額　×　欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額（24）」欄に記載した金額 ／ 欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額（26）」欄に記載した金額

（※）「還付所得事業年度の法人税額とされる金額（23）」欄には、次に定める請求書の各欄に記載してください。

① 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「法人税額（12）」欄

② 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「法人税額（12）」欄

様式ID	NTA1VHX622010010

★

適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

年　月　日 提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04			事業種目	H02	

適格分割等を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第６項及び租税特別措置法施行令第39条の８第６項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
交換取得資産	種類	
	所在地	
	規模	
	取得年月日	年　月　日
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
提出書類（証明書等）		

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02 — —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 10 第４項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第４項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(2)　「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 10 第４項に規定する適格分割等の日を記載してください。

(3)　「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第１項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。

(4)　「交換取得資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第４項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。

(5)　「減額した金額」欄は、措置法第 65 条の 10 第４項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。

(6)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（六）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(7)　「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行規則第 22 条の８第１項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(8)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX628010010

★

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	―	電話番号		F07	― ―
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	―
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。

記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		元号　年　月　日
採用しようとする返品率の計算方法		
返品率の計算の基礎となる金額の明細		
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由		

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人を分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 132 号）による改正前の法人税法施行令第 102 条第１項の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度開始の日以後１年以内に終了する各事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載します。

(1)　「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請に係る法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(2)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。

(3)　「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4)　「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(5)　「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(3)及び(4)の方法を採用しようとする理由を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Y240010060

★

適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06		
フリガナ（法人名）	F03			代表者氏名	H07		
法人名	F04			事業種目	H02		

適格分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割等の日		年　月　日		
分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産	一括償却資産を事業の用に供した事業年度	自　年　月　日 至　年　月　日	自　年　月　日 至　年　月　日	自　年　月　日 至　年　月　日
	帳簿価額	円	円	円
	一括償却対象額	円	円	円
その他参考となるべき事項				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適　格　分　割　等　に　よ　る
一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の最後の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の２第８項の規定により届け出る場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第133条の２第７項第２号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。

なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。

(2)　「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。

(3)　「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の２第１項に規定する一括償却対象額（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。）を記載してください。

(4)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX629010010

★

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）	F03			代表者 住所	H08		
法人名	F04			フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目	H02			代表者氏名	H07		

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等					
	納税地					
	代表者氏名					
適格分割等の日		元号　年　月　日				
分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	引き継ぐ繰延消費税額等	円	円	円	円	円

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 139 条の４第 13 項の規定により届け出る場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。

なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。

(2)　「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第 139 条の４第 12 項第２号ロに規定する繰延消費税額等（適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第３項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第３項、第４項及び第７項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。

(3)　「（その他参考となるべき事項）」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX630010010

★

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書

年　月　日 提出

提出先		F01		税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
	所在地	F06			代表者 郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			代表者 住所	H08	
法人名		F04			フリガナ（代表者氏名）	H06	
事業種目		H02			代表者氏名	H07	

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第９項及び租税特別措置法施行令第32条の２第10項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		元号　年　月　日
特定法人の名称		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
提出書類（認定書等）		

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第２項第６号の特定株式等を移転する場合において、同条第９項及び租税特別措置法施行令第32条の２第10項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(2)　「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第８項に規定する適格分割等の日を記載してください。

(3)　「特定法人の名称」の欄は、分割承継法人等に移転する株式等に係る措置法第55条第１項各号に掲げる法人を記載してください。

(4)　「積立金額」欄は、措置法第55条第８項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。

(5)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(6)　「提出書類（認定書等）」欄は、租税特別措置法施行規則第21条第７項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX636010010

★

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書

年　月　日 提出

提出先		F01	税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）		F03		代表者 住所	H08		
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目		H02		代表者氏名	H07		

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、平成31年改正前の租税特別措置法第55条の２第５項の規定により下記のとおり届出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		（元号）　年　月　日
投資事業有限責任組合の名称		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
添付書類（契約書等）		
その他参考となるべき事項		

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、青色申告書を提出する法人が、平成 31 年改正前の租税特別措置法（以下「改正前措置法」といいます。）第 55 条の２第４項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、同条第５項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(2)「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。

(3)「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、改正前措置法第 55 条の２第１項に規定する投資事業有限責任組合を記載してください。

（注）平成31年３月31日までに新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 45 号）第１条の規定による改正前の産業競争力強化法第 16 条第１項の認定を受けた投資事業有限責任組合のみ、適用の対象となります。

(4)「積立金額」欄には、改正前措置法第 55 条の２第４項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。

(5)「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(三)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(6)「添付書類（契約書等）」欄については、以下に該当する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

イ　改正前措置法第 55 条の２第４項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し

ロ　適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間（適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下「適格分割等直前計算期間」といいます。）に係る実施状況報告書等の写し

ハ　当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類

(ｲ)　適格分割等直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

(ﾛ)　当該法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

(ﾊ)　当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

A　剰余金の配当があった場合

次に掲げる剰余金の配当があった期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(A)　当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割等の前日までの期間

a　当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該新事業開拓事業者ごとに区分した当該剰余金の配当の額

b　当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該剰余金の配当をした新事業開拓事業者ごとに区分した当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額

(B)　当該適格分割等の日を含む事業年度前の事業年度

当該剰余金に配当をした各新事業開拓事業者の名称

B　当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該法人のその適格分割等の日の前日の直前に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計

算期間に限ります。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合

各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなった株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該株式の帳簿価額

(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

様式ID	NTA1HOY320010060

★

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04			事業種目	H02	

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65条の８第２項の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の８第２項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額					円
当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
	価額	円	円	円	円
	所在地				
資産の取得予定年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
認定を受けようとする年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
設定期間の延長を必要とする理由					
その他参考となるべき事項					

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が対象期間内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第１項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）を行う場合において、同条第２項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度終了の日の翌日以後１年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出する必要があります。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1)　「措置法第65条の８第２項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の８第２項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(2)　「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする資産の内容」欄の各欄

イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。

(3)　「資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。

(4)　「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の８第２項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。

(5)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の８第２項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1H0Y330010060

★

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06		
フリガナ（法人名）	F03			代表者氏名	H07		
法人名	F04			事業種目	H02		

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、租税特別措置法施行令第 39 条の７第 31 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207 号）附則第51 条第13 項において準用する租税特別措置法施行令第39 条の７第31 項の規定により下記のとおり申請します

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額					円
取得する予定の資産の内容	種類				
	構造				
	規模（土地等にあってはその面積）				
	取得価額	円	円	円	円
	取得予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
やむを得ない事情の詳細					
認定を受けようとする日	年　月　日				
その他参考となるべき事項					

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02 — —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 39 条の７第 30 項各号又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第 207 号）（以下「令和２年改正政令」といいます。）附則第 51 条第 12 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の７第３項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の８第７項の法人がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の７第１項の表の各号の下欄又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第 68 条の 78 第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1)　「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の８第４項又は令和２年旧措置法第 68 条の 79 第５項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。

(2)　「取得する予定の資産の内容」の各欄

イ　「種類」欄には、取得する予定の資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、取得する予定の資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得する予定の資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「取得価額」欄には、取得する予定の資産の取得価額を記載してください。

ホ　「取得予定年月日」欄には、取得する予定の資産の取得予定年月日を記載してください。

(3)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の７第１項の表の各号の下欄又は令和２年旧措置法第 68 条の 78 第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。

(4)　「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の７第 30 項又は令和２年改正政令附則第 51 条第 12 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX633010010

★

適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、租税特別措置法第52条の３第14項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		元号　年　月　日
特別償却対象資産	種類	
	構造又は用途	
	細目又は設備の種類の区分	
	耐用年数等	年
特別償却に関する規定の区分		
特別償却準備金の金額		円
添付明細（別表等）		

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格分割等による特別償却準備金の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の３第 14 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。

3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

4　届出書の各欄は、次により記載します。

(1)「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の３第 11 項又は第 12 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(2)「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の３第 11 項又は第 12 項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。

(3)「特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の３第 11 項又は第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分及び特別償却対象資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数等（繰延資産にあっては、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間）を記載してください。

(4)「特別償却に関する規定の区分」欄は、特別償却対象資産の措置法第 52 条の３第 11 項又は第 12 項の規定の適用に係る同条第 11 項に規定する特別償却に関する規定の区分を記載してください。

(5)「特別償却準備金の金額」欄は、措置法第 52 条の３第 11 項又は第 12 項の特別償却準備金として積み立てた金額を記載してください。

(6)「添付明細（別表等）」欄は、別表十六（九）その他添付明細を記載するとともに、その明細をこの届出書に添付してください。

(7)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX634010010

★

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

年　月　日 提出

提出先		F01	税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06		代表者 郵便番号	F36	—	
フリガナ（法人名）		F03		代表者 住所	H08		
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）	H06		
事業種目		H02		代表者氏名	H07		

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第66条第６項及び、租税特別措置法施行令第39条の10第４項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		元号　年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	交換年月日	元号　年　月　日
交換取得資産	所在地	
	規模	
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
提出書類（証明書等）		

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条第６項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 66 条第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(2)　「適格分割等の日」欄は、措置法第 66 条第４項に規定する適格分割等の日を記載してください。

(3)　「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第 66 条第１項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。

(4)　「交換取得資産」の各欄については、措置法第 66 条第４項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。

(5)　「減額した金額」欄は、措置法第 66 条第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。

(6)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（七）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(7)　「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行規則第 22 条の９第２項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。

(8)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHZ050010010

★

適格分割等によるリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号		F07	— —
	所在地	F06		代表者	郵便番号	F36	—
フリガナ（法人名）		F03			住所	H08	
法人名		F04		フリガナ（代表者氏名）		H06	
事業種目		H02		代表者氏名		H07	

適格分割等によるリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日

移転した旧リース譲渡契約の明細	譲渡年月日			基準事業年度			未計上収益額（円）	未計上費用額（円）	移転未計上収益額（円）	移転未計上費用額（円）
	年	月	日	年	月	日				

（「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎）

（「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎）

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格分割等によるリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等

1　この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号。以下「改正法」といいます。）附則第 17 条第４項の規定の適用を受けた法人を分割法人又は現物出資法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和７年政令第 121 号。以下「改正令」といいます。）附則第 12 条第５項の規定の適用を受けることについて、同条第６項の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

なお、各欄は移転した旧リース譲渡（令和９年３月 31 日以前に開始した事業年度において行われた改正法による改正前の法人税法第 63 条第１項に規定するリース譲渡をいいます。以下同じです。）に係る契約ごとに記載しますが、記載しきれない場合には、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。

(1)　「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。

(2)　「譲渡年月日」欄は、旧リース譲渡を行った年月日を記載してください。

(3)　「基準事業年度」欄は、改正法附則第 17 条第３項に規定する「基準事業年度」を記載してください。

(4)　「未計上収益額（円）」欄及び「未計上費用額（円）」欄は、改正法附則第 17 条第３項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。

(5)　「「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額（円）」欄及び「未計上費用額（円）」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。

(6)　「移転未計上収益額（円）」欄及び「移転未計上費用額（円）」欄は、改正令附則第 12 条第５項に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。

(7)　「「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額（円）」欄及び「移転未計上費用額（円）」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。

(8)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1HOS200010020

★

グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)

年　月　日　提出

通算予定法人(申請法人)	通算親法人となる法人	提出先	F01	税務署長	法人番号	F02	
		納税地 郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
		納税地 所在地	F06		フリガナ(代表者氏名)	H06	
		フリガナ(法人名)	F03		代表者氏名	H07	
		法人名	F04		資本金又は出資金の額		円
	通算子法人となる法人(申請・届出書(次葉)のとおり)				主要株主等の状況	付表1(通算親法人となる法人の主要株主等の状況)のとおり	
	子法人数		法人				

法人税法第 64 条の９第１項の規定に基づき、通算親法人となる法人の　自　年　月　日至　年　月　日

事業年度を最初の通算事業年度として、グループ通算制度の承認を受けたいので、同条第２項の規定により申請します。
なお、この申請が承認された場合は、通算親法人及び通算子法人について、法人税法第 75 条の４第１項、地方法人税法第 19 条の３第１項及び防衛財源確保法第27条第１項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要があるので届け出ます。

1　通算親法人となる法人が、法人税法第 64 条の 10 第１項の取りやめの承認を受けたことがある法人、同法第 127条第２項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受けたことがある法人又は同法第 128 条の規定により青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人である場合には、当該取りやめの承認を受けた日、当該通知を受けた日又は当該届出書を提出した日
通算親法人となる法人が、所得税法等の一部を改正する法律(令和２年法律第８号。以下において「令和２年改正法」という。)による改正前(以下において「令和２年改正前」という。)の法人税法第４条の５第１項の承認の取消しの処分又は同条第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
通算親法人となる法人が、令和２年改正法附則第 29 条第２項の規定の適用を受けたことがある法人である場合には、最終の連結事業年度終了の日

元号	年	月	日

2　上記１の取りやめの承認を受けた日等における法人名等及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名等　　納税地

3　通算親法人となる法人の帳簿組織の状況(備付け又は保存している帳簿書類の左欄に「１」を記載してください。)

帳簿書類の名称	□ 仕訳帳	□ 売掛金元帳	□ 売上伝票	□ 契約書
	□ 総勘定元帳	□ 買掛金元帳	□ 仕入伝票	□ 納品書
	□ 売上帳	□ 棚卸表	□ 振替伝票	□ 請求書
	□ 仕入帳	□ 貸借対照表	□ 見積書	□ 領収書
	□ 現金出納帳	□ 損益計算書	□ 注文書	□ (　　)
帳簿形態			記帳時期	

4　設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、「１」を記載するとともに、該当する事項を記載してください。

□ 法人税法第 64 条の９第７項(通算親法人となる法人の設立事業年度等が申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します

通算親法人となる法人の設立の日

元号	年	月	日

5　添付書類(該当する書類の左欄に「１」を記載してください。)

□ (1) 出資関係図　□ (2) グループ一覧

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦)年	月	日	備考	
		F12					

「グループ通算制度の承認の申請書」
「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)

この申請書及び届出書（以下「申請書等」といいます。）（初葉及び次葉）は、法人税法第 64 条の９第２項の規定によりグループ通算制度の承認の申請を行う場合に使用してください。

１　提出期限等

(1)　原則(法 64 の９②)

この申請書等は、グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の３月前の日までに、通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出してください。

なお、当該通算親法人となる法人は申請書等(初葉)を、当該申請書等を提出する日における通算子法人となる法人は申請書等(次葉)を使用して、これらの法人の全ての連名で提出してください。

（注）　下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合（グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時より前に申請書等を提出する場合を除きます。）には、グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時かつ申請時において通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第 64 条の９第１項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）がある全ての通算子法人となる法人を記載してください。この場合において、当該事業年度開始の時から申請時までの間に、通算親法人となる法人との間に当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった法人（通算子法人となる法人）があるときは、その通算子法人となる法人については、申請書等（次葉）には記載せず、申請書等を提出した日以後遅滞なく「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出する必要があります。

(2)　設立事業年度等の承認申請特例(法 64 の９⑦)

通算親法人となる法人のグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度が次の事業年度（申請特例年度）のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる日までにこの申請書等を提出することができます。

この場合には、申請書等（初葉）の「４　設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に必要事項を記載してください。

イ　設立事業年度･･･････設立事業年度開始の日から１月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から２月前の日とのいずれか早い日

ロ　設立事業年度の翌事業年度（当該設立事業年度が３月に満たない場合に限ります。）･･･････設立事業年度終了の日と当該設立事業年度の翌事業年度終了の日から２月前の日とのいずれか早い日

（注）　設立事業年度終了の時に法人税法施行令第 131 条の 13 第１項各号に掲げるもの（法人税法第 64 条の 11 第１項に規定する時価評価資産等）を有する通算親法人となる法人（時価評価が必要な法人から除かれる法人を除きます。）は、上記ロの対象外とされています。

２　添付書類

申請書等の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

(1)　出資関係図（通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

(2)　グループ一覧（通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表）

（注）　申請書等（次葉）の裏面の記載要領(2)の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。

３　各欄の記載要領

(1)　通算親法人となる法人の法人名等は申請書等（初葉）に記載し、通算子法人となる法人の法人名等は当該通算子法人となる法人ごとに申請書等（次葉）に記載してください。

(2)　申請書等（初葉）の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を記載した「付表１（通算親法人となる法人の主要株主等の状況)」を申請書等（初葉）に添付し、申請書等（次葉）の「発行済株式等の状況」欄については、必要事項を記載した「付表２（発行済株式等の状況)」を申請書等（次葉）に添付してください。

(3)　申請書等（初葉）の「１」欄及び申請書等（次葉）の「６」欄について、該当する事由が複数ある場合には、適宜の様式に「該当する事由」と「日付」を記載の上、別紙として添付してください。

(4)　申請書等（初葉）の「３　通算親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び申請書等（次葉）の「９　通算子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け又は保存している帳簿書類が該当する□欄に「１」を記載してください。

また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳簿形態」欄には「帳簿記帳」若しくは「コンピュータ利用」又は「電磁的記録等」等と記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「１週間ごと」又は「10 日ごと」等と記載してください。

(5)　申請書等（初葉）の「５　添付書類」欄は、この申請書等に添付した書類の□欄に「1」を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この申請書等を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

(1)　みなし承認

次の区分に応じてこの申請書を提出した場合において、それぞれ次の基準日までに承認又は却下の処分がなかったときには、それぞれ次のみなし承認日において承認があったものとみなされます。

	区分	基準日	みなし承認日
①	原則	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日の前日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日
②	設立事業年度等の申請の特例（③以外）	申請書を提出した日から２月を経過する日	同左
③	設立事業年度等の申請の特例のうち、通算親法人となる法人の設立事業年度の翌事業年度を対象とするもの（当該翌事業年度開始の日が基準日より後である場合に限ります。）	申請書を提出した日から２月を経過する日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日

(2)　次のイ～ヘのいずれかに該当する事実がある場合には、申請が却下されることがあります。

イ　通算予定法人（通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人をいいます。以下同じです。）のいずれかがその申請を行っていないこと。

ロ　申請法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること。

ハ　所得金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

ニ　グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第126条第１項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第４条第１項、第２項若しくは第３項前段、第５条各項若しくは第７条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って適正に行われることが見込まれないこと。

ホ　備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること。

ヘ　法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

(3)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA0H0S210010010

グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉)

年　月　日　提出

通算子法人となる法人	法人番号	F02					フリガナ(代表者氏名)	H06	
	納税地 郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -	代表者氏名	H07	
	納税地 所在地	F06					資本金又は出資金の額		円
	フリガナ(法人名)	F03					発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり	
	法人名	F04							

6　通算子法人となる法人が、法人税法第 64 条の 10 第１項の取りやめの承認を受けたことがある法人、同法第127条第２項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けたことがある法人、同法第128条の規定により青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人又は法人税法施行令第131条の11第３項第１号に規定する通算承認の効力を失った法人（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第 207 号）附則第27条第１項に規定する承認を取り消された法人を含みます。）である場合には、当該取りやめの承認を受けた日、当該通知を受けた日、当該届出書を提出した日又は通算承認の効力を失った日若しくは連結納税の承認の取消しの日

通算子法人となる法人が、令和２年改正前の法人税法第４条の５第１項の承認の取消しの処分又は同条第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

通算子法人となる法人が、令和２年改正法附則第 29 条第２項の規定の適用を受けたことがある法人である場合には、最終の連結事業年度終了の日

年　月　日

7　上記６の取りやめの承認を受けた日等における法人名等及び納税地（本店又は主たる事務所の所在地を含む。）

法人名等　　納税地

8　法人税法第 64 条の９第 10 項の規定に基づく法人の区分等

申請・届出書（初葉）の「４ 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、次のいずれかの法人に該当するときは、該当する番号を記載するとともに、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度（以下「通算子法人最初通算事業年度」といいます。）を記載してください。

法人の区分：

番号	
	1：時価評価法人（法人税法第 64 条の９第 10 項） 2：関連法人（時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する通算子法人となる法人）

通算子法人最初通算事業年度：　自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日

9　通算子法人となる法人の帳簿組織の状況（該当する帳簿がある場合には、左の空欄に「１」を記載してください。）

帳簿書類の名称				
	□ 仕訳帳	□ 売掛金元帳	□ 売上伝票	□ 契約書
	□ 総勘定元帳	□ 買掛金元帳	□ 仕入伝票	□ 納品書
	□ 売上帳	□ 棚卸表	□ 振替伝票	□ 請求書
	□ 仕入帳	□ 貸借対照表	□ 見積書	□ 領収書
	□ 現金出納帳	□ 損益計算書	□ 注文書	□ (　)

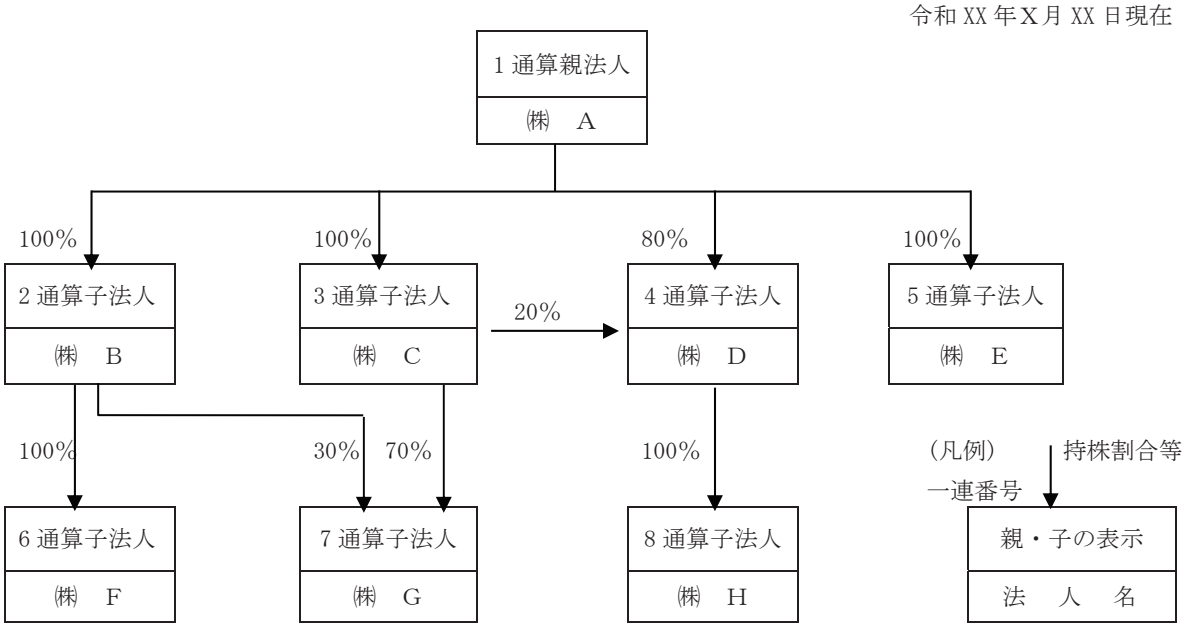
帳簿形態		記帳時期	

「グループ通算制度の承認の申請書」
「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領（2）

5　添付書類の作成例

(1)　出資関係図

令和 XX 年X月 XX 日現在



（注）　申請書等に記載した全ての法人を記載してください。

(2)　グループ一覧

令和 XX 年X月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納　税　地	代表者氏　名	事業種目	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹　町	㈱ A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

（注）１　一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
２　持株割合が 100%であるが、法人税法第 64 条の９第１項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
また、対象外となった理由を「備考」欄に、「青色取消有」、「外国法人」等と簡記してください。

6　その他事項

通算子法人となる法人が通算親法人となる法人との間に当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合など、通算子法人となる法人に異動が生じた場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

様式ID	NTA0H0S300010010

付表1(通算親法人となる法人の主要株主等の状況)

年　月　日　提出

通算親法人となる法人の法人名等	
通算親法人となる法人の発行済株式の総数又は出資の総額	

通算親法人となる法人の主要株主等の株式数等

氏名又は名称	住所又は所在地	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合
			%

「付表１（通算親法人となる法人の主要株主等の状況）」の記載要領

この付表１（通算親法人となる法人の主要株主等の状況）は、通算親法人となる法人の法人税法施行規則第 27 条の 16 の８第１項第３号に規定する申請時における主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「通算親法人となる法人の主要株主等の株式数等」欄は、発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位 10 株主等に係る氏名等を記載してください。

（注）　この付表１は、「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）」に添付してください。

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA0HOS310010010

付表2(発行済株式等の状況)

年　月　日　提出

通算子法人となる法人の法人名等			
通算子法人となる法人の発行済株式の総数又は出資の総額		1	
通算子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金額		2	
(1) － (2)		3	
法人税法施行令第131条の11第2項により読み替えられた同令第4条の2第2項に規定する株式の状況	従業員持株会が有する株式数	4	
	法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した通算子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数	5	
	(4) 及び (5) の株式数の合計	6	
	発行済株式の総数(自己が有する自己の株式数を除く)のうちに占める割合 (6)/(3)	7	%
(3) － (6) (※ (7)の割合が5%未満の場合に限る)		8	

通算子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人の名称等

法人名等	区分	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合	出資関係図における一連番号
9	10	11	12 ((11)/(8))	13
			%	

「付表２（発行済株式等の状況）」の記載要領

１　この付表２（発行済株式等の状況）は、通算子法人となる法人について次に掲げる区分により発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

(1)　「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」を提出する通算子法人となる法人については、その申請時における発行済株式の総数等を記載し、当該申請書等に添付してください。

(2)　法人税法施行令第 131 条の 12 第３項の規定に基づき、通算親法人又は通算親法人となる法人が「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出する場合における同項の他の内国法人（通算子法人となる法人）については、完全支配関係（法人税法第 64 条の９第１項に規定する政令で定める関係に限ります。）を有することとなった日（同日が上記(1)の申請書等を提出した日前である場合には、申請書等を提出した日）における発行済株式の総数等を記載し、当該書類に添付してください。

２　各欄の記載要領

(1)　「４　従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 131 条の 11 第２項の規定により読み替えられた同令第４条の２第２項第１号に規定する株式数を記載してください。

(2)　「５　法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した通算子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 131 条の 11 第２項の規定により読み替えられた同令第４条の２第２項第２号に規定する株式数を記載してください。

(3)　「10　区分」欄は、通算子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が通算親法人となる法人又は通算子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。

(4)　「13　出資関係図における一連番号」欄は、「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1HOS220010020

★

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類
(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)

年　月　日　提出

提出先		F01		税務署長	提出法人		←下記の該当番号を記載してください。 1:通算親法人　2:通算親法人となる法人
納税地	郵便番号	F05	―		法人番号	F02	
	所在地	F06			電話番号	F07	―　―
フリガナ (法人名)		F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
法人名		F04			代表者氏名	H07	

該当番号	
	1：法人税法施行令第 131 条の 12 第３項の規定に基づき、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。 また、法人税法第 75 条の４第１項、地方法人税法第 19 条の３第１項及び防衛財源確保法第27条第１項に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Tax による申告を行う必要があるので届け出ます。 2：法人税法第 14 条第８項（グループ通算制度への加入時期の特例）の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分	該当区分	1：完全支配関係を有することとなった日又は特例決算期間の末日の翌日から効力が生ずる場合 法人税法第64条の９第11項（同条第13項） 2：申請特例年度において完全支配関係を有することとなった場合 法人税法第64条の９第12項（同条第13項）

完全支配関係を有することとなった日 （加入日）	(元号)　年　月　日

グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合										
加入日の前日の属する特例決算期間	初日	(元号)		年		月		日		
	末日			年		月		日		
加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度	自			年		月		日		
	至			年		月		日		
	自			年		月		日		
	至			年		月		日		
通算子法人最初通算事業年度	自			年		月		日		
	至			年		月		日		

通算子法人となる法人			
	(フリガナ) 法人名等		
	納税地	郵便番号 ―	電話番号 ― ―
	(フリガナ) 代表者氏名		
	資本金又は出資金の額		円
	発行済株式等の状況	付表２（発行済株式等の状況）のとおり	
	番号 / 1：該当	法人税法第14条第８項第１号に規定する「他の内国法人」	

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦) 年	月	日	備考	

「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」 「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)

1　この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。なお、通算子法人となる法人ごとに作成してください。

⑴　完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合

通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第 64 条の９第１項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）を有することとなった場合（令 131 の 12③）

◇提 出 法 人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人

◇提 出 期 限：完全支配関係を有することとなった日（以下「加入日」といいます。）（加入日がグループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書を提出した日前である場合には、その申請書を提出した日）以後遅滞なく

◇提　出　先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長

◇添 付 書 類：①　出資関係図（この書類の提出時における通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

②　グループ一覧（この書類の提出時における通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表）

（注）　「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」の裏面の記載要領⑵の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。

⑵　グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合

通算子法人となる法人が、通算親法人事業年度又は申請特例年度（法人税法第 64 条の９第７項の規定の適用を受けてグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度をいいます。）の中途において通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合（法 14⑧）

※　既に提出された「グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」にその名称が記載された法人は、改めてこの書類を提出することはできません。

◇提 出 法 人 ：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人

◇提 出 期 限：当該通算子法人となる法人のこの特例の適用がないものとした場合の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限となる日

◇提　出　先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長

上記⑵の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、⑴の書類と同時又は⑴の書類の提出後⑵の書類の提出期限までに提出する必要があります。

なお、同時に提出する場合は、書類（初葉）の「該当番号」欄に両方の番号を記載の上、提出してください。

2　各欄の記載要領

⑴　書類（初葉）の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人（通算親法人又は通算親法人となる法人）が該当する番号を記載するとともに、当該提出法人の法人名等を記載し、書類（次葉）の「法人名等」欄には、当該提出法人の法人名等を記載してください。

⑵　「該当番号」欄は、提出する書類の該当する番号を記載してください。

⑶　「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する番号を記載してください。

⑷　上記１⑵のグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けようとする場合には、それぞれ次のとおり記載してください。なお、「法人税法第 14 条第８項第１号に規定する「他の内国法人」」欄に「１」を記載した通算子法人となる法人については、その通算子法人となる法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する内国法人でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けるもの（以下「加入時期特例適用法人」といいます。）と同様、この特例を適用することとなります。

イ　「加入日の前日の属する特例決算期間」欄は、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する月次決算期間（会計期間をその開始の日以後１月ごとに区分した各期間（最後に１月未満の期間を生じたときは、その１月未満の期間）をいいます。）又は会計期間（「法人税法第 14 条第８項第１号に規定する「他の内国法人」」欄に「１」を記載した通算子法人となる法人については、当該通算子法人となる法人に係る加入時期特例適用法人について提出されたこの書類（初葉）の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間）を記載してください。

ロ　「加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度」欄は、加入日の前日から「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載した期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度（法人税法第 14 条第８項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいいます。）開始の日及び終了の日を記載してください。

（注）記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。

ハ　「通算子法人最初通算事業年度」欄は、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度を記載してください。

⑸　「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表２（発行済株式等の状況）」に記載してこの書類に添付してく

ださい。

⑹　「法人税法第 14 条第８項第１号に規定する「他の内国法人」」欄については、通算子法人となる法人が、グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人（加入日から当該内国法人について提出されたこの書類（初葉）の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間の末日までの間に通算親法人又は通算親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限ります。）に該当する場合、「１」を記載してください。

⑺　「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

３　留意事項

⑴　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

⑵　通算子法人となる法人の特例決算期間としていた会計期間が決算期変更又は合併により異動する場合の取扱い

次の場合には、それぞれ次の取扱いとなりますので、留意してください。

イ　通算親法人又は通算親法人となる法人の会計期間に合わせて会計期間の末日を前倒しする会計期間の変更をした場合　特例決算期間の末日は変更後の会計期間の末日となり、その通算子法人となる法人には、変更後の会計期間の末日の翌日に通算承認の効力が生じます。

ロ　通算子法人となる法人が合併により解散した場合　特例決算期間の末日まで完全支配関係が継続しないことから、その通算子法人となる法人には、通算承認の効力は生じません。

⑶　みなし承認

この書類の提出によりグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合には、原則として、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日において通算制度の承認があったものとみなされ、その承認は同日からその効力を生じます。

様式ID	NTA0H0S230010010

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び
グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類
（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（次葉）

年　　月　　日　提出

法人番号	F02		法人名等	F04	

1

通算子法人となる法人が、法人税法第 64 条の 10 第１項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該承認を受けた日
通算子法人となる法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下において「令和２年改正法」という。）による改正前（以下において「令和２年改正前」という。）の法人税法第４条の５第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該承認を受けた日
通算子法人となる法人が、令和２年改正法附則第 29 条第２項の規定の適用を受けたことがある法人である場合には、最終の連結事業年度終了の日

（元号）　　年　　月　　日

2

通算子法人となる法人が、法人税法第 127 条第２項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けたことがある法人又は同法第 128 条の規定により青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人である場合には、当該通知を受けた日又は当該届出書を提出した日
通算子法人となる法人が、令和２年改正前の法人税法第４条の５第１項の承認の取消しの処分を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日

（元号）　　年　　月　　日

3

通算子法人となる法人が、法人税法第 64 条の 10 第６項第６号の事実（発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する通算子法人の破産手続開始の決定による解散に基因するものを除く。）が生じたことにより、同法第 64 条の９第１項の規定による承認の効力を失ったことがある法人である場合には、当該承認の効力を失った日並びに当該承認の効力を失った直前において当該通算子法人となる法人の通算親法人であったものの名称及び納税地
通算子法人となる法人が、令和２年改正前の法人税法第４条の５第２項第５号の事実（発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人の破産手続開始の決定による解散に基因するものを除く。）が生じたことにより、令和２年改正前の法人税法第４条の２の承認を取り消されたことがある法人である場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該通算子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

（元号）　　年　　月　　日

法人名等　　納税地

4　通算子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿書類の名称	該当する帳簿がある場合には、左の空欄に「１」を記載してください。							
		仕訳帳		売掛金元帳		売上伝票		契約書
		総勘定元帳		買掛金元帳		仕入伝票		納品書
		売上帳		棚卸表		振替伝票		請求書
		仕入帳		貸借対照表		見積書		領収書
		現金出納帳		損益計算書		注文書		（　　）

帳簿形態		記帳時期	

5　添付書類

該当番号	この書類に添付した書類の番号を記載してください。 １：出資関係図 ２：グループ一覧

6　その他参考事項（通算子法人となる法人の区分等）

法人税法第 64 条の９第７項（設立事業年度等の承認申請特例）の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する番号を記載するとともに、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度（以下「通算子法人最初通算事業年度」といいます。）を記載してください。

法　人　の　区　分　：

該当番号	１：時価評価法人（法人税法第64条の９第10項又は第12項） ２：関連法人（時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する通算子法人となる法人）

通算子法人最初通算事業年度：　自（元号）　　年　　月　　日　至（元号）　　年　　月　　日

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—　　—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

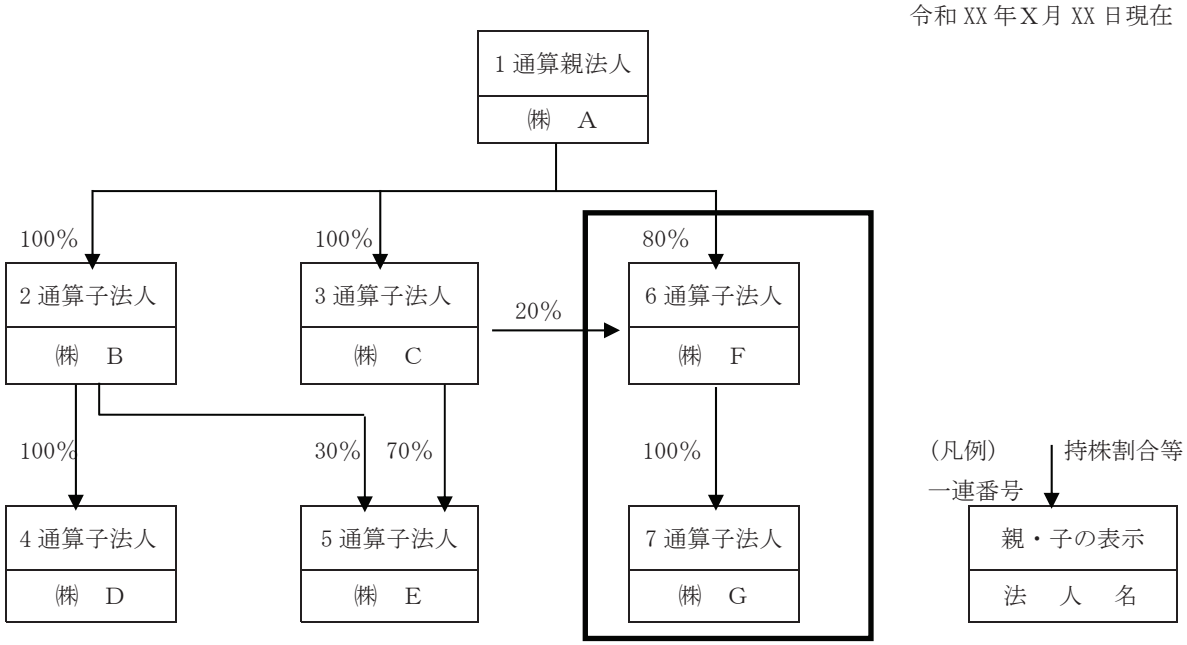
「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び
グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」
「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(2)

1　「４　通算子法人となる法人の帳簿組織の状況」の各欄は、備付け又は保存している帳簿書類に該当する場合に「１」を記載してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳簿形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「１週間ごと」、「10 日ごと」のように記載してください。

2　「５　添付書類」欄は、この書類に添付した書類の該当の番号を記載してください。

また、出資関係図については、「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領を参考にするとともに、以下のとおり同時期に完全支配関係を有することとなった法人を□で囲むなど、グループ通算制度へ加入することとなった法人がどの法人であるか分かるように記載してください。

令和 XX 年Ｘ月 XX 日現在



3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1HOS240010010

★

通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	提出法人		←下記の該当番号を記載してください。 1:通算親法人　2:通算親法人となる法人	
納税地	郵便番号	F05	―		法人番号	F02	
	所在地	F06					
	電話番号	F07	―　　―				
フリガナ（法人名）		F03			フリガナ（代表者氏名）	H06	
法人名		F04			代表者氏名	H07	

法人税法施行令第 131 条の 14 第４項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由が生じた日

該当番号

１：通算子法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなった場合
２：通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合
３：通算子法人がなくなったことにより、通算法人が通算親法人のみとなった場合

	（元号）	年	月	日
上記１の場合				
上記２の場合				
上記３の場合				

事由の発生の起因となった事実

事実

該当番号

該当する番号を記載してください。
１：解散　２：破産手続開始決定　３：合併による解散　４：残余財産確定　５：その他

５：その他の場合に記載

その他参考事項等

通算子法人又は通算子法人となる法人の主要株主等の状況：付表３（通算子法人等の主要株主等の状況）のとおり

通算子法人又は通算子法人となる法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	郵便番号　―　　電話番号　―　　―
（フリガナ） 代表者氏名	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	―　　―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

1　この書類は、法人税法施行令第 131 条の 14 第４項の規定により、次の法人（グループ通算制度の取りやめの承認を受けた法人及び青色申告の承認の取消しの処分の通知を受けた法人を除きます。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。

なお、提出法人及び提出期限等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

⑴　通算子法人が、通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなった場合（令 131 の 14④一）

◇提 出 法 人：当該通算親法人

◇提 出 期 限：通算完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく

◇提　出　先：当該通算親法人の納税地の所轄税務署長

⑵　通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第 64 条の９第１項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）を有しなくなった場合（令 131 の 14④二）

◇提 出 法 人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人

◇提 出 期 限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく

◇提　出　先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長

⑶　通算子法人がなくなったことにより、通算法人が通算親法人のみとなった場合（令 131 の 14④三）

◇提 出 法 人：当該通算親法人

◇提 出 期 限：通算親法人のみとなった日以後遅滞なく

◇提　出　先：当該通算親法人の納税地の所轄税務署長

2　添付書類

この書類の提出が上記１⑴及び⑵に該当する場合には、次の書類を添付してください。

⑴　出資関係図（この書類の提出時における通算子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

⑵　グループ一覧（この書類の提出時における通算親法人及び全ての通算子法人等を記載した一覧表）

（注）「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」の裏面の記載要領⑵の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。

3　各欄の記載要領

⑴　この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人が該当する番号を記載するとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。

（注）　通算子法人又は通算子法人となる法人が合併により通算完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。

① 通算子法人又は通算子法人となる法人を合併法人とする合併の場合

「通算子法人又は通算子法人となる法人」の「法人名等」欄‥‥‥‥合併法人である旨の「(合併法人)」

「事由の発生の基因となった事実」欄‥‥‥‥被合併法人である旨の「(被合併法人)」、被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」

② 通算子法人又は通算子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合

「通算子法人又は通算子法人となる法人」の「法人名等」欄‥‥‥‥被合併法人である旨の「(被合併法人)」

「事由の発生の基因となった事実」欄‥‥‥‥合併法人である旨の「(合併法人)」、合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」

⑵　「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する番号を記載するとともに、通算完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。

⑶　「事由の発生の基因となった事実」欄

イ　「事実」欄は該当する番号を記載するとともに、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。

ロ　「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項（例えば、株式の譲渡により通算子法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。

また、当該事由が発生した直後における当該通算子法人又は当該通算子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表３（通算子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。

⑷　この書類の下欄の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」欄は、合併以外の場合、通算完全支配関係を有しなくなった通算子法人又は通算子法人となる法人の法人名等を記載してください。

なお、上記１⑶による提出の場合には記載不要です。

⑸　「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA0H0S320010010

付表3(通算子法人等の主要株主等の状況)

年　月　日　提出

通算子法人等の法人名等	
通算子法人等の発行済株式の総数又は出資の総額	

通算子法人等の主要株主等の株式数等

氏名又は名称	住所又は所在地	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合
			%

「付表３（通算子法人等の主要株主等の状況）」の記載要領

この付表３（通算子法人等の主要株主等の状況）は、「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の添付書類として通算子法人等の主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「通算子法人等の主要株主等の株式数等」欄は、通算完全支配関係等を有しなくなった直後における発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位10株主等に係る氏名等を記載してください。

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1HOS250010010

★

グループ通算制度の取りやめの承認の申請書（初葉）

年　月　日　提出

申請法人	通算親法人	提出先		F01		税務署長	法人番号	F02		
		納税地	郵便番号	F05	-	電話番号 F07	- -	フリガナ（代表者氏名）	H06	
			所在地	F06				代表者氏名	H07	
		フリガナ（法人名）		F03						
		法人名		F04						
	通算子法人となる法人（次葉のとおり）						子法人数		法人	

法人税法第 64 条の 10 第１項の規定に基づき、グループ通算制度の適用を受けることをやめたいので、同条第２項の規定により申請します。

1　グループ通算制度の適用を取りやめる理由

2　通算親法人につきグループ通算制度の承認の効力が生じた日

令和　　年　　月　　日

3　添付書類

該当番号

この書類に添付した書類の番号を記載してください。
１：出資関係図
２：グループ一覧

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

「グループ通算制度の取りやめの承認の申請書」の記載要領

この申請書（初葉及び次葉）は、法人税法第64条の10第１項の規定に基づき、やむを得ない事情があるときにグループ通算制度の取りやめの承認の申請を行う場合に使用してください。

１　提出先等

この申請書は、通算親法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出してください。

なお、通算親法人は申請書（初葉）を、通算子法人は申請書（次葉）をそれぞれ使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。

２　添付書類

この申請書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

(1)　出資関係図(この申請書の提出時における通算子法人に対する持株割合を記載した出資関係図)

(2)　グループ一覧(この申請書の提出時における通算親法人及び全ての通算子法人等を記載した一覧表)

（注）　「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（次葉)」の裏面の記載要領(2)の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。

３　各欄の記載要領

(1)　通算親法人の法人名は、申請書（初葉）に記載し、通算子法人の法人名は当該通算子法人ごとに申請書（次葉）に記載してください。

(2)　「１　グループ通算制度の適用を取りやめる理由」欄は、グループ通算制度の適用を受けることをやめる理由を記載してください。

(3)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

４　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA0H0S260010010

グループ通算制度の取りやめの承認の申請書(次葉)

年　月　日　提出

通算子法人	提出先		F01			税務署長	法人番号	F02	
	納税地	郵便番号	F05	-	電話番号 F07	- -	フリガナ(代表者氏名)	H06	
		所在地	F06				代表者氏名	H07	
	フリガナ(法人名)		F03						
	法人名		F04						

4　通算子法人につきグループ通算制度の承認の効力が生じた日

令和　　年　　月　　日

参考事項	

様式ID	NTA1TEZ048010030

★

更正の請求書（平成31年４月１日以後終了事業年度分）
（連結申告用）

年　月　日提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		事業種目	H02		
納税地 電話番号	F07	—	—	代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		

法令上の規定
1：旧国税通則法第23条　3：旧地方法人税法第24条
2：旧法人税法第82条　4：旧租税特別措置法第68条の88

（自）	元号	年	月	日	（至）	元号	年	月	日
F48					F49				

上記の規定に基づき、該当連結事業年度の連結確定申告又は課税事業年度の地方法人税確定申告に係る課税標準等について、下記のとおり請求します。

記

区分				この請求前の金額（円）	更正の請求金額（円）
法人税額	連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額	1		
		同上の内訳 軽減税率適用連結所得金額	2		
		同上の内訳 その他の金額（1－2）	3		
		法人税額	4		
	法人税額の特別控除額		5		
	差引法人税額（4－5）		6		
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000	000
		同上に対する税額	9		
	連結留保金	課税連結留保金額	10	000	000
		同上に対する税額	11		
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12	000	000
		同上に対する税額	13		
	法人税額計（6＋7＋9＋11＋13）		14		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額		15		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		16		
	控除税額		17		
	差引連結所得に対する法人税額（14－15－16－17）		18	00	00
	連結中間申告分の法人税額		19	00	00
	差引	納付すべき法人税額	20	00	00
		還付金額	21		
	翌期へ繰り越す連結欠損金		22		
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額 連結所得の金額に対する法人税額	23		
		基準法人税額 課税連結留保金額に対する法人税額	24		
		課税標準法人税額（23＋24）	25	000	000
	(23)に係る地方法人税額		26		
	(24)に係る地方法人税額		27		
	所得地方法人税額（26＋27）		28		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額		29		
	外国税額の控除額		30		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		31		
	差引地方法人税額（28－29－30－31）		32	00	00
	中間申告分の地方法人税額		33	00	00
	差引	納付すべき地方法人税額	34	00	00
		還付金額	35		

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	元号	年	月	日
更正決定通知書受理年月日	元号	年	月	日

添付書類

還付を受けようとする金融機関等

ゆうちょ以外	
金融機関名	
金融機関区分	1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
支店名	
本支店区分	1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
預金種類	1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
口座番号	
ゆうちょ 郵便局名（窓口受取）	郵便局
ゆうちょ 記号番号	－

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等
【平成 31 年４月１日以後終了連結事業年度分】

１　この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の国税通則法（以下「令和２年旧国税通則法」といいます。）第23条、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法人税法」といいます。）第82条、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の地方法人税法（以下「令和２年旧地方法人税法」といいます。）第24条又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第68条の88第27項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が、法人税若しくは地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ　納付すべき税額が過大となったこと。

ロ　申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。

ハ　申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度又は課税事業年度の法人税額又は地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

２　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　　出　　期　　限
(1)　令和２年旧国税通則法第 23 条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内（注１）
(2)　令和２年旧国税通則法第 23 条第２項の規定に基づいて提出する場合	令和２年旧国税通則法第23条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　令和２年旧法人税法第82条又は令和２年旧地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内
(4)　令和２年旧措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から７年以内（注２）

（注１）　純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。

（注２）　令和２年３月 31 日以前に開始した連結事業年度又は課税事業年度分については、６年以内となります。

３　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

４　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「この請求前の金額（円）」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和４年 12 月 31 日以後に終了する連結事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「この請求前の金額（円）」欄のうち、「１」欄から「19」欄まで及び「22」欄から「33」欄までの各欄は、記載を要しません。

(2)　「更正の請求金額（円）」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、 記載してください。

(3)　「（更正の請求をする理由等）」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

　また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。

(4)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、令和２年旧法人税法第82条又は令和２年旧地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(5)　「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1H0S120010071

★

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		代表者 電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		
事業種目	H02						

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損連結事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	還付所得連結事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日

区分			請求金額（円）	※　金額（円）
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額	(2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額	(3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4))	(5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)		
	法人税額 ((6) ＋ (7) ＋ (8)-(9)-(10)-(11))	(12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額 ((12)-(13))	(14)		
還付金額 ((14) × (2) / (5))		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	連結確定申告書提出年月日	元号　年	月　日

還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ以外	金融機関名	
		金融機関区分	1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名	
		本支店区分	1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類	1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
		口座番号	
	ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）	郵便局
		記号番号	

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

1　期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類

2　令和２年旧法人税法第81条の31第４項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類

3　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第105条第２項に規定する特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20 条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

※記載不要税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）（以下「令和２年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法」といいます。）第 81 条の 31 第１項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)平成 14 年４月１日から令和６年３月 31 日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。

①　連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限ります。）の連結欠損金額（新型コロナ税特法第８条、令和２年改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第 68 条の 97、令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 68 条の 98）

イ　普通法人（令和２年旧法第４条の７に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）である連結親法人のうち、その連結事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が１億円（令和２年２月１日から令和４年１月 31 日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の㈠又は㈡に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第２条第５項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）

㈠　大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

ⅰ　資本金の額又は出資金の額が５億円以上（特例連結事業年度については、10 億円超）である法人

ⅱ　相互会社及び保険業法第２条第 10 項に規定する外国相互会社

ⅲ　受託法人

㈡　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ロ　協同組合等である連結親法人

②　次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 68 条の 98、令和２年改正法附則第 105 条）

イ　連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第 19 条第１項に規定する認定事業再編事業者（同法第２条第５項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第１項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和２年３月 31 日以前に同条第１項の認定を受けたものに限ります。）であること。

ロ　平成 29 年８月１日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。

ハ　ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（令和２年旧措置法第 68 条の 33 並びに同条の規定に係る同法第 68 条の 40 第１項及び第４項並びに同法第 68 条の 41 第１項から第３項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第２条第７項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第１項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第２条第５項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第１項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。

(2)　令和２年旧法第 81 条の 31 第４項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解散（適格合併による解散を除きます。）

ロ　更生手続の開始
ハ　再生手続開始の決定

2　連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が２以上あるときには、別葉に作成して提出してください。

(1)　上記１(1)の場合（令和２年旧法第 81 条の 31 第１項の規定により提出する場合）　欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時

上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2)　上記１(2)の場合（令和２年旧法第 81 条の 31 条第４項の規定により提出する場合）　解散等の事実が生じた日以後１年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額（円）」欄は、記載しないでください。

(2)　「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄

イ　「連結欠損金額(１)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(２)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次の場合には、上記の「(１)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

(ｲ)　その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係る「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(２)」欄に記載した金額

(ﾛ)　この請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度について連結欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係るこの請求書の「(２)」欄に記載した金額

また、１(1)(注)②の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額（災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額）のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。

（注）「(２)」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引連結所得金額(５)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(3)　「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄

イ　「連結所得金額(３)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。

ロ　「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(ｲ)　還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合

その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係るこの請求書の「(２)」欄の金額又は「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(２)」欄の金額

(ﾛ)　還付所得連結事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係る「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(２)」欄に記載した金額

(4)　「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(７)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額(８)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額(９)」欄には、令和２年旧措置法第 68 条の 67 第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和２年旧措置法第３章第 18 節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト　「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(5)　「還付金額(15)」欄には、((14)×(２)／(５)) の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 10.3（令和元年９月 30 日以前に開始した還付所得連結事業年度については 100 分の 4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和２年改正法による改正前の地方法人税法第 23 条第１項）。

様式ID	NTA1HOS150010031

★

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		代表者 電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		
事業種目	H02						

所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災害欠損連結事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	左記の「災害欠損連結事業年度」について、確定申告の場合には「１」、仮決算の中間申告の場合には「２」を記載してください。	番号
還付所得連結事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	災害の詳細	
災害のあった日	（元号）　年　月　日		

区分			請求金額（円）	※　金額
災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額	(3)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4))	(5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)		
	法人税額 ((6) ＋ (7) ＋ (8)-(9)-(10)-(11))	(12)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額 ((12)-(13))	(14)		
還付金額 ((14) × (2) / (5))		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	連結確定申告書等提出年月日	（元号）　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等 ゆうちょ以外	金融機関名		
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
	支店名		
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
	口座番号		
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）		郵便局
	記号番号	—	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

※記載不要 税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

1　この還付請求書は、連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）（以下「令和２年改正法」といいます。）による改正前の法人税法第81条の31の規定によって、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第１項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「災害欠損連結事業年度」といいます。）開始の日前２年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この請求書には「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。

2　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、災害欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。

3　この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、２以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

4　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「災害欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。

また、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当する番号を記載してください。

(3)　「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

(4)　「災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ　「災害損失欠損金額(１)」欄には、「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(１)」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(２)」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額(５)」欄の金額を限度として記載してください。

（注）　この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。

(5)　「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄

イ　「連結所得金額(３)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「１」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。

ロ　「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。

(6)　「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(７)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額(８)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合

計額を記載します。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額(９)」欄には、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の67第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第３章第18節の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(7) 「還付金額(15)」欄には、 $(14)\times\frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(8) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。

（注） 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。

(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５ 留意事項

○ 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3（令和元年９月30日以前に開始した還付所得連結事業年度については100分の4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和２年改正法による改正前の地方法人税法第23条第１項）。

様式ＩＤ	NTA0HOS160010010

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名		付表

災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細

災害損失欠損金額 (8)	(1)	Q01	円	(2)の内訳	繰り戻す還付所得連結事業年度				繰り戻す災害損失欠損金額 (3)	
						平/令　・　・ 平/令　・　・	①	Q03	円	
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	(2)	Q02				平/令　・　・ 平/令　・　・	②	Q04		

災害損失欠損金額の計算

連結欠損金額（別表四の二「55の①」）	(4)	Q05		
各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額	(5)	Q06		
仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額	(6)	Q07		
(5)　－　(6)　（マイナスの場合は0）	(7)	Q08		
(4)　と　(7)　のいずれか少ない金額	(8)	Q09		

連結法人名	

各連結法人の個別災害損失金額の計算

災害を受けた資産の別				棚卸資産 ①		固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む。） ②		計 ①＋② ③	
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	(9)	Q10	円	Q16	円	Q22	円	
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	(10)	Q11		Q17		Q23		
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	(11)	Q12		Q18		Q24		
	計 (9)＋(10)＋(11)	(12)	Q13		Q19		Q25		
保険金又は損害賠償金等の額		(13)	Q14		Q20		Q26		
差引災害により生じた損失の額 (12)－(13)		(14)	Q15		Q21		Q27		

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

1　この明細書は、連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法第81条の31の規定によって、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第１項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下「災害欠損連結事業年度」といいます。)開始の日前２年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

2　「災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。

⑴　「災害損失欠損金額（１）」欄には、「災害損失欠損金額の計算」欄の「（８）」欄の金額を記載してください。

⑵　「(1)のうち前２年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額（２）」欄には、「（１）」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前２年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前２年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前２年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。

（注）　前２年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、当該連結事業年度前に既に法人税法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けている場合、この「（２）」欄の金額は、前２年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。

⑶　「繰り戻す災害損失欠損金額（３）」には、「（２）」欄に記載した金額の内訳として、前２年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

3　「災害損失欠損金額の計算」の各欄は、次により記載します。

⑴　「連結欠損金額（４）」欄には、別表四の二の「連結所得金額又は連結欠損金額　55の①」欄の金額を記載してください。

⑵　「各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額（５）」欄には、各連結法人ごとに記載した「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の欄の「差引災害により生じた損失の額(14)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。

⑶　「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額（６）」欄には、連結中間申告において災害損失金額の繰戻しをした場合のその災害損失金額を記載してください。

4　「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して、次により記載しますが、申告書別表七の二付表三（平成29年４月１日前終了事業年度分については、申告書別表七（一）の「災害により生じた損失の額の計算」）の各欄を記載し、当該明細書を添付している場合には、重ねて記載する必要はありません。

なお、連結法人が２以上の場合には、各連結法人ごとに記載してください。

⑴　「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額（９）」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。

⑵　「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額(10)」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から１年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。

⑶　「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額(11)」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合

において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。

⑷　「保険金又は損害賠償金等の額(13)」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。

別記様式

様式ＩＤ	NTA0H0E990010070

提出先	F01		税務署長
	令和　　年　　月　　日提出		

	元号	年	月	日
N01				
N02				

事業年度分の適用額明細書

（当初提出分 ・ 再提出分）

法人番号	F02		期末現在の資本金の額又は出資金の額	G01	
納税地	F06		所得金額又は欠損金額	G02	
電話番号	F07	― ―	提出枚数	G03	枚　うち　G04　枚目
法人名フリガナ	F03		事業種目		業種番号　E01
法人名	F04		※税務署整理欄	提出年月日	

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのでなく、すべての租税特別措置について記載してください。

租税特別措置法の条項	区分番号		適用額	
第　条　第　項　第　号	E02		G05	
第　条　第　項　第　号	E03		G06	
第　条　第　項　第　号	E04		G07	
第　条　第　項　第　号	E05		G08	
第　条　第　項　第　号	E06		G09	
第　条　第　項　第　号	E07		G10	
第　条　第　項　第　号	E08		G11	
第　条　第　項　第　号	E09		G12	
第　条　第　項　第　号	E10		G13	
第　条　第　項　第　号	E11		G14	
第　条　第　項　第　号	E12		G15	
第　条　第　項　第　号	E13		G16	
第　条　第　項　第　号	E14		G17	
第　条　第　項　第　号	E15		G18	
第　条　第　項　第　号	E16		G19	
第　条　第　項　第　号	E17		G20	
第　条　第　項　第　号	E18		G21	
第　条　第　項　第　号	E19		G22	
第　条　第　項　第　号	E20		G23	
第　条　第　項　第　号	E21		G24	

適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領

1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。

2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。

3　この明細書の各欄の記載は、次によります。

(1)　「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。

(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。

(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。

(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法又は令和２年改正前措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。

(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する事業年度から記載してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

様式第一

様式ＩＤ	NTA0H0E990010061

提出先	F01		税務署長
	令和　　年　　月　　日提出		

	元号	年	月	日
N01				
N02				

事業年度分の適用額明細書

（当初提出分 ・ 再提出分）

法人番号	F02		期末現在の資本金の額又は出資金の額	G01	
納税地	F06		所得金額又は欠損金額	G02	
電話番号	F07	― ―	提出枚数	G03	枚　うち　G04　枚目
法人名フリガナ	F03		事業種目		業種番号　E01
法人名	F04		※税務署整理欄	提出年月日	

租税特別措置法の条項	区分番号		適用額	
第　条　第　項　第　号	E02		G05	
第　条　第　項　第　号	E03		G06	
第　条　第　項　第　号	E04		G07	
第　条　第　項　第　号	E05		G08	
第　条　第　項　第　号	E06		G09	
第　条　第　項　第　号	E07		G10	
第　条　第　項　第　号	E08		G11	
第　条　第　項　第　号	E09		G12	
第　条　第　項　第　号	E10		G13	
第　条　第　項　第　号	E11		G14	
第　条　第　項　第　号	E12		G15	
第　条　第　項　第　号	E13		G16	
第　条　第　項　第　号	E14		G17	
第　条　第　項　第　号	E15		G18	
第　条　第　項　第　号	E16		G19	
第　条　第　項　第　号	E17		G20	
第　条　第　項　第　号	E18		G21	
第　条　第　項　第　号	E19		G22	
第　条　第　項　第　号	E20		G23	
第　条　第　項　第　号	E21		G24	

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのでなく、すべての租税特別措置について記載してください。

適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領

1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。

2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。

3　この明細書の各欄の記載は、次によります。

(1)　「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。

(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。

(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。

(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法又は令和２年改正前措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。

(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する事業年度から記載してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

様式第二

様式ＩＤ	NTAOHOR990010071

提出先	F01		税務署長
		令和　　年　　月　　日提出	

	元号	年	月	日
N01				
N02				

連結事業年度分の適用額明細書
（当初提出分 ・ 再提出分）

法人番号	F02		連結親法人共通番号		
連結グループ整理番号			期末現在の資本金の額又は出資金の額	G03	
納税地	F06		連結所得金額又は連結欠損金額	G04	
電話番号	F07	―　　―	提出枚数	G05	枚　うち　G06　枚目
連結親法人名フリガナ	F03		事業種目		業種番号　E07
連結親法人名	F04		※税務署整理欄	提出年月日	

租税特別措置法の条項	区分番号		適用額	
第　条　第　項　第　号	E10		G30	
第　条　第　項　第　号	E11		G31	
第　条　第　項　第　号	E12		G32	
第　条　第　項　第　号	E13		G33	
第　条　第　項　第　号	E14		G34	
第　条　第　項　第　号	E15		G35	
第　条　第　項　第　号	E16		G36	
第　条　第　項　第　号	E17		G37	
第　条　第　項　第　号	E18		G38	
第　条　第　項　第　号	E19		G39	
第　条　第　項　第　号	E20		G40	
第　条　第　項　第　号	E21		G41	
第　条　第　項　第　号	E22		G42	
第　条　第　項　第　号	E23		G43	
第　条　第　項　第　号	E24		G44	
第　条　第　項　第　号	E25		G45	
第　条　第　項　第　号	E26		G46	
第　条　第　項　第　号	E27		G47	
第　条　第　項　第　号	E28		G48	
第　条　第　項　第　号	E29		G49	

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのでなく、すべての租税特別措置について記載してください。

適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領

1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。

2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。

3　この明細書の各欄の記載は、次によります。

(1)　「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「連結所得金額又は連結欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。

(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。

(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。

(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「令和２年改正前措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。

(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する連結事業年度から記載してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

様式ID	NTA1VHX160010010

★
コ
1

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

年　月　日 提出　　元号　年　月　日

提出先		F01		税務署長経由 国税庁長官	設立 年月日	H01				
納税地	郵便番号	F05	—		法人番号	F02				
	所在地	F06			フリガナ (代表者氏名)	H06				
	電話番号	F07	— —		代表者氏名	H07				
フリガナ (申請者)		F03								
申請者		F04								

事業年度		元号	年	月	日			元号	年	月	日
	自					～	至				

租税特別措置法第67条の２第１項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので、租税特別措置法施行令第39条の25第２項により申請します。

【現に行っている事業の概要】

１　本来業務

種類	施設の名称	所在地

２　附帯業務

種類又は事業名	実施場所

【その他参考となるべき事項】

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等

この申請書は、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第２項の規定に基づく特定医療法人の承認の申請を行う場合に使用してください。

１　添付書類

この申請書は、次に掲げる書類を添付して納税地の所轄税務署に提出してください。

(1)　申請者の医療施設等の明細表（申請書付表１）
(2)　申請者の附帯業務等の明細表（申請書付表２）
(3)　寄附行為又は定款の写し
(4)　申請時の直近に終了した事業年度に係る租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第１項第１号に規定する厚生労働大臣の証明書の原本
(5)　承認を満たす旨を説明する書類
(6)　役員等に関する明細表（書類付表１）
(7)　特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表２）

２　留意事項

過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消しの日又は届出書を提出した日の翌日から３年を経過した日以後でなければ、申請することができません。

３　記載要領

(1)　「現に行っている事業の概要」欄は、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。

イ　本来業務

経営する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）について、施設の種類、施設の名称及び所在地を記載してください。

また、これらの施設の明細を申請書付表１「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。

ロ　附帯業務

医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務について、その業務の種類又は事業名及び実施場所を記載してください。

(2)　名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、【その他参考となるべき事項】欄にその旨を記載してください。

(3)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTAOVHX598010010

申請者：

申請書付表１

申請者の医療施設等の明細表

１　施設の名称等

名　　称		種　　類 （番号を記載）		1:病院　2:介護老人保健施設 3:診療所　4:介護医療院
所　在　地		管轄保健所名 又は所轄庁名		

２　診療科目

科	科	科	科	科	科
科	科	科	科	科	科
科	科	科	科	科	科

３　敷地の面積

総面積	㎡	内 借地の面積	㎡	内 自地の面積	㎡	左の内 現物出資の土地	㎡

４　建物の明細

区　分	構　造	総面積	自家・借家	
		㎡		１：自家 ２：借家
		㎡		１：自家 ２：借家
		㎡		１：自家 ２：借家
		㎡		１：自家 ２：借家

５　患者収容定員等の明細

一　般		療　養		結　核		精　神		感染症		合　計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

※　介護老人保健施設又は介護医療院の場合

入　所　定　員	名	通　所　定　員	名

６　職種別従業員数の明細

職種／人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員																	
内　特殊関係者																	

「申請者の医療施設等の明細表」（申請書付表１）の記載要領

１　各欄共通

(1)　病院、介護老人保健施設、診療所及び介護医療院について、それぞれの施設ごとに記載してください。

(2)　記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。

２　「４ 建物の明細」欄

(1)　「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、「本館」、「第１外来診療棟」、「第１病棟」など）を記載してください。

(2)　「構造」欄には、その建物の構造の概要（例えば、「鉄筋コンクリート造３階建」、「木骨モルタル造２階建」など）を記載してください。

(3)　「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載してください。

３　「５ 患者収容定員等の明細」欄

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載してください。

なお、介護老人保健施設又は介護医療院の場合には、入所定員及び通所定員を記載してください。

４　「６ 職種別従業員数の明細」欄

(1)　申請時の人数を記載してください。

(2)　特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。

なお、親族等の関係を有する者とは、次の者をいいます。

イ　設立者等と親族関係にある者

ロ　設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ　ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

様式ID	NTA0VHX602010010

法人名

承認要件を満たす旨を説明する書類

1　運営組織（令39条の25①二）

区　　分	総　　数	最も人数の多い「親族等」のグループの人数	割　　合
理　　事	人	人	%
監　　事	人	人	%
評 議 員	人	人	%
社　　員	人	人	%

2　特殊関係者に対する特別の利益（令39条の25①三）

（1）　特殊関係者の施設の利用等の状況

区分		事実の有無		基準等		特別の利益の有無	
施設の利用	施設の貸与	番号	1：有 2：無	番号 1又は4の場合→	1：規程に基づき貸与（下欄に規程の名称を記載） 2：契約に基づき貸与 3：社員総会等の決議に基づき貸与 4：その他（下欄に内容を記載）	番号	1：有 2：無
	病院の利用	番号	1：有 2：無	番号 1又は4の場合→	1：一般患者と同じ基準により利用料金を受領している 2：福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている 3：その他（下欄に内容を記載）	番号	1：有 2：無
	その他施設の利用	番号	1：有 2：無	番号 1又は4の場合→	1：一般利用者と同じ基準により利用料金を受領している 2：福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている 3：その他（下欄に内容を記載）	番号	1：有 2：無
金銭の貸付け		番号	1：有 2：無	番号 1又は4の場合→	1：規程に基づき貸付け（下欄に規程の名称を記載） 2：契約に基づき貸付け 3：社員総会等の決議に基づき貸付け 4：その他（下欄に内容を記載）	番号	1：有 2：無
資産の譲渡		番号	1：有 2：無	番号 1又は4の場合→	1：規程に基づき譲渡（下欄に規程の名称を記載） 2：契約に基づき譲渡 3：社員総会等の決議に基づき譲渡 4：その他（下欄に内容を記載）	番号	1：有 2：無
給与の支給		番号	1：有 2：無	番号 1又は4の場合→	1：規程に基づき支給（下欄に規程の名称を記載） 2：契約に基づき支給 3：社員総会等の決議に基づき支給 4：その他（下欄に内容を記載）	番号	1：有 2：無
役員等の選任		番号	1：有 2：無	番号 1又は4の場合→	1：定款又は寄附行為の規定に基づき社員総会又は理事会により選任 2：その他（下欄に内容を記載）	番号	1：有 2：無
その他財産の運用及び事業の運営		番号	1：有 2：無	番号 1又は4の場合→	1：規程に基づき運用（下欄に規程の名称を記載） 2：契約に基づき運用 3：社員総会等の決議に基づき運用 4：その他（下欄に内容を記載）	番号	1：有 2：無

(2) 特別の利益の内容

様式ID	NTA0VHX602020010

3 経理の状況（令39条の25①五）

（1） 帳簿書類の備付け等

区分	帳簿書類の種類 （該当する帳簿がある場合には、左の空欄に「1」を記載してください。）								適否等
帳簿組織の状況		仕訳帳		売掛金元帳		売上伝票		契約書	番号
		現金出納帳		買掛金元帳		仕入伝票		納品書	
		売上帳		棚卸表		振替伝票		請求書	
		仕入帳		貸借対照表		見積書		領収書	1：適 2：否
		総勘定元帳		損益計算書		注文書		（ ）	

(2) 費途不明金等の状況

区分	事実の有無		具体的な内容
支出した金銭で費途が明らかでないものその他不適正な経理	番号	1：有 2：無	

4 法令違反等（令39条の25①六）

区分	事実の有無		具体的な内容
法令違反	番号	1：有 2：無	
帳簿書類の隠蔽又は仮装	番号	1：有 2：無	
その他公益に反する事実	番号	1：有 2：無	

「承認要件を満たす旨を説明する書類」の記載要領

１　「１ 運営組織」の各欄

(1)　「役員等に関する明細表」（書類付表１）に記載した者の人数等を記載しますが、既に特定医療法人の承認を受けている医療法人が、各事業年度終了後に提出する書類（定期提出書類）として作成する場合には、「役員等に関する明細表」（書類付表１）に記載した者のうち、対象事業年度の終了の日に在任している者の人数等を記載してください。

(2)　「最も人数の多い『親族等』のグループの人数」欄は、２人以上の親族等のグループがない場合には「０人」と記載してください。

（注）　監事が２人の場合で、その監事のうち他の役員等（理事など）との間に親族関係を有する者がいるときは、その人数（１又は２人）を記載してください。

２　「２ 特殊関係者に対する特別の利益」の各欄

(1)　「(1) 特殊関係者の施設の利用等の状況」の各欄は、「特殊関係者の施設の利用等に関する明細表」（書類付表２）の記載内容に基づき、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。

イ　施設の利用

(ｲ)　施設の貸与

①　特殊関係者に対する土地､建物等の資産の貸与状況(無償で使用させている場合を含みます。)を記載してください。

②　「基準等」欄は、施設の貸与基準について、該当するもの全ての番号を記載してください。

なお､「規程に基づき貸与」の該当する番号を記載した場合にはその規程の名称を､「その他」の該当する番号を記載した場合にはその内容を記載してください。

③　「特別の利益の有無」欄は、特殊関係者に対する施設の貸与条件が他の職員に比して有利な条件となっている場合など、施設の貸与に際して、特殊関係者に根拠なく不相当な利益を与えている事実がある場合には「有」､その他の場合には「無」の該当する番号を記載してください。

(ﾛ)　病院の利用

①　法人が経営する病院について、特殊関係者による利用状況を記載してください。

②　「基準等」欄は、特殊関係者に係る病院の利用料金について、該当する番号を記載してください。

なお、「その他」の該当する番号を記載した場合には、その内容を記載してください。

③　「特別の利益の有無」欄は、特殊関係者に対する利用料金の補助が他の職員に比して有利な条件となっている場合など、病院の利用に際して、特殊関係者に根拠なく不相当な利益を与えている事実がある場合には「有」､その他の場合には「無」の該当する番号を記載してください。

(ﾊ)　その他施設の利用

上記以外の法人の施設について、特殊関係者による利用状況を上記(ﾛ)に準じて記載してください。

ロ　金銭の貸付け

特殊関係者に対する金銭の貸付けについて、上記(ｲ)に準じて記載してください。

ハ　資産の譲渡

特殊関係者に対する資産の譲渡について、上記(ｲ)に準じて記載してください。

ニ　給与の支給

特殊関係者に対する給与の支給について、上記(ｲ)に準じて記載してください。

ホ　役員等の選任

理事、監事又は評議員等について、特殊関係者による選任の有無、選任基準等及び特別の利益の有無について、該当する番号を記載してください。

ヘ　その他財産の運用及び事業の運営

特殊関係者からの借用物件、借入金及び譲受資産等について、上記(ｲ)に準じて記載してください。

(2)　「(2) 特別の利益の内容」欄には、「(1) 特殊関係者の施設の利用等の状況」の「特別の利益の有無」欄で「有」の該当する番号を記載した場合に、その内容を記載してください。

(3)　「特殊関係者」とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。

なお、「親族等の関係を有する者」とは次の者をいいます。

イ　設立者等と親族関係にある者

ロ　設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ　ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

３　「３ 経理の状況」の各欄

(1)　「(1) 帳簿書類の備付け等」欄は、備付け・保存している帳簿書類について、該当するものを全て記載するとともに、法人税法施行規則第 53 条から 59 条の規定に準じて行われているかについて、適否欄に該当する番号を記載してください。

(注)「帳簿書類の種類」欄に掲げている帳簿書類と名称が異なる帳簿書類であっても、記載内容が類似しているものがあれば記載してください。

(2)　「(2) 費途不明金等の状況」欄は、支出した金銭でその費途が明らかでないものその他不適正な経理の有無について該当する番号を記載するとともに、「有」の場合には、その内容（勘定科目、支出年月日及び支出金額等）を記載してください。

４　「４ 法令違反等」の各欄

(1)　「法令違反」欄には、法人に関して、医療に関する法令その他法令に違反する事実の有無について該当する番号を記載するとともに、「有」の場合には、その内容を記載してください。

(2)　「帳簿書類の隠蔽又は仮装」欄には、直近に受けた法人の税務調査おける隠蔽又は仮装の事実の有無について該当する番号を記載するとともに、「有」の場合には、その内容を記載してください。

(3)　「その他公益に反する事実」欄には、公益に反する事実の有無について該当する番号を記載するとともに、「有」の場合には、その内容を記載してください。

様式ID	NTAOVHX599010010

法人名：

書類付表１

役員等に関する明細表

１　理事に関する明細

	氏名	住所	親族等の関係	設立者との関係	就任年月日 退任年月日 元号	年	月	日	職業
1	理事長								
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

２　監事に関する明細

	氏名	住所	親族等の関係	設立者との関係	就任年月日 退任年月日 元号	年	月	日	職業
1									
2									
3									
4									

様式ID	NTA0VHX599020010

３　評議員に関する明細

	氏　　名	住　　所	親族等の関係	設立者との関係	就任年月日 退任年月日				職　　業
					元号	年	月	日	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									

様式ID	NTAOVHX599030010

4　社員に関する明細

	氏　　名	住　　所	親族等の関係	設立者との関係	入社年月日 退社年月日 元号	年	月	日	職　　業
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

「役員等に関する明細表」（書類付表１）の記載要領

(1)　理事、監事、評議員及び社員（以下「役員等」といいます。）について、次に掲げる作成目的に応じそれぞれ次のとおり記載してください。

イ　特定医療法人としての承認を受けるために作成する場合‥‥‥申請時に就任している全ての役員等について記載してください。

ロ　既に特定医療法人の承認を受けている医療法人が、各事業年度終了後に提出する書類（以下「定期提出書類」といいます。）として作成する場合‥‥‥提出対象事業年度中に就任していた全ての役員等について記載してください。

(2)　理事のうち、理事長等の役職がある者についてはその役職名を「氏名」欄の上段に記載してください。

(3)　「親族等の関係」欄には、役員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、「○○の配偶者」、「△△の使用人」等）を記載してください。

なお、ここにいう「特殊の関係がある者」とは、次に掲げる者をいいます。

イ　親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ　親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ハ　イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（注）１　親族の範囲は６親等内の血族、配偶者及び３親等内の姻族をいいますが、誰を基準にするかによってその範囲が異なるケースがあります。例えば、理事グループの親族要件の判定に当たって、理事以外の者（理事の配偶者など）を基準にした場合に親族関係を有する者の数が最大となるときには、その最大となる者との親族関係を記載してください。

２　「２ 監事に関する明細」欄の記載に当たって、監事が２名である場合には、監事グループの中で親族関係があるかどうかの記載に代えて、その監事と他の役員グループ（理事など）との間に親族関係があるかどうかを記載してください。

(4)　「設立者との関係」欄には、設立者と当該役員等との関係（例えば、「設立者本人」、「○○の長男」等）を記載してください。

(5)　「就任年月日」欄及び「入社年月日」欄には、理事、監事若しくは評議員に就任した日付又は社員となった日付を記載してください。

(6)　定期提出書類として作成する場合で、その提出対象事業年度中に理事、監事若しくは評議員を退任した者又は社員でなくなった者がいる場合には、「退任年月日」欄又は「退社年月日」欄にその日付を記載してください。

(7)　「職業」欄には、当該法人における役職等及び当該法人以外の勤務先等の名称並びに役職等をできる限り具体的に（例えば「当法人○○病院院長」、「△△会社社長」、「□□事務所事務員」等）記載してください。

様式ID	NTA0VHX592010010

法人名

書類付表２

特殊関係者の施設の利用等に関する明細表

１　特殊関係者の施設の利用明細

（１）施設の貸与

貸与者の氏名 (特殊関係者の区分)	内容	貸与期間	利用料金 月額	利用料金 総額	特殊関係者以外の職員との比較	
（　　）						1:同じ基準で貸与 2:異なる基準で貸与
（　　）						1:同じ基準で貸与 2:異なる基準で貸与
（　　）						1:同じ基準で貸与 2:異なる基準で貸与
（　　）						1:同じ基準で貸与 2:異なる基準で貸与
（　　）						1:同じ基準で貸与 2:異なる基準で貸与

（２）病院の利用

利用者の氏名 (特殊関係者の区分)	内容	利用年月日	利用料金 総額	補助金額	特殊関係者以外の職員との比較	
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）						1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用

様式ID	NTA0VHX592020010

（３）その他

利用者の氏名 （特殊関係者の区分）	内容	利用年月日	利用料金 総額	補助金額	特殊関係者以外の職員との比較
（　　）					1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）					1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）					1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）					1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用
（　　）					1:同じ基準で利用 2:異なる基準で利用

２　特殊関係者に対する貸付金の明細

貸付先の氏名 （特殊関係者の区分）	貸付金 現在高	貸付当初 の元本	貸付当初の 年月日	利率	年間 受取利息	損保の 種類及び 数量
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						

３　特殊関係者に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名 （特殊関係者の区分）	譲渡資産 の種類	地目、構造、規格等	面積 数量	譲渡年月日	譲渡価額	備考
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						

様式ID	NTA0VHX592030010

4　特殊関係者に対する給与等の支給状況

（1）給与等の支給

特殊関係者の氏名 （特殊関係者の区分）	職　務　内　容	生年月日	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	給与等 月額	給与等 支給総額
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		

(2) 退職金の支給

特殊関係者の氏名 （特殊関係者の区分）	職　務　内　容	生年月日	退職年月日	常勤又は 非常勤の別	勤続年数	退職金 支給金額
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		
（　　）				1：常勤 2：非常勤		

様式ID	NTA0VHX592040010

５　その他

（１）特殊関係者からの借用物件の明細

貸主の氏名 （特殊関係者の区分）	物件名	地目、構造、規格等	面積 数量	用途	借用 年月日	借用 期間	年間 賃借料	備考
（　　）								
（　　）								
（　　）								
（　　）								
（　　）								

（２）特殊関係者からの借入金の明細

債権者の氏名 （特殊関係者の区分）	借入金 現在高	借入当初 の元本	借入当初の 年月日	利率	年間 支払利息	損保の 種類及び数量
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						

（３）特殊関係者からの譲受資産の明細

譲受先の氏名 （特殊関係者の区分）	譲受資産 の種類	地目、構造、規格等	面積 数量	譲受年月日	譲受価額	備考
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						

様式ID	NTA0VHX592050010

（４）特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細

特殊関係者の氏名 （特殊関係者の区分）	法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細					
	法人名	所在地	代表者名	取引内容	年間取引金額	役職等
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						

（５）その他財産の運用及び事業の運営

特殊関係者の氏名 （特殊関係者の区分）	具体的な内容
（　　）	
（　　）	
（　　）	
（　　）	
（　　）	

「特殊関係者の施設の利用等に関する明細表」（書類付表２）の記載要領

１　各欄共通

(1)　この明細表は、次の作成目的に応じてそれぞれ次に掲げる期間（以下「記載対象期間」といいます。）の内容を記載してください。

イ　特定医療法人としての承認を受けるために作成する場合‥‥‥３期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間

ロ　既に特定医療法人の承認を受けている医療法人が、各事業年度終了後に提出する書類（以下「定期提出書類」といいます。）として作成する場合‥‥‥提出対象事業年度開始の日から終了の日までの期間

(2)　特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。

なお、「親族等の関係を有する者」とは、次に掲げる者をいいます。

イ　設立者等と親族関係にある者

ロ　設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ　ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（注）この明細表の作成時点では特殊関係者に該当しない場合であっても、記載対象期間中に特殊関係者であった者については、この明細表の記載対象になります。

(3)　特殊関係者の区分を記載する欄には、次の特殊関係者の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。

イ　設立者‥‥‥「設立者」

ロ　理　事‥‥‥「理事長」、「常務理事」、「理事」等

ハ　監　事‥‥‥「監事」

ニ　評議員‥‥‥「評議員」

ホ　社　員‥‥‥「社員」

ヘ　設立者等の親族等‥‥‥「設立者○○の長男」、「理事長○○の配偶者」、「理事○○の従弟」等

(4)　記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。

２　「１ 特殊関係者の施設の利用明細」

(1)　「(1) 施設の貸与」の各欄は、特殊関係者に対して、法人の土地、建物等の資産を貸与（無償で使用させている場合を含みます。）している場合に、次のとおり記載してください。

イ　「貸与者の氏名」欄には、貸与している特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記１(3)のとおり記載してください。

ロ　「内容」欄には、その貸与資産の内容（例えば、「社宅として建物を貸与」、「駐車場用の土地を貸与」等）を記載してください。

ハ　「貸与期間」欄には、記載対象期間における貸与期間を記載してください。

ニ　「利用料金月額」欄には、契約等で定めている利用料金の月額を記載しますが、利用料金を年額等で定めている場合には「年○○○円」等と記載してください。

ホ　「利用料金総額」欄には、記載対象期間中に受領した利用料金の合計額を記載してください。

ヘ　「特殊関係者以外の職員との比較」欄は、その特殊関係者に対する施設の貸与が特殊関係者以外の職員と同じ基準で行われているか否かについて、該当する番号を記載してください。

(2)　「(2) 病院の利用」の各欄は、特殊関係者に対して、病院等において診療等を行っている場合に、次のとおり記載してください。

ただし、一般の利用者と同じ基準で利用料金を受領している場合には記載する必要はありません。

イ　「利用者の氏名」欄には、病院を利用した特殊関係者の氏名を記載するとともに、その者の特殊関係者の区分を上記１(3)のとおり記載してください。

ロ　「内容」欄には、病院の利用状況（例えば、「外来による診療」、「入院による診療」等）を記載してください。

ハ　「利用料金総額」欄には、記載対象期間に利用者から受領した利用料金の合計額を記載してください。

ニ　「補助金額」欄には、福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている場合に、記載対象期間中の補助金額の合計額を記載してください。

ホ　「特殊関係者以外の職員との比較」欄は、その特殊関係者に係る病院の利用が特殊関係者以外の職員と同じ基準で行われているか否かについて、該当する番号を記載してください。

(3)　「(3) その他」の各欄は、特殊関係者に対して、上記以外に法人の施設を利用させている場合に、「(2) 病院の利用」の各欄の記載要領に準じて記載してください。

３　「２ 特殊関係者に対する貸付金の明細」

(1)　特殊関係者に対する貸付金がある場合に、その内容を貸付先ごとに記載してください。

(2)　「貸付先の氏名」欄には、貸付先の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記１(3)のとおり記載してください。

(3)　「貸付金現在高」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度終了の日又は定期提出書類提出対象事業年度終了の日の金額を記載してください。

(4)　「貸付当初の元本」欄には、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。

(5)　「年間受取利息」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度又は定期提出書類提出対象事業年度の受取利息の合計額を記載してください。

４　「３ 特殊関係者に対する譲渡資産の明細」

(1)　特殊関係者に対して、法人の土地、建物又は医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載してください。

(2)　「譲渡先の氏名」欄には、譲渡先の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記１(3)のとおり記載してください。

５　「４ 特殊関係者に対する給与等の支給状況」

(1)　「(1) 給与等の支給」の各欄は、特殊関係者に対して、従業員としての給与や役員給与の支給がある場合に、次のとおり記載してください。

イ　「特殊関係者の氏名」欄には、給与等の受給者である特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記１(3)のとおり記載してください。

ロ　「職務内容」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度終了の日又は定期提出書類提出対象事業年度終了の日において、担当している職務の内容（例えば、「院長」、「副院長」、「内科部長」、「事務長」等）を記載してください。

ハ　この明細書の作成時点で退職している者又は退任や分掌変更等により特殊関係者でなくなっている者については、「就職年月日」欄の下段に括弧書きで退職年月日又は特殊関係者でなくなった日を記載してください。

ニ　「給与等月額」欄には、記載対象期間中、最後に給与を支給した月の給与の金額を記載してください。

ホ　「給与等支給総額」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度（既に退職している者等については退職日等の属する事業年度）又は定期提出書類提出対象事業年度において支給した給与等の総額を記載してください。

(2)　「(2) 退職金の支給」の各欄は、特殊関係者に対して、退職金の支給がある場合に、次のとおり記載してください。

イ　「特殊関係者の氏名」欄には、退職金の受給者である特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記１(3)のとおり記載してください。

ロ　「職務内容」欄には、退職前の職務の内容を記載してください。

６　「５ その他」

(1)　「(1) 特殊関係者からの借用物件の明細」の各欄は、特殊関係者から土地、建物、医療機械器具等の物件の貸与を受けている場合（無償で使用している場合を含みます。）に、次のとおり記載してください。

イ　「貸主の氏名」欄には、貸主である特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記１(3)のとおり記載してください。

ロ　「物件名」欄には、貸与を受けている資産の内容を記載してください。

ハ　「備考」欄には、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載してください。

(2)　「(2) 特殊関係者からの借入金の明細」の各欄は、特殊関係者からの借入金がある場合に、「２ 特殊関係者に対する貸付金の明細」の記載要領に準じて記載してください。

(3)　「(3) 特殊関係者からの譲受資産の明細」の各欄は、特殊関係者から、土地、建物又は医療機械器具等の主要な資産の譲受けがある場合に、「３ 特殊関係者に対する譲渡資産の明細」の記載要領に準じて記載してください。

(4)　「(4) 特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細」の各欄は、法人の特殊関係者が役員等（従業員を含みます。）となっている他の法人がある場合に、次のとおり記載してください。

イ　「特殊関係者の氏名」欄には、他の法人の役員等となっている特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記１(3)のとおり記載してください。

ロ　「取引内容」欄には、当該他の法人との取引の内容（例えば、「病院の清掃の委託」、「医療消耗品の購入」、「健康診断の受託」等）を記載してください。

ハ　「年間取引金額」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度又は定期提出書類提出対象事業年度における特殊関係者が役員等となっている他の法人との取引金額の総額を記載してください。

ニ　「役職等」欄には、他の法人における当該特殊関係者の役職等（例えば、「会長」、「社長」、「取締役」等）を記載してください。

(5)　「(5) その他財産の運用及び事業の運営」の各欄は、上記以外で他に財産の運用及び事業の運営に関し、法人の特殊関係者が利益を受けている場合に、その内容を記載してください。

様式ID	NTA1VHX559010010

★

特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書

年　月　日 提出

提出先		F01				税務署長経由 国税庁長官			
納税地	郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -	法人番号	F02	
	所在地	F06					フリガナ (代表者氏名)	H06	
フリガナ (医療法人の名称)		F03					代表者氏名	H07	
医療法人の名称		F04							

特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめますので、租税特別措置法施行令第39条の25第６項の規定に基づき届け出ます。

記

1　特定医療法人としての承認を受けた日　(元号)　年　月　日

2　特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめようとする理由

3　その他参考となるべき事項

〔注意事項〕
この届出書を提出すると、提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、特定医療法人としての承認の効力を失います。

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1H0Z950010040

★

e-Taxによる申告の特例に係る届出書
（法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用）

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号		—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		電話番号	H09	— —
フリガナ（法人名）		F03		フリガナ（代表者氏名）		H06	
法人名		F04		代表者氏名		H07	

次に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe－Taxによる申告を行う必要があるので届け出ます。

↓該当する欄に「１」を、該当しない欄に「２」を記載してください。

G01		法人税法第75条の４第１項	G02		法人税法第82条の７第１項
G03		地方法人税法第19条の３第１項	G04		地方法人税法第24条の５第１項
G05		消費税法第46条の２第１項	G06		防衛財源確保法第27条第１項

適用開始事業年度等	自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日
	N01					N02				

該当条項

該当条項について、該当する欄に「１」を、該当しない欄に「２」を記載のうえ、該当条文の号を記載してください。

	法人税法第75条の４第２項		号
	法人税法第82条の７第２項		
	地方法人税法第19条の３第２項		
	地方法人税法第24条の５第２項		
	消費税法第46条の２第２項		
	防衛財源確保法第27条第２項		

資本金又は出資金の額　　円

設立年月日等		元号	年	月	日
	X03				

参考事項	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

e - Tax による申告の特例に係る届出書
（法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用）記載要領等

1　この届出書は、法人税法第 75 条の４第１項若しくは第 82 条の７第１項、地方法人税法第 19 条の３第１項若しくは第 24 条の５第１項、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第 27 条第１項又は消費税法第 46 条の２第１項の規定により電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

（注）　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

2　この届出書は、以下の特定法人に該当する場合に、以下の提出期限内に、納税地の所轄税務署長に提出してください（法人税法第 82 条の７第１項又は地方法人税法第 24 条の５第１項に規定する特定法人を除きます。）。

なお、令和８年４月１日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する防衛特別法人税の課税事業年度（以下の特定法人でなかったその内国法人について通算承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除きます。）開始の日において以下の特定法人であるものは、同日以後１月以内に防衛特別法人税に係る納税申告書等につきこの届出書を提出してください。ただし、令和８年４月１日前にこの届出書を提出している場合には、防衛特別法人税に係る納税申告書等につき改めてこの届出書を提出する必要はありません。

また、法人税法第 82 条の７第１項又は地方法人税法第 24 条の５第１項に規定する特定法人に該当することとなった場合にも、あらかじめ納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

	特定法人の区分	提出期限
①	事業年度等の開始の時における内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が１億円を超えることとなった法人 ※　消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	資本金の額等が１億円を超えることとなった日から１月以内
	新たに設立された法人でその設立の時における資本金の額等が１億円を超える法人（法人税法第75条の４第１項、地方法人税法第19条の３第１項又は防衛財源確保法第27条第１項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）	設立の日から２月以内
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	通算承認の効力が生じた日等から１月以内
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	設立の日から２月以内
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から２月以内
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から２月以内
⑥	国又は地方公共団体（注１）	設立の日（特別会計の会計年度が開始した日）から２月以内
⑦	法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額等が１億円を超える法人	その開始した日から２月以内
⑧	法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が１億円を超える場合における当該協同組合等	その該当することとなった日から２月以内

（注１）　国又は地方公共団体は消費税法第 46 条の２第１項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。

（注２）　消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。
なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から１月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3　各欄は、次により記載してください

(1)　「法人番号」欄には法人番号（13 桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(2)　（法人税法第75条の４第１項
法人税法第82条の７第１項
地方法人税法第19条の３第１項
地方法人税法第24条の５第１項
消費税法第46条の２第１項
防衛財源確保第27条第１項）　の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

(3)　「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づきe-Taxによる申告を開始する事業年度等を記載してください。
(4)　「該当条項」欄には、該当有無についての番号を記載のうえ、、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時における資本金の額等が１億円を超える法人 ※　消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の４第２項 法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第19条の３第２項 地方法人税法第24条の５第２項 防衛財源確保法第27条第２項 消費税法第46条の２第２項
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	2	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項 防衛財源確保法第27条第２項
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	3	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項 防衛財源確保法第27条第２項
		2	法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	4	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項 防衛財源確保法第27条第２項
		3	法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	5	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項 防衛財源確保法第27条第２項
		4	法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
⑥	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の２第２項

(5)　「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時における資本金の額等を記載してください。
(6)　「設立年月日等」欄には、上記２に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日（資本金の額等が１億円を超えることとなった日又は設立の日等）を記載してください。
(7)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1H0Z970010040

★

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書
（法人税・消費税用）

年　月　日 提出

申請書・届出書区分	G07		1：e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 2：e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書

提出先		F01		税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	P01	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		電話番号	H09	— —
フリガナ（法人名）		F03			フリガナ（代表者氏名）	H06	
法人名		F04			代表者氏名	H07	

次に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。

↓該当する欄に「１」を、該当しない欄に「２」を記載してください。

G01		法人税法第75条の５第１項	G02		法人税法第82条の８第１項	G03		消費税法第46条の３第１項

申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由											
	特例の指定を受けようとする期間		元号	年	月	日	から		元号	年	月	日	まで
		N01						N02					
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日		元号	年	月	日							
		N03											

添付書類	確認欄	1：確認	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類

次の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。

↓該当する欄に「１」を、該当しない欄に「２」を記載してください。

G04		法人税法第75条の５第８項	G05		法人税法第82条の８第８項	G06		消費税法第46条の３第８項

届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日		元号	年	月	日	
		N04					
	特例の適用を受けることをやめようとする理由						
その他の参考事項							

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書（法人税・消費税用）及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書（法人税・消費税用）の記載要領等

1　この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。

(1)　電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の５第１項若しくは第82条の８第１項又は消費税法第46条の３第１項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること（以下「特例」といいます。）についての承認を受けようとする場合

なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の４又は第24条の６の規定により、防衛特別法人税については、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。

（注）　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

(2)　特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合

2　この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。

(注)　この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります（平成18年国税庁告示第７号）。

3　特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

(1)　この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。

(2)　（法人税法第75条の５第１項／法人税法第82条の８第１項／消費税法第46条の３第１項）の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

(3)　「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。

(4)　「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。

(5)　「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。

(6)　「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、確認欄に「１」を記載してください。

(7)　（法人税法第75条の５第８項／法人税法第82条の８第８項／消費税法第46条の３第８項）の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

(8)　「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の５第４項若しくは第82条の８第４項又は消費税法第46条の３第４項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の５第５項若しくは第82条の８第５項又は消費税法第46条の３第５項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。

(9)　「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。

(10)　「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　みなし承認

この申請書を提出した場合において、指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものと、指定を受けようとする期間につき指定があったものと、それぞれみなされます。

様式ID	NTA1GEZ280010040

★

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

F01	

税務署長殿

郵便番号	F05	—
住所又は本店所在地	F06	
電話番号	F07	— —
フリガナ	F03	
氏名又は名称	F04	
法人番号（注）	F02	
フリガナ	H06	
代表者氏名	H07	

（注）個人の方は個人番号の記載は不要です。

次の給与支払事務所等につき、所得税法第216条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項

給与支払事務所等の所在地
※　申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

郵便番号	P01	—
住　所	E01	
電話番号	T01	— —

申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕

	月区分			支給人員				支給額			
	元号	年	月		人　員		外　書		金　額		外　書
M01				G01		G02		G03		G04	
M02				G05		G06		G07		G08	
M03				G09		G10		G11		G12	
M04				G13		G14		G15		G16	
M05				G17		G18		G19		G20	
M06				G21		G22		G23		G24	

1　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	E02	

税　理　士　署　名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1　源泉所得税の納期の特例の制度について

⑴　源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

（注）「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

⑵　⑴に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

（注）この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

（例）　申請書を提出した月が２月中の場合

（給与等）		（納期限）
２月支給分	→	３月 10 日まで
３月～６月支給分	→	７月 10 日まで

⑶　この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ　給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

ロ　弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

⑷　この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

（支給期間）		（納期限）
１月～６月支給分	→	７月 10 日まで
７月～12 月支給分	→	翌年１月 20 日まで

⑸　納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

（注）滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

2　各欄の記載方法

⑴　「住所又は本店所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には申請者（個人を除きます。）の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

⑵　「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

⑶　「申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前６か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額を記載してください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

⑷　「１　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「２　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

⑸　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

⑹　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1GEZ300010020

★

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

F01	

税務署長殿

郵便番号	F05	—
住所又は本店所在地	F06	
電話番号	F07	— —
フリガナ	F03	
氏名又は名称	F04	
法人番号※	F02	
フリガナ	H06	
代表者氏名	H07	

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 218 条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項					
給与支払事務所等の所在地 ※ 提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。		郵便番号	F08	—	
		住所又は本店所在地	F09		
		電話番号	F10	— —	
この届出書を提出する日における給与等の支給人員（人）		G01			
（うち、臨時雇用者に係るもの）		G02			
給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等					
E01					

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

1　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。

2　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくことになります。

（例）この届出書を提出した日が３月中の場合

（給与等）		（納期限）
１月～２月支給分	→	４月 10 日まで（※）
３月支給分	→	４月 10 日まで
４月支給分以降	→	翌月 10 日まで

※　１月～２月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、３月分以降は、一般分（毎月納付用）の徴収高計算書を使用してください。

3　各欄は、次により記載してください。

⑴　「住所又は本店所在地」欄には提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には提出者（個人を除きます。）の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。

⑵　「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

⑶　「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者（臨時に雇用している者は除きます。）の数を記載してください。

なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。

⑷　「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。

（例－「事業拡大のため」、「合併のため」等）

⑸　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

⑹　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VGX040010010

★

＿＿＿年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

F01	

税務署長殿

給与等の支払者			
	郵便番号	F05	―
	住所又は所在地	F06	
	氏名又は名称	F04	
	個人番号又は法人番号	F02	

所得税法第192条第２項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

徴収繰延承認申請者				
	所属部課名			
	住所			
	氏名		申請年月日	年　月　日

繰延承認を受けようとする額			
	給与の最終支払月中に支払われる給与	A	
	Aに対する源泉徴収税額	B	
	年末調整による不足額	C	
	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額（A－B－C）	D	
	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額	E	
	平均月割額の７割相当額（E×70%）	F	
	平均月割額の７割と最終支払月の手取額との差額（F－D）	G	
	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額（C－G）	H	
	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は（C－H）の１／２	承認額	円
		１月	円
		２月	円
	備考		

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	

税務署整理欄	確認書類	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ その他（　　）	番号確認		身元確認	

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

1　年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の７割相当額に満たない人です。

2　年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」と併せて作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、年末調整を行う給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。

3　年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所得税法第 185 条又は第 186 条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」といいます。）第 28 条第２項の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければなりません。

4　徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。

5　各欄の記載方法

⑴　「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する月中に支払われる給与の総額（その年最終の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与があるときは、その合計額）を記載します。

⑵　「Ａに対する源泉徴収税額」欄には、給与の最終支払月中に支払われる給与から所得税法第 183 条第１項及び復興財確法第 28 条第１項の 規定により徴収される税額を記載します。

⑶　「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年１月から給与の最終支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控除した残額を、当該給与の支払月数で除した金額を記載します。

⑷　「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。

⑸　「徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額」欄の「１月」、「２月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を２分の１して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額のあった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を２分の１して求め、それぞれ「１月」、「２月」欄に記載します。

なお、２分の１の計算に当たって生じた端数は、全て１月に徴収する金額とします。

⑹　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

⑺　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

6　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VGX160010010

★

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長

法人番号	F02			
名称（ｶﾅ）	F03		名称	F04	
郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
所在地	F06				
代表者の氏名（ｶﾅ）	H06		代表者の氏名	H07	
代表者の郵便番号	F36	—	代表者の電話番号	H09	— —
代表者の住所又は所在地	H08				

所得税法施行規則第40条の４の規定により所得税法施行令第208条第２号の規定による承認を受けたいので、この旨申請します。

元号　　年　　月　　日

事業開始年月日					申請日現在の加入（見込）職員数		人

①	互助会の事業が所得税法施行令第208条第２号イに規定する給付のみを行うものであることの説明	
②	①の給付に要する費用は、主として職員が負担する掛金及び地方公共団体の補助金によって充てられるものであることの説明	
③	加入資格のある者の全員が加入しているものであることの説明	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の記載要領等

1　提出部数

この申請書は、１部提出してください。

2　添付書類

この申請書には、次の書類をそれぞれ１部添付してください。

①　貴互助会の設立に係る条例

②　貴互助会の定款又は規約

③　貴互助会の決算書（直前事業年度に係るもの）

④　貴互助会の予算書（現事業年度に係るもの）

3　各欄は、次により記載してください。

⑴　「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者の住所又は居所」の各欄には、申請者（互助会）の主たる事務所の名称、法人番号、代表者の氏名及び代表者の住所若しくは居所をそれぞれ記載してください。

⑵　「①」から「③」の各欄には、それぞれに掲げる要件を備えていることの事実を記載してください。

⑶　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

⑷　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VGX755010010

★

特定退職金共済団体に関する承認申請書

提出先	F01	税務署長殿			
郵便番号	F05	―			
所在地	F06				
フリガナ	F03		電話番号	F07	― ―
名　称	F04		法人番号	F02	
フリガナ	H06		フリガナ		
代表者 氏　名	H07		退職金共済事業 の責任者氏名		

所得税法施行令第74 条第１項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済事業を開始しようとする年月日	年　月　日	
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数	事業者の数	人
	従業員の数	人

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者(注1)である理事の数が占める割合 （注１）一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 （注２）記載要領等の５（理事の状況）に、各理事の氏名、住所等を記載してください。	理事の総数（A）	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数（B）	人
	（B ÷ A）×100 （注）33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%

次の①又は②に該当する場合におけるその年月日

① 承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日	年　月　日	
② 退職金共済事業を廃止したことがある場合には、その廃止年月日	年　月　日	

申請書に添付した書類 （該当するものの符号を ○ で囲んでください。）	1 退職金共済規程 2 定款の写し （一般社団法人又は一般財団法人に限ります。） 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書 （退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限ります。） 5 退職金共済規程の基となる条例 （退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限ります。）

税　理　士　署　名	

様式ID	NTA0VGX755020010

特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等

1　提出部数

この申請書は、１部提出してください。

2　添付書類

この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ１部添付してください。

①　退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書

②　一般社団法人又は一般財団法人にあっては、①のほかに定款の写し

なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書

③　退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2)　「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。

(3)　「次の①又は②に該当する場合におけるその年月日」欄は、①所得税法施行令第75条第１項の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し通知を受けた日を、②所得税法施行令第75条第３項の規定により退職金共済事業を廃止した後、再びこの申請書を提出する場合に、その廃止の日を、それぞれ記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

(1)　一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第２項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。

(2)　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5　理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

（注）　１　「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。

２　「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事○○（又は一連番号）の配偶者」と記載してください。

３　記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

様式ID	NTA1VGX757010010

★

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

提出先	F01	税務署長殿			
郵便番号	F05	—			
フリガナ	F21				
所在地	F06				
フリガナ	F03		電話番号	F07	— —
名　称	F04		法人番号	F02	
フリガナ	H06		フリガナ		
代表者 氏　名	H07		退職金共済事業 の責任者氏名		
退職金共済規程を変更しようとする年月日			年　月　日		

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。		□ はい □ いいえ
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者(注1)である理事の数が占める割合 （注１）一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 （注２）記載要領等の５（理事の状況）に、各理事の氏名、住所等を記載してください。	理事の総数（A）	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数（B）	人
	（ B ÷ A ）×100 （注）33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%

変更の内容	項　目	内　容

上記の変更を行うこととする事情等	

税　理　士　署　名	

様式ID	NTA0VGX757020010

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

1　提出部数

この申請書は、１部提出してください。

2　添付書類

この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ１部添付してください。

①　変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）

②　一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し

なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書

③　その他参考となる書類

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「所在地」､「名称」､「法人番号」､「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2)　「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。

(3)　「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

(1)　一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第２項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。

(2)　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(3)　平成28年４月１日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小企業退職金共済法第31条の２の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済機構に資産の引渡しを行う場合には「特定退職金共済団体に関する廃止届出書」を提出する前に、その資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更についてこの申請書を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

5　理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

（注）　１　「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
２　「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事○○（又は一連番号）の配偶者」と記載してください。
３　記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

様式ID	NTA1VGX756010010

★

特定退職金共済団体に関する廃止届出書

提出先	F01		税務署長殿		
郵便番号	F05	―			
法人番号	F02		電話番号	F07	― ―
所在地	F06				
フリガナ	F03		フリガナ	H06	
名　称	F04		代表者 氏　名	H07	

所得税法施行令第75 条第３項の規定により退職金共済事業を廃止しますので、この旨届け出ます。

退職金共済事業を廃止しようとする年月日	年　月　日

【参考事項】

税　理　士　署　名	

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		（西暦）年	月	日	摘要	
		F12					

特定退職金共済団体に関する廃止届出書の記載要領等

1　提出部数

この届出書は、１部提出してください。

なお、中小企業退職金共済法施行規則第69条の３第２項に規定する引渡契約を締結した特定退職金共済団体がこの届出書を提出したときは、遅滞なく、この届出書の写しを独立行政法人勤労者退職金共済機構へ提出することとされています（同条第３項）。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号及び代表者氏名をそれぞれ記載してください。

⑵　「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄には、退職金共済事業を廃止しようとする年月日を記載してください。

⑶　「参考事項」欄には、参考となるべき事項を記載してください。

⑷　「税理士署名」欄には、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

⑸　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

3　注意事項

⑴　この届出書は、特定退職金共済団体に関する承認を受けている者（所得税法施行令第73条第１項）が、その行う退職金共済事業を廃止しようとするときに主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出します。

⑵　平成28年４月１日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小企業退職金共済法第31条の２の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済機構に資産の引渡しを行う場合には、この届出書を提出する前に、その資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更について、「特定退職金共済団体に関する変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

⑶　この届出書を提出した場合には、「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄に記載した年月日において、特定退職金共済団体に関する承認の効力は失われます。

⑷　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1GEZ020010030

★

令和　　年分 源泉所得税及び復興特別所得税の
徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

提出先	F01		税務署長　殿		
郵便番号	F05	－	個人番号	F02	
住　所 （居所）	F06				
フリガナ	F03		職　業		
氏　名	F04		電話番号	F07	—　　—

1．被害の状況

（あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き込んでください。
なお、①及び②の損害割合が50％未満のときは提出できません。）

災害の原因	被害を受けた日	被災財産の所在地		被災直前の価額 A	損害額（A×被害割合） B	保険金などで補てんされる金額 C	差引損害額（B－C） D	損害割合（D／A） E	
	・　・		住宅					%	①
			家財					%	②

2．所得の見積額

（あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。）

所得の種類	種　目	所得の生ずる場所	収入金額 A	必要経費等 B	事業専従者控除額 C	所得金額（A－B－C）	
			円	円	円	円	
合計（租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。）							③

3．徴収猶予期間又は還付金額等

（あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。）

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地	給与等、公的年金等の支払者の個人番号又は法人番号※

※　この申請書の提出を受けた給与等又は公的年金等の支払者が記載してください。

記載要領を参照	徴収猶予期間	還付を受けようとする額	
	・　・　から	円	イ　銀行等　　銀行　本店・本所 金庫・組合　出張所 ＿＿＿＿＿＿農協・漁協＿＿＿＿＿＿支店・支所 ＿＿＿＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿
	・　・　まで	※ 還付される税金の受取場所を右記に書き入れてください。	ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿ ハ 郵便局等窓口　＿＿＿＿＿＿＿＿

4．支払者の証明

（あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、
次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。）

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	年　月　日
今年の１月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額（内訳は別紙のとおり。）	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長

（支払者の証明）
上記のとおり相違ありません。
年　月　日

給与等又は公的年金等の支払者の
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	摘要	
	番号確認		身元確認		個人番号カード ・ 運転免許証 ・ その他（　　）		

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書
兼 残 存 過 納 額 明 細 書 の 記 載 要 領 等

1　この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合で、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。

⑴　解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。

⑵　過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月１日から起算して２月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。

（注）　過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月１日から起算して２月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該２月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。

2　この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者（代理人）又は直接本人に還付されますから、**この請求書の提出後は、たとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。**

3　この請求書の各欄は、次により記載してください。

⑴　請求書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状を作成し、これに**各人ごとの給与所得の源泉徴収簿（過納額が生じた年分と過納額を還付する年との２年分）の写しを添付**してください。

なお、この場合には「還付金の受領人」欄に「１」を記載するとともに２枚目の委任状に**署名**してください。

⑵　過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成（国税還付委任状の作成は要しません。）し、これに⑴**と同様の源泉徴収簿を添付**してください。

なお、この場合には「還付金の受領人」欄に「２」を記載してください。

⑶　「税理士署名」欄は、この請求書等を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

⑷　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

様式ID	NTA1GEZ010010040

★

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長

個人番号又は法人番号	F02			
氏名又は名称（カナ）	F03		氏名又は名称	F04
郵便番号	F05	—	電話番号	F07 — —
住所又は所在地	F06			
代表者氏名（カナ）	H06		代表者氏名	H07

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする金額		円
誤納を生じた理由		

※ゆうちょ銀行で受取る場合	貯金口座の記号番号			
※郵便局等窓口で受取る場合	郵便局等			
※ゆうちょ銀行以外の銀行等で受取る場合	銀行名		支店名	
	口座種別		口座番号	

誤納額の計算内容

納付先税務署		税務署	納付年月日	元号　年　月　日
所得の種類		年月別		

	人員（人）	支給金額（円）	税額（円）
徴収高計算書に記載したもの（A）			
正当計算によるもの（B）			
差引（A）－（B）			

添付書類	
摘要	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	摘要						
		F12										
	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ その他（　　）						番号確認	K21		身元確認	K22	

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の記載要領等

1　この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。

2　この還付請求書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。

（注）還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。

3　この還付請求書の各欄は、次により記載してください。

⑴　「氏名又は名称」、「住所又は所在地」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。

ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。

⑵　「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。

⑶　「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。

⑷　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

⑸　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

様式ID	NTA1VGZ260010010

★

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長

氏名又は名称（カナ）	F03		氏名又は名称	F04	
郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
住所又は所在地	F06				
代表者氏名（カナ）	H06		代表者氏名	H07	

下記の金額を　　年　　月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。

充当しようとする税額の支払年月	元号	年	月	充当しようとする誤納税額	円
給与等の区分		「給与等の区分」欄は、次の区分に基づいて数値を記載してください。（１：俸給・給与等、２：賞与（役員賞与を除く。）、３：日雇労働者の賃金、４：役員賞与）			
誤納を生じた理由					

誤納額の計算内容

納付先税務署		税務署	納付年月日	元号	年	月	日
納期等の区分							

	人員	支給金額	税額
徴収高計算書に記載したもの（A）			
正当計算によるもの（B）			
差引（A）－（B）			

添付書類	
摘要	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書の記載要領等

1　この充当届出書は、源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）をその後納付する給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税に充当しようとするときに所轄税務署長に提出します。

ただし、充当が長期間（おおむね３月以上）にわたる場合には別様式の源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書で還付の請求をしてください。

2　給与所得以外の税金について誤納額を生じた場合には、別様式の誤納額還付請求書で還付を請求してください。

3　充当した金額は、所得税徴収高計算書の摘要欄に充当金額何円と記載してください。

4　この充当届出書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。

（注）届出内容の確認等に当たり、充当をしようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。

5　この充当届出書の各欄は、次により記載してください。

⑴　「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。

⑵　「充当しようとする誤納額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。

⑶　「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。

⑷　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1VGZ310010010

★

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		フリガナ		
氏名	F04		名称		
郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
住所又は居所	F06				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

所得税法第206条第1項に規定する証明書＿＿＿＿部の交付を申請します。	
① 現に行っている事業の概要	（直近年度の決算書を添付してください。）
② 現に行っている事業が次に掲げる要件の一に該当する事情の詳細 1 映画又はレコード（録音のテープ及びワイヤーを含む。）の製作を主たる事業としていること 2 自ら主催してその所有する劇場において定期的に演劇の公演を行っていること 3 自ら主催して興行場において定期的に演劇の公演を行うことを主たる事業としていること 4 主として自己に専属する芸能人をもって演劇の製作及びその製作した演劇の公演を行うことを主たる事業としていること	
③ 芸能人の役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記録されていることの事実の詳細	
④ 証明書を2部以上必要とする事情の詳細	
⑤ 自己に専属する主要芸能人の氏名	（書ききれない場合は別紙に記載して添付して下さい。）
⑥ 自己に専属する芸能人との専属契約の内容	

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書交付(追加)申請書の記載要領等

1　この申請書は、源泉徴収義務者（居住者である個人に限ります。）が、所得税法第 206 条第１項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けようとする場合に、所轄税務署長に提出します。

2　初めて証明書の交付を申請する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。

(1)　「住所又は居所」、「氏名」及び「名称」の各欄には、申請者の住所又は居所、氏名及び名称（屋号等）を記載してください。

　ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所又は居所と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

(2)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(3)　「①」欄には、申請時において行っている事業の概要を記載してください。

(4)　「②」欄には、申請時に行っている事業が、同欄に記載されている要件のいずれか一に該当する場合に、１号該当、２号該当等と記載するとともに、その該当する事情の詳細を記載してください。

(5)　「③」欄には、芸能人の役務提供契約の内容（役務提供の日時、提供先、提供者の氏名等）及びその役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がどのような帳簿にどのように記録され、かつ、どのように整理されているか等、その報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記載されていることの事実の詳細を記載してください。

(6)　「④」欄には、２部以上証明書の交付を受けようとする場合に、その必要とする事情を記載してください。

(7)　「⑤」欄には、申請者に専属している芸能人のうち、主要な芸能人の氏名又は芸名を記載してください。

(8)　「⑥」欄には、申請者に専属している芸能人が、他に出演等をする場合の制約の程度、その芸能人の役務の提供等に関する報酬のうち申請者に帰属する報酬の内容及び申請者が芸能人に支払う報酬の定め方等の詳細を記載してください。

3　証明書の追加交付を申請する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「④」欄と、その他の欄で前に提出した申請者に記載した事項に異動があったものだけについて、２に準じて記載してください。

様式ID	NTA1GEZ130010010

★

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		フリガナ		
氏名	F04		名称		
郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
住所又は居所	F06				

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

所得税法第206条第2項又は所得税法施行令第325条第2項の規定により次のとおり届け出ます。
なお、前に交付を受けた証明書＿＿＿＿部を添付します。

1　氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更

（変更年月日）令和　年　月　日

（変　更　前）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（変　更　後）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと

（該当しないこととなった年月日）令和　年　月　日

（該当しないこととなった理由）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

1　この届出書は、源泉徴収義務者が、所得税法第206条第1項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けた後、次の事情が生じた場合に、所轄税務署長に提出してください。

(1)　氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合

（注）　住所又は居所を変更した場合には、変更後の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に届け出ることになります。

(2)　源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合

2　この届出書には、届出者が交付を受けている証明書を添付してください。

3　この届出書は、次により記載してください。

(1)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(2)　＿＿＿＿内には、前に交付を受けた証明書の部数を記載してください。

(3)　届出の内容にしたがい、該当する項目の番号を○で囲んだ上、次により記載してください。

イ　氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合

その変更年月日と変更前及び変更後の氏名（名称）又は住所若しくは居所を記載してください。

ロ　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなった場合

その該当しないこととなった年月日とその事由を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ140010030

★

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の	法人番号	F02		※個人の方は個人番号の記載は不要です		
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	所在地	F06				
	フリガナ	F03		フリガナ		
	名称又は氏名	F04		代表者その他の責任者の氏名		

納税管理人の氏名（フリガナ）			納税管理人の氏名		
税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

① □所得税法第180条第1項 □所得税法第214条第1項 □租税特別措置法施行令第3条の3第2項　に規定する証明書＿＿部の交付を申請します。	追加申請書の場合 当初の申請書の提出年月日 平成・令和　年　月　日
②国外にある本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所	③非居住者で国内に居所がある場合のその居所
④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日	昭・平・令　年　月　日
⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日	昭・平・令　年　月　日
⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要	
⑦当社（私）は	□ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。 □ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。
⑧外国法人の恒久的施設を通じて行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要	

⑨証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等	所得の支払者の		支払を受ける		所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
	氏名・名称	住所・所在地	所得の種類	見込期間	

⑩租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等	利子等の支払者の		支払を受ける見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
	名称	所在地		

⑪証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書によりこれらの項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの項に規定する対象国内源泉所得に該当する事情	

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書
交 付 （ 追 加 ） 申 請 書 の 記 載 要 領 等

1　初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。

(1)　「所在地」、「名称又は氏名」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の日本国内にある主たる事務所の所在地、氏名又は名称、法人番号及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。

(2)　「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。

(3)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(4)　「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を記載してください。

(5)　「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。

(6)　「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。

(7)　「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げる届出書を提出した年月日を記載してください。

(8)　「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げる登記をした年月日を記載してください（所得税法第180条第１項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。）。

なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。

(9)　「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。

(10)　「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。

(11)　「⑧」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。

(12)　「⑨」欄は、次により記載してください。

イ　「所得の支払者の氏名・名称」から「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。

ロ　「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。

(13)　「⑩」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第８条第１項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類（銀行法第４条第１項又は保険業法第185条第１項の免許などを受けていることを証する書類の写し）を添付してください。

(14)　「⑪」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第１項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第 214 条第１項に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書によりこれらの項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの項に規定する対象国内源泉所得に該当する事情を記載してください。

2　追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑨」又は「⑩」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、１に準じて記載してください。

様式ID	NTA1VGZ300010010

★

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の	法人番号	F02		※個人の方は個人番号の記載は不要です。			
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	所在地	F06					
	フリガナ	F03		フリガナ			
	名称	F04		代表者その他の責任者の氏名			

納税管理人の氏名（フリガナ）			納税管理人の氏名		
税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

①
所得税法施行令第＿＿＿＿条　に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。
なお、令和　　＿＿年＿＿月＿＿日付で交付を受けた証明書＿＿＿＿部　第＿＿＿＿号を添付します。

② 証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細	

③
免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

1　「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、名称、法人番号及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。

なお、「納税管理人の氏名」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。

2　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

3　「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。

4　「②」欄には、届出者が、所得税法施行令第304条又は第330条に掲げる要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1GEZ530010010

★

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の	法人番号	F02		※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	所在地	F06				
	フリガナ	F03		フリガナ		
	名称	F04		代表者その他の責任者の氏名		

国外にある本店又は主たる事務所等の	名称(フリガナ)		名称	
	郵便番号	—	電話番号	— —
	所在地			
	代表者氏名(フリガナ)		代表者氏名	

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	— —

① 令和____年____月____日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
なお、平成・令和____年____月____日付で交付を受けた証明書_____部 第_____号を添付します。

	変更内容		変更前	変更後
②届出内容	国外にある本店又は主たる事務所等の	フリガナ		
		名称		
		郵便番号	—	—
		所在地		
		電話番号	— —	— —
	法人税等の納税地にある事務所等の	フリガナ		
		名称		
		郵便番号	—	—
		所在地		
		電話番号	— —	— —
		代表者その他の責任者氏名		

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書の記載要領等

1　法人税又は所得税の納税地にある事務所等の「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、電話番号、名称、法人番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。

2　国外にある本店又は主たる事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、それぞれ届出者の氏名又は名称、住所並びに国内に居所がある場合はその居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

3　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　「①」欄には、名称等の変更のあった年月日とともに、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。

5　「②」欄には、変更のあった事項について、変更前と変更後の内容を該当欄に記載してください。

6　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様 式 1
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends

所得種類	G01	2

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ120010010

提出先(注7) Destination for submission (Note7)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office			
軽減…1 "Reduction"is"1" 免税…2 "Exemption"is"2" (注7)(Note7)	G02		限度税率(注7) Applicable Tax Rate(Note7)	G03		%

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注8);Applicable Income Tax Convention(Note8)

							条(Article)		項(Para)			
日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約		G04		G05		E03	

2 配当の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Dividends

氏名又は名称 Full name			E04	
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)			G06	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence		E05	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
	国籍 Nationality		E06	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E07	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E08	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled		E09	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
下記「4」の配当につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	国 country		E11	
	納税地 Place of Tax payment		E12	
	納税者番号(注9) Taxpayer Identification Number (Note9)		E13	
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan If "Yes", explain:	日本国内の恒久的施設の有無(注10) Existence (or not) of permanent establishment in Japan(Note10) (有(Yes)・・・1 or 無(No)・・・2)		G07	
	名称 Name		E14	
	所在地 Address		E15	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business		E16	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

3 配当の支払者に関する事項;Details of Payer of Dividends

名称 Full name	F04	
本店の所在地 Place of head office	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	— —
法人番号 Corporate Number	F02	
発行済株式のうち議決権のある株式の数(注11) Number of voting shares issued (Note11)	G01	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注12);
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note12)

元本の種類(注13) Kind of Principal(Note13) 「出資・株式・基金」…1, 株式投資信託…2 "Shares (Stocks)" is 1, or "Stock investment trust" is 2	G02	
銘柄又は名称 Description	E01	
名義人の氏名又は名称 (注14) Name of Nominee of Principal (Note 14)	E02	
元本の数量 Quantity of Principal	E03	
上のうち議決権のある株式数 Of which Quantity of Voting Shares	E04	
元本の取得年月日 Date of Acquisition of Principal	E05	

5 その他参考となるべき事項(注15);Others (Note 15)

その他参考となるべき事項 Others	E06	

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note4)

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の配当について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If dividends mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law	E07	効力を生じる日 Effective date	E08

	届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有(注16) Indirect Ownership (Note16) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合(%) Ratio of Ownership			受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
E09		G03		C01		%	C02		%
E10		G04		C03		%	C04		%
E11		G05		C05		%	C06		%
E12		G06		C07		%	C08		%
E13		G07		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

7　日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5);
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」の団体が支払を受ける「4」の配当について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If dividends mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law	E01		効力を生じる日 Effective date	E02	
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称; Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form			E03		

8　権限ある当局の証明(注17)
Certification of competent authority (Note 17)

私は、届出者が、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,
Article＿＿＿＿＿ , para.＿＿＿＿＿ .

Date　　年　　月　　日　　Certifier＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項(注18)；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent (Note18) ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2　“Other Agent”is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E04	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E05	
電話番号 Telephone Number	T01	―　　―
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E06	

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注19);"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached (Note19)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"	E07	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If "Yes...1" is selected, list the applicable items from "A to E".	E08				

居住者証明書の添付(注20);Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE” (Note20)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G03	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID　NTA0VGZ120030010

「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS"

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、配当に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、配当の支払者（租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する配当の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。

3　この届出書は、配当の支払者に提出し、配当の支払者は、最初にその配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「４」の「元本の数量」（E03欄）の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（上場株式の配当等の一定の配当については、既に提出した届出書に記載した配当等と異なる種類の配当等の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。）。

無記名の受益証券等に係る配当については、その支払を受ける都度、この届出書を作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、その支払者の所轄税務署長に提出してください。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（５において同じです。）。

外国法人が支払を受ける配当であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が支払を受ける配当が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類を含みます。）については、③の各株主等のものを添付してください。

5　その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

①　届出書の「２」の欄に記載した団体が支払を受ける配当が、居住地国の法令において団体の所得として取り扱われる場合には、その団体が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
②　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③　「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「２」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類も含みます。）は、届出書の「２」の欄に記載した団体のものを添付してください。

届出書の記載について

6　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。
⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Dividends (including Person in charge of handling payment of Dividends who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).

3　This form must be submitted to the Payer of Dividends, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal" (Item E03) mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted.).

However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted at the time of each payment of such Dividends.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

For dividends that a foreign company receives and that are treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Such foreign company should attach the following documents to this form:

① In the case that dividends that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① In the case that dividends that an entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity (only when applicable).
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)" are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.

In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

Completion of the FORM

6　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.
⑵　Do not write "Same as above" in each column.

【Continue on the next page】

7⑴　「提出先」（F01欄）には、配当の支払者の所轄税務署を記載してください。
⑵　「軽減…１　免税…２」（G02欄）には、次のとおり記載してください。
①　租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の軽減を受けようとする場合…「１」
②　租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の免除を受けようとする場合…「２」
⑶　上記⑵①に該当する場合は「限度税率」（G03欄）には、限度税率を記載してください。

8　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G04欄、G05欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。
※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。
なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

9　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10 届出書の「２」の「日本国内の恒久的施設の有無」（G07欄）には、配当の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

11　届出書の「３」の「発行済株式のうち議決権のある株式の数」（G01欄）には、配当の支払を受ける者が配当の支払者の議決権のある発行済株式の10%以上を所有している場合に記載してください

12　届出書の「４」の各欄には、配当の支払を受ける者が日本国内に恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない配当について記載してください。

13　届出書の「４」の「元本の種類」（G02欄）には、支払を受ける配当の元本の種類が出資・株式・基金の場合は「１」、株式投資信託の場合は「２」を記載してください。

14　届出書の「４」の「名義人の氏名又は名称」（E02欄）には、元本がその真実の所有者以外の者－配当の支払を受ける者以外の者－の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「２　配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

15　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書３ (b)(i) の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

16　届出書の「６」の「間接保有」（G03～G07欄）には、外国法人の株主等である者で租税条約の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

【次頁に続きます】

7(1)　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Dividends resides.
(2)　Enter the following in ″Reduction…1 / Exemption…2″ (Item G02):
① If you wish to claim a reduction in withholding tax under the provisions of Income Tax Convention…″1″
② If you wish to claim an exemption from withholding tax under the provisions of Income Tax Convention…″2″
(3) If the conditions in (2)(1) above apply, enter into ″Applicable Tax Rate″ (Item G03) the applicable tax rate.

8　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G04, G05, and E03, respectively.
* When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.
Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

9　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10　In the case where the Recipient of Dividends is a person with a permanent establishment such as a branch office in Japan, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G07) of column 2 “1”. Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G07) of column 2 “2”.

11　″Number of voting shares issued″ (Item G01) of 3 must be filled in if the Recipient of Dividends owns not less than 10% of the total voting shares issued by the Payer of such Dividends.

12　Enter into Column 4 Dividends which are not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Dividends as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

13　In the case where the kind of principal of Dividends received is Shares (Stocks), enter into “Kind of Principal” (Item G02) of column 4 “1”. In the case where the kind of principal of Dividends received is Stock investment trust, enter into “Kind of Principal” (Item G02) of column 4 “2”.

14　Enter into “Name of Nominee of Principal” (Item E02) in 4 the registered name of the owner of shares in question.
If the registered name is different from the name of Recipient of Dividends, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such shares is the Recipient stated in Column 2, together with its Japanese translation and why the shares are registered in a name other than that of the beneficial owners.

15　Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b)(i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

16　In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the income tax convention is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G03 to G07) of column 6 “1”. Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G03 to G07) of column 6 “2”.

【Continue on the next page】

17　支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「８」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項20⑵の場合を除きます。)。

17　If the Dividends are subject to the tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (except for cases described in Note 20(2)).

18　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

18　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

19　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）に「１」を記載してください。

また、E08欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。

なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G02欄）に「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E07欄）に特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

19　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter ″1″ in item ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02) of ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″.

In addition, in item E08, enter the applicable category from the categories ″A″ to ″E″ listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.

If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter ″0″ in ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in ″Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″″ (Item E07).

20⑴　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G03欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

⑵　注意事項17の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「５」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください（平成16年４月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)。

なお、配当の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「２」の欄に記載した事項について配当の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした配当の支払者は、届出書の「５」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

20⑴　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G03) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

⑵　If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 17, documents showing ″the details of circumstance that the conditions are satisfied″ entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

In the case that the recipient of the dividends shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the dividends, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the dividends who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certificate is shown.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様 式 1－2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 特 例 届 出 書

SPECIAL APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

所得種類	G01	2

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ230010010

提出先(注7) Destination for submission (Note7)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注8);Applicable Income Tax Convention(Note8)

日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約

2 上場株式等の配当等の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks

氏名又は名称 Full name			E03	
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)			G02	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence		E04	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
	国籍 Nationality		E05	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E06	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E07	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled		E08	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
上場株式等の配当等につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Dividends of Listed Stocks and the place where he is to pay tax	国 country		E10	
	納税地 Place of Tax payment		E11	
	納税者番号(注9) Taxpayer Identification Number (Note9)		E12	
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan If “Yes”, explain:	日本国内の恒久的施設の有無(注10) Existence (or not) of permanent establishment in Japan(Note10) (有(Yes)・・・1 or 無(No)・・・2)		G03	
	名称 Name		E13	
	所在地 Address		E14	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business		E15	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

3　上場株式等の配当等の支払の取扱者に関する事項;Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

名称 Full name	F04	
本店の所在地 Place of head office	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	— —
法人番号 Corporate Number	F02	

4　その他参考となるべき事項;Others

その他参考となるべき事項 Others	E01	

5　日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note4)

届出書の「2」の外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law	E02			効力を生じる日 Effective date			E03			
	届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable		間接保有（注11） Indirect Ownership (Note11) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合（%） Ratio of Ownership		受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
E04		G01		C01		%	C02		%
E05		G02		C03		%	C04		%
E06		G03		C05		%	C06		%
E07		G04		C07		%	C08		%
E08		G05		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

6　日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5);
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note5)

届出書の「2」の団体が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等について、「1」の欄の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If dividends of Listed Stocks that an entity at mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law	E09		効力を生じる日 Effective date	E10	
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称; Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form		E11			

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

○ 代理人に関する事項(注12)；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent(Note12)；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E01	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E02	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E03	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注13)；"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached (Note13)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"	E04	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If "Yes...1" is selected, list the applicable items from "A to E".	E05				

居住者証明書の添付(注14)；Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE”(Note14)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G03	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID NTA0VGZ230030010

「租税条約に関する特例届出書(上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "SPECIAL APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS OF LISTED STOCKS"

注　意　事　項

特例届出書の提出について

1　この届出書は、租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第２条第10項、第２条の２第９項、第２条の３第８項、第２条の４第８項、第２条の５第９項、第９条の５第７項、第９条の６第７項、第９条の７第８項、第９条の８第８項及び第９条の９第８項に規定する特例届出書を提出する者が使用します。

2　この届出書は、上場株式等の配当等の支払の取扱者ごとに作成してください。

3　この届出書は、上場株式等の配当等の支払の取扱者に提出し、その支払の取扱者は、その支払の取扱者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（５において同じです。）。

外国法人が支払を受ける上場株式等の配当等であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が支払を受ける上場株式等の配当等が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5　その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

①　届出書の「２」の欄に記載した団体が支払を受ける上場株式等の配当等が、居住地国の法令において団体の所得として取り扱われる場合には、その団体が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
②　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③　「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「２」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「２」の欄に記載した団体のものを添付してください。

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Dividends of Listed Stocks prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (except for interests prescribed in the same paragraph) who submit the Special Application Form prescribed in paragraph 10 of Article 2, paragraph 9 of Article 2-2, paragraph 8 of Article 2-3, paragraph 8 of Article 2-4, paragraph 9 of Article 2-5, paragraph 7 of Article 9-5, paragraph 7 of Article 9-6, paragraph 8 of Article 9-7, paragraph 8 of Article 9-8 and paragraph 8 of Article 9-9 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks.

3　This form must be submitted to the Person in charge of handling payment of Dividends, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Person in charge of handling payment resides (Item F01). The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

For dividends of Listed Stocks that a foreign company receives and that are treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Such foreign company should attach the following documents to this form:

① In the case that dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① In the case that dividends of Listed Stocks that an entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity (only when applicable).
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.

In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

【Continue on the next page】

届出書の記載について

6　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

7　「提出先」（F01欄）には、上場株式等の配当等の支払の取扱者の所轄税務署を記載してください。

8　届出書「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を記載してください。

※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。

なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

9　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10　届出書の「２」の「日本国内の恒久的施設の有無」（G03欄）には、上場株式等の配当等の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

11　届出書の「５」の「間接保有」（G01～G05欄）には、外国法人の株主等である者で租税条約の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

12　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

13　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）に「１」を記載してください。

また、E05欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。

なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G02欄）に「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E04欄）に特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

14　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G03欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

Completion of the FORM

6　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write ″Same as above″ in each column.

7　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Person in charge of handling payment of Dividends resides.

8　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention, and in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website).

*When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.

Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

9　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 In the case where the Recipient of Dividends of Listed Stocks is a person with a permanent establishment such as a branch office in Japan, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G03) of column 2 “1”. Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G03) of column 2 “2”.

11 In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the income tax convention is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 5 “1”. Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 5 “2”.

12 In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

13 If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter ″1″ in item ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02) of ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″.

In addition, in item E05, enter the applicable category from the categories ″A″ to ″E″ listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.

If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter ″0″ in ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in ″Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″″ (Item E04).

14 In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G03) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様 式　1－3
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Capital Gains

所得種類	G01	2

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ240010010

提出先(注5) Destination for submission (Note5)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office			
軽減…1 "Reduction"is"1" 免税…2 "Exemption"is"2" (注5) (Note5)	G02		限度税率(注5) Applicable Tax Rate(Note5)	G03		%

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注6);Applicable Income Tax Convention(Note6)

日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約	条(Article) G04		項(Para) G05		E03	

2 譲渡収益の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Capital Gains

氏名 Full name		E04	
個人番号(有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)		G06	
住所又は居所 Domicile or residence		E05	
電話番号 Telephone Number		T01	— —
国籍 Nationality		E06	
下記「4」の譲渡収益につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Capital Gains mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	国 country	E07	
	納税地 Place of Tax payment	E08	
	納税者番号(注7) Taxpayer Identification Number (Note7)	E09	
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan	名称 Name	E10	
	所在地 Address	E11	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —
	事業の内容 Details of Business	E12	

3 譲渡収益の支払者に関する事項;Details of Payer of Capital Gains

氏名又は名称 Full name	F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)	F02	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

4 上記「3」の支払者から支払を受ける譲渡収益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Capital Gains received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

株式又は出資の種類(注8) Kind of Shares(Stocks) or Contributions(Note8) 「株式」…1,「出資」…2 "Shares (Stocks)" is 1, or "Contributions" is 2	G01	
株式又は出資の銘柄 Description of Shares(Stocks) or Contributions	E01	
株式又は出資の譲渡数量 Transfer Quantity of Shares(Stocks) or Contributions	E02	
株式又は出資の取得年月日 Date of Acquisition of Shares(Stocks) or Contributions	E03	

5 その他参考となるべき事項(注9);Others (Note9)

その他参考となるべき事項 Others	E04	

○ 代理人に関する事項(注10); この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent(Note10); If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 "Tax Agent"is 1 その他の代理人…2 "Other Agent"is 2	G02	
氏名(名称) Full name	E05	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E06	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E07	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注11);"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached(Note11)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G03		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に 関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"	E08	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If "Yes...1" is selected, list the applicable items from "A to E".	E09				

居住者証明書の添付(注12);Attachment of "CERTIFICATE OF RESIDENCE"(Note12)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G04	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他( )	番号確認	K21		身元確認	K22		

様式ID NTA0VGZ240020010

「租税条約に関する届出書(譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON CAPITAL GAINS"

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、租税特別措置法第37条の11の４第１項の規定による譲渡収益に係る日本国における源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、譲渡収益の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、譲渡収益の支払者に提出し、譲渡収益の支払者は、最初にその譲渡収益の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「４」の「株式又は出資の譲渡数量」（E02欄）の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（一定の上場株式等の譲渡による譲渡収益については、既に提出した届出書に記載した株式又は出資と異なる種類の株式又は出資の譲渡による譲渡収益の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。）。

ただし、所得税法施行令第281条第１項第４号ロに掲げる譲渡収益については、譲渡収益の支払を受ける都度、この届出書を譲渡収益の支払者に提出し、譲渡収益の支払者は、その支払者の所轄税務署長に提出してください。

届出書の記載について

4　この届出書は、OCRで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

5⑴　「提出先」（F01欄）には、譲渡収益の支払者の所轄税務署を記載してください。

⑵　「軽減…1　免税…2」（G02欄）には、次のとおり記載してください。

①　租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の軽減を受けようとする場合…「１」

②　租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の免除を受けようとする場合…「２」

⑶　上記⑵①に該当する場合は、「限度税率」（G03欄）には、限度税率を記載してください。

6　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G04欄、G05欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。

なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

7　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8　届出書の「４」の「株式又は出資の種類」（G01欄）には、支払を受ける譲渡収益の元本の種類が株式の場合は「１」、出資の場合は「２」を記載してください。

9　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Capital Gains under the provision of Paragraph 1 of Article 37-11-4 of the Act on Special Measures Concerning Taxation in claiming the relief from Japanese withholding tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Capital Gains.

3　This form must be submitted to the Payer of Capital Gains, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01) at the time of, by the day before the payment of the Capital Gains is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Transfer Quantity of Shares(Stocks) or Contributions" (Item E02) mentioned in column 4 (Regarding Capital Gains from transfer of certain shares, etc. of a listed corporation, the submission of the application form related to change in information already provided need not to be submitted even in the case of receiving the payment of a capital gain from transfer of shares or capital contributions that are of a different kind from those mentioned in the application form that has been already submitted.).

However, in case of Capital Gains listed in (b) subparagraph 4 of Paragraph 1 of Article 281, this form must be submitted at the time of each payment of such Capital Gains.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write "Same as above" in each column.

5⑴　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Capital Gains resides.

⑵　Enter the following in "Reduction…1 / Exemption…2" (Item G02):

①　If you wish to claim a reduction in withholding tax under the provisions of Income Tax Convention…"1"

②　If you wish to claim an exemption from withholding tax under the provisions of Income Tax Convention…"2"

⑶　If the conditions in (2)(1) above apply, enter into "Applicable Tax Rate" (Item G03) the applicable tax rate.

6　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G04, G05, and E03, respectively.

＊　When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.

Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

7　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8　In the case where the kind of principle of Capital Gains received is Shares (Stocks), enter into "Kind of Shares (Stocks) or Contributions" (Item G01) of column 4 "1".

In the case where the kind of principle of Capital Gains received is Contributions, enter into "Kind of Shares (Stocks) or Contributions" (Item G01) of column 4 "2".

9　Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

10　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G02欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。
　なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

11　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G03欄）に「１」を記載してください。
　また、E09欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。
　なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G03欄）に「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E08欄）に特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

12　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G04欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

　この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

10　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G02) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.
　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

11　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter ″1″ in item ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G03) of ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″.
　In addition, in item E09, enter the applicable category from the categories ″A″ to ″E″ listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.
　If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter ″0″ in ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G03), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in ″Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″″ (Item E08).

12　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G04) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

　If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式ID	NTA0VGZ140010010

租　税　条　約
外国居住者等所得相互免除法
に関する特例届出書の受理に関する届出書

年　　月　　日 提出

提出先	F01		税務署長

法人番号	F02	
フリガナ	F03	
名称	F04	
郵便番号		—
所在地	F06	
電話番号		— —
フリガナ		
代表者の氏名		
この届出について応答ができる者の所属及び氏名		

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第11項、第2条の2第10項、第2条の3第9項、第2条の4第9項及び第2条の5第10項の規定（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第6条第1項から第5項までにおいて準用する場合を含みます。）により、「租税条約に関する特例届出書」及び「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書」を受理しようとする旨について届け出ます。

租　　税　　条　　約
外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書の受理に関する届出書の記載要領等

この届出書は、租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者（以下「支払の取扱者」といいます。）が、平成 29 年１月１日以後最初に「租税条約に関する特例届出書」又は「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書」（以下「特例届出書」といいます。）を受理しようとするときに、あらかじめ、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

１　記載事項

「所在地」欄、「名称」欄及び「法人番号」欄には、支払の取扱者の納税地、名称及び法人番号を記載してください。

２　留意事項

この届出書を提出した後に、受理する特例届出書に関しては、次の事項に留意願います。

⑴　特例届出書の提出後において、租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）について「租税条約に関する届出書」又は「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」が提出された場合、これらの届出書の提出以後は、特例届出書の提出がなかったものとみなされるため、支払の取扱者は、特例届出書を提出した者から、これらの届出書が提出された場合は、これらの届出書の「その他参考となるべき事項」欄に「特例届出適用取りやめ」と付記してください。

⑵　光ディスク等を提出する場合には、「光ディスク等（特例届出書適用分）送付書」を添付してください。また、光ディスク等の提出がない月分については、その旨を記載した送付書のみを提出してください。

⑶　この届出書の提出後に受理した特例届出書に関して提出する光ディスク等は、次の規格等により提出してください。

光ディスク等の種類		CD	DVD
サイズ		12cm	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
形式記録	フォーマット	ISO9660（Level2）/Joliet※	
	ファイル形式	CSV（カンマ区切形式）	
記録コード		シフト JIS	
漢字水準		JIS 第１水準及び第２水準	

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

様 式 2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

所得種類	G01	4

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ150010010

提出先(注7) Destination for submission (Note7)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

軽減…1 "Reduction"is"1" 免税…2 "Exemption"is"2" (注7) (Note7)	G02		限度税率(注7) Applicable Tax Rate(Note7)	G03		%

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注8);Applicable Income Tax Convention(Note8)

日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約	条(Article)		項(Para)			
						G04		G05		E03	

2 利子の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Interest

氏名又は名称 Full name		E04	
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)		G06	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	E05	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —
	国籍 Nationality	E06	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	E07	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	E08	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	E09	
	電話番号 Telephone Number	T03	— —
下記「4」の利子につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	国 country	E11	
	納税地 Place of Tax payment	E12	
	納税者番号(注9) Taxpayer Identification Number (Note9)	E13	
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan If "Yes", explain:	日本国内の恒久的施設の有無(注10) Existence (or not) of permanent establishment in Japan(Note10) (有(Yes)・・・1 or 無(No)・・・2)	G07	
	名称 Name	E14	
	所在地 Address	E15	
	電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business	E16	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

3 利子の支払者に関する事項;Details of Payer of Interest

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E01	
	事業の内容 Details of Business	E02	
	所在地 Address	E03	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注11);
Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

元本の種類(注12): Kind of principal(Note12): 公社債…1, 公社債投資信託…2, 預貯金、合同運用信託…3, 貸付金…4, その他…5 Bonds and debentures…1, Bond investment trust…2, Deposits or Joint operation trust…3, Loans…4, Others…5	G01	

(1) 債券に係る利子の場合;In case of Interest derived from securities

債券の銘柄 Description of Securities	E04	
名義人の氏名又は名称(注13) Name of Nominee of Securities (Note 13)	E05	
債券の取得年月日 Date of Acquisition of Securities	E06	
額面金額 Face Value of Securities	E07	
債券の数量 Quantity of Securities	E08	
利子の支払期日 Due Date for Payment	E09	
利子の金額 Amount of Interest	E10	

(2) 債券以外のものに係る利子の場合;In case of other Interest

支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under which Interest is paid	E11	
契約の締結年月日 Date of Contract	E12	
契約期間 Period of Contract	E13	
元本の金額 Amount of Principal	E14	
利子の支払期日 Due Date for Payment	E15	
利子の金額 Amount of Interest	E16	

5 その他参考となるべき事項(注14);Others (Note 14)

その他参考となるべき事項 Others	E17	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

6　日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note4)

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の利子について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If interest mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law	E01		効力を生じる日 Effective date	E02	

	届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有（注15） Indirect Ownership (Note15) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合（%） Ratio of Ownership			受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
E03		G01		C01		%	C02		%
E04		G02		C03		%	C04		%
E05		G03		C05		%	C06		%
E06		G04		C07		%	C08		%
E07		G05		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

7　日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等（注5）；
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note5)

届出書の「2」の団体が支払を受ける「4」の利子について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If interest mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law	E08		効力を生じる日 Effective date	E09	
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称; Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form	E10				

8　権限ある当局の証明（注16）
Certification of competent authority (Note 16)

私は、届出者が、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿＿＿＿ , para.＿＿＿＿＿ .

Date＿＿＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿＿＿日＿＿＿＿＿＿＿＿Certifier＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

○ 代理人に関する事項(注17)；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent(Note17)；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E01	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E02	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E03	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注18)；″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″ attached(Note18)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″	E04	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If ″Yes...1″ is selected, list the applicable items from ″A to E″.	E05				

居住者証明書の添付(注19)；Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE”(Note19)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G03	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID NTA0VGZ150040010

「租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INTEREST"

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、利子に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、利子の支払者（租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する利子の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。

3　この届出書は、利子の支払者に提出し、利子の支払者は、最初にその利子の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「４⑴」の「額面金額」（E07欄）、「債券の数量」（E08欄）若しくは「利子の金額」（E10欄）又は「４⑵」の「元本の金額」（E14欄）若しくは「利子の金額」（E16欄）の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（公募社債の利子等の一定の利子については、既に提出した届出書に記載した利子と異なる種類の利子の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。）。

無記名の債券に係る利子については、その支払を受ける都度、この届出書を作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、その支払者の所轄税務署長に提出してください。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（５において同じです。）。

外国法人が支払を受ける利子であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が支払を受ける利子が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5　その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

①　届出書の「２」の欄に記載した団体が支払を受ける利子が、居住地国の法令において団体の所得として取り扱われる場合には、その団体が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
②　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③　「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「２」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「２」の欄に記載した団体のものを添付してください。

届出書の記載について

6　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。
⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Interest in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Interest (including Person in charge of handling payment of Interest who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).

3　This form must be submitted to the Payer of Interest, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Interest is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Face Value of Securities" (Item E07), "Quantity of Securities" (Item E08), or "Amount of Interest" (Item E10) mentioned in column 4 (1) ("Amount of Principal" (Item E14) or "Amount of Interest" (Item E16) mentioned in column 4(2)) (In the case of the fixed interest of collective corporate bonds, the submission of the form for transfer purposes could be omitted when the interest received differs from those interest amounts noted on the form that has already been submitted.).

However, in case of Interest from bearer securities, this form must be submitted at the time of each payment of such Interest.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

For interest that a foreign company receives and that are treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Such foreign company should attach the following documents to this form:

① In the case that interest that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④　The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed submit the application form.

① In the case that interest that an entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity (only when applicable).
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)" are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.

In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

Completion of the FORM

6　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴ Fill in the matters to write within the framework of each section.
⑵ Do not write "Same as above" in each column.

【Continue on the next page】

7⑴　「提出先」（F01欄）には、利子の支払者の所轄税務署を記載してください。
⑵　「軽減…１　免税…２」（G02欄）には、次のとおり記載してください。
①　租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の軽減を受けようとする場合…「１」
②　租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の免除を受けようとする場合…「２」
⑶　上記⑵①に該当する場合は、「限度税率」（G03欄）には限度税率を記載してください。

8　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G04欄、G05欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。
※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。
　なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

9　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10　届出書の「２」の「日本国内の恒久的施設の有無」（G07欄）には、利子の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

11　届出書の「４」の各欄には、利子の支払を受ける者が日本国内に恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない利子について記載してください。

12　届出書の「４」の「元本の種類」（G01欄）には、支払を受ける利子の元本の種類に応じて「１」～「５」のうち該当する数字を記載してください。

13　届出書の「４⑴」の「名義人の氏名又は名称」（E05欄）には、元本がその真実の所有者以外の者－利子の支払を受ける者以外の者－の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「２　利子の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

14　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
　なお、利子の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書３(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

15　届出書の「６」の「間接保有」（G01～G05欄）には、外国法人の株主等である者で租税条約の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

16　支払を受ける利子が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「８」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項19⑵の場合を除きます。)。

17　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。
　なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

【次頁に続きます】

7(1)　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Interest resides.
(2)　Enter the following in ″Reduction…1 / Exemption…2″ (Item G02):
① If you wish to claim a reduction in withholding tax under the provisions of Income Tax Convention…″1″
② If you wish to claim an exemption from withholding tax under the provisions of Income Tax Convention…″2″
(3) If the conditions in (2)(1) above apply, enter into ″Applicable Tax Rate″ (Item G03) the applicable tax rate.

8　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G04, G05, and E03, respectively.
＊　When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.
　Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

9　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10　In the case where the Recipient of Interest is a person with a permanent establishment such as a branch office in Japan, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G07) of column 2 “1”. Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G07) of column 2 “2”.

11　Enter into column 4 the Interest which is not attributed to a permanent establishment in Japan of Recipient (such Interest as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

12　Enter into “Kind of Principal” (Item G01) of column 4 the number from “1” to “5” corresponds to the kind of principal of Interest received.

13　Enter into “Name of Nominee of Securities” (Item E05) in 4(1) the registered name of the owner of securities in question. If the registered name is different from the name of Recipient of Interest, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such security is the Recipient stated in Column 2, together with its Japanese translation and why the securities are registered in a name other than that of the beneficial owners.

14　Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
　If the Recipient of Interest is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Interest, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

15　In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the income tax convention is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “1”.　Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “2”.

16　If the Interest is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 8 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (except for cases described in Note 19(2)).

17　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.
　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

【Continue on the next page】

18　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）に、「１」を記載してください。
　また、E05欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。
　なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G02欄）に、「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E04欄）に、特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

19⑴　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G03欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。
⑵　注意事項16の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「５」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください（平成16年４月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。）。
　なお、利子の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「２」の欄に記載した事項について利子の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。
　この場合、上記の確認をした利子の支払者は、届出書の「５」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

　この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

18　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter ″1″ in item ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02) of ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″.
　In addition, in item E05, enter the applicable category from the categories ″A″ to ″E″ listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.
　If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter ″0″ in ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in ″Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″″ (Item E04).

19⑴ In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G03) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.
⑵ If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 16, documents showing ″the details of circumstance that the conditions are satisfied″ entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
　In the case that the recipient of the interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.
　In this case, the payer of the interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.'); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certificate is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様 式 3
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Royalties

所得種類	G01	6

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ160010010

提出先(注7) Destination for submission (Note7)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

軽減…1 "Reduction"is"1" 免税(注14)…2 "Exemption(Note 14)"is"2" (注7)(Note7)	G02		限度税率(注7) Applicable Tax Rate(Note7)	G03		%

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注8);Applicable Income Tax Convention(Note8)

日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約	条(Article)		項(Para)			
						G04		G05		E03	

2 使用料の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Royalties

氏名又は名称 Full name			E04	
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)			G06	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence		E05	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
	国籍 Nationality		E06	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E07	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E08	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled		E09	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
下記「4」の使用料につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax		国 country	E11	
		納税地 Place of Tax payment	E12	
		納税者番号(注9) Taxpayer Identification Number (Note9)	E13	
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan If "Yes", explain:	日本国内の恒久的施設の有無(注10) Existence (or not) of permanent establishment in Japan(Note10) (有(Yes)・・・1 or 無(No)・・・2)		G07	
	名称 Name		E14	
	所在地 Address		E15	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business		E16	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

3 使用料の支払者に関する事項;Details of Payer of Royalties

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
	電話番号 Telephone Number	F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E01	
	事業の内容 Details of Business	E02	
	所在地 Address	E03	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注11);
Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

使用料の内容 Description of Royalties	E04	
契約の締結年月日 Date of Contract	E05	
契約期間 Period of Contract	E06	
使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	E07	
使用料の支払期日 Due Date for Payment	E08	
使用料の金額 Amount of Royalties	E09	

5 その他参考となるべき事項(注12);Others (Note 12)

その他参考となるべき事項 Others	E10	

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の使用料について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If royalties mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law	E11		効力を生じる日 Effective date	E12	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

	届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有(注13) Indirect Ownership (Note13) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合(%) Ratio of Ownership			受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
E01		G01		C01		%	C02		%
E02		G02		C03		%	C04		%
E03		G03		C05		%	C06		%
E04		G04		C07		%	C08		%
E05		G05		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

7　日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note5)

届出書の「2」に記載した団体が支払を受ける「4」の使用料について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If royalties mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law	E06		効力を生じる日 Effective date	E07	
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称; Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form		E08			

○　代理人に関する事項(注15)；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent (Note15)；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2　“Other Agent”is 2	G06	
氏名(名称) Full name	E09	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E10	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E11	

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注16)；"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached (Note16)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G07		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"	E12	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If "Yes...1" is selected, list the applicable items from "A to E".	E13				

居住者証明書の添付(注17)；Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE” (Note17)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G08	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID　NTA0VGZ160030010

「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES"

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、使用料に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（５において同じです。）。

外国法人が支払を受ける使用料であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が支払を受ける使用料が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類を含みます。）については、③の各株主等のものを添付してください。

5　その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿（様式16）」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

①　届出書の「２」の欄に記載した団体が支払を受ける使用料が、居住地国の法令において団体の所得として取り扱われる場合には、その団体が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
②　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載された構成員が届出書の「２」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類も含みます。）は、届出書の「２」の欄に記載した団体のものを添付してください。

届出書の記載について

6　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。
⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Royalties in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Royalties.

3　This form must be submitted to the Payer of Royalties, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Royalties is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

For royalties that a foreign company receives and that are treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive).Such foreign company should attach the following documents to this form:

① In the case that royalties that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① In the case that royalties that an entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity (only when applicable).
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)" are partners of the entity mentioned in 2
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.

In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

Completion of the FORM

6　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴ Fill in the matters to write within the framework of each section.
⑵ Do not write "Same as above" in each column.

【Continue on the next page】

7⑴　「提出先」（F01欄）には、使用料の支払者の所轄税務署を記載してください。
⑵　「軽減…１　免税…２」（G02欄）には、次のとおり記載してください。
①　租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の軽減を受けようとする場合…「１」
②　租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の免除を受けようとする場合…「２」
⑶　上記⑵①に該当する場合は、「限度税率」（G03欄）に限度税率を記載してください。

8　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G04欄、G05欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。
※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。
なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

9　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10　届出書の「２」の「日本国内の恒久的施設の有無」（G07欄）には、使用料の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

11　届出書の「４」の各欄には、使用料の支払を受ける者が日本国内に恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない使用料について記載してください。
工業所有権、著作権等の譲渡収益で租税条約において使用料に準じて取り扱われるものについては、その譲渡収益の内容、譲渡価額の計算方法、支払期日、支払金額等を、それぞれ使用料の場合に準じて記載してください。

12　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書３⑹(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

13　届出書の「６」の「間接保有」（G01～G05欄）には、外国法人の株主等である者で租税条約の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

【次頁に続きます】

7(1) In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Royalties resides.
(2) Enter the following in ″Reduction…1 / Exemption…2″ (Item G02):
① If you wish to claim a reduction in withholding tax under the provisions of Income Tax Convention…″1″
② If you wish to claim an exemption from withholding tax under the provisions of Income Tax Convention…″2″
(3) If the conditions in (2)(1) above apply, enter into ″Applicable Tax Rate″ (Item G03) the applicable tax rate.

8 In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G04, G05, and E03, respectively.
＊ When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.
Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

9 The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 In the case where the Recipient of Royalties is a person with a permanent establishment such as a branch office in Japan, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G07) of column 2 “1”. Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G07) of column 2 “2”.

11 Enter into column 4 the Royalties which are not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Royalties as not accounted for in the books of the permanent establishment).
As to be proceeds from alienation of patent, copyright, etc., to which the same treatment with royalties is applicable under the provisions of the Convention, enter into column 4 the description such as the content of the contract, method of computation for the amount of payment, due date for payment and the amount of the proceeds.

12 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
If the Recipient of Royalities is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons,and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.

13 In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the income tax convention is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “1”. Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “2”.

【Continue on the next page】

14　租税条約に定める「１」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類（届出書「４」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「４」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。（平成16年４月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。）

なお、使用料の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「２」の欄に記載した事項について使用料の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした使用料の支払者は、届出書の「５」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

14　If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above , document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4 (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

In the case that the recipient of the royalties shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the royalties, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.

In this case, the payer of the royalties who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2 having been shown residency certification by the recipient.'); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

15　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G06欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

15　In "Capacity of Agent in Japan" (Item G06) of "Details of the Agent", enter "1" if this form is submitted by a Tax Agent, or "2" if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

16　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G07欄）に「１」を記載してください。

また、E13欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。

なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G07欄）に「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E12欄）に特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

16　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter "1" in item "Yes…1 / Attachment not required…0" (Item G07) of "Attachment Form for Limitation on Benefits Article".

In addition, in item E13, enter the applicable category from the categories "A" to "E" listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.

If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter "0" in "Yes…1 / Attachment not required…0" (Item G07), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in "Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"" (Item E12).

17　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G08欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

17　In "Yes…1 / Attachment not required…0" (Item G08) of "Attachment of Certificate of Residence", enter "1" if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and "0" if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様 式 4
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 申 請 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予
Extension of Time for Withholding of Tax on Dividends with respect to Foreign Depositary Receipt

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

所得種類	G01	8

様式ID	NTA1VGZ170010010

提出先(注4) Destination for submission (Note4)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

(1) 外国預託証券の受託者 Depositary	名称 Full name	E01	
	所在地 Address	E02	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —
	法人番号(有する場合のみ記入) Corporate Number (Limited to case of a holder)	G02	
(2) 上記受託者の副受託者 Custodian to above mentioned Depositary	名称 Full name	E03	
	所在地 Address	E04	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —
	法人番号(有する場合のみ記入) Corporate Number (Limited to case of a holder)	G04	
(3) 配当の支払者 Payer of Dividends	名称 Full name	F04	
	本店の所在地 Place of head office	F06	
	電話番号 Telephone Number	F07	— —
	法人番号 Corporate Number	F02	
(4) 申請の対象となる配当の支払に係る基準日 Base date of payment of dividends for application purposes		E05	
(5) 外国預託証券に係る株式の明細 Description of the underlying shares of Foreign Depositary Receipt	株式の種類 Kind of Shares	E06	
	株式の数量 Quantity of Shares	E07	
	登録所有者数 Number of Registered Holders	E08	
(5)の株式の内訳 Breakdown of Shares of (5)	(6) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がある株式(注5) Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is applicable (Note5)	E09	
	(7) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がない株式(注6) Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is not applicable (Note6)	E10	
	(8) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があるかどうかの調査を要する株式(注7) Shares requiring investigation as to whether the Convention is applicable with respect to dividends there from to their beneficial owners (Note7)	E11	
(9) その他参考となるべき事項;Others		E12	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認	K21		身元確認	K22	

「租税条約に関する申請書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR EXTENSION OF TIME FOR WITHHOLDING OF TAX ON DIVIDENDS WITH RESPECT TO FOREIGN DEPOSITARY RECEIPT"

注 意 事 項

申請書の提出について

1　外国預託証券の受託者が、外国預託証券に係る剰余金の配当につき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第３条第１項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第６条第７項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けようとするときは、この申請書を配当の支払者に提出し、配当の支払者は、その配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。

2　この申請書の「⑹」の株式に係る配当については、その配当に係る外国預託証券の真実の所有者は、別に定める様式による「租税条約に関する届出書《配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除》（様式１）」又は「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書《対象配当に対する所得税の軽減（復興特別所得税の非課税）》（様式１）」を、配当の支払者を経由して、その支払者の所轄税務署長に提出することになります。

申請書の記載について

3　この申請書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

4　「提出先」（F01欄）には、配当の支払者の所轄税務署を記載してください。

5　申請書の「⑹」（E09欄）には、外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第15条第１項、第３項、第５項、第７項若しくは第９項の規定の適用がある株式を記載してください。

6　申請書の「⑺」（E10欄）には、外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定並びに外国居住者等所得相互免除法第15条第１項、第３項、第５項、第７項及び第９項の規定のいずれも適用がない株式を記載してください。

7　申請書の「⑻」（E11欄）には、外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定又は外国居住者等所得相互免除法第15条第１項、第３項、第５項、第７項若しくは第９項の規定の適用があるかどうかの調査を要する株式を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Depositary of Foreign Depositary Receipt in claiming the extension of time for withholding of tax on dividends with respect to Foreign Depositary Receipt under the provisions of paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions (including the cases where it is applied mutatis mutandis pursuant to paragraph 7 of Article 6 of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.). In this case the Depositary must submit this form to the Payer of Dividends, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Dividends is made.

2　The beneficial owner of Foreign Depositary Receipt who receives Dividends stated in column ⑹ must submit the "APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION (FORM 1)" (Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends) or the "APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC. (FORM 1)" (Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends) to the District Director of Tax Office through the payer of such Dividends.

Completion of the FORM

3　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write "Same as above" in each column.

4　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Dividends resides.

5　Enter into ⑹ (Item E09) Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention or the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable.

6　Enter into ⑺ (Item E10) Shares yielding dividends to their beneficial owners to which neither the Convention nor the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable.

7　Enter into ⑻ (Item E11) Shares requiring investigation as to whether the Convention or the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable with respect to dividends there from to their beneficial owners or not.

様 式 5
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends with respect to Foreign Depositary Receipt

所得種類	G01	8

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID NTA1VGZ180010010

提出先(注4) Destination for submission (Note4)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

(1) 外国預託証券の受託者 Depositary	名称 Full name	E01	
	所在地 Address	E02	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —
	法人番号(有する場合のみ記入) Corporate Number (Limited to case of a holder)	G02	
(2) 上記受託者の副受託者 Custodian to above mentioned Depositary	名称 Full name	E03	
	所在地 Address	E04	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —
	法人番号(有する場合のみ記入) Corporate Number (Limited to case of a holder)	G03	
(3) 配当の支払者 Payer of Dividends	名称 Full name	F04	
	本店の所在地 Place of head office	F06	
	電話番号 Telephone Number	F07	— —
	法人番号 Corporate Number	F02	
(4) 届出の対象となる配当の支払に係る基準日 Base date of payment of dividends for application purposes		E05	
(5) 届出の対象となる配当に係る租税条約に関する申請書(様式4)の提出年月日 Date of submission of FORM 4 with respect to Dividends mentioned in column (4)		E06	
(6) 「(5)」の申請書の「(8)」の欄に記載した「外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があるかどうかの調査を要する株式」の明細 Shares of (8) of FORM 4 (shares requiring investigation as to whether Convention is applicable with respect to dividends there from to their beneficial owners)	株式の種類 Kind of Shares	E07	
	株式の数量 Quantity of Shares	E08	
	登録所有者数 Number of Registered Holders	E09	
(6)の株式についての調査結果 Finding of investigation of FORM 4	(7) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がある株式(注2)(注5) Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is applicable (Note2) (Note5)	E10	
	(8) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がない株式(注6) Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is not applicable (Note6)	E11	
(9) その他参考となるべき事項;Others		E12	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他( )	番号確認	K21		身元確認	K22	

「租税条約に関する届出書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS WITH RESPECT TO FOREIGN DEPOSITARY RECEIPT”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　外国預託証券に係る剰余金の配当につき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第３条第１項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第６条第７項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けた外国預託証券の受託者は、この届出書を配当の支払者に提出し、配当の支払者は、その配当の支払に係る基準日の翌日から起算して８か月を経過した日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。

2　この届出書には、次の書類を添付してください。

⑴　「(7)」の株式について、当該株式に係る外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第15条第１項、第３項、第５項、第７項若しくは第９項の規定の適用があることを証する登録所有者又は公認保管業者が発行した証明書

⑵　「(7)」の株式について、その適用を受ける租税条約ごとの株式の種類、数量及びその適用を受ける者の数を記載した明細書並びに外国居住者等所得相互免除法第15条第１項、第３項、第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受ける株式の種類、数量及びその適用を受ける者の数を記載した明細書

届出書の記載について

3　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

4　「提出先」（F01欄）には、配当の支払者の所轄税務署を記載してください。

5　届出書の「(7)」（E10欄）には、外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定又は外国居住者等所得相互免除法第15条第１項、第３項、第５項、第７項又は第９項の規定の適用がある株式を記載してください。

6　届出書の「(8)」（E11欄）には、外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定並びに外国居住者等所得相互免除法第15条第１項、第３項、第５項、第７項及び第９項の規定のいずれも適用がない株式を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定又は外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　The Depositary of Foreign Depositary Receipt, who has obtained permission under the provisions of paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions (including the cases where it is applied mutatis mutandis pursuant to paragraph 7 of Article 6 of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) must submit this form to the District Director of Tax Office through the payer of Dividends (Item F01) in eight months from the day following the base date of payment of dividends for application purposes for which FORM 4 has been submitted.

2　The following documents must be attached to this Form:

⑴ the certificate issued by the registered holders or authorized depositaries of the shares to ascertain that the Convention or the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to beneficial owners of the Foreign Depositary Receipts.

⑵ the itemization of kind and quantity of shares, and the number of beneficial owners of such Foreign Depositary Receipts prepared separately for each applicable Convention and the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc..

Completion of the FORM

3　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴ Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵ Do not write ″Same as above″ in each column.

4 In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Dividends resides.

5　Enter into (7) (Item E10) Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention or the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable.

6　Enter into (8) (Item E11) Shares yielding dividends to their beneficial owners to which neither the Convention nor the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention or the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

様 式 6
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

所得種類	G01	10

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ190010010

提出先(注7) Destination for submission (Note7)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注8);Applicable Income Tax Convention(Note8)

							条(Article)		項(Para)			
日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約		G02		G03		E03	

2 対価の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Remuneration

氏名又は名称 Full name		E04	
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)		G04	
個人の場合 Individual	住所 Domicile	E05	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —
	日本国内における居所 Residence in Japan	E06	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —
	国籍 Nationality	E07	
	在留期間 Authorized Period of Stay	E08	
	在留資格 Status of Residence	E09	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	E10	
	電話番号 Telephone Number	T03	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	E11	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	E12	
	電話番号 Telephone Number	T04	— —
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal service in Japan		E14	
下記「4」の対価につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	国 country	E15	
	納税地 Place of Tax payment	E16	
	納税者番号(注9) Taxpayer Identification Number (Note9)	E17	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan If “Yes”, explain:	日本国内の恒久的施設の有無(注10) Existence (or not) of permanent establishment in Japan(Note10) (有(Yes)・・・1 or 無(No)・・・2)	G01	
	名称 Name	E01	
	所在地 Address	E02	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —
	事業の内容 Details of Business	E03	

3 対価の支払者に関する事項;Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E04	
	事業の内容 Details of Business	E05	
	所在地 Address	E06	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注11);
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 11)

提供する役務の概要 Description of Services rendered	E07	
役務提供期間 Period of Services rendered	E08	
対価の支払期日 Due Date for Payment	E09	
対価の支払方法 Method of Payment	E10	
対価の金額 Amount of Remuneration	E11	

5 その他参考となるべき事項(注12);Others (Note 12)

その他参考となるべき事項 Others	E12	

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の対価について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law	E13		効力を生じる日 Effective date	E14	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

	届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有(注13) Indirect Ownership (Note13) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合(%) Ratio of Ownership			受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
E01		G01		C01		%	C02		%
E02		G02		C03		%	C04		%
E03		G03		C05		%	C06		%
E04		G04		C07		%	C08		%
E05		G05		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

○ 代理人に関する事項(注14)；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note14) ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G06	
氏名(名称) Full name	E06	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E07	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E08	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注15)；"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached (Note15)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G07		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form Limitation on Benefits Article"	E09	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If "Yes...1" is selected, list the applicable items from "A to E".	E10				

居住者証明書の添付(注16)；Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE” (Note16)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G08	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID NTA0VGZ190030010

「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES"

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、所得税法第161条第１項第６号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第３条第１項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。

2　この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、対価の支払者に提出し、対価の支払者は、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。

　外国法人が支払を受ける対価であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が支払を受ける対価が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）

②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5　対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

届出書の記載について

6　この届出書は、OCRで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

7　「提出先」（F01欄）には、対価の支払者の所轄税務署を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraph 6 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

　Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3　This form must be submitted to the Payer of Remuneration, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

　For remuneration that a foreign company receives and that is treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

①　In the case that remuneration that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).

②　"List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"

③　Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④　The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

　Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

Completion of the FORM

6　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write "Same as above" in each column.

7　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Remuneration resides.

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

8　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G02欄、G03欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。

なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

9　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の 手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10　届出書の「２」の「日本国内の恒久的施設の有無」（G01欄）は、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

11　届出書の「４」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。

12　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

13　届出書の「６」の「間接保有」（G01～G05欄）には、外国法人の株主等である者で租税条約の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

14　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G06欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

15　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G07欄）に「１」を記載してください。

また、E10欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。

なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G07欄）に「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E09欄）に特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

16　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G08欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

8　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G02, G03, and E03, respectively.

＊ When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.

Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

9　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10　In the case where the Recipient of Remuneration is a person with a permanent establishment such as a branch office in Japan, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G01) of column 2 “1”. Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G01) of column 2 “2”.

11　Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

12　Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

13　In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the income tax convention is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “1”. Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “2”.

14　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G06) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

15　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter ″1″ in item ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G07) of ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″.

In addition, in item E10, enter the applicable category from the categories ″A″ to ″E″ listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.

If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter ″0″ in ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G07), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in ″Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″″ (Item E09).

16　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G08) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式 7
FORM

租税条約に関する届出書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Earned by Professionals, Entertainers, Sportsmen, or Temporary Visitors

所得種類	G01	12

様式ID NTA1VGZ200010010

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

提出先(注6) Destination for submission (Note6)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注7);Applicable Income Tax Convention(Note7)

日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約	条(Article)		項(Para)			
						G02		G03		E03	

2 報酬・給与の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Remuneration

氏名 Full name		E04	
住所 Domicile		E05	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —
個人番号(有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)		G04	
日本国内における居所 Residence in Japan		E06	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —
国籍 Nationality		E07	
入国年月日 Date of Entry		E08	
在留期間 Authorized Period of Stay		E09	
在留資格 Status of Residence		E10	
下記「4」の報酬・給与につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Salary or Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	国 country	E11	
	納税地 Place of Tax payment	E12	
	納税者番号(注8) Taxpayer Identification Number(Note8)	E13	
自由職業者、芸能人又は運動家の場合(短期滞在者に該当する者を除く。):日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況 In case of Professionals, Entertainers or Sportsmen (other than Temporary Visitors) : Permanent establishment or fixed base in Japan If "Yes",explain:	日本国内の恒久的施設又は固定的施設の有無(注9) Existence (or not) of permanent establishment or fixed base in Japan(Note9) (有(Yes)・・・1 or 無(No)・・・2)	G05	
	名称 Name	E14	
	所在地 Address	E15	
	電話番号 Telephone Number	T03	— —
	事業の内容 Details of Business	E16	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

短期滞在者の場合：以前に日本国に滞在したことの有無及び在留したことのある場合にはその入出国年月日等 In case of Temporary Visitors: Particulars on previous stay If "Yes",explain:	以前に日本国に滞在したことの有無（注10） Whether or not the person has stayed in Japan before（Note10） （有(Yes)・・・1 or 無(No)・・・2）	G01	
	以前の入国年月日 Date of Previous Entry	E01	
	以前の出国年月日 Date of Previous Departure	E02	
	以前の在留資格 Previous Status Residence	E03	

3 報酬・給与の支払者に関する事項；Details of Payer of Salary or Remuneration

氏名又は名称 Full name		F04	
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E04	
	事業の内容 Details of Business	E05	
	所在地 Address	E06	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注11）；
Details of Salary or Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 11)

提供する役務の概要 Description of Services performed	E07	
役務提供期間 Period of Services performed	E08	
報酬・給与の支払期日 Due Date for Payment	E09	
報酬・給与の支払方法 Method of Payment of Salary, etc.	E10	
報酬・給与の金額 Amount of Salary, etc.	E11	
月額・年額の区分 Classification of per month/per year 月額(Per month)…1，年額(Per year)…2	G02	

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項（注12）；
Others Salaries or Remuneration paid by Persons other than 3 above for Personal Services performed in Japan (Note12)

上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項 Others Salaries or Remuneration paid by Persons other than 3 above for Personal Services performed in Japan	E12	

6 その他参考となるべき事項（注13）；Others (Note13)

その他参考となるべき事項 Others	E13	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

○ 代理人に関する事項(注14); この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note14); If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 "Tax Agent"is 1 その他の代理人…2 "Other Agent"is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E01	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E02	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E03	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注15);"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached (Note15)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に 関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"	E04	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If "Yes...1" is selected, list the applicable items from "A to E".	E05				

居住者証明書の添付(注16);Attachment of "CERTIFICATE OF RESIDENCE" (Note16)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G03	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他( )	番号確認	K21		身元確認	K22		

様式ID NTA0VGZ200030010

「租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INCOME EARNED BY PROFESSIONALS, ENTERTAINERS, SPORTSMEN, OR TEMPORARY VISITORS”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、自由職業者、芸能人若しくは運動家又は日本国内における滞在が年間若しくは継続する12月の期間中183日若しくはそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）が支払を受ける所得税法第161条第１項第12号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、報酬又は給与の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、報酬又は給与の支払者に提出し、その支払者は、最初にその報酬又は給与の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　報酬を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

届出書の記載について

5　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

6　「提出先」（F01欄）には、報酬又は給与の支払者の所轄税務署を記載してください。

7　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G02欄、G03欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。

なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

8　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9　届出書の「２」の「日本国内の恒久的施設又は固定的施設の有無」（G05欄）は、報酬又は給与の支払を受ける者が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

10　届出書の「２」の「以前に日本国に滞在したことの有無」（G01欄）は、短期滞在者が以前に日本国に滞在したことがある場合は「１」、滞在したことがない場合は「２」を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Professionals, Entertainers, Sportsmen or Temporary Visitors * in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Salary or Remuneration provided in subparagraph 12 (a) of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law under the provisions of the Income Tax Convention.

* “Temporary Visitors” means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the certain period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period) .

2　This form must be prepared separately for each Payer of Salary, etc.

3　This form must be submitted to the Payer of Salary, etc., who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Salary, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

Completion of the FORM

5　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴ Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵ Do not write ″Same as above″ in each column.

6　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Salary, etc. resides.

7　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G02, G03, and E03, respectively.

* When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.

Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

8　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9　In the case where the Recipient of Salary or Remuneration is a person with a permanent establishment or fixed base in Japan, enter into “Existence (or not) of permanent establishment or fixed base in Japan” (Item G05) of column 2 “1”. Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment or fixed base in Japan” (Item G05) of column 2 “2”.

10　In the case where the Temporary Visitor has previously stayed in Japan, enter into “Whether or not the person has stayed in Japan before” (Item G01) of column 2 “1”. Otherwise, enter into “Whether or not the person has stayed in Japan before” (Item G01) of column 2 “2”.

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

11　届出書の「４」の各欄には、次により記載してください。
⑴　自由職業者、芸能人又は運動家（それぞれ⑵の短期滞在者に該当する者を除く。）としての報酬については、その自由職業者、芸能人又は運動家が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合には、これらの施設に帰せられない報酬について記載してください。
⑵　短期滞在者としての報酬又は給与については、その報酬又は給与の支払者が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有している場合には、これらの施設が負担しない報酬又は給与（これらの施設の利得の計算上控除されないもの）について記載してください。
⑶　「月額・年額の区分」（G02欄）には、月額の場合は「１」、年額の場合は「２」を記載してください。

12　届出書の「５」の欄には、短期滞在者又は当該報酬につき一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける自由職業者、芸能人若しくは運動家の場合に、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「４」の各欄に準じて記載してください。

13　届出書の「６」の欄には、「２」から「５」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

14　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。
　なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

15　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）に、「１」を記載してください。
　また、E05欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。
　なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G02欄）に、「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E04欄）に特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

16　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G03欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

　この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

11　Enter into column 4 the following types of income:
⑴ For Remuneration derived by a Professional, Entertainers or Sportsmen, (other than Temporary Visitors) describe such Remuneration as shall not be attributed to a permanent establishment or a fixed base in Japan of the Recipient (such Remuneration as not accounted for in the books of the permanent establishment or a fixed base) .
⑵ For Salary etc., derived by a Temporary Visitors, describe such Salary etc., as will not be borne by a permanent establishment or a fixed base in Japan of the employer of such Visitor (e.g. Salary etc., which is not deducted as expenses for the calculation of profit of such permanent establishment or a fixed base).
⑶ Enter into “Classification of per month/per year” (Item G02) “1” for monthly amounts and “2” for annual amounts.

12　Column 5 must be filled out in the same way as for column 4, if the Recipient is a Temporary Visitors or other person who claims the relief from the Japanese Income Tax on such Remuneration under the provisions of the Convention. (The amount of such Remuneration must be within the limit of the provisions of the Convention.)

13　Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

14　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.
　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

15　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter ″1″ in item ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02) of ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″.
　In addition, in item E05, enter the applicable category from the categories ″A″ to ″E″ listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.
　If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter ″0″ in ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in ″Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″″ (Item E04).

16　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G03) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

　If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様 式 7 - 2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Earned by International Traffic Workers

所得種類	G01	22

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ250010010

提出先(注5) Destination for submission (Note5)	F01	

税務署長
the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注6);Applicable Income Tax Convention(Note6)

							条(Article)		項(Para)			
日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約		G02		G03		E03	

2 給与の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Salary

氏名 Full name		E04	
住所 Domicile		E05	
電話番号 Telephone Number		T01	— —
個人番号(有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)		G04	
日本国内における居所 Residence in Japan		E06	
電話番号 Telephone Number		T02	— —
国籍 Nationality		E07	
下記「4」の給与につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Salary or Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	国 country	E08	
	納税地 Place of Tax payment	E09	
	納税者番号(注7) Taxpayer Identification Number (Note7)	E10	

3 給与の支払者に関する事項;Details of Payer of Salary

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E11	
	事業の内容 Details of Business	E12	
	所在地 Address	E13	
	電話番号 Telephone Number	T03	— —

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

4 上記「3」の支払者から支払を受ける給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Salary received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

提供する役務の概要 Description of Services performed	E01	
役務提供期間 Period of Services performed	E02	
給与の支払期日 Due Date for Payment	E03	
給与の支払方法 Method of Payment of Salary, etc.	E04	
給与の金額 Amount of Salary, etc.	E05	
月額・年額の区分(注8) Classification of per month/per year(Note8) 月額(Per month)…1, 年額(Per year)…2	G01	

5 その他参考となるべき事項(注9);Others (Note9)

その他参考となるべき事項 Others	E06	

○ 代理人に関する事項(注10); この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent(Note10); If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 "Tax Agent"is 1 その他の代理人…2 "Other Agent"is 2	G02	
氏名(名称) Full name	E07	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E08	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E09	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注11);"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached (Note11)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G03		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に 関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"	E10	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If "Yes...1" is selected, list the applicable items from "A to E".	E11				

居住者証明書の添付(注12);Attachment of "CERTIFICATE OF RESIDENCE" (Note12)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G04	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他( )	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID NTA0VGZ250020010

「租税条約に関する届出書(国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INCOME EARNED BY INTERNATIONAL TRAFFIC WORKERS"

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、国際運輸（租税条約に規定する国際運輸をいいます。）の用に供される船舶又は航空機において行う勤務に基因して支払を受ける所得税法第161条第１項第12号イに掲げる給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、給与の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、給与の支払者に提出し、その支払者は、最初にその給与の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

4　この届出書は、OCRで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

5　「提出先」（F01欄）には、給与の支払者の所轄税務署を記載してください。

6　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G02欄、G03欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。

なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

7　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8　届出書の「４」の「月額・年額の区分」（G01欄）には、月額の場合は「１」、年額の場合は「２」を記載してください。

9　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

10　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G02欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

11　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G03欄）に「１」を記載してください。

また、E11欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。

なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G03欄）に「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E10欄）に特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used if a person applies for an exemption under the provisions of the convention in connection with the amounts of income tax and special income tax for reconstruction withheld at the source in Japan concerning salaries, prescribed in Article 161, paragraph (1), item (12), (a) of the Income Tax Act, which are paid as a result of work in ships and aircraft for international traffic (which refers to international traffic prescribed in the convention. Hereinafter, this shall apply in this form).

2　This form must be prepared separately for each Payer of Salary.

3　This form must be submitted to the Payer of Salary, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Salary, is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, note the following:

(1)　Fill in the matters to write within the framework of each section.

(2)　Do not write "Same as above" in each column.

5　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Salary resides.

6　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G02, G03, and E03, respectively.

＊　When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.

Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

7　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8　Enter into "Classification of per month/per year" (Item G01) of column 4 "1" for monthly amounts and "2" for annual amounts.

9　Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

10　In "Capacity of Agent in Japan" (Item G02) of "Details of the Agent", enter "1" if this form is submitted by a Tax Agent, or "2" if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

11　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter "1" in item "Yes…1 / Attachment not required…0" (Item G03) of "Attachment Form for Limitation on Benefits Article".

In addition, in item E11, enter the applicable category from the categories "A" to "E" listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.

If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter "0" in "Yes…1 / Attachment not required…0" (Item G03), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in "Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"" (Item E10).

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

12　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G04欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

12　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G04) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様 式 8
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remunerations, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Apprentices

所得種類	G01	14

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ210010010

提出先(注6) Destination for submission (Note6)	F01	

税務署長
the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注7);Applicable Income Tax Convention(Note7)

日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約	条(Article) G02		項(Para) G03		E03	

2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏名 Full name		E04	
日本国内における住所又は居所 Domicile or residence in Japan		E05	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —
個人番号(有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)		G04	
入国前の住所 Domicile before entry into Japan		E06	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —
年齢 Age		G05	
国籍 Nationality		E07	
入国年月日 Date of Entry		E08	
在留期間 Authorized Period of Stay		E09	
在留資格 Status of Residence		E10	
下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	国 country	E11	
	納税地 Place of Tax payment	E12	
	納税者番号(注8) Taxpayer Identification Number (Note8)	E13	
日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained	名称 Name	E14	
	所在地 Address	E15	
	電話番号 Telephone Number	T03	— —

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

3 報酬・交付金等の支払者に関する事項;Details of Payer of Remuneration, etc.

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E01	
	事業の内容 Details of Business	E02	
	所在地 Address	E03	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	E04	
契約期間 Period of Contract	E05	
報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment	E06	
報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc.	E07	
報酬・交付金等の金額 Amount of Remunerations, etc.	E08	
月額・年額の区分(注9) Classification of per month/per year(Note9) 月額(Per month)…1, 年額(Per year)…2	G01	
報酬・交付金等の支払を受ける者の資格 Status of Recipient of Remuneration, etc.	E09	
報酬・交付金等の支払を受ける者が提供する役務の内容 The Description of Services rendered	E10	

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項(注10);
Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note10)

上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項 Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan	E11	

6 その他参考となるべき事項(注11);Others (Note 11)

その他参考となるべき事項 Others	E12	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

○ 代理人に関する事項(注12)；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent(Note12)；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E01	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E02	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E03	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注13)；″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″ attached(Note13)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に 関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″	E04	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If ″Yes…1″ is selected, list the applicable items from ″A to E″.	E05				

居住者証明書の添付(注14)；Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE”(Note14)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G03	

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他( )	番号 確認	K21		身元 確認	K22	

様式ID NTA0VGZ210030010

「租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION, GRANTS, ETC., RECEIVED BY PROFESSORS, STUDENTS, OR BUSINESS APPRENTICES"

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、次の報酬、交付金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

⑴　大学、高等学校等において教育又は研究を行う者が教育又は研究を行うことにより支払を受ける報酬

⑵　①留学生として、②事業、職業若しくは技術の修習者（以下「事業等の修習者」といいます。）として、又は③政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、奨励金等の受領者（以下「交付金等の受領者」といいます。）として日本国内に一時的に滞在する者が、その者の生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のために支払を受ける日本国外からの給付若しくは送金、その支払を受ける交付金等又はこれらの者が日本国内に一時的に滞在して行った人的役務の提供の対価として支払を受ける給与その他の報酬

（注）　上記の「留学生」、「事業等の修習者」又は「交付金等の受領者」には、日本国政府又はその機関との取決めに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため日本国内に一時的に滞在する者も含まれます。

2　この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、報酬、交付金等の支払者に提出し、報酬、交付金等の支払者は、最初にその報酬、交付金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　報酬・交付金等の支払を受ける者が次に該当するときは、それぞれ次の書類をこの届出書に添付してください。

⑴　留学生である場合　その者が在学する学校の発行する在学証明書

⑵　事業等の修習者である場合　その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行する、その者が事業等の修習者であることを証明する書類

⑶　交付金等の受領者である場合　交付金等の支給者が発行する、その者が交付金等の受領者であることを証明する書類

届出書の記載について

5　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

6　「提出先」（F01欄）には、報酬、交付金等の支払者の所轄税務署を記載してください。

7　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G02欄、G03欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。

なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

8　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9　届出書の「４」の「月額・年額の区分」（G01欄）には、月額の場合は「１」、年額の場合は「２」を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of the following incomes in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

⑴　Remuneration derived by a professor or teacher who makes a temporary visit to Japan for the purpose of teaching or conducting research at an accredited university, college, etc.

⑵　Gift from abroad for the purpose of maintenance, education, study, research or training the grant or award, or income from personal services performed in Japan and which is received or derived by, ⒜ Student, ⒝ Business trainee * or ⒞ Recipient of Grant, etc., from the governmental, religious, and * the like bodies. *

*　Student, Business Apprentice or Recipient of Grant, etc., above include such a person who makes a temporary visit to Japan as a participant in a program sponsored by the Government of Japan or other governmental institution.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration, Grant, etc.

3　This form must be submitted to the Payer of Remuneration, Grant, etc., who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Remuneration, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　The applicant must attach the following documents:

⑴　In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.

⑵　In case of Business Trainee: a certificate issued by the training institution, etc., where he takes training.

⑶　In case of Recipient of Grant: a certificate issued by the institution from which he receives the grant, etc.

Completion of the FORM

5　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write "Same as above" in each column.

6　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Remuneration, Grant, etc., resides.

7　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G02, G03, and E03, respectively.

* When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.

Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

8　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9　Enter into "Classification of per month/per year" (Item G01) of column 4 "1" for monthly amounts and "2" for annual amounts.

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

10　届出書の「５」の欄には、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「４」の各欄に準じて記載してください。

11　届出書の「６」の欄には、「２」から「５」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

12　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。
　なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

13　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）に「１」を記載してください。
　また、E05欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。
　なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G02欄）に「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E04欄）には、特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

14　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G03欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

10　Column 5 must be filled out in the same way as column 4.

11　Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

12　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.
　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

13　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter ″1″ in item ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02) of ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″.
　In addition, in item E05, enter the applicable category from the categories ″A″ to ″E″ listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.
　If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter ″0″ in ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in ″Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″″ (Item E04).

14　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G03) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

　この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式 9
FORM

租税条約に関する届出書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Pensions, Annuities, etc.

所得種類	G01	16

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ220010010

提出先(注5) Destination for submission (Note5)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注6);Applicable Income Tax Convention(Note6)

							条(Article)		項(Para)			
日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約		G02		G03		E03	

2 年金等の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Pensions, etc.

氏名 Full name		E04	
国籍 Nationality		E05	
住所又は居所 Domicile or residence		E06	
電話番号 Telephone Number		T01	— —
個人番号(有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)		G04	
下記「4」の年金等につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Pensions, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	国 country	E07	
	納税地 Place of Tax payment	E08	
	納税者番号(注7) Taxpayer Identification Number(Note7)	E09	

3 年金等の支払者に関する事項;Details of Payer of Pensions, etc.

名称 Full name		F04	
本店(主たる事務所)の所在地 Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
法人番号 Corporate Number		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E10	
	事業の内容 Details of Business	E11	
	所在地 Address	E12	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

年金等の種類 Kind of Pensions, etc.	E13	
支払回数 Frequency of Payments	E14	
支払期日 Due Date for Payment	E15	
支払方法 Method of Payment	E16	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

1回の支払金額 Amount of Each Payment			E01	
退職年金等の場合：年金等の支払の基因となった過去の勤務に係る雇用者 In case of Pensions: Description of the employer for whom the past services giving rise to the Pension, etc. was rendered	氏名又は名称 Full name		E02	
	住所（居所）又は 本店（主たる事務所）の所在地 Address		E03	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
	日本国内にある 事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E04	
		所在地 Address	E05	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
保険年金の場合：年金の支払の基因となった契約の内容 In case of Annuities: Particulars of contract under which the Annuities are paid	契約の締結年月日 Date of Contract		E06	
	契約金額 Amount Contracted		E07	
	契約期間 Period of Contract		E08	

5　その他参考となるべき事項（注8）；Others (Note8)

その他参考となるべき事項 Others	E09	

○　代理人に関する事項（注9）；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note9) ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人（※）…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2　“Other Agent”is 2	G01	
氏名（名称） Full name	E10	
住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	E11	
電話番号 Telephone Number	T03	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E12	

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付（注10）；"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached (Note10)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に 関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"	E13	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If "Yes...1" is selected, list the applicable items from "A to E".	E14				

居住者証明書の添付（注11）；Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE” (Note11)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G03	

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他（　　）	番号 確認	K21		身元 確認	K22		

様式ID　NTA0VGZ220020010

「租税条約に関する届出書(退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON PENSIONS, ANNUITIES, ETC."

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、退職年金、保険年金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、年金等の支払者に提出し、年金等の支払者は、最初にその年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

4　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

5　「提出先」（F01欄）には、年金等の支払者の所轄税務署を記載してください。

6　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G02欄、G03欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。

なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

7　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

9　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

10　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）に「１」を記載してください。

また、E14欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。

なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G02欄）に「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E13欄）に特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

11　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G03欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Pensions, Annuities, etc. in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Pensions, etc.

3　This form must be submitted to the Payer of Pensions, etc., who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, note the following:

(1)　Fill in the matters to write within the framework of each section.

(2)　Do not write "Same as above" in each column.

5　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Pensions, etc., resides.

6　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G02, G03, and E03, respectively.

＊　When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.

Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

7　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8　Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

9　In "Capacity of Agent in Japan" (Item G01) of "Details of the Agent", enter "1" if this form is submitted by a Tax Agent, or "2" if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

10　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter "1" in item "Yes…1 / Attachment not required…0" (Item G02) of "Attachment Form for Limitation on Benefits Article".

In addition, in item E14, enter the applicable category from the categories "A" to "E" listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.

If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter "0" in "Yes…1 / Attachment not required…0" (Item G02), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in "Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"" (Item E13).

11　In "Yes…1 / Attachment not required…0" (Item G03) of "Attachment of Certificate of Residence", enter "1" if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and "0" if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様 式 10
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

★

所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Not Expressly Mentioned in the Income Tax Convention

所得種類	G01	18

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ290010010

提出先(注5) Destination for submission (Note5)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項(注6);Applicable Income Tax Convention(Note6)

日本国と The Income Tax Convention between Japan and	E01		E02		との間の租税条約	条(Article) G02		項(Para) G03		E03	

2 所得の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Income

氏名又は名称 Full name			E04	
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)			G04	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence		E05	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
	国籍 Nationality		E06	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E07	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E08	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled		E09	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
下記「4」の所得につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Income mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax		国 country	E11	
		納税地 Place of Tax payment	E12	
		納税者番号(注7) Taxpayer Identification Number (Note7)	E13	
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan If "Yes", explain:	日本国内の恒久的施設の有無(注8) Existence (or not) of permanent establishment in Japan(Note8) (有(Yes)・・・1 or 無(No)・・・2)		G05	
	名称 Name		E14	
	所在地 Address		E15	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business		E16	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

3 所得の支払者に関する事項;Details of Payer of Income

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence)or Place of head office(main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E01	
	事業の内容 Details of Business	E02	
	所在地 Address	E03	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Income received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	E04	
支払の基因となった契約等の概要 Description of contract	E05	
契約の締結年月日 Date of Contract	E06	
所得の支払期日 Due Date for Payment	E07	
所得の支払方法 Method of Payment	E08	
支払金額 Amount of Each Payment	E09	

5 その他参考となるべき事項(注9);Others (Note9)

その他参考となるべき事項 Others	E10	

○ 代理人に関する事項(注10); この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent(Note10); If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E11	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E12	
電話番号 Telephone Number	T02	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E13	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付(注11);"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached(Note11)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G01		特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"	E01	
「有(Yes)…1」を選択した場合、「A～E」のうち該当するものを記載する If "Yes...1" is selected, list the applicable items from "A to E".	E02				

居住者証明書の添付(注12);Attachment of "CERTIFICATE OF RESIDENCE"(Note12)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02	

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号 確認	K21		身元 確認	K22	

様式ID NTA0VGZ290030010

「租税条約に関する届出書(所得税法第161条第１項第７号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INCOME NOT EXPRESSLY MENTIONED IN THE INCOME TAX CONVENTION"

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、所得税法第161条第１項第７号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得（租税条約に規定する配当、利子又は使用料に該当するものを除きます。）の支払を受ける者が、これらの所得に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、所得の支払者に提出し、所得の支払者は、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

4　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

5　「提出先」（F01欄）には、所得の支払者の所轄税務署を記載してください。

6　届出書の「１」のE01欄には、適用を受ける租税条約の相手国名を、E02欄には、E01欄に記載した相手国の国コード（国コード一覧は国税庁ホームページに掲載しています。）を、G02欄、G03欄及びE03欄には、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

※　国税庁ホームページに掲載している入力用様式をご利用の場合は、E01欄のリストボックスから相手国名を選択することで、E02欄に国コードが自動表示されます。

なお、国コード一覧及びE01欄のリストボックスは、我が国と租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とするもの）を締結している相手国を全て掲載しています。この届出書の対象となる租税条約の規定の有無については各租税条約を確認してください。

7　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8　届出書の「２」の「日本国内の恒久的施設の有無」（G05欄）は、所得の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

9　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

10　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Incomes provided in subparagraphs 7 through 11, 13, 15 and 16 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act other than those defined as dividends, interest or royalties under the provisions of the Convention in claiming the relief from Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.

3　This form must be submitted to the Payer of Income, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write "Same as above" in each column.

5　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of the Income resides.

6　In item E01 of column 1, enter the name of the partner country under the applicable income tax convention; in item E02, enter the country code for the partner country listed in item E01 (a list of country codes is available on the National Tax Agency website); and enter the relevant provisions of the applicable income tax convention in items G02, G03, and E03, respectively.

＊　When using the input form available on the National Tax Agency website, selecting the name of the partner country from the list in item E01 will automatically display the country code in item E02.

Please note that the list of country codes and the list in item E01 include all partner countries with which Japan has concluded Tax Conventions (conventions principally for the elimination of double taxation and the prevention of tax evasion and avoidance). Please refer to each applicable tax convention to determine whether it contains provisions relevant to this form.

7　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8　In the case where the Recipient of the Income is a person with a permanent establishment such as a branch office in Japan, enter into "Existence (or not) of permanent establishment in Japan" (Item G05) of column 2 "1". Otherwise, enter into "Existence (or not) of permanent establishment in Japan" (Item G05) of column 2 "2".

9　Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

10　In "Capacity of Agent in Japan" (Item G01) of "Details of the Agent", enter "1" if this form is submitted by a Tax Agent, or "2" if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

11　この届出書に特典条項に関する付表を添付して提出する場合は、「特典条項に関する付表の添付」の「有…１　添付省略…０」（G01欄）に「１」を記載してください。
　また、E02欄には、特典条項に関する付表に記載された「Ａ」～「Ｅ」の区分のうち、該当する区分を記載してください。
　なお、特典条項に関する付表の添付を省略してこの届出書を提出する場合は、「有…１　添付省略…０」（G01欄）に「０」を記載し、「特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日」（E01欄）に特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出年月日を記載してください。

12　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

　この届出書の記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

11　If this form is submitted with Attachment Form for Limitation on Benefits Article, enter ″1″ in item ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G01) of ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″.
　In addition, in item E02, enter the applicable category from the categories ″A″ to ″E″ listed in Attachment Form for Limitation on Benefits Article.
　If this form is submitted with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article omitted, enter ″0″ in ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G01), and enter the date on which the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached was previously submitted in ″Date of previous submission of the application for income tax convention with the ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″″ (Item E01).

12　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

　If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様　式　11
FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

（発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。）

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

See separate instructions.

★

様式ID	NTA1VGX150010010

提出先（注6） Destination for submission (Note6)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1　還付の請求をする者（所得の支払を受ける者）に関する事項；Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

フリガナ Furigana				
氏名又は名称 Full name				
納税者番号（注7） Taxpayer Identification Number(Note7)				
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（注8） Domicile (residence) or Place of head office (main office)（Note8）	【町域・番地 Street Name】	【市区町村 Town Name】	【都道府県・州 Country Sub Division】	【国名 Country】
電話番号 Telephone Number	—	—		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)				

2　還付請求金額に関する事項；Details of Refund

(1)　還付を請求する還付金の種類；（該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください（注9）。）；Kind of Refund claimed;（Check applicable box below (Note9).）

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項
Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15

……{ □第1号（Subparagraph 1）／□第3号（Subparagraph 3）／□第5号（Subparagraph 5）／□第7号（Subparagraph 7） } に掲げる還付金
Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2)　還付を請求する金額；Amount of Refund claimed

円
¥

(3)　還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）

Options for receiving your refund;（Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.）

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
□　日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
□　日本国外の預金口座（注10） a bank account outside Japan(Note10)				
	銀行コード（Bank Code）		送金通貨（Currency）	
□　ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		—		
□　郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			—	—

3　支払者に関する事項；Details of Payer

氏名又は名称 Full name	F04	
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	— —
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	F02	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

4　源泉徴収義務者の証明事項;Items to be certified by the withholding agent

(1) 所得の種類 Kind of Income	(2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	(3) 所得の支払金額 Amount paid	(4)(3)の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on (3)	(5)(4)の税額の納付年月日 Date of Payment of (4)	(6)租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	(7)還付を受けるべき金額 Amount to be refunded ((4)−(6))
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。

I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

Date　　年　　月　　日　　源泉徴収義務者

Certifier of withholding agent

○　代理人に関する事項(注11)　；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent(Note11)；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	□　納税管理人　Tax Agent　※ □　その他の代理人　Other Agent
氏名(名称) Full name	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	
電話番号 Telephone Number	—　　—
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	税務署 Tax Office

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦)年	月	日	備考	
		F12					
	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)					番号確認	身元確認

様式ID　NTA0VGX150020010

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

（発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。）

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

注 意 事 項

還付請求書の提出について

1　この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者（租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する利子等の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。

2　この還付請求書は、上記１の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式（様式１～様式３、様式６～様式10及び様式19）による「租税条約に関する届出書」（その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。）とともに、所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「４」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書をその支払者の所轄税務署長(F01欄)に提出してください。

3　この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

4　この還付請求書は、ＯＣＲで読み取りしますので、各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

5　還付請求書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6　「提出先」(F01欄)には、所得の支払者の所轄税務署を記載してください。

7　還付請求書の「１」の欄の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8　還付の請求をする者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地は、【国名】、【都道府県・州】、【市区町村】及び【町域・番地】の各欄に分けて記載してください。

9　還付請求書の「２(1)」の条項の区分は、次のとおりです。

□第 1 号……　租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を２以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

□第 3 号……　第１号及び第５号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

□第 5 号……　特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

□第 7 号……　租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

10　受取希望場所を「日本国外の預金口座」とした場合は、銀行コード（SWIFTコード等）を記載し、送金通貨を指定してください。
　なお、欧州向けの場合は、口座番号欄に IBAN コードを記載してください。

11　この還付請求書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded(including Person in charge of handling payment of Interrest or other payment who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).

2　Submit this form to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above (including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file both forms with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01).

3　The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent is an Agent other than a Tax Agent, a power of attorney must be attached together with its Japanese translations.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, fill in the matters to write within the framework of each section.

5　Applicable boxes must be checked.

6　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of the Income resides.

7　The Taxpayer Identification Number in column 1 on this form is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8　Enter the domicile (residence) or place of head office (main office) of the person claiming the refund in each column for【Country】,【Country Sub Division】,【Town Name】 and【Street Name】 separately.

9　The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:

□Subpara.1…　For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.

□Subpara.3…　For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.

□Subpara.5…　For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.

□Subpara.7…　For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

10　If you designate a “bank account outside Japan” as the place to receive of your choice, enter the bank code (Swift code, etc.) and specify a currency for remittance.
　In the case of accounts in Europe, enter IBAN code in the column for the account number.

11　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

様　式　12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATIOIN DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

★

様式ID　NTA1VGX130010010

提出先（注10） Destination for submission (Note10)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項（注11）;Applicable Income Tax Convention（Note11）

日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿条第＿項＿

The Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿ ,Article＿,para.＿

2　還付の請求をする者（対価の支払を受ける者）に関する事項;Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

氏名又は名称 Full name			F04		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)			F02		
【個人の場合】住所又は居所（注12） In the case of an Individual , domicile or residence (Note12) 【法人その他の団体の場合】本店又は主たる事務所の所在地（注12） In the case of Corporation or other entity , Place of head office or main office (Note12)				【町域・番地 Street Name】	【市区町村 Town Name】 / 【都道府県・州 Country Sub Division】 / 【国名 Country】
			F06		
電話番号 Telephone Number			F07	―	―
個人の場合 Individual	国籍 Nationality				
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized				
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled				
		電話番号 Telephone Number		―	―
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or sportsman in Japan					
下記「5」の対価につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax	国 country				
	納税地 Place of Tax payment				
	納税者番号（注13） Taxpayer Identification Number (Note 13)				
納税管理人 the Tax Agent in Japan	氏名 Full name				
	住所又は居所 Domicile or residence				
	電話番号 Telephone Number			―	―
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered				税務署 Tax Office

3　還付請求金額に関する事項;Details of the refund

(1)　還付を請求する金額;Amount of Refund claimed

￥	円

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

⑵ 還付金の受領場所等に関する希望;(該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)

Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
□ 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
□ 日本国外の預金口座(注16) a bank account outside Japan(Note16)				
	銀行コード(Bank Code)		送金通貨(Currency)	
□ ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank				
□ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)				

4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項;Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

氏名又は名称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence)or Place of head office(main office)		
電話番号 Telephone Number		— —
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	
	事業の内容 Details of Business	
	所在地 Address	
	電話番号 Telephone Number	— —

5 上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;

Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

⑴ 提供する役務の概要 Description of Services rendered			⑵ 役務提供期間 Period of Services rendered
⑶ 対価の支払期日 Due Date for Payment	⑷ 対価の支払方法 Method of Payment	⑸ 対価の金額 Amount of Remuneration	⑹ ⑸の対価から源泉徴収された税額 Amount of Withholding Tax on ⑸
			円 yen

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

6　還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項(注14);

Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded (Note14)

氏名又は名称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence)or place of head office(main office)		
電話番号 Telephone Number		― ―
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled		
電話番号 Telephone Number		― ―
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes) , □無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	事業の内容 Details of Business	
	所在地 Address	
	電話番号 Telephone Number	― ―

7　上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項;

Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

(1)提供する役務の概要 Description of Services exercised	(2)役務提供期間 Period of Services exercised	(3)報酬・給与又は対価の支払期日 Due Date for Payment	(4)報酬・給与又は対価の支払方法 Method of Payment	(5)報酬・給与又は対価の金額 Amount of Remuneration, etc.	(6)源泉徴収すべき税額 Amount of the Withholding Tax on (5)	(7)(6)のうち納付した税額 Amount of the Tax paid within (6)
					円 yen	円 yen

(8)　未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項;Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

A　未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。

If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

納付予定年月日 the date of payment

B　未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に申出者の氏名又は名称を記入してください。

If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, fill out the name of the Applicant below.

私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し出ます。

I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.

申出者(還付の請求をする者又はその納税管理人)の氏名又は名称

The name of the Applicant or his Tax Agent

8　還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者(個人に限る。)との関係に関する事項;

Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above

(1)　上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項;

Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

(2)　上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等;

The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合 Percentage of the income derived by such corporation or other entity from services exercised by the Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the voting power of all classes of stock entitled to vote of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the total value of all classes of stock of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of an interest in the assets of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of a right of the profits of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above
%	%	%	%	%

9　その他参考となるべき事項(注15);Others (Note15)

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

10　日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合（%） Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

還付請求書の「2」の外国法人が支払を受ける「5」の対価について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law

効力を生じる日　　年　　月　　日
Effective date

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached □有Yes

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦)年	月	日	備考	
		F12					

様式ID　NTA0VGX130040010

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION”

注 意 事 項

還付請求書の提出について

1　この還付請求書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第３条第１項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この還付請求書は、還付請求をする税額の源泉徴収された対価の支払者ごとに作成してください。

3　この還付請求書は、所得税法第212条第１項又は租税特別措置法第41条の22第１項及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第28条第１項の規定により徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付したことを証する書類（この還付請求書による還付金を充てたい旨の申し出を行う場合を除きます。）と還付請求書の「７」の欄に記載された事項を明らかにする契約書を添付して、還付請求書の「４」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。

なお、特典条項のある租税条約の規定に基づき免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」も添付してください。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。

外国法人が支払を受ける対価であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

①　還付請求書の「２」の欄に記載した外国法人が支払を受ける対価が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）

②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類を含みます。）については、③の各株主等のものを添付してください。

5　還付請求書の「６」の欄に記載した者が短期滞在者（日本国内での滞在日数が年間若しくは継続する12月の期間中183日又はそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者）で、その支払を受ける所得税法第161条第１項第12号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

6　還付請求書の「６」の欄に記載した者が所得税法の規定に基づき所得税の源泉徴収税額が免除されている場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

7　この還付請求書による還付金を納税管理人が管理する請求者の預貯金口座への振込によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by a Recipient of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman as prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration who withheld the tax to be refunded.

3　This form must be submitted to the District Director of Tax Office where the Payer mentioned in column 4 resides (Item F01), together with documentary evidence of payment made under the provisions of paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Act or paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation and the provisions of paragraph 1 of Article 28 of the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake and the details of the contract mentioned in column 7 above. (If you indicate that you wish to allocate the refund for payment of unpaid withholding tax, the documentary evidence of payment need not be attached.) In the case that you apply for exemption under the provisions of income tax convention with Limitation on Benefits Article, attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article”(Form 17).

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

For remuneration that a foreign company receives and that is treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

①　In the case that remuneration that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).

②　″List of the Members of the Foreign Company (Form 16)″

③　Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④　The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)″(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　If the Recipient mentioned in column 6 is a Temporary Visitor* claiming exemption from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration or Salary as provided in subparagraph 12 (a) of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act under the provisions of the Income Tax Convention, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.

＊　“Temporary Visitor” means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).

6　If Recipient mentioned in column 6 qualifies for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Act, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.

7　An applicant who wishes to receive the refund through his own bank account managed by the Tax Agent must state this on this form.

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【Continue on the next page】

還付請求書の記載について

8　この還付請求書は、ＯＣＲで読み取りしますので、各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

9　還付請求書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

10　「提出先」（F01欄）には、還付請求書の「4」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署を記載してください。

11　還付請求書の「１」の欄には、適用を受ける租税条約の相手国名、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

12　還付請求書の「２」の欄の還付の請求をする者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地は、【国名】、【都道府県・州】、【市区町村】及び【町域・番地】の各欄に分けて記載してください。

13　還付請求書の「２」の欄の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

14　還付請求書の「６」の欄に記載する者が複数あるときは、「６」及び「７」に掲げる事項を記載した明細書をこの還付請求書に添付してください。

15　還付請求書の「９」の欄には、「２」、「５」及び「８」の各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

16　受取希望場所を「日本国外の預金口座」とした場合は、銀行コード（SWIFTコード等）を記載し、送金通貨を指定してください。
　なお、欧州向けの場合は、口座番号欄にIBANコードを記載してください。

Completion of the FORM

8　As this form will be read by OCR, fill in the matters to write within the framework of each section.

9　Applicable boxes must be checked.

10　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer mentioned in column 4 resides.

11　Enter the name of the partner country with which Income Tax Convention applies, and the provisions of Income Tax Convention that apply in column 1 of this form.

12　Enter the domicile or residence, or the place of head office or main office of the person claiming the refund in column 2 on this form in each column for【Country】,【Country Sub Division】,【Town Name】and【Street Name】separately.

13　The Taxpayer Identification Number in column 2 on this form is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

14　If Recipients mentioned in column 6 are plural, the specifications described the same details in columns 6 and 7 must be attached to this form.

15　Enter into column 9 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

16　If you designate a “bank account outside Japan” as the place to receive of your choice, enter the bank code (Swift code, etc.) and specify a currency for remittance.
　In the case of accounts in Europe, enter IBAN code in the column for the account number.

この還付請求書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様　式　13
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用）

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)

★

様式ID	NTA1VGX120010010

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

提出先（注6） Destination for submission (Note6)	F01	

税務署長
the District Director, Tax Office

□ 限度税率___%
Applicable Tax Rate
□ 免　税
Exemption

1　適用を受ける租税条約に関する事項（注7）；Applicable Income Tax Convention（Note7）

日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第___条第___項__

The Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿ ,Article___,para.__

2　還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項；Details of the Person claiming the Refund（Recipient of Profit from Redemption of Securities）

氏名又は名称 Full name			
納税者番号（注8） Taxpayer Identification Number (Note8)			
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)			
【個人の場合】住所又は居所 In the case of an Individual , domicile or residence 【法人その他の団体の場合】本店又は主たる事務所の所在地 In the case of Corporation or other entity , Place of head office or main office			
	電話番号 Telephone Number		—　　—
個人の場合 Individual	国籍 Nationality		
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled		
	電話番号 Telephone Number		—　　—

3　償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名称 Full name	F04	日本銀行 Bank of Japan
本店又は主たる事務所の所在地 Domicile（residence）or Place of head office（main office）	F06	東京都中央区日本橋本石町2－1－1 1－1, 2Chome, Nihonbashi-hongokucho, Chuo-ku, Tokyo, Japan
電話番号 Telephone Number	F07	03 — 3279 — 1111
法人番号 Corporate Number	F02	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;

Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 国債名称 Description of Government bonds			
② 記号 Number			
③ 償還期日 Date of Maturity			
④ 取得年月日 Date of Acquisition			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円yen	円yen	円yen
⑥ 発行価額の合計額　発行価額(　　)×数量×(　　) Total Amount of Issue Price	円yen	円yen	円yen
⑦ 償還期間の日数又は月数 Term(in days or months)	日又は月days or months	日又は月days or months	日又は月days or months
⑧ 所有期間の日数又は月数 Holding Period(in days or months)	日又は月days or months	日又は月days or months	日又は月days or months
⑨ 所有期間に対応する償還差益(⑤－⑥)×⑧／⑦ Profit from Redemption corresponding to Holding Period	円yen	円yen	円yen
⑩ 源泉徴収税率 Rate of Withholding Tax	%	%	%
⑪ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑫ 源泉徴収税額(⑤－⑥)×⑩ Amount of Tax Withheld	円yen	円yen	円yen
⑬ 還付請求金額　⑫×⑧／⑦－(⑨×⑪)　(免税の場合　⑫×⑧/⑦ In case of Exemption) Amount of Tax to be Refunded	円yen	円yen	円yen

・免税の場合、⑨及び⑪の記入を要しない。;In case of Exemption ⑨ and ⑪ need not be filled.

5 その他参考となるべき事項(注9);Others (Note9)

6 当該割引債に関する証明書;Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売　渡　証　明　書
Certificate of Sale

上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載(国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額)のとおり売り渡したことを証明します。

I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

Date　(日　付)

Certifier　(証明者)

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちょう付するか、又は購入先の証明を受けること。

Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注3);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note3)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合(%) Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____

効力を生じる日　　年　　月　　日
Effective date _____

8 権限ある当局の証明(注10)
Certification of competent authority (Note10)

私は、請求者が、日本国と_____との間の租税条約第___条第___項___に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article_____, para._____.

年　　月　　日
Date _____　　Certifier_____

○ 代理人に関する事項(注12) ；この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent (Note12) ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	□ 納税管理人 Tax Agent ※ □ その他の代理人 Other Agent	
氏名(名称) Full name		
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)		
電話番号 Telephone Number	―― ――	
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached □有Yes

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION(DISCOUNT GOVERNMENT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

1　この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「５」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書をその支払者の所轄税務署長(F01欄)に提出してください。

2　源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。

3　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。

外国法人が支払を受ける償還差益であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

①　還付請求書の「２」の欄に記載した外国法人が支払を受ける償還差益が、相手国の法令においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）

②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

4　この還付請求書は、ＯＣＲで読み取りしますので、各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

5　還付請求書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6　「提出先」（F01欄）には、償還金の支払者の所轄税務署を記載してください。

7　還付請求書の「１」の欄には、適用を受ける租税条約の相手国名、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

8　還付請求書の「２」の欄の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9　還付請求書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

10　支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「８」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年７月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項11の場合を除きます。)。

11　注意事項10の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「２」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき（還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「５」の欄に①確認をした旨（例：請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

12　この還付請求書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　Submit this form to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the form with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides (Item F01).

2　Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).

3　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

For Profit from Redemption of Securities that a foreign company receives and that is treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive).Such foreign company should attach the following documents to this form:

① In the case that Profit from Redemption of Securities that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).

② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"

③　Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, fill in the matters to write within the framework of each section.

5　Applicable boxes must be checked.

6　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of redemption of securities resides.

7　Enter the name of the partner country with which Income Tax Convention applies, and the provisions of Income Tax Convention that apply in column 1 of this form.

8　The Taxpayer Identification Number in column 2 on this form is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9　Enter into line 5 the details that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4

10　If the redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 11).

11　If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 10, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the recipient of the redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), the attachment of the residency certification is not required.

In this case, the payer of the redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant.'); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certificate. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

12　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

様　式　14
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTIOIN OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
(FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

★

様式ID	NTA1VGX030010010

提出先（注6） Destination for submission (Note6)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

□ 限度税率＿＿＿％
Applicable Tax Rate
□ 免　税
Exemption

1　適用を受ける租税条約に関する事項（注7）；Applicable Income Tax Convention（Note7）

日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿条第＿項＿。

The Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿ ,Article＿,para.＿.

2　還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項；Details of the Person claiming the Refund（Recipient of Profit from Redemption of Securities）

氏名又は名称 Full name			
納税者番号（注8） Taxpayer Identification Number (Note8)			
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)			
【個人の場合】住所又は居所 In the case of an Individual , domicile or residence 【法人その他の団体の場合】本店又は主たる事務所の所在地 In the case of Corporation or other entity , Place of head office or main office			
	電話番号 Telephone Number		― ―
個人の場合 Individual	国籍 Nationality		
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled		
		電話番号 Telephone Number	― ―

3　償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名称 Full name	F04	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	― ―
法人番号 Corporate Number	F02	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;

Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue			
② 回号 #			
③ 償還日 Date of Maturity			
④ 取得年月日(注9) Date of Acquisition (Note9)			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円yen	円yen	円yen
⑥ 額面1万円当たり売出価額(注10) Issue Price of Debentures per10,000yen (Note10)	円yen	円yen	円yen
⑦ 売出価額の合計額(注11) Total Issue Price Paid (Note11)	円yen	円yen	円yen
⑧ 償還価額(買入価額) Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円yen	円yen	円yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding tax	%	%	%
⑩ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑪ 源泉徴収税額(注12) Amount of Tax Withheld (Note12)	円yen	円yen	円yen
⑫ 所有期間の月数(注13) Holding Period (in months) (Note13)	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合(注14) Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures (Note14)	%	%	%
⑭ 還付請求金額(注15) Amount of Tax to be Refunded (Note15)	円yen	円yen	円yen

5 その他参考となるべき事項(注16);Others (Note16)

6 当該割引債に関する証明書;Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale

上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載(銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額)のとおり売り渡したことを証明します。

I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

Date (日 付)

(証明者)
Certifier

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注3);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note3)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合(%) Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

還付請求書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の償還差益について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law _____

効力を生じる日　年　月　日
Effective date _____

8 権限ある当局の証明(注17)
Certification of competent authority (Note17)

私は、請求者が、日本国と_____との間の租税条約第___条第___項___に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____ , Article_____, para._____.

Date 年 月 日　Certifier _____

○ 代理人に関する事項(注19) ；この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note19); If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	□ 納税管理人 Tax Agent ※ □ その他の代理人 Other Agent	
氏名(名称) Full name		
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)		
電話番号 Telephone Number	— —	
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached □有Yes

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認		身元確認	

様式ID NTA0VGX030030010

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTIOIN OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

1　この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。

2　この還付請求書は、償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「４」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書をその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。

3　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。

外国法人が支払を受ける償還差益であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

①　還付請求書の「２」の欄に記載した外国法人が支払を受ける償還差益が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）

②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類を含みます。）については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

4　この還付請求書は、ＯＣＲで読み取りしますので、各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

5　還付請求書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6　「提出先」（F01欄）には、償還金の支払者の所轄税務署を記載してください。

7　還付請求書の「１」の欄には、適用を受ける租税条約の相手国名、適用を受ける租税条約の条項をそれぞれ記載してください。

8　還付請求書の「２」の欄の「納税者番号」とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9　還付請求書の「４」の欄の④欄の取得年月日には、債券の受渡日を記載します。

10　還付請求書の「４」の欄の⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に（乗換）と表示します。

11　還付請求書の「４」の欄の⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。

$$⑥\times\frac{⑤}{1\text{万円}}$$

12　還付請求書の「４」の欄の⑪欄の源泉徴収税額には、次の算式により計算した金額を記載します。

$$(⑤-⑦)\times\frac{⑨}{100-⑨}$$

13　還付請求書の「４」の欄の⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数（１月未満の端数は１月とします。）を記載します。

14　還付請求書の「４」の欄の⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。

１ヵ月…0.084	５ヵ月…0.417	９ヵ月…0.75
２ヵ月…0.167	６ヵ月…0.5	10ヵ月…0.834
３ヵ月…0.25	７ヵ月…0.584	11ヵ月…0.917
４ヵ月…0.334	８ヵ月…0.667	12ヵ月…1

なお、繰上償還又は買入消却の場合は、上記に準じて算出した割合を記載します。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form must be prepared separately for each Payer of profit from redemption of securities who withheld the tax to be refunded.

2　Submit this form to the Payer of profit from redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the item in 4 on this form and then file the form with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides (Item F01).

3　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

For Profit from Redemption of Securities that a foreign company receives and that is treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Such foreign company should attach the following documents to this form:

① In the case that Profit from Redemption of Securities that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).

② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"

③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, fill in the matters to write within the framework of each section.

5　Applicable boxes must be checked.

6　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of redemption of securities resides.

7　Enter the name of the partner country with which Income Tax Convention applies, and the provisions of Income Tax Convention that apply in column 1 of this form.

8　The Taxpayer Identification Number in column 2 on this form is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9　Date of Acquisition in ④, column 4 on this form means the date of purchase.

10　⑥, column 4 on this form shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.

11　⑦, column 4 on this form shall be calculated by the following formula;

$$⑥\times\frac{⑤}{10{,}000\text{yen}}$$

12　⑪, column 4 on this form shall be calculated by the following formula;

$$(⑤-⑦)\times\frac{⑨}{100-⑨}$$

13　Holding Period shall be the number of complete months such debentures have been held plus one month if held for any additional days.

14　Corresponding ratios below shall be used for the purpose of ⑬, column 4 on this form.

1M…0.084	5M…0.417	9M…0.75
2M…0.167	6M…0.5	10M…0.834
3M…0.25	7M…0.584	11M…0.917
4M…0.334	8M…0.667	12M…1

In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

15　還付請求書の「４」の欄の⑭欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

期限後償還の場合　$⑪\times⑬-[(⑤-⑦)\times\frac{⑩}{100-⑨}]\times⑬$

繰上償還・買入消却の場合　$[⑪-(⑤-⑧)\times\frac{⑨}{100}]\times⑬$

$-[\{(⑤-⑦)\times\frac{⑩}{100-⑨}\}-\{(⑤-⑧)\times\frac{⑩}{100}\}]\times⑬$

16　還付請求書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

17　支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「８」の欄には、権限ある当局の証明を受けてください(平成16年７月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項18の場合を除きます。)。

18　注意事項17の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「２」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき（還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「５」の欄に①確認をした旨（例：請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

19　この還付請求書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

13　⑭, column 4 on this form shall be calculated by the following formula;

・ when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$⑪\times⑬-[(⑤-⑦)\times\frac{⑩}{100-⑨}]\times⑬$

・ when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$[⑪-(⑤-⑧)\times\frac{⑨}{100}]\times⑬$

$-[\{(⑤-⑦)\times\frac{⑩}{100-⑨}\}-\{(⑤-⑧)\times\frac{⑩}{100}\}]\times⑬$

16　Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4.

17　If the profit from redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 18).

18　If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 17, documents showing ″the details of circumstance that the conditions are satisfied″ (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the recipient of the profit from redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the profit from redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the profit from redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, hereby confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant.'); ② the name and affiliation of the individual who making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

19　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

様 式 15
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax
for Japanese Source Income to report

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID | NTA1VGX020010010

前回提出年月日:(注6) Date of Previous Submission (Note 6)	年 月 日 ____ ____ ____

□ 限度税率_____%
Applicable Tax Rate
□ 免 除
Exemption

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;Applicable Income Tax Convention

日本国と_____との間の租税条約第___条第___項____

The Income Tax Convention between Japan and _____ ,Article___,para.____

2 申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項;Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

氏名又は名称 Full name		F04	
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
個人の場合、住所又は居所 In the case of an Individual , domicile or residence 法人その他の団体の場合(注4)、本店又は主たる事務所の所在地 In the case of Corporation or other entity(Note 4) , Place of head office or main office		F06	
	電話番号 Telephone Number	F07	— —
個人の場合 Individual	国籍 Nationality		
法人その他の団体の場合(注4) Corporation or other entity(Note 4)	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled		
	電話番号 Telephone Number		— —
居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on the income, and the place where he is to pay tax			
納税者番号(注9) Taxpayer Identification Number (Note 9)			
日本において事業を行っている場合、その事業の概要 Description of business in Japan, if any			
日本において所得税又は法人税の申告書を提出している場合、その納税地 Place where he is to pay tax in Japan, if tax return is filed in Japan			
電話番号 Telephone Number			

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

3　申告対象国内源泉所得のうち「1」の租税条約の規定の適用を受けるもの（条約適用所得）に関する事項（注10）;

Details of Japanese Source Income to report to which the Convention mentioned in 1 above is applicable(Applicable Income) (Note10)

条約適用所得の種類及びその概要 Type and Description of applicable Income	____税法第____条第 1 項第____号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph____of Paragraph 1 of Article____of_____Tax Act (　　)
	____税法第____条第 1 項第____号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph____of Paragraph 1 of Article____of_____Tax Act (　　)
	____税法第____条第 1 項第____号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph____of Paragraph 1 of Article____of_____Tax Act (　　)

4　「1」の租税条約の規定の適用を受ける条約適用所得の支払者に関する事項（注11）;

Details of Payer of Applicable Income to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

所得の種類 Type of Income	氏名又は名称 Full name	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)	電話番号 Telephone Number

5　その他参考となるべき事項（注12）;Others (Note 12)

6　「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項（注13）;

Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)

⑴　「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項（注14）;

Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)

(_____:_____第_____条第____項)

(_____:_____, Article_____, para.____)

⑵　外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項（注15）;

Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention
	(　　%)	
	(　　%)	
	(　　%)	
合計 Total	(100.0%)	
申告対象株主等所得に係る国内源泉所得のうち、外国法人の株主等である者に係る国においてその法令に基づきその者の所得として取り扱われる金額（申告対象株主等所得を除きます。） Amount of income that is treated as income of the members of the foreign corporation in their country regarding Japanese source income pertaining to Japanese source income to report (excluding Japanese source income to report)		

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

7 「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われるものに対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項(注16);
Details of Entity, etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)

⑴ 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項(注17);Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)

(＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿:＿＿＿＿＿＿第＿＿＿条第＿＿項)

(＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿:＿＿＿＿＿＿, Article＿＿＿＿, para.＿＿)

⑵ 相手国団体に関する事項;Entity in the other contracting country

団体の名称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	
電話番号 Telephone Number	
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed and controlled	
電話番号 Telephone Number	
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

○ 代理人に関する事項 ;この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	□ 納税管理人 Tax Agent ※ □ その他の代理人 Other Agent	
氏名(名称) Full name		
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)		
電話番号 Telephone Number		
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号 確認		身元 確認	

様式ID NTA0VGX020030010

「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、所得税法第 161 条第１項（旧所得税法第 161 条）又は法人税法第 138 条第１項（旧法人税法第 138 条）に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第 165 条又は法人税法第 142 条若しくは第 142 条の 10 の規定の適用を受けるもの（申告対象国内源泉所得）に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。

3　この届出書には、「特典条項に関する付表(様式 17)」を添付してください。

4　この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書（法人税法第 144 条の４第１項各号又は第２項各号に掲げる事項を記載したものに限ります。）に添付してください。

個人(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第９条の２第２項第２号に掲げる規定に係る者を除きます。)は、その年の前年以前２年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を提出し、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。）。

法人（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第９条の２第５項各号に掲げる規定に係る者を除きます。）は、その事業年度開始の日前２年内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。）。

5　個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、所得税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年３月 15 日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、その年の前年以前２年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書を提出している個人(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第９条の２第２項第２号に掲げる規定に係る者を除きます。)は、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（付表の記載事項に異動がある場合を除きます。）。

6　法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、法人税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から２月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、その事業年度開始の日前２年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を提出している法人（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第９条の２第５項各号に掲げる規定に係る者を除きます。）は、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（付表の記載事項に異動がある場合を除きます。）。

7　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8　届出書の□欄には、該当する項目について✔印を付してください。

9　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article regarding Japanese source income stipulated in Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Act) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Act) to which Article 165 of the Income Tax Act, Article 142 or Article 142-10 of the Corporation Tax Act is applicable (Japanese source income to report).

2　A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.

3　Attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” (Form17) to this form.

4　This form must be attached to the final income tax return, final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 or paragraph 2 of Article 144-4 of Corporation Tax Act).

If an individual(excluding person pertaining to he provisions listed in item 2 of paragraph 2 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions) filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

If a corporation (excluding person pertaining to the provisions listed in subparagraphs of paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions) filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5　In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.

If an individual (excluding person pertaining to the provisions listed in item 2 of paragraph 2 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions)filed this form regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment)

6　In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.

If a corporation (excluding person pertaining to the provisions listed in item 2 of paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions) filed this form regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment.)

7　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8　Applicable boxes must be checked.

9　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【Continue on the next page】

10　届出書の「１」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得（条約適用所得）について、所得税法第 161 条第１項(旧所得税法第 161 条)又は法人税法第 138 条第１項（旧法人税法第 138 条）の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧内に簡記してください。

11　所得の支払者が３名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
　また、支払者が多数に上り、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。

12　届出書の「５」の欄には、届出書の「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める届出書の「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
　日本国内に恒久的施設を有する個人が、所得税法第 161 条第１項第 12 号(旧所得税法第 161 条第８号)に規定する国内源泉所得につき、届出書の「１」の租税条約の規定（短期滞在者免税、芸能人免税、教授等免税）の適用を受ける場合には、その旨及び在留資格、入出国年月日などを記載してください。

13　届出書の「２」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「１」の租税条約の規定に基づき外国法人の株主等である者の所得として取り扱われるもの（申告対象株主等所得）に対する法人税につき、届出書の「１」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
　その場合には、次の書類を添付してください。
①　届出書の「２」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「１」の租税条約の相手国の法令において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われている場合には、それを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）（その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）
②　「外国法人の株主等の名簿（様式 16)」（全ての株主等である者について記載してください。）
③　届出書の「１」の租税条約の規定の適用に係る株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
　なお、この場合、「特典条項に関する付表（様式 17)」は、③の株主等である者のものを添付してください。

14　届出書の「２」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「１」の租税条約の相手国の法令に基づきその外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その法令の条項を記載してください。

15　届出書の「１」の租税条約の規定の適用を受ける申告対象株主等所得（条約適用株主等所得）に係る外国法人の株主等が３名を超える場合には、各事項を適宜の様式に記載し添付してください。

16　届出書の「２」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「１」の租税条約の規定に基づき非居住者又は外国法人が構成員となっている団体（相手国団体）の所得として取り扱われるもの（申告対象相手国団体所得）に対する所得税又は法人税につき、届出書の「１」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
　その場合には、次の書類を添付してください。
①　届出書の「２」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「１」の租税条約の相手国の法令において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われている場合には、それを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）（その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）
②　届出書の「２」の非居住者又は外国法人が届出書の「１」の租税条約の規定の適用に係る相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
　なお、この場合、「特典条項に関する付表（様式 17)」は、②の相手国団体のものを添付してください。

17　届出書の「２」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「１」の租税条約の相手国の法令に基づきその非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる場合には、その法令の条項を記載してください。

10　For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Act) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Act), and provide a description of income in brackets.

11　If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
　If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such situation and provide appropriate details to substitute for such information.

12　Enter in line 5 detailed explanation as to the conditions stipulated in the convention for the application of the convention mentioned in 1, along with information entered in column 2 through 4.
　If the application of convention mentioned in 1 is sought for the Japanese source income prescribed in subparagraph 12 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act or subparagraph 8 of Article 161 of the former Income Tax Act (exemption for short-term visitor, exemption for entertainer and exemption for professor, etc.), enter such intention and other relevant information such as, resident status and the date of entry into or exit from Japan.

13　Fill in this section, if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2 , which is treated as income of the members of the foreign company under the provisions of the convention mentioned in 1 (Members' income to report)
　In this case, attach following documents to this form.
① In the case that the Japanese source income to report of the foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the members of the foreign corporation in the other contracting country of the convention mentioned in 1, documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that (only when applicable).
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the members regarding the application of the convention mentioned in 1 are members of the foreign corporation.
　Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for members described in ③.

14　If Japanese source income to report that a foreign corporation mentioned in 2 above owns is treated as income of those who are members of the foreign corporation under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the number of the provision of the law.

15　Regarding the members' income to report to which the convention mentioned in 1 is applicable (Applicable members' income to report), if there are more than three members of the foreign company, provide the information in a separate sheet.

16　Fill in this section if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Income or Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of non resident or foreign corporation, which is treated as income of the entity of which the non resident or the foreign corporation is a member under the provision of the convention mentioned in 1 (Entity's income to report).
　In this case, attach the following documents to this form.
① In the case that the Japanese source income of non-resident or foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country of the convention mentioned in 1, documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that (only when applicable).
② Documents showing that the non-residents or foreign corporation mentioned in 2 is a member of an entity in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
　Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17) for this entity described in ②.

17　Japanese source income to report that a non-resident or a foreign corporation mentioned in 2 above owns is treated as income of an entity of which the non-resident or foreign corporation is a member under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the number of the provision of the law.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

★

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
（利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付）

年　月　日 提出

様式ID	NTA1VGX140010010

提出先	F01		税務署長

個人番号	F02				
氏名 (フリガナ)	F03		氏名	F04	
郵便番号		—	電話番号		— —
住所	F06				

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第13条の2の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額	下記③の金額を移記してください。 円			
	希望する還付金の受領場所	（受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください。）			
		イ　銀行等			
		銀行名等	支店名等	口座種別	口座番号
		ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座		ハ　郵便局等窓口	
		貯金口座の記号番号	—		
利子等の支払者	本店又は主たる事務所の所在地（住所又は居所）				
	名称（氏名）				
利子等の支払の取扱者	本店又は主たる事務所の所在地（住所又は居所）				
	名称（氏名）			電話番号	— —

債券の内容等	銘柄・回号（種類・名称）	記号番号（登録番号）	名義人の氏名又は名称	
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額
					円
債券以外のものの内容等	支払の基因となった契約の内容		契約の締結年月日	
	契約金額	契約期間	利子等の支払期日	利子等の金額
				円
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿＿＿＿＿の適用			
	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額　①	支払の際に課される相手国の租税の額（みなし外国税額を含む。）　②	還付を受けようとする金額（①と②とのいずれか少ない方の金額）　③	
	円	円	円	

・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
・この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
・この還付請求書を提出して源泉徴収税額の還付が受けられるのは、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等にあっては、租税特別措置法第3条に規定する分離課税の適用を受けた一般利子等で、その支払の際に租税条約の相手国等の租税が課される場合に限られます。なお、詳細については別紙の注意事項を参照してください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					
	個人番号カード・運転免許証・その他（　　）					番号確認	身元確認

「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付）」に関する注意事項

1　この還付請求書を提出して源泉徴収税額の還付が受けられるのは、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第3条に規定する分離課税の適用を受けた一般利子等又は昭和63年4月1日から平成27年12月31日までに支払を受けるべき旧租税特別措置法第3条に規定する分離課税の適用を受けた利子等で、その支払の際租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下「相手国等」といいます。）の租税（みなし外国税額を含みます。）が課される場合に限られますので、我が国が租税条約を締結している国等以外の国等に係るものは還付請求の対象となりません。

2　この還付請求書には、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を証する書類及び支払の際に課される相手国等の租税の額を証する書類（相手国等の租税の率が記載されている計算書等を含みます。ただし、みなし外国税額の場合は不要です。）を必ず添付してあなたの納税地の所轄税務署に提出してください。

なお、相手国等の租税の額が所得税及び復興特別所得税の合計額を超える場合には、住民税の利子割の還付を受けることができますが、利子割の還付請求に当たっては、所得税及び復興特別所得税の還付を受けたことを証する書類が必要となりますので、その書類（又はその写し若しくはこの還付請求書の写し）を保存しておいてください。

3　この還付請求書の各欄は、次により記入してください。

(1)　「利子等の支払者」欄には、利子等の支払義務のある債券又は債券以外のもの（以下これらを「債券等」といいます。）の発行者名等を記入してください。この場合、発行者が国又はその地方政府である場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入する必要はありません。

(2)　「債券の内容等」の「名義人の氏名又は名称」欄には、登録債又は記名式債券で真実の所有者とその登録された名義又は債券面に記載されている名義が異なる場合に、その登録された名義又は債券面に記載されている名義を記入してください。

(3)　「債券の内容等」及び「債券以外のものの内容等」の「利子等の金額」欄には、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合は次に掲げる日（以下「邦貨換算日」といいます。）の外国為替公認銀行のその外国通貨に係る東京における対顧客直物電信買相場（以下「電信買相場」といいます。）により邦貨に換算した金額を記入してください。（元利金の支払場所又は登録機関が発行する元利金計算書又は登録債利金領収書若しくは支払証明書等に上記により換算した金額が記載されている場合には、これをそのまま転記してください。）

イ　記名式債券等（登録債等を含む。）の場合……支払開始日（資金回付日）

ロ　無記名式債券等の場合 ……債権者に支払った日

(4)　「還付を受けることができる事情の詳細等」の「源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額①」欄には、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合には、上記(3)により換算した利子等の金額を基に算出した税額を記入してください。ただし、外国通貨による利子等の金額に源泉徴収税率を乗じて外国通貨による税額を算出し、その税額を邦貨換算日の電信買相場により邦貨に換算した税額を記入しても差し支えありません。（この場合も、元利金の支払場所又は登録機関が発行する元利金計算書又は登録債利金領収書若しくは支払証明書等に、上記により換算した税額が記載されている場合には、これをそのまま転記してください。）

(5)　「還付を受けることができる事情の詳細等」の「日本国……」欄の相手国名は必ず記入してください。また、「支払の際に課される相手国等の租税の額（みなし外国税額を含む。）②」欄には、利子等の金額が邦貨により支払われる場合には、その利子等の金額に債券等の計算書等に記載された相手国の租税の率（租税条約の規定により、支払ったとみなされる租税の額があるときに適用される租税の率をいいます。以下「外国税率」といいます。）を乗じて算出した税額を、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合には、上記(3)により邦貨に換算した金額に外国税率を乗じて算出した税額を記入してください。

様式ID	NTA1VGX867010010

★

免税芸能法人等に関する届出書
APPLICATION FORM FOR THE NONRESIDENT PROMOTER

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions.

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1 対価の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	
	電話番号 Telephone Number	— —
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	
	電話番号 Telephone Number	— —
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or the sportsman in Japan		
納税管理人 The Tax Agent in Japan	氏名 Full name	
	住所又は居所 Domicile or residence	
	電話番号 Telephone Number	— —
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	税務署 Tax Office

2 対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name	F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence)or place of head office(main office)	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	— —
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number	F02	

3 その他参考となるべき事項;
Others

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他( )	番号 確認		身元 確認	

「免税芸能法人等に関する届出書」に関する注意事項
INSTRUCTION FOR “APPLICATION FORM FOR THE NONRESIDENT PROMOTER”

注　意　事　項

届出書の提出について

１　この届出書は、租税特別措置法第 41 条の 22 第１項に規定する免税芸能法人等が、同条第３項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

２　この届出書は、芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者ごとに作成してください。

３　この届出書は、対価の支払を受ける際に芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者に提出してください。また、支払者は、その届出書を、支払者の所轄税務署長に提出してください。

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, who shall be exempt from Japanese income tax under the provisions of paragraph 3 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman.

3　This form must be submitted to the Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman at the time of payment, and who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

様式ID	NTA1GEZ810010020

★

REGISTRATION OF TAX AGENT ON WITHHOLDING INCOME TAX
AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書

To the District Director

F01	

Tax Office
税務署長殿

Place for tax payment 納税地	F06	
Domicile or place of head office 住所又は所在地		
Full name 氏名又は名称	F04	
Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder) 個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入）	F02	

I(we) hereby declare that I(we) assign the following person for my(our) Tax Agent and authorize him／her to act for me(us) on Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction .
源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人として、次の者を定めたので届け出ます。

1 Tax Agent in Japan
納税管理人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Domicile
〒 －
住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Full name
ﾌﾘｶﾞﾅ
氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Relation to you
届出者との関係 ＿＿＿＿＿＿＿＿

Occupation
職 業 ＿＿＿＿＿＿＿＿

Telephone Number
電話番号 （ ）＿＿＿＿＿＿＿＿

2 Reason for Assigning the Tax Agent
納税管理人を定めた理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3 Others
その他参考事項 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

For official use only

税務署 整理欄	番号確認		身元確認		確認書類 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ その他（ ）

書　　き　　方

1　この届出書は、租税特別措置法第 41 条の 22 第１項に規定する免税芸能法人等が、同項又は所得税法第 212 条第１項の規定に基づき源泉徴収した所得税及びその所得税と併せて徴収した復興特別所得税を納付する場合又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第３条第１項に規定する芸能人等の役務提供の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合において、納税管理人を選任したときに提出するものです。

2　この届出書は、租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書の提出先である当該対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。

3　２の対価の支払者が複数ある場合には、それぞれその対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。

4　「住所又は所在地」欄には、届出者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載してください。

INSTRUCTIONS

1　This registration is to be submitted by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, who shall be exempt from Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction when they assign a tax agent in the following cases;

case 1; handling the payment of Withholding Income Tax under the provisions of paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation or paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Act and Special Income Tax for Reconstruction withheld together with Withholding Income Tax

case 2; claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on the remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions under the provisions of the Income Tax Convention

2　This registration must be submitted to the District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where the Payer of the remuneration resides and to which APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION is submitted.

3　If the number of Payers mentioned in 2 above are plural, the registration must be submitted to each District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where each Payer resides respectively.

4　Enter into the line “Domicile or place of head office” your domicile (residence) or place of head office (main office).

様 式 1
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

★

対象配当に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ010010010

提出先(注7) Destination for submission (Note7)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

所得種類	G01	2
国・地域	E01	TW

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項(注8);
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.(Note8)

	条(Article)		項(para)	
外国居住者等所得相互免除法 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	G02	15	G03	

2 対象配当の支払を受ける者に関する事項(注9);Details of Recipient of Dividends (Note9)

氏名又は名称 Full name			E02	
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)			G04	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence		E03	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E04	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E05	
	事業が管理・支配されている場所(注10) Place where the business is managed and controlled (Note 10)		E06	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
下記「4」の対象配当につき居住者として課税される外国及び納税地 Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	外国 Foreign country		E08	
	納税地 Place of Tax payment		E09	
	納税者番号(注11) Taxpayer Identification Number (Note11)		E10	
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan, If "Yes", explain:	国内事業所等の有無(注12) Existence (or not) of permanent establishment in Japan(Note12) (有(Yes)・・・1or無(No)・・・2)		G05	
	名称 Name		E11	
	所在地 Address		E12	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business		E13	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

3 対象配当の支払者に関する事項;Details of Payer of Dividends

名称 Full name	F04	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	— —
法人番号 Corporate Number	F02	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける対象配当で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項(注13);
Details of Dividends received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 13)

元本の種類(注14) Kind of Principal(Note14) 「出資・株式・基金」…1, 株式投資信託…2 "Shares (Stocks)" is 1, or "Stock investment trust" is 2	G01	
銘柄又は名称 Description	E01	
名義人の氏名又は名称(注15) Name of Nominee of Principal (Note 15)	E02	
元本の数量 Quantity of Principal	E03	
元本の取得年月日 Date of Acquisition of Principal	E04	

5 その他参考となるべき事項(注16);Others (Note 16)

その他参考となるべき事項 Others	E05	

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象配当については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
Dividends mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	E06		効力を生じる日 Effective date	E07	

	「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有(注17) Indirect Ownership (Note17) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合(%) Ratio of Ownership			外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合= 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける割合(%) Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.		
E08		G02		C01		%	C02		%
E09		G03		C03		%	C04		%
E10		G04		C05		%	C06		%
E11		G05		C07		%	C08		%
E12		G06		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

7　日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象配当については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。

Dividends mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	E01		効力を生じる日 Effective date	E02	
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form		E03			

○　代理人に関する事項（注18）；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note18)；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人（※）…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2　“Other Agent”is 2	G01	
氏名（名称） Full name	E04	
住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	E05	
電話番号 Telephone Number	T01	—　—
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E06	

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

居住者証明書の添付（注19）;Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE”(Note19)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02	

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他（　　）	番号 確認	K21		身元 確認	K22		

様式ID	NTA0VGZ010030010

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（対象配当に対する所得税の軽減（復興特別所得税の非課税））」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、対象配当（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第15条第29項第１号に規定する対象配当をいいます。この届出書において同じです。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第１項、第３項、第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、対象配当の支払者（租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。

3　この届出書は、対象配当の支払者に提出し、対象配当の支払者は、最初にその対象配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「４」の「元本の数量」（E03欄）の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（上場株式の配当等の一定の対象配当については、既に提出した届出書に記載した対象配当と異なる種類の対象配当の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。）。

無記名の受益証券等に係る対象配当については、その支払を受ける都度、この届出書を作成して対象配当の支払者に提出し、対象配当の支払者は、その支払者の所轄税務署長に提出してください。

4　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける対象配当については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

①　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受ける対象配当について、届出書の「２」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）
②　「外国法人の株主等の名簿（様式10）」
③　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

5　外国居住者等所得相互免除法第15条第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員（その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。）は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿（様式10）」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

①　これらの規定の適用を受ける対象配当について、届出書の「２」の欄に記載した団体が設立された外国においてその団体の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）
②　「団体の構成員の名簿（様式10）」
③　「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載された構成員が届出書の「２」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類
④　外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書

届出書の記載について

6　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。
⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。
⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

7　「提出先」（F01欄）には、対象配当の支払者の所轄税務署を記載してください。

8　届出書の「１」のG03欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法15条の規定を記載してください。

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Dividends (meaning Dividends prescribed in Article 15, paragraph 29, item 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) in claiming the application of Article 15, paragraph 1, 3, 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Dividends (including Person in charge of handling payment of Dividends prescribed in Article 9-3-2, paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).

3　This form must be submitted to the Payer of Dividends, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the “Quantity of Principal” (Item E03), mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted.).

However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted at the time of each payment of such Dividends.

4　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that Dividends are treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.
② “List of the Members of Foreign Company (Form 10)”
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

5　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

A partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in “List of the Partners of Entity (Form 10)” by all other partners and submits “List of the Partners of Entity (Form 10)” filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① Documents showing that Dividends are treated as income of the entity mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.
② “List of the Partners of Entity (Form 10)”
③ Documents showing that the partners mentioned in “List of the Partners of Entity (Form 10)” are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.

Completion of the FORM

6　As this form will be read by OCR, note the following:
⑴ Fill in the matters to write within the framework of each section.
⑵ Do not write ″Same as above″ in each column.

7　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Dividends resides.

8　Enter into item G03 of column 1 Applicable Article 15 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

【Continue on the next page】

9　届出書の「２」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項の規定の適用を受ける場合には、対象配当の支払を受ける者について記載してください。
　また、外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受ける場合には、対象配当の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受ける場合には、対象配当の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

10　届出書の「２」の「事業が管理・支配されている場所」（E06欄）には、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項の規定の適用を受ける場合には、対象配当の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。
　また、外国居住者等所得相互免除法第15条第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受ける場合には、対象配当の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体の事業が管理され、かつ、支配されている場所を記載してください。
　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

11　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

12　届出書の「２」の「国内事業所等の有無」（G05欄）には、対象配当の支払を受ける者が外国居住者等所得相互免除法第２条第６号に規定する国内事業所等（対象配当の支払を受ける者が人的役務の提供を行う者である場合には、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等（固定的施設）。以下同じです。）を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

13　届出書の「４」の各欄には、対象配当の支払を受ける者が国内事業所等を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない対象配当について記載してください。

14　届出書の「４」の「元本の種類」（G01欄）には、支払を受ける対象配当の元本の種類が出資・株式・基金である場合は「１」、株式投資信託である場合は「２」を記載してください。

15　届出書の「４」の「名義人の氏名又は名称」（E02欄）には、元本がその真実の所有者以外の者－対象配当の支払を受ける者以外の者－の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「２」の「対象配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載した者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

16　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項、第３項、第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

17　届出書の「６」の「間接保有」（G02～G06欄）には、外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

18　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。
　なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

19　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

　この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。
　なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Dividends.
　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Dividends.
　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Dividends.

10　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into “Place where the business is managed and controlled” (Item E06) of column 2 place where the business of the Recipient of Dividends is managed.
　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into “Place where the business is managed and controlled” (Item E06) of column 2 place where the business of entity that was established in the foreign country whose members receive Dividends is managed and controlled.
　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into “Place where the business is managed and controlled” (Item E06) of column 2.

11　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

12　In the case where the Recipient of Dividends is a person with a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G05) of column 2 “1”.
　In the case where the Recipient of Dividends is a professional, an entertainer or a sportsperson with a fixed base (limited to what falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G05) of column 2 “1”.
　Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G05) of column 2 “2”.

13　In the case where the Recipient has a permanent establishment or a fixed base (as referred to in 12 above), enter into column 4 Dividends which are not attributed to such permanent establishment or fixed base of the Recipient (such Dividends as are not accounted for in the books of the permanent establishment or fixed base).

14　In the case where the kind of principal of Dividends received is Shares (Stocks), enter into “Kind of Principal” (Item G01) of column 4 “1”.
　In the case where the kind of principal of Dividends received is Stock investment trust, enter into “Kind of Principal” (Item G01) of column 4 “2”.

15　Enter into “Name of Nominee of Principal” (Item E02) of column 4 the registered name of the owner of shares in question.
　If the registered name is different from the name of Recipient of Dividends, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such shares is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the shares are registered in a name other than that of the beneficial owners.

16　Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 15, paragraph 1, 3, 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

17　In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G02 to G06) of column 6 “1”. Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G02 to G06) of column 6 “2”.

18　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.
　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

19　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

　The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
　If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

様　式　1－2
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書

SPECIAL APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

★

上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税
（復興特別所得税の非課税）
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax
for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ020010010

提出先（注7） Destination for submission (Note7)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

所得種類	G01	2
国・地域	E01	TW

1　適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項（注8）；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (Note8)

	条（Article）		項（para）	
外国居住者等所得相互免除法 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	G02	15	G03	

2　上場株式等対象配当等の支払を受ける者に関する事項（注9）；Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks (Note9)

氏名又は名称 Full name			E02	
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)			G04	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence		E03	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E04	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E05	
	事業が管理・支配されている場所（注10） Place where the business is managed and controlled (Note 10)		E06	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
上場株式等対象配当等につき居住者として課税される外国及び納税地 Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Dividends of Listed Stocks and the place where he is to pay tax	外国 Foreign country		E08	
	納税地 Place of Tax payment		E09	
	納税者番号（注11） Taxpayer Identification Number (Note11)		E10	
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan, If “Yes”, explain:	国内事業所等の有無（注12） Existence (or not) of permanent establishment in Japan (Note12) (有(Yes)・・・1or無(No)・・・2)		G05	
	名称 Name		E11	
	所在地 Address		E12	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business		E13	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

3　上場株式等対象配当等の支払の取扱者に関する事項;Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

名称 Full name	F04	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	— —
法人番号 Corporate Number	F02	

4　その他参考となるべき事項;Others

その他参考となるべき事項 Others	E01	

5　日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）;
Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note4)

「2」の欄に記載した外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
Dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	E02		効力を生じる日 Effective date	E03	

	「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有（注13） Indirect Ownership (Note13) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合（%） Ratio of Ownership			外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝ 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合（%） Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.		
E04		G01		C01		%	C02		%
E05		G02		C03		%	C04		%
E06		G03		C05		%	C06		%
E07		G04		C07		%	C08		%
E08		G05		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

6　日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）;
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。
Dividends of Listed Stocks that the partner of the entity mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law in the foreign country.

根拠法令 Applicable law	E09		効力を生じる日 Effective date	E10	
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form		E11			

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

○ 代理人に関する事項(注14)；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent (Note14) ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E01	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E02	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E03	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

居住者証明書の添付(注15);Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE”(Note15)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認	K21		身元確認	K22		

様式ID NTA0VGZ020030010

「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書（上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税（復興特別所得税の非課税））」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “SPECIAL APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS OF LISTED STOCKS”

注　意　事　項

特例届出書の提出について

1　この届出書は、対象配当及び対象利子（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第15条第29項第１号に規定する対象配当及び同項第２号に規定する対象利子をいいます。）のうち租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）に該当するもの（この届出書において「上場株式等対象配当等」といいます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第１項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合において、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第６条第１項から第５項までにおいて準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第２条第10項、第２条の２第９項、第２条の３第８項、第２条の４第８項及び第２条の５第９項に規定する特例届出書を提出する者が使用します。

2　この届出書は、上場株式等対象配当等の支払の取扱者ごとに作成してください。

3　この届出書は、上場株式等対象配当等の支払の取扱者に提出し、その支払の取扱者は、その支払の取扱者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける上場株式等対象配当等については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみこれらの規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

①　これらの規定の適用を受ける上場株式等対象配当等について、届出書の「２」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

②　「外国法人の株主等の名簿（様式10）」

③　これらの規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④　外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

5　外国居住者等所得相互免除法第15条第５項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員（その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。）は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿（様式10）」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

①　これらの規定の適用を受ける上場株式等対象配当等について、届出書の「２」の欄に記載した団体が設立された外国においてその団体の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

②　「団体の構成員の名簿（様式10）」

③　「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載された構成員が届出書の「２」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類

④　外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Dividends of Listed Stocks prescribed in Article 9-3-2 (1) of the Act on Special Measures Concerning Taxation (except for interests prescribed in the same paragraph) (limited to what fall under the category of Dividends and Interests prescribed in Article 15, paragraph 29, item 1 and 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) who submit the Special Application Form prescribed in Article 2 (10), Article 2-2 (9), Article 2-3 (8), Article 2-4 (8) and Article 2-5 (9) of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions which are applied mutatis mutandis pursuant to Article 6, paragraph 1 to 5 of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. in claiming the application of Article 15, paragraph 1 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

2　This form must be prepared separately for each Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks.

3　This form must be submitted to the Person in charge of handling payment of Dividends, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Person in charge of handling payment resides (Item F01). The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that Dividends of Listed Stocks are treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

② “List of the Members of Foreign Company (Form 10)”

③　Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the member of the foreign company　of competent authority regarding taxation of the foreign country.

5　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

A Partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in “List of the Partners of Entity (Form 10)” by all other partners and submits “List of the Partners of Entity (Form 10)” filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① Documents showing that Dividends of Listed Stocks are treated as income of the entity mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

② “List of the Partners of Entity (Form 10)”

③　Documents showing that the partners mentioned in “List of the Partners of Entity (Form 10)” are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.

【Continue on the next page】

届出書の記載について

6　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。
⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。
⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

7　「提出先」（F01欄）には、上場株式等対象配当等の支払の取扱者の所轄税務署を記載してください。

8　届出書の「１」のG03欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法15条の規定を記載してください。

9　届出書の「２」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける者について記載してください。
　また、外国居住者等所得相互免除法第15条第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第５項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

10　届出書の「２」の「事業が管理・支配されている場所」（E06欄）には、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。
　また、外国居住者等所得相互免除法第15条第５項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体の事業が管理され、かつ、支配されている場所を記載してください。
　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

11　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

12　届出書の「２」の「国内事業所等の有無」（G05欄）には、上場株式等対象配当等の支払を受ける者が外国居住者等所得相互免除法第２条第６号に規定する国内事業所等（上場株式等対象配当等の支払を受ける者が人的役務の提供を行う者である場合には、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等（固定的施設）。）を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

13　届出書の「５」の「間接保有」（G01～G05欄）には、外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

14　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。
　なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

15　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。
　なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Completion of the FORM

6　As this form will be read by OCR, note the following:
⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.
⑵　Do not write "Same as above" in each column.

7　In the "Destination for submission" (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Person in charge of handling payment of Dividends resides.

8　Enter into item G03 of column 1 Applicable Article 15 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

9　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Dividends of Listed Stocks.
　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Dividends of Listed Stocks.
　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Dividends of Listed Stocks.

10　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into "Place where the business is managed and controlled" (Item E06) of column 2 place where the business of the Recipient of Dividends of Listed Stocks is managed.
　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into "Place where the business is managed and controlled" (Item E06) of column 2 place where the business of entity that was established in the foreign country whose members receive Dividends of Listed Stocks is managed and controlled.
　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into "Place where the business is managed and controlled" (Item E06) of column 2.

11　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

12　In the case where the Recipient of Dividends of Listed Stocks is a person with a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into "Existence (or not) of permanent establishment in Japan" (Item G05) of column 2 "1".
　In the case where the Recipient of Dividends of Listed Stocks is a professional, an entertainer or a sportsperson with a fixed base (limited to what falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into "Existence (or not) of permanent establishment in Japan" (Item G05) of column 2 "1".
　Otherwise, enter into "Existence (or not) of permanent establishment in Japan" (Item G05) of column 2 "2".

13　In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable is indirect ownership, enter into "Indirect Ownership" (Items G01 to G05) of column 6 "1". Otherwise, enter into "Indirect Ownership" (Items G01 to G05) of column 6 "2".

14　In "Capacity of Agent in Japan" (Item G01) of "Details of the Agent", enter "1" if this form is submitted by a Tax Agent, or "2" if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.
　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

15　In "Yes…1 / Attachment not required…0" (Item G02) of "Attachment of Certificate of Residence", enter "1" if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and "0" if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

The term "foreign country" as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
　If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

様 式 2
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

★

対象利子に対する所得税の軽減・非課税（復興特別所得税の非課税）
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ030010010

提出先（注7） Destination for submission (Note7)	F01	
税率 10 %…1 “Applicable Tax Rate：10%”is”1” 非課税…2 “Exemption”is“2” （注7）(Note7)	G02	

税務署長
the District Director, Tax Office

所得種類	G01	4
国・地域	E01	TW

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項（注8）；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.（Note8）

	条（Article）		項（para）	
外国居住者等所得相互免除法 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	G03	15	G04	

2 対象利子の支払を受ける者に関する事項（注9）；Details of Recipient of Interest (Note9)

氏名又は名称 Full name			E02	
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number（Limited to case of a holder）			G05	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence		E03	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E04	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E05	
	事業が管理・支配されている場所（注10） Place where the business is managed and controlled (Note 10)		E06	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
下記「4」の対象利子につき居住者として課税される外国及び納税地 Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	外国 Foreign country		E08	
	納税地 Place of Tax payment		E09	
	納税者番号（注11） Taxpayer Identification Number（Note11）		E10	
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan, If “Yes”, explain:	国内事業所等の有無（注12） Existence (or not) of permanent establishment in Japan（Note12） （有(Yes)・・・1or無(No)・・・2）		G06	
	名称 Name		E11	
	所在地 Address		E12	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business		E13	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

3 対象利子の支払者に関する事項;Details of Payer of Interest

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E01	
	事業の内容 Details of Business	E02	
	所在地 Address	E03	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける対象利子で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項(注13);
Details of Interest received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 13)

元本の種類 (注14): Kind of principal:(Note14) 公社債…1, 公社債投資信託…2, 預貯金、合同運用信託…3, 貸付金…4, その他…5 Bonds and debentures…1, Bond investment trust…2, Deposits or Joint operation trust…3, Loans…4, Others…5	G01	

(1) 債券に係る対象利子の場合;In case of Interest derived from securities

債券の銘柄 Description of Securities	E04	
名義人の氏名又は名称(注15) Name of Nominee of Securities (Note 15)	E05	
債券の取得年月日 Date of Acquisition of Securities	E06	
額面金額 Face Value of Securities	E07	
債券の数量 Quantity of Securities	E08	
対象利子の支払期日 Due Date for Payment	E09	
対象利子の金額 Amount of Interest	E10	

(2) 債券以外のものに係る対象利子の場合;In case of other Interest

支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under which Interest is paid	E11	
契約の締結年月日 Date of Contract	E12	
契約期間 Period of Contract	E13	
元本の金額 Amount of Principal	E14	
対象利子の支払期日 Due Date for Payment	E15	
対象利子の金額 Amount of Interest	E16	

5 その他参考となるべき事項(注16);Others (Note 16)

その他参考となるべき事項 Others	E17	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

6　日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象利子については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
Interest mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	E01		効力を生じる日 Effective date	E02	

	「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有（注17） Indirect Ownership (Note17) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合（%） Ratio of Ownership			外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝ 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合（%） Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.		
E03		G01		C01		%	C02		%
E04		G02		C03		%	C04		%
E05		G03		C05		%	C06		%
E06		G04		C07		%	C08		%
E07		G05		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

7　日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象利子については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。
Interest mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	E08		効力を生じる日 Effective date	E09	
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称；Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form	E10				

8　外国の租税に関する権限のある機関の証明（注18）
Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note 18)

私は、届出者が、外国居住者等所得相互免除法第 15 条第＿項の規定の適用を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. , Article 15 , para＿ . is applicable.

Date　　年　　月　　日　　Certifier

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

○ 代理人に関する事項(注19)；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note19)；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E01	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E02	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E03	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

居住者証明書の添付(注20);Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE”(Note20)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G02	

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号 確認	K21		身元 確認	K22		

様式ID NTA0VGZ030040010

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（対象利子に対する所得税の軽減・非課税（復興特別所得税の非課税））」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INTEREST”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、対象利子（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第15条第29項第２号に規定する対象利子をいいます。この届出書において同じです。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第１項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、対象利子の支払者（租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。

3　この届出書は、対象利子の支払者に提出し、対象利子の支払者は、最初にその対象利子の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「４⑴」の「額面金額」（E07欄）、「債券の数量」（E08欄）若しくは「対象利子の金額」（E10欄）又は「４⑵」の「元本の金額」（E14欄）若しくは「対象利子の金額」（E16欄）の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（公募社債の利子等の一定の対象利子については、既に提出した届出書に記載した対象利子と異なる種類の対象利子の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。）。

無記名の債券に係る対象利子については、その支払を受ける都度、この届出書を作成して対象利子の支払者に提出し、対象利子の支払者は、その支払者の所轄税務署長に提出してください。

4　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける対象利子については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみこれらの規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

①　これらの規定の適用を受ける対象利子について、届出書の「２」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

②　「外国法人の株主等の名簿（様式10）」

③　これらの規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④　外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

5　外国居住者等所得相互免除法第15条第５項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員（その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。）は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿（様式10）」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

①　これらの規定の適用を受ける対象利子について、届出書の「２」の欄に記載した団体が設立された外国においてその団体の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

②　「団体の構成員の名簿（様式10）」

③　「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載された構成員が届出書の「２」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類

④　外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書

届出書の記載について

6　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Interest (meaning Interest prescribed in Article 15, paragraph 29, item 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) in claiming the application of Article 15, paragraph 1 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Interest (including Person in charge of handling payment of Interest prescribed in Article 9-3-2, paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).

3　This form must be submitted to the Payer of Interest, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Interest is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the “Face Value of Securities” (Item E07), “Quantity of Securities” (Item E08), or “Amount of Interest” (Item E10) mentioned in column 4(1) (“Amount of Principal” (Item E14) or “Amount of Interest” (Item E16) mentioned in column 4(2)) (In the case of the fixed interest of collective corporate bonds, the submission of the form for transfer purposes could be omitted when the interest received differs from those interest noted on the form that has already been submitted.).

However, in case of Interest from bearer securities, this form must be submitted at the time of each payment of such Interest.

4　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that Interst is treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

②“List of the Members of Foreign Company (Form 10)”

③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarading taxation of the foreign country.

5　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

A partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in “List of the Partners of Entity (Form 10)” by all other partners and submits “List of the Partners of Entity (Form 10)” filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① Documents showing that Interst is treated as income of the entity mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

②“List of the Partners of Entity (Form 10)”

③ Documents showing that the partners mentioned in “List of the Partners of Entity (Form 10)” are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.

Completion of the FORM

6　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴ Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵ Do not write ″Same as above″ in each column.

【Continue on the reverse】

7⑴　「提出先」（F01欄）には、対象利子の支払者の所轄税務署を記載してください。

⑵　「税率10％…１　非課税…２」（G02欄）には、次のとおり記載してください。

①　外国居住者等所得相互免除法の規定に基づき10%の税率の適用を受けようとする場合…「１」

②　外国居住者等所得相互免除法の規定に基づき非課税の適用を受けようとする場合…「２」

8　届出書の「１」のG04欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法15条の規定を記載してください。

9　届出書の「２」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者について記載してください。

また、外国居住者等所得相互免除法第15条第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第５項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

10　届出書の「２」の「事業が管理・支配されている場所」（E06欄）には、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。

また、外国居住者等所得相互免除法第15条第５項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体の事業が管理され、かつ、支配されている場所を記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第15条第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

11　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

12　届出書の「２」の「国内事業所等の有無」（G06欄）には、対象利子の支払を受ける者が外国居住者等所得相互免除法第２条第６号に規定する国内事業所等（対象利子の支払を受ける者が人的役務の提供を行う者である場合には、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等（固定的施設）。以下同じです。）を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

13　届出書の「４」の各欄には、対象利子の支払を受ける者が国内事業所等を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない対象利子について記載してください。

14　届出書の「４」の「元本の種類」（G01欄）には、支払を受ける対象利子の元本の種類に応じて「１」～「５」のうち該当する数字を記載してください。

15　届出書の「４⑴」の「名義人の氏名又は名称」（E05欄）には、元本がその真実の所有者以外の者－対象利子の支払を受ける者以外の者－の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「２」の「対象利子の支払を受ける者に関する事項」欄に記載した者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

16　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項から第10項までの規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

17　届出書の「６」の「間接保有」（G01～G05欄）には、外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

【次頁に続きます】

7(1)　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Interest resides.

(2)　(2) Enter into “Applicable Tax Rate: 10%…1 / Exemption…2″ (Item G02) the following:

①　If you wish to apply the 10% tax rate based on the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. …“1″

②　If you wish to apply for exemption based on the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. …“2″

8　Enter into item G04 of column 1 Applicable Article 15 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

9　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Interest.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Interest.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Interest.

10　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into “Place where the business is managed and controlled” (Item E06) of column 2 place where the business of the Recipient of Interest is managed.

In the case where the provisions of Article 15, paragraphs 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into “Place where the business is managed and controlled” (Item E06) of column 2 place where the business of entity that was established in the foreign country whose members receive Interest is managed and controlled.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into “Place where the business is managed and controlled” (Item E06) of column 2.

11　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

12　In the case where the Recipient of Interest is a person with a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G06) of column 2 “1”.

In the case where the Recipient of Interest is a professional, an entertainer or a sportsperson with a fixed base (limited to what falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G06) of column 2 “1”.

Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G06) of column 2 “2”.

13　In the case where the Recipient of Interest has a permanent establishment or a fixed base (as referred to in 12 above), enter into column 4 Interest which are not attributed to such permanent establishment or fixed base of the Recipient (such Interest as are not accounted for in the books of the permanent establishment or fixed base).

14　Enter into “Kind of Principal” (Item G01) of column 4 the number from “1” to “5” corresponds to the kind of principal of Interest received.

15　Enter into “Name of Nominee of Securities” (Item E05) of column 4(1) the registered name of the owner of securities in question.

If the registered name is different from the name of Recipient of Interest, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such security is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the securities are registered in a name other than that of the beneficial owners.

16　Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 15, paragraph 1 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

17　In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “1”. Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “2”.

【Continue on the reverse】

18　外国居住者等所得相互免除法第15条第２項、第４項、第６項、第８項又は第10項の規定の適用を受ける場合には、支払者に提出する前に、届出書の「８」の欄に外国の租税に関する権限のある機関の証明を受けてください（注意事項20⑵の場合を除きます。）。

19　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

20⑴　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G02欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

⑵　注意事項18の場合において外国の租税に関する権限のある機関が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「５」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）及び外国の租税に関する権限のある機関の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、対象利子の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「２」の欄に記載した事項について対象利子の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした対象利子の支払者は、届出書の「５」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

18　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 2, 4, 6, 8 or 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, column 8 must be entered with the certification by competent authority regarding taxation of the foreign country before this form is submitted to the payer (except for cases described in Note 20(2)).

19　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

20 ⑴　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G02) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

⑵　If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 18, documents showing “the details of circumstance that the conditions are satisfied” entered in line 5 (including Japanese translations if the documents are written in foreign language) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the Recipient of the Interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the Interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.

In this case, the payer of the Interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

様　式　3
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

★

（対象使用料に対する所得税の軽減（復興特別所得税の非課税）
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Royalties）

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ040010010

提出先（注7） Destination for submission (Note7)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

所得種類	G01	6
国・地域	E01	TW

1　適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項（注8）；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (Note8)

	条(Article)		項(para)	
外国居住者等所得相互免除法 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	G02	15	G03	

2　対象使用料の支払を受ける者に関する事項（注9）；Details of Recipient of Royalties (Note9)

氏名又は名称 Full name			E02	
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)			G04	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence		E03	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E04	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E05	
	事業が管理・支配されている場所（注10） Place where the business is managed and controlled (Note10)		E06	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
下記「4」の対象使用料につき居住者として課税される外国及び納税地 Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	外国 Foreign country		E08	
	納税地 Place of Tax payment		E09	
	納税者番号（注11） Taxpayer Identification Number(Note11)		E10	
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan, If “Yes”, explain:	国内事業所等の有無（注12） Existence (or not) of permanent establishment in Japan(Note12) (有(Yes)・・・1or無(No)・・・2)		G05	
	名称 Name		E11	
	所在地 Address		E12	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business		E13	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

3　対象使用料の支払者に関する事項;Details of Payer of Royalties

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E01	
	事業の内容 Details of Business	E02	
	所在地 Address	E03	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4　上記「3」の支払者から支払を受ける対象使用料で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項(注13);
Details of Royalties received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note13)

対象使用料の内容 Description of Royalties	E04	
契約の締結年月日 Date of Contract	E05	
契約期間 Period of Contract	E06	
対象使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	E07	
対象使用料の支払期日 Due Date for Payment	E08	
対象使用料の金額 Amount of Royalties	E09	

5　その他参考となるべき事項(注14);Others (Note14)

その他参考となるべき事項 Others	E10	

6　日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象使用料については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
Royalties mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	E11		効力を生じる日 Effective date	E12	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

	「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有(注15) Indirect Ownership (Note15) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合(%) Ratio of Ownership			外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合= 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける割合(%) Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.		
E01		G01		C01		%	C02		%
E02		G02		C03		%	C04		%
E03		G03		C05		%	C06		%
E04		G04		C07		%	C08		%
E05		G05		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合の記載事項等(注5);

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5, 7, or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象使用料については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。

Royalties mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	E06		効力を生じる日 Effective date	E07	
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form		E08			

○ 代理人に関する事項(注16);この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note16); If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 "Tax Agent"is 1 その他の代理人…2 "Other Agent"is 2	G06	
氏名(名称) Full name	E09	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E10	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E11	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

居住者証明書の添付 (注17);Attachment of "CERTIFICATE OF RESIDENCE" (Note17)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G07	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID NTA0VGZ040030010

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（対象使用料に対する所得税の軽減（復興特別所得税の非課税））」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、対象使用料（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第15条第29項第３号に規定する対象使用料をいいます。この届出書において同じです。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第１項、第３項、第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、対象使用料の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、対象使用料の支払者に提出し、対象使用料の支払者は、最初にその対象使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける対象使用料については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

①　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受ける対象使用料について、届出書の「２」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

②　「外国法人の株主等の名簿（様式10）」

③　外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④　外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

5　外国居住者等所得相互免除法第15条第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員（その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。）は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿（様式10）」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

①　これらの規定の適用を受ける対象使用料について、届出書の「２」の欄に記載した団体が設立された外国においてその団体の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

②　「団体の構成員の名簿（様式10）」

③　「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載された構成員が届出書の「２」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類

④　外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書

届出書の記載について

6　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

7　「提出先」（F01欄）には、対象使用料の支払者の所轄税務署を記載してください。

8　届出書の「１」のG03欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法15条の規定を記載してください。

9　届出書の「２」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者について記載してください。

また、外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Royalties (meaning Royalties prescribed in Article 15, paragraph 29, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) in claiming the application of Article 15, paragraph 1, 3, 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Royalties.

3　This form must be submitted to the Payer of Royalties, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Royalties is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to members that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that Royalties are treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

②“List of the Members of Foreign Company (Form 10)”

③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

5　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

A Partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in “List of the Partners of Entity (Form 10)” by all other partners and submits “List of the Partners of Entity (Form 10)” filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① Documents showing that Royalties are treated as income of the entity mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

②“List of the Partners of Entity (Form 10)”

③ Documents showing that the partners mentioned in “List of the Partners of Entity (Form 10)” are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.

Completion of the FORM

6　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴ Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵ Do not write 〃Same as above〃 in each column.

7　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Royalties resides.

8　Enter into item G03 of column 1 Applicable Article 15 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

9　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Royalties.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Royalties.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Royalties.

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

10　届出書の「２」の「事業が管理・支配されている場所」（E06欄）には、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。

また、外国居住者等所得相互免除法第15条第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体の事業が管理され、かつ、支配されている場所を記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第15条第３項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

10　In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into “Place where the business is managed and controlled” (Item E06) of column 2 place where the business of the Recipient of Royalties is managed.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into “Place where the business is managed and controlled” (Item E06) of column 2 place where the business of entity that was established in the foreign country whose members receive Royalties is managed and controlled.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into “Place where the business is managed and controlled” (Item E06) of column 2.

11　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

11　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

12　届出書の「２」の「国内事業所等の有無」（G05欄）には、対象使用料の支払を受ける者が外国居住者等所得相互免除法第２条第６号に規定する国内事業所等（対象使用料の支払を受ける者が人的役務の提供を行う者である場合には、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等（固定的施設）。以下同じです。）を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

12　In the case where the Payer of Royalties is a person with a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G05) of column 2 “1”.

In the case where the Payer of Royalties is a professional, an entertainer or a sportsperson with a fixed base (limited to what falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G05) of column 2 “1”.

Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G05) of column 2 “2”.

13　届出書の「４」の各欄には、対象使用料の支払を受ける者が国内事業所等を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない対象使用料について記載してください。

13　In the case where the Recipient has a permanent establishment or a fixed base (as referred to in 12 above), enter into column 4 Royalties which are not attributed to such permanent establishment or fixed base of the Recipient (such Royalties as are not accounted for in the books of the permanent establishment or fixed base).

14　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第15条第１項、第３項、第５項、第７項又は第９項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

14　Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 15, paragraph 1, 3, 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

15　届出書の「６」の「間接保有」（G01～G05欄）には、外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

15　In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “1”. Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “2”.

16　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G06欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

16　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G06) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

17　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G07欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

17　In ″Yes…1 / Attachment not required…0″ (Item G07) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

様　式　4
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

★

人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ050010010

提出先（注6） Destination for submission (Note6)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

所得種類	G01	10
国・地域	E01	TW

1　適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項（注7）;

Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (Note7)

	条(Article)		項(para)	
外国居住者等所得相互免除法 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	G02	7	G03	

2　対価の支払を受ける者に関する事項（注8）;Details of Recipient of Remuneration (Note8)

氏名又は名称 Full name			E02	
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)			G04	
個人の場合 Individual	住所 Domicile		E03	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
	日本国内における居所 Residence in Japan		E04	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	在留期間 Authorized Period of Stay		E05	
	在留資格 Status of Residence		E06	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E07	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E08	
	事業が管理されている場所（注9） Place where the business is managed (Note9)		E09	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal service in Japan			E11	
下記「4」の対価につき居住者として課税される外国及び納税地 Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	外国 Foreign country		E12	
	納税地 Place of Tax payment		E13	
	納税者番号（注10） Taxpayer Identification Number (Note10)		E14	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan, If “Yes”, explain:	国内事業所等の有無（注11）(Note11) Existence (or not) of permanent establishment in Japan (有(Yes)・・・1or無(No)・・・2)	G01	
	名称 Name	E01	
	所在地 Address	E02	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —
	事業の内容 Details of Business	E03	

3 対価の支払者に関する事項;Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E04	
	事業の内容 Details of Business	E05	
	所在地 Address	E06	
	電話番号 Telephone Number	T02	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項(注12);
Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note12)

提供する役務の概要 Description of Services Rendered	E07	
役務提供期間 Period of Services Rendered	E08	
対価の支払期日 Due Date for Payment	E09	
対価の支払方法 Method of Payment	E10	
対価の金額 Amount of Remuneration	E11	

5 その他参考となるべき事項(注13);Others (Note 13)

その他参考となるべき事項 Others	E12	

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対価については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

Remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	E13		効力を生じる日 Effective date	E14	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

	「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有(注14) Indirect Ownership (Note14) 有(Yes)…1 or 無(No)…2		持分の割合(%) Ratio of Ownership			外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝ 外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける割合(%) Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.		
E01		G01		C01		%	C02		%
E02		G02		C03		%	C04		%
E03		G03		C05		%	C06		%
E04		G04		C07		%	C08		%
E05		G05		C09		%	C10		%
合計 Total				C11		%	C12		%

○ 代理人に関する事項(注15)；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note15) ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G06	
氏名(名称) Full name	E06	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E07	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E08	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

居住者証明書の添付 (注16);Attachment of “CERTIFICATE OF RESIDENCE” (Note16)

有(Yes)…1 添付省略(Attachment not required)…0	G07	

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID NTA0VGZ050030010

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第７条第１項又は第３項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

この場合の人的役務提供事業とは、国内において行う人的役務の提供を主たる内容とする事業のうち、次に該当するものをいいます。

① 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業

② 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者のその知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業（機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合におけるその事業等、一定の事業を除きます。）

2　この届出書は、人的役務提供事業の対価の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、人的役務提供事業の対価の支払者に提出し、人的役務提供事業の対価の支払者は、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける人的役務提供事業の対価については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

① 外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受ける人的役務提供事業の対価について、届出書の「２」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

② 「外国法人の株主等の名簿（様式10）」

③ 外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

届出書の記載について

5　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴ 各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵ 各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

6　「提出先」（F01欄）には、人的役務提供事業の対価の支払者の所轄税務署を記載してください。

7　届出書の「１」のG03欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法７条の規定を記載してください。

8　届出書の「２」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第７条第１項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者について、外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける外国法人について、それぞれ記載してください。

9　届出書の「２」の「事業が管理されている場所」（E09欄）には、外国居住者等所得相互免除法第７条第１項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

10　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from Rendering Personal Services in claiming the application of Article 7, paragraph 1 or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

The term “Rendering Personal Services” as used in this application form means business falling under any of the following (limited to a business that is conducted in Japan) :

① A business that is mainly intended to provide the services of attorneys, certified public accountants, or architects or other professional services

② A business that is mainly intended to provide services carried out by persons who have expert knowledge or specialist skills in science and technology, business management or other fields by utilizing the said knowledge or skills (excluding a business conducted in association with the principal operations of a person who engages in sales and other businesses concerning machinery and equipment, etc.)

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3　This form must be submitted to the Payer of Remuneration, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that Remuneration is treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

② “List of the Members of the Foreign Company (Form 10)”

③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

Completion of the FORM

5　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴ Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵ Do not write ″Same as above″ in each column.

6　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Remuneration resides.

7　Enter into item G03 of column 1 Applicable Article 7 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

8　In the case where the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Remuneration.

In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Remuneration.

9　In the case where the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into “Place where the business is managed” (Item E09) of column 2 place where the business of the Recipient of Remuneration is managed.

In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into “Place where the business is managed” (Item E09) of column 2.

10　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

11　届出書の「２」の「国内事業所等の有無」（G01欄）には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者が国内事業所等を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

12　届出書の「４」の各欄には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者が国内事業所等を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない人的役務提供事業の対価について記載してください。

13　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第７条第１項又は第３項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

14　届出書の「６」の「間接保有」（G01～G05欄）には、外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

15　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G06欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。
　なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

16　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G07欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

11　In the case where the Recipient of Remuneration is a person with a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G01) of column 2 “1”.
　Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G01) of column 2 “2”.

12　Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

13　Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 7, paragraph 1 or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in column 2 through 4.

14　In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “1”. Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “2”.

15　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G06) of ″ Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.
　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

16　In ″Yes…1 / Attachment not required…0” (Item G07) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

　この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。
　なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

　The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
　If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

様 式 5
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

★

自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Earned by Professionals, Entertainers, or Sportsmen

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ060010010

短期滞在者が支払を受ける所得税法第161条第1項第12号に掲げる給与又は報酬(外国居住者等所得相互免除法第20条第3項の規定の適用を受ける報酬を除きます。)は、源泉徴収の対象となります。
詳細については、別紙の注意事項を参照してください。
Remuneration (excluding Remuneration to which Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable) and Salary that are received by Temporary Visitors, which are listed in Article 161, paragraph 1, item 12 of the Income Tax Act, are subject to withholding.
See separate instructions for the details.

所得種類	G01	12
国・地域	E01	TW

提出先 (注5) Destination for submission (Note5)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項 (注6);

Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (Note6)

	条(Article)		項(para)	
外国居住者等所得相互免除法 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	G02	20	G03	

2 報酬の支払を受ける者に関する事項 ;Details of Recipient of Remuneration

氏名 Full name		E02	
住所 Domicile		E03	
電話番号 Telephone Number		T01	— —
個人番号(有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)		G04	
日本国内における居所 Residence in Japan		E04	
電話番号 Telephone Number		T02	— —
入国年月日 Date of Entry		E05	
在留期間 Authorized Period of Stay		E06	
在留資格 Status of Residence		E07	
下記「4」の報酬につき居住者として課税される外国及び納税地 Foreign country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	外国 Foreign country	E08	
	納税地 Place of Tax payment	E09	
	納税者番号 (注7) Taxpayer Identification Number (Note7)	E10	
固定的施設の状況(注8) Fixed base in Japan (Note8) If "Yes", explain:	固定的施設の有無 Existence (or not) of fixed base in Japan (有(Yes)・・・1 or 無(No)・・・2)	G05	
	名称 Name	E11	
	所在地 Address	E12	
	電話番号 Telephone Number	T03	— —
	事業の内容 Details of Business	E13	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

判定期間における日本国内の滞在期間(注9) Periods during which the Recipient has stayed in Japan within determination period (Note9)	(自)(From)	年 Year	月 Month	日 Date
	Y01			
	(至)(To)	年 Year	月 Month	日 Date
	Y02			
	(自)(From)	年 Year	月 Month	日 Date
	Y03			
	(至)(To)	年 Year	月 Month	日 Date
	Y04			
	(自)(From)	年 Year	月 Month	日 Date
	Y05			
	(至)(To)	年 Year	月 Month	日 Date
	Y06			

3 報酬の支払者に関する事項;Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E01	
	事業の内容 Details of Business	E02	
	所在地 Address	E03	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項(注10);

Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note10)

提供する役務の概要 Description of Services Performed	E04	
役務提供期間 Period of Services Performed	E05	
報酬の支払期日 Due Date for Payment	E06	
報酬の支払方法 Method of Payment of Remuneration	E07	
報酬の金額 Amount of Remuneration	E08	
月額・年額の区分 Classification of per month/per year 月額(Per month)…1, 年額(Per year)…2	G01	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

5 その他参考となるべき事項(注11);Others (Note11)

その他参考となるべき事項 Others	E01	

○ 代理人に関する事項 (注12); この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note12); If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 "Tax Agent"is 1 その他の代理人…2 "Other Agent"is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E02	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E03	
電話番号 Telephone Number	T01	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E04	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他( )	番号 確認	K21		身元 確認	K22		

様式ID NTA0VGZ060030010

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION EARNED BY PROFESSIONALS, ENTERTAINERS, OR SPORTSMEN”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、自由職業者、芸能人又は運動家が支払を受ける所得税法第161条第１項第12号イに掲げる報酬（これらの者が国外において行う人的役務の提供であって、居住者又は内国法人が運航する船舶又は航空機において行うものに基因する報酬に限ります。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第20条第１項（第２号に係る部分に限ります。）又は第３項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

なお、この届出書は、平成31年１月１日以後に支払を受けるべきものについて使用します。

（注）短期滞在者が支払を受ける報酬及び給与に係る源泉徴収について

判定期間の全てにおいて日本国内の滞在期間が183日に満たない外国の居住者が支払を受ける所得税法第161条第１項第12号に掲げる報酬（外国居住者等所得相互免除法第20条第３項の規定の適用を受けるものを除きます。）及び判定期間の全てにおいて日本国内の滞在期間が183日を超えない外国の居住者が支払を受ける同号に掲げる給与については、所得税法第212条第１項又は第２項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条第１項の規定による所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の対象となります。

判定期間とは、報酬又は給与の支払を受ける日の属する年の１月１日から12月31日までのいずれかの日において開始し、又は終了する12月の期間をいいます（10において同じです。）。

2　この届出書は、報酬の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、報酬の支払者に提出し、報酬の支払者は、最初にその報酬の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

4　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

5　「提出先」（F01欄）には、報酬の支払者の所轄税務署を記載してください。

6　届出書の「１」のG03欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法20条の規定を記載してください。

7　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8　届出書の「２」の「固定的施設の状況」は、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等について記載してください。

なお、「固定的施設の有無」（G05欄）には、固定的施設を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

9　届出書の「２」の「判定期間における日本国内の滞在期間」（Y01～Y06欄）は、外国居住者等所得相互免除法第20条第１項（第２号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、報酬の支払を受ける者の日本国内の滞在期間が183日以上となる判定期間について記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第20条第３項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

10　届出書の「４」の各欄には、次により記載してください。

⑴　外国居住者等所得相互免除法第20条第１項（第２号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等（固定的施設）に帰せられない報酬について記載してください。

⑵　外国居住者等所得相互免除法第20条第３項の規定の適用を受ける場合には、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号に掲げる国内事業所等に帰せられない報酬について記載してください。

⑶　「月額・年額の区分」（G01欄）には月額の場合は「１」、年額の場合は「２」を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Professionals, Entertainers or Sportsmen in claiming the application of Article 20, paragraph 1 (limited to item 2) or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration listed in Article 161, paragraph 1, item 12 (a) of the Income Tax Act (limited to Remuneration which is derived from personal services carried out outside Japan on a vessel or aircraft operated by a resident or domestic corporation of Japan).

This form is to be used for the remuneration on or after 1 January 2019.

※ Withholding Taxes on Remuneration and Salary received by Temporary Visitors

Remuneration received by a resident of foreign country who has stayed in Japan less than 183 days within determination period (excluding Remuneration to which Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable) and Salary received by a resident of foreign country who has stayed in Japan not more than 183 days within determination period, are subject to withholding under the Article 212, paragraph 1 or 2 of the Income Tax Act and the Article 28, paragraph 1 of the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake.

The term “determination period” in this case means continuous 12 months that starts or ends in the year when the payment of Remuneration or salary is made. (Same as for column 10)

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3　This form must be submitted to the Payer of Remuneration, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Remuneration, is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write ″Same as above″ in each column.

5　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Remuneration resides.

6　Enter into item G03 of column 1 Applicable Article 20 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

7　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8　Enter into “Fixed base in Japan” of column 2 fixed base which falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If the person owns a fixed base in Japan, enter into “Existence (or not) of fixed base in Japan” (Item G05) “1”. Otherwise, enter into “Existence (or not) of fixed base in Japan” (Item G05) “2”.

9　In the case where the provisions of Article 20, paragraph 1 (limited to item 2) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into “Periods during which the Recipient has stayed in Japan within determination period” (Items Y01 to Y06) of column 2 the periods total of which is not less than 183 days.

In the case where the provisions of Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into “Periods during which the Recipient has stayed in Japan within determination period” (Items Y01 to Y06) of column 2.

10　Enter into column 4 the following types of income:

⑴　In the case where the provisions of Article 20, paragraph 1 (limited to item 2) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, describe such Remuneration as shall not be attributed to a fixed base which falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

⑵　In the case where the provisions of Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, describe such Remuneration as shall not be attributed to a fixed base which falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc..

⑶　Enter into “Classification of per month/per year” (Item G01) “1” for monthly amounts and “2” for annual amounts.

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

11　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第20条第１項（第２号に係る部分に限ります。）又は第３項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

12　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

　なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

11　Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the applications of the provisions of Article 20, paragraph 1 (limited to item 2) or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

12　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

　この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

　なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

　The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

　If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様 式 6
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

学生等又は事業修習者の給付に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Payments Received by Students or Business Apprentices

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

★

様式ID	NTA1VGZ070010010

提出先（注6） Destination for submission (Note6)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

所得種類	G01	14
国・地域	E01	TW

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項；

Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

	条(Article)		項(para)	
外国居住者等所得相互免除法 The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	G02	28	G03	1

2 給付の支払を受ける者に関する事項；Details of Recipient of Payments

氏名 Full name		E02	
日本国内における住所又は居所 Domicile or residence in Japan		E03	
電話番号 Telephone Number		T01	— —
個人番号(有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)		G04	
入国前の住所 Domicile before entry into Japan		E04	
電話番号 Telephone Number		T02	— —
年齢 Age		G05	
入国年月日 Date of Entry		E05	
在留期間 Authorized Period of Stay		E06	
在留資格 Status of Residence		E07	
下記「4」の給付につき居住者として課税 される外国及び納税地 Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Payments mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	外国 Foreign country	E08	
	納税地 Place of Tax payment	E09	
	納税者番号（注7） Taxpayer Identification Number (Note7)	E10	
日本国内において在学する学校又は訓練を受ける施設若しくは事業所 School or place of business in Japan where the Recipient studies or is trained	名称 Name	E11	
	所在地 Address	E12	
	電話番号 Telephone Number	T03	— —

3 給付の支払者に関する事項；Details of Payer of Payments

氏名又は名称 Full name	F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	F02	

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E01	
	事業の内容 Details of Business	E02	
	所在地 Address	E03	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける給付で外国居住者等所得相互免除法第28条第1項の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Payments received from the Payer to which the provisions of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable

所得の種類 Kind of Payments	E04	
契約期間 Period of Contract	E05	
給付の支払期日 Due Date for Payment	E06	
給付の支払方法 Method of Payments	E07	
給付の金額 Amount of Payment	E08	
月額・年額の区分（注8） Classification of per month/per year (Note8) 月額(Per month)…1, 年額(Per year)…2	G01	
給付の支払を受ける者が受ける教育又は訓練の内容 The Description of education or training	E09	

5 その他参考となるべき事項（注9）Others (Note9);

その他参考となるべき事項 Others	E10	

○ 代理人に関する事項（注10）; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note10); If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人（※）…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G02	
氏名（名称） Full name	E11	
住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	E12	
電話番号 Telephone Number	T02	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E13	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他（ ）	番号 確認	K21		身元 確認	K22	

様式ID NTA0VGZ070020010

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（学生等又は事業修習者の給付に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON PAYMENTS RECEIVED BY STUDENTS OR BUSINESS APPRENTICES”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、次の給付に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第28条第１項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

⑴　専ら教育又は訓練のために日本国内に滞在する学生、生徒又は児童がその者の生計、教育又は訓練のために支払を受ける国外からの給付

⑵　専ら教育又は訓練のために日本国内に滞在する事業修習者（事業、職業又は技術に関する基礎的な知識又は技能の習得のための教育又は訓練を受ける者をいいます。以下同じです。）がその者の生計、教育又は訓練のために支払を受ける国外からの給付のうち、その者が国内において最初にその教育又は訓練を受ける日から起算して２年を経過する日までの間に支払を受けるもの

2　この届出書は、給付の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、給付の支払者に提出し、給付の支払者は、最初にその給付の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　この届出書には、学生、生徒又は児童にあってはその者が在学する学校の発行する在学証明書を、事業修習者にあってはその者が訓練を受ける施設又は事業所の発行するその者が事業修習者であることを証明する書類を、それぞれ添付してください。

届出書の記載について

5　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

6　「提出先」（F01欄）には、給付の支払者の所轄税務署を記載してください。

7　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8　届出書の「４」の「月額・年額の区分」（G01欄）には、月額の場合は「１」、年額の場合は「２」を記載してください。

9　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第28条第１項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

10　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G02欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of the following Payments in claiming the application of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

⑴　Payments from abroad for the purpose of maintenance, education or training which received by student who stays in Japan solely for the purpose of his education or training.

⑵　Payments from abroad for the purpose of maintenance, education or training which received by business apprentice who stays in Japan solely for the purpose of his education or training (limited to the payments made within 2 years from the date on which he first begins his education or training in Japan).

The term “business apprentice” as used in this application form means a person who receives education or training for the purpose of fundamental knowledge or technical skill concerning business, profession or technique.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Payment.

3　This form must be submitted to the Payer of Payment, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　The applicant must attach the following documents:

⑴　In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.

⑵　In case of Business Apprentice: a certificate issued by the training institution, etc., where he receives training.

Completion of the FORM

5　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write ″Same as above″ in each column.

6　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Payment resides.

7　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8　Enter into “Classification of per month/per year” (Item G01) of column 4 “1” for monthly amounts and “2” for annual amounts.

9　Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 28, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

10　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G02) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

様 式 7
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

（退職手当等又は保険年金に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Retirement Allowances, Annuities, etc.）

★

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ080010010

提出先（注5） Destination for submission (Note5)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

所得種類	G01	16
国・地域	E01	TW

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項（注6）;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (Note6)
外国居住者等所得相互免除法
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

第23条第3項〔退職手当等〕…1 ″ Article 23, paragraph 3〔Retirement Allowances〕″ is 1 第7条第1項〔事業から生ずる所得（保険年金）〕…2 ″ Article 7, paragraph 1〔Business profits (Annuities)〕″ is 2	G02	

2 退職手当等又は保険年金の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Retirement Allowances, Annuities, etc.

氏名 Full name		E02	
住所又は居所 Domicile or residence		E03	
電話番号 Telephone Number		T01	―― ――
個人番号（有する場合のみ記入） Individual Number (Limited to case of a holder)		G03	
下記「4」の退職手当等又は保険年金につき居住者として課税される外国及び納税地 Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Retirement Allowances, Annuities, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	外国 Foreign country	E04	
	納税地 Place of Tax payment	E05	
	納税者番号（注7） Taxpayer Identification Number (Note 7)	E06	

3 退職手当等又は保険年金の支払者に関する事項;Details of Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc.

名称 Full name			F04	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office			F06	
電話番号 Telephone Number			F07	―― ――
法人番号 Corporate Number			F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name		E07	
	事業の内容 Details of Business		E08	
	所在地 Address		E09	
		電話番号 Telephone Number	T02	―― ――

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

4　上記「3」の支払者から支払を受ける退職手当等又は保険年金で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項；

Details of Retirement Allowances, Annuities, etc. received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

退職手当等又は保険年金の種類 Kind of Retirement Allowances, Annuities, etc.			E01	
支払回数 Frequency of Payments			E02	
支払期日 Due Date for Payment			E03	
支払方法 Method of Payment			E04	
1回の支払金額 Amount of Each Payment			E05	
退職手当等の場合： 退職手当等の支払の基因となった過去の勤務に係る雇用者 In case of Retirement Allowances: Description of the employer for whom the past services giving rise to the Retirement Allowances was rendered	氏名又は名称 Full name		E06	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Address		E07	
		電話番号 Telephone Number	T01	—— ——
	日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E08	
		所在地 Address	E09	
		電話番号 Telephone Number	T02	—— ——
保険年金の場合： 年金の支払の基因となった契約の内容 In case of Annuities: Particulars of contract under which the Annuities are paid	契約の締結年月日 Date of Contract		E10	
	契約金額 Amount Contracted		E11	
	契約期間 Period of Contract		E12	

5　その他参考となるべき事項（注8）；Others (Note8)

その他参考となるべき事項 Others	E13	

○　代理人に関する事項（注9）；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note9) ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人（※）…1 “Tax Agent”is 1 その他の代理人…2 “Other Agent”is 2	G01	
氏名（名称） Full name	E14	
住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	E15	
電話番号 Telephone Number	T03	—— ——
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E16	

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他（　　）	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID　NTA0VGZ080020010

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（退職手当等又は保険年金に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON RETIREMENT ALLOWANCES, ANNUITIES, ETC.”

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、次の場合に使用します。

⑴　所得税法第161条第１項第12号ハに掲げる給与（居住者であった期間に国外において行った勤務に基因するものに限り、居住者又は内国法人が営む国際運輸業の用に供される船舶又は航空機において行った勤務に基因するもの及び内国法人の役員として行った勤務に基因するものを除きます。この届出書において「退職手当等」といいます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第23条第３項の規定の適用を受けようとする場合

⑵　所得税法第161条第１項第14号に掲げる所得（事業から生ずる所得に限り、同項第１号に掲げる所得に該当するものを除きます。この届出書において「保険年金」といいます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第７条第１項の規定の適用を受けようとする場合

2　この届出書は、退職手当等又は保険年金の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、退職手当等又は保険年金の支払者に提出し、これらの支払者は、最初にその退職手当等又は保険年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

4　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

5　「提出先」（F01欄）には、退職手当等又は保険年金の支払者の所轄税務署を記載してください。

6　届出書の「１」のG02欄には、「第23条第３項〔退職手当等〕」の場合は「１」、「第７条第１項〔事業から生ずる所得（保険年金)〕」の場合は「２」を記載してください。

7　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第７条第１項又は第23条第３項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

9　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used in the following cases:

⑴　The case where the Recipient of Retirement Allowances listed in Article 161, paragraph 1, item 12 (c) of the Income Tax Act (limited to retirement allowance which is derived from work carried out outside Japan during the period when the Recipient has been a resident of Japan) (excluding Retirement Allowances which is derived from work carried out on a vessel or aircraft operated in international traffic by a resident or domestic corporation of Japan) claims the application of Article 23, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

⑵　The case where the Recipient of Annuities listed in Article 161, paragraph 1, item 14 of the Income Tax Act (limited to annuities which is derived from business of the Recipient and excluding what fall under the category of income listed in Article 161, paragraph 1, item 1 of the Income Tax Act) claims the application of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc.

3　This form must be submitted to the Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc., who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write ″Same as above″ in each column.

5　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Retirement Allowances, Annuities, etc., resides.

6　Enter into item G02 of column 1: “1” if “Article 23, paragraph 3 〔Retirement Allowances〕” applies, “2” if “Article 7, paragraph 1 〔Business profits (Annuities)〕” applies.

7　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8　Enter into column 5 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 7, paragraph 1 or Article 23, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

9　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

様 式 8
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

★

所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income listed in Article 161, paragraph 1, item 7 to 11, 13, 15 or 16 of the Income Tax Act

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ090010010

提出先（注5） Destination for submission (Note5)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

所得種類	G01	18
国・地域	E01	TW

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項（注6）;

Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (Note6)

外国居住者等所得相互免除法

The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

第7条第1項〔事業から生ずる所得〕…1 "Article 7, paragraph 1〔Business profits〕" is 1 第19条第1項〔著作権等の譲渡対価〕…2 "Article 19, paragraph 1〔Consideration for transfer of Copyright, etc.〕" is 2	G02	

2 所得の支払を受ける者に関する事項;Details of Recipient of Income

氏名又は名称 Full name			E02	
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)			G03	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence		E03	
		電話番号 Telephone Number	T01	— —
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		E04	
		電話番号 Telephone Number	T02	— —
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		E05	
	事業が管理されている場所 Place where the business is managed		E06	
		電話番号 Telephone Number	T03	— —
下記「4」の所得につき居住者として課税される外国及び納税地 Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Income mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax		外国 Foreign country	E08	
		納税地 Place of Tax payment	E09	
		納税者番号（注7） Taxpayer Identification Number (Note7)	E10	
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan, If "Yes", explain:	国内事業所等の有無（注8） Existence (or not) of permanent establishment in Japan (Note8) (有(Yes)・・・1or無(No)・・・2)		G04	
	名称 Name		E11	
	所在地 Address		E12	
		電話番号 Telephone Number	T04	— —
	事業の内容 Details of Business		E13	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

3 所得の支払者に関する事項;Details of Payer of Income

氏名又は名称 Full name		F04	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence)or Place of head office(main office)		F06	
電話番号 Telephone Number		F07	— —
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		F02	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	E01	
	事業の内容 Details of Business	E02	
	所在地 Address	E03	
	電話番号 Telephone Number	T01	— —

4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項;

Details of Income received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	E04	
支払の基因となった契約等の概要 Description of Contract	E05	
契約の締結年月日 Date of Contract	E06	
所得の支払期日 Due Date for Payment	E07	
所得の支払方法 Method of Payment	E08	
所得の金額 Amount of Payment	E09	

5 その他参考となるべき事項(注9);Others (Note9)

その他参考となるべき事項 Others	E10	

○ 代理人に関する事項 (注10); この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent (Note10); If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan 納税管理人(※)…1 "Tax Agent"is 1 その他の代理人…2 "Other Agent"is 2	G01	
氏名(名称) Full name	E11	
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	E12	
電話番号 Telephone Number	T02	— —
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	E13	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※"Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

税務署 整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他( )	番号 確認	K21		身元 確認	K22	

様式ID NTA0VGZ090020010

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（所得税法第161条第１項第７号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INCOME LISTED IN ARTICLE 161, PARAGRAPH 1, ITEM 7 TO 11, 13, 15 OR 16 OF THE INCOME TAX ACT”

注　意　事　項

届出書の提出について

１　この届出書は、次の場合に使用します。

⑴　所得税法第161条第１項第７号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得（事業から生ずる所得に限り、同項第１号に掲げる所得に該当するもの及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第15条第29項各号に規定する対象配当、対象利子又は対象使用料に該当するものを除きます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第７条第１項の規定の適用を受けようとする場合。

⑵　所得税法第161条第１項第11号イ又はロに掲げる所得（譲渡による対価に係る部分に限り、同項第１号に掲げる所得に該当するものを含みます。また、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号に規定する国内事業所等（人的役務の提供を行う者が支払を受けるものにあっては、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等（固定的施設））に帰せられる資産の譲渡によるものを除きます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第19条第１項の規定の適用を受けようとする場合。

２　この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。

３　この届出書は、所得の支払者に提出し、所得の支払者は、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

４　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴　各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵　各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

５　「提出先」（F01欄）には、所得の支払者の所轄税務署を記載してください。

６　届出書の「１」のG02欄には、「第７条第１項〔事業から生ずる所得〕」の場合は「１」、「第19条第１項〔著作権等の譲渡対価〕」の場合は「２」を記載してください。

７　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

８　届出書の「２」の「国内事業所等の有無」（G04欄）には、所得の支払を受ける者が外国居住者等所得相互免除法第２条第６号に規定する国内事業所等を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

９　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第７条第１項又は第19条第１項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

10　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G01欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used in the following cases:

⑴　The case where the Recipient of Incomes listed in Article 161, paragraph 1, item 7 to 11, 13, 15 or 16 of the Income Tax Act other than Dividends, Interest and Royalties prescribed in Article 15, paragraph 29, item 1 to 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (limited to Incomes which is derived from business of the Recipient and excluding what fall under the category of income listed in Article 161, paragraph 1, item 1 of the Income Tax Act) claims the application of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

⑵　The case where the Recipient of Incomes listed in Article 161, paragraph 1, item 11 (a) or (b) of the Income Tax Act (limited to the Consideration for Transfer of Rights listed in each item and including what fall under the category of income listed in Article 161, paragraph 1, item 1 of the Income Tax Act) (excluding the Consideration for Transfer of Rights which shall be attributed to a permanent establishment or a fixed base of the Recipient) claims the application of Article 19, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

2　This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.

3　This form must be submitted to the Payer of Income, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴　Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵　Do not write ″Same as above″ in each column.

5　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of the Income resides.

6　Enter into item G02 of column 1: “1” if “Article 7, paragraph 1〔Business profits〕” applies, “2” if “Article 19, paragraph 1〔Consideration for transfer of Copyright, etc.〕” applies.

7　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8　In the case where the Recipient of the Income is a person with a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G04) of column 2 “1”.

Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G04) of column 2 “2”.

9　Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the applications of the provisions of Article 7, paragraph 1 or Article 19, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in column 2 through 4.

10　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G01) of ″Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書の記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

様 式 9
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC. (FOR DISCOUNT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)

★

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGZ100010010

提出先（注6） Destination for submission (Note6)	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

□ 税率 10 %
Applicable Tax Rate:10%
□ 非課税
Exemption

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項（注7）;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.(Note7)
外国居住者等所得相互免除法第18条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article18, para.__.

2 還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項;（注8）
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities) (Note8)

氏名又は名称 Full name			
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)			
【個人の場合】住所又は居所 In the case of an Individual , domicile or residence 【法人その他の団体の場合】本店又は主たる事務所の所在地 In the case of Corporation or other entity , Place of head office or main office			
	電話番号 Telephone Number		— —
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	事業が管理されている場所（注9） Place where the business is managed (Note9)		
		電話番号 Telephone Number	— —
下記「4」の償還差益につき居住者として課税される外国及び納税地 Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Profit from Redemption mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax	外国 Foreign country		
	納税地 Place of Tax payment		
	納税者番号（注10） Taxpayer Identification Number (Note10)		

3 償還差益の支払者に関する事項;Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名称 Full name	F04	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	F06	
電話番号 Telephone Number	F07	— —
法人番号 Corporate Number	F02	

【次頁に続きます（Continue on the next page）】

4　上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項;

Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue			
② 回号 #			
③ 償還日 Date of Maturity			
④ 取得年月日(注11) Date of Acquisition (Note11)			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円yen	円yen	円yen
⑥ 額面1万円当たり売出価額(注12) Issue Price of Bonds per10,000yen (Note12)	円yen	円yen	円yen
⑦ 売出価額の合計額(注13) Total Issue Price Paid (Note13)	円yen	円yen	円yen
⑧ 償還価額(買入価額) Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円yen	円yen	円yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding Tax	%	%	%
⑩ 税率 Tax Rate under the provisions of the Article mentioned in 1 above	☐ 10%　☐ 非課税 Exemption	☐ 10%　☐ 非課税 Exemption	☐ 10%　☐ 非課税 Exemption
⑪ 源泉徴収税額(注14) Amount of Tax Withheld (Note14)	円yen	円yen	円yen
⑫ 所有期間の月数(注15) Holding Period (in months) (Note15)	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合(注16) Ratio of Holding Period to Stated Life of Bonds (Note16)	%	%	%
⑭ 還付請求金額(注17) Amount of Tax to be Refunded (Note17)	円yen	円yen	円yen

5　その他参考となるべき事項(注18);Others (Note18)

6　当該割引債に関する証明書;Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売　渡　証　明　書
Certificate of Sale

上記の請求者である外国居住者等所得相互免除法の適用を受けるものに、割引債を上記記載(銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額)のとおり売り渡したことを証明します。

I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

Date　（日　付）

Certifier　（証明者）

・売渡証明書欄に上記割引債を購入したことを証明する書面を貼付するか、又は購入先の証明を受けること。

Attach here a form which certifies the fact of the purchase above discount bonds, or get a certification of sale from the seller.

7　日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注3);

Details of proportion of income to which the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note3)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

The Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令
Applicable law

効力を生じる日　年　月　日
Effective date

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合(%) Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝ 外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

8 外国の租税に関する権限のある機関の証明(注19)
Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note19)

私は、請求者が、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第17条第1項第2号又は同条第2項第2号に定める金額の還付を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident of the foreign country who may receive the refund of tax withheld prescribed in Article 17, paragraph 1, item 2 or paragraph 2, item 2 of the Order for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

年　月　日
Date _____ Certifier _____

○ 代理人に関する事項(注21) ；この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent (Note21) ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	□ 納税管理人 Tax Agent ※ □ その他の代理人 Other Agent	
氏名(名称) Full name		
住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)		
電話番号 Telephone Number	— —	
納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認		身元確認	

様式ID NTA0VGZ100030010

「外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTIOIN OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC. (FOR DISCOUNT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)”

注　意　事　項

還付請求書の提出について

1　この還付請求書は、割引債の償還差益につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この還付請求書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第18条第１項又は第２項の規定の適用を受けようとする場合に償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「４」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書をその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。

2　この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。

3　外国居住者等所得相互免除法第18条第２項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける償還差益については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第18条第２項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この還付請求書に次の書類を添付して提出してください。

①　外国居住者等所得相互免除法第18条第２項の適用を受ける償還差益について、還付請求書の「２」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

②　「外国法人の株主等の名簿（様式10）」

③　外国居住者等所得相互免除法第18条第２項の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④　外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者の居住者証明書

還付請求書の記載について

4　この還付請求書は、ＯＣＲで読み取りしますので、各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

5　還付請求書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6　「提出先」（F01欄）には、償還金の支払者の所轄税務署を記載してください。

7　還付請求書の「１」の欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の条項を記載してください。

8　還付請求書の「２」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第18条第１項の規定の適用を受ける場合には、償還差益の支払を受ける者について、外国居住者等所得相互免除法第18条第２項の規定の適用を受ける場合には、償還差益の支払を受ける外国法人について、それぞれ記載してください。

9　還付請求書の「２」の欄の「事業が管理されている場所」欄には、外国居住者等所得相互免除法第18条第１項の規定の適用を受ける場合には、償還差益の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第18条第２項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

10　還付請求書の「２」の欄の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

11　④欄の取得年月日は、債券の受渡日を記載します。

12　⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に（乗換）と表示します。

13　⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。

$$⑥\times\frac{⑤}{1\text{万円}}$$

14　⑪欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。

$$(⑤-⑦)\times\frac{⑨}{100-⑨}$$

【次頁に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　Submit this form to the Payer of Redemption of Securities for the application of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Profit from Redemption of Securities. The Payer of Redemption of Securities must certify the items in 4 on this form and then file the form with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides (Item F01).

2　This form must be prepared separately for each Payer of Redemption of Securities who withheld the tax to be refunded.

3　In the case where the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that Profit from Redemption of Securities is treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

②“List of the Members of Foreign Company (Form 10)”

③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their translations.

④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

Completion of the FORM

4　As this form will be read by OCR, fill in the matters to write within the framework of each section.

5　Applicable boxes must be checked.

6　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Redemption of Securities resides.

7　Enter the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. that apply in column 1 on this form.

8　In the case where the provisions of Article 18, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Profit from Redemption of Securities.

In the case where the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Profit from Redemption of Securities.

9　In the case where the provisions of Article 18, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item “Place where the business is managed” of column 2 place where the business of the Recipient of Profit from Redemption of Securities is managed.

In the case where the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into item “Place where the business is managed” of column 2.

10　The Taxpayer Identification Number in column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

11　Date of Acquisition means the date of purchase.

12　⑥ shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.

13　⑦ shall be calculated by the following formula ;

$$⑥\times\frac{⑤}{10{,}000\text{yen}}$$

14　⑪ shall be calculated by the following formula ;

$$(⑤-⑦)\times\frac{⑨}{100-⑨}$$

【Continue on the next page】

15　⑫欄の所有期間の月数は、取得の日から償還の日までの月数（買入消却の場合には、取得の日から買入消却の日までの月数。１月未満の端数は１月とします。）を記載します。

16　⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。

１月…0.084	５月…0.417	９月…0.75
２月…0.167	６月…0.5	10月…0.834
３月…0.25	７月…0.584	11月…0.917
４月…0.334	８月…0.667	12月…1

なお、発行の日から償還の日までの月数（買入消却の場合には、発行の日から買入消却の日までの月数。１月未満の端数はこれを切り捨てます。）が 12 月以外である場合には、その月数のうちに所有期間の月数の占める割合を上記に準じて記載します。

17　⑭欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

期限後償還の場合　$⑪\times⑬-[(⑤-⑦)\times\frac{⑩}{100-⑨}]\times⑬$

繰上償還・買入消却の場合　$[⑪-(⑤-⑧)\times\frac{⑨}{100}]\times⑬$

$-[\{(⑤-⑦)\times\frac{⑩}{100-⑨}\}-\{(⑤-⑧)\times\frac{⑩}{100}\}]\times⑬$

18　還付請求書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第18条第１項又は第２項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

19　還付を請求する金額が、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第17条第１項第２号又は同条２項第２号に定める金額である場合には、支払者に提出する前に、還付請求書の「８」の欄に外国の租税に関する権限のある機関の証明を受けてください（注意事項20の場合を除きます。）。

20　注意事項19の場合において外国の租税に関する権限のある機関が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、還付請求書の「５」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）及び外国の租税に関する権限のある機関の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、還付請求書の「２」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき（還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「５」の欄に①確認をした旨（例：請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

21　この還付請求書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

この還付請求書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

なお、この還付請求書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

15　Holding Period shall be the number of complete months such bonds have been held plus one month if held for any additional days.

16　Corresponding ratios below shall be used for the purpose of ⑬.

1M…0.084	5M…0.417	9 M…0.75
2M…0.167	6M…0.5	10M…0.834
3M…0.25	7M…0.584	11M…0.917
4M…0.334	8M…0.667	12M…1

The above ratios shall be adjusted according to the redemption period.

In case of repurchase, these ratios shall be adjusted according to the life of the repurchased bond.

17　⑭ shall be calculated by the following formula ;

・ when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$⑪\times⑬-[(⑤-⑦)\times\frac{⑩}{100-⑨}]\times⑬$

・ when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$[⑪-(⑤-⑧)\times\frac{⑨}{100}]\times⑬$

$-[\{(⑤-⑦)\times\frac{⑩}{100-⑨}\}-\{(⑤-⑧)\times\frac{⑩}{100}\}]\times⑬$

18　Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 18, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

19　In the case where the Recipient of the Redemption of Securities claims the amount of refund of tax withheld prescribed in Article 17, paragraph 1, item 2 or paragraph 2, item 2 of the Order for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., the column 8 must be filled with the certification by the competent authority regarding taxation of the foreign country before submitting this form to the Payer (except for cases described in Note 20).

20　If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 19, documents showing “the details of circumstance that the conditions are satisfied” entered in line 5 (including Japanese translations if the documents are written in foreign language) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the Recipient of the Redemption of Securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the Redemption of Securities, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the Redemption of Securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

21　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

★

外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書
（発行時に源泉徴収の対象となる割引債に係るものを除く。）

年　月　日 提出

様式ID	NTA1VGZ130010010

提出先	F01		税務署長

1　還付の請求をする者（源泉徴収義務者）に関する事項

個人番号又は法人番号	F02				
氏名又は名称（フリガナ）	F03		氏名又は名称	F04	
郵便番号		—	電話番号	—	—
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地	F06				
代表者氏名（フリガナ）			代表者氏名		

2　還付請求金額に関する事項等

還付を受けようとする金額		円

適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定	外国居住者等所得相互免除法	第＿＿条＿＿項＿＿号	第＿＿条＿＿項＿＿号	第＿＿条＿＿項＿＿号

還付を受けようとする金融機関等	イ　銀行等			
		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・本所 出張所 支店・支所
		預金	口座番号	
	ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座			
	貯金口座の記号番号	―		
	ハ　郵便局等窓口			

所得の支払を受ける者	氏名又は名称（フリガナ）		氏名又は名称	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地			

還付金額の計算内容	(1)所得の種類	(2)所得の支払期日	(3)所得の支払金額	(4) (3)の支払金額から源泉徴収した税額	(5) (4)の税額の納付年月日	(6)外国居住者等所得相互免除法を適用した場合に源泉徴収すべき税額	(7)還付を受けるべき金額 ((4)－(6))	納付先 税務署
			円	円		円	円	税務署
			円	円		円	円	税務署
			円	円		円	円	税務署

摘要		添付書類	□ 帳簿書類の写し □ 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

税理士署名		電話番号 （税理士）	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考			
		F12							
	個人番号カード・運転免許証・その他（　　）					番号確認		身元確認	

外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書の記載要領等

1　この還付請求書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）の規定に基づく源泉所得税の軽減又は非課税の対象となる国内源泉所得（発行時に源泉徴収の対象となる割引債の償還差益を除きます。）について、源泉徴収義務者が、その支払時において外国居住者等所得相互免除法の規定を適用しないで源泉徴収をし、これを納付した場合に、その源泉徴収義務者が、その納付した源泉徴収税額と外国居住者等所得相互免除法の規定を適用した後の税額との差額の還付を受けようとするときに、所轄税務署長に提出します。

2　この還付請求書には、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けようとする場合に所得の支払を受ける者が提出する別に定める様式（様式１～８及び様式11）による「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」（その届出書に書類を添付して提出することとされているときは、それらを含みます。以下同じです。）及び還付を受けるべき金額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。

（注）還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。

3　この還付請求書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「１」の「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。

　ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。

(2)　「２」の「還付を受けようとする金額」欄には、「還付金額の計算内容」欄において計算した還付を受けるべき金額の合計額を記載してください。

(3)　「２」の「適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定」欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法第５条第１項に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」を記載してください。

(4)　「２」の「還付を受けようとする金融機関等」欄には、請求をする源泉徴収義務者が取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望する場合には、その請求をする源泉徴収義務者の取引銀行などの名称、預貯金口座名及びその口座番号を、「イ」に記載してください。

　ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望する場合には、ゆうちょ銀行の貯金口座の記号番号のみを、「ロ」に記載してください。

　ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、そのゆうちょ銀行の各店舗名又はその郵便局窓口名のみを、「ハ」に記載してください。

(5)　「２」の「所得の支払を受ける者」欄には、外国居住者等所得相互免除法第５条第１号に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」の適用を受ける所得の支払を受ける者の「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1VGX170010010

★

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

国税庁長官殿

所轄税務署	F01	

①申請者	主たる事務所の所在地	郵便番号	F32	―
		所在地	F33	
	納税地	郵便番号（納税地）	F05	―
		納税地	F06	
	フリガナ		F03	
	名称		F04	
	法人番号		F02	
	フリガナ		H06	
	代表者氏名		H07	

所得税法施行令第319 条の９第１項の規定により所得税法第203 条の６第２項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。

② 所得税法第203 条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由（受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。）	
③ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況	

④ 申請日の属する年の前年以前３年間の公的年金等の支払金額等の状況

支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額
・ ・	人	円	円
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

⑤ 申請日における公的年金等の受給者数	人
⑥ ⑤の受給者のうち所得税法第203 条の７の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数	人

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	番号確認	
		F12					

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書の記載要領

1　提出先等

この申請書は、所得税法第 203 条の６第１項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」といいます。）に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官あて１部提出してください。

なお、申請者がその納税地を２か所以上有している場合には、この申請書はその支払事務を取り扱う公的年金等の受給者数の最も多い事務所等に係る納税地（ただし、申請者が主たる事務所の所在地の所轄税務署の管轄区域内に公的年金等に係る納税地を有している場合には、その納税地とします。）の所轄税務署長を経由して提出してください。

2　提出期限

この申請書は、所得税法第 203 条の６第２項に規定する申告書を最初に受理しようとする日の属する年の前年 10 月 31 日までに提出してください。

3　申請書の書き方

⑴　「納税地」欄には、公的年金等に係る源泉所得税の納税地を記載してください。

なお、その納税地を２か所以上有している場合には、この申請書を提出する際に経由する税務署管内の納税地を記載し、それ以外の納税地については、適宜の用紙にその納税地及びその事務所等の名称を記載し、それを申請書に添付してください。

⑵　「②」欄には、所得税法第 203 条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由（例えば、受給者に対する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付及び受理のための事務手続並びにこれに要する事務量等）を記載してください。

⑶　「③」欄には、申請日の属する年に受理した「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の保管方法及びこの申請が承認された後において予定している当該申告書（その承認された後において受理する「簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を含みます。）の保管方法を記載してください。

⑷　「④」欄には、申請者が公的年金等に係る源泉所得税の納税地を２か所以上有している場合には、その納税地ごとに公的年金等（所得税が非課税とされる障害共済年金、遺族共済年金等を除きます。）の支払状況を記載してください。

⑸　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

様式ID	NTA1VGX050010010

★

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書

F01	

税務署長殿

郵便番号	F05	—
住　所	F06	
フリガナ	F03	
氏　名	F04	
電話番号	F07	—　　—

下記の事情により災害等の事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第２条の25の２、第２条の28項第１項又は第２条の31において準用する第２条の25の２に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

賃金の支払者	名　　称	
	所　在　地	〒 電話　　—　　—
勤　務　先	名　　称	
	所　在　地	〒 電話　　—　　—

貯　蓄　の　種　類		勤労者財産形成住宅貯蓄契約	勤労者財産形成年金貯蓄契約
事務代行先	名　　称		
	所　在　地	〒 電話　　—　　—	〒 電話　　—　　—
受入機関の営業所等	名　　称		
	所　在　地	〒 電話　　—　　—	〒 電話　　—　　—
その他参考となるべき事項		・契約日（　　年　　月　　日） ・契約者番号（　　）	・契約日（　　年　　月　　日） ・契約者番号（　　）

災害等の事由	租税特別措置法施行令第２条の25の２又は第２条の31において準用する第２条の25の２	
	□①１号該当（災害による家屋の損害） □②２号該当（医療費の金額の合計額が200万円超） □③３号該当（扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当）	□④４号該当（特別障害者に該当） □⑤５号該当（離職）
災害等の事由の生じた年月日	年　　月　　日	
添付書類の名称		

税理士署名	R01	

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書の記載要領等

1　勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第２条の 25 の２、第２条の 28 第１項又は第２条の 31 において準用する第２条の 25 の２の規定により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出したり、又は解約する場合に、その払出しや解約が災害等の事由が生じたことによるものであることの確認を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」を併せて提出してください。

(注)１　この申出書は、災害等の事由が生じた日から 11 月を経過する日までに提出する必要があります。

２　この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等の事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。

３　所轄税務署長から交付を受けた「確認通知書」を財形非課税貯蓄の受入機関の営業所等に提出し、災害等の事由が生じた日から１年を経過する日までに財形非課税貯蓄の払出し等を行った場合には、その払出し等をする日に支払われる財産非課税貯蓄に係る利子等及び同日前５年以内に支払われた財形非課税貯蓄に係る利子等については所得税及び個人住民税が課税されません。

2　各欄の記載方法

⑴　「住所」及び「氏名」の各欄には、あなたの住所及び氏名を記載してください。

⑵　「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。

⑶　「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。

⑷　「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。

⑸　「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。

⑹　「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。

⑺　「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の□にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」に記載してください。）。

⑻　「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記⑺でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。

(注)　災害等の事由のうち、②「２号該当」（医療費の金額の合計額が 200 万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で 200 万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。

なお、支払った医療費が保険金等によって補塡される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が 200 万円を超えるときは、その補塡される保険金等の額が確定した日を記載することになります。

⑼　「添付書類の名称」欄には、下記３の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。

⑽　「税理士署名」欄には、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

3　添付書類

災害等の事由が生じたことを証明する書類として、災害等の事由に応じて、次の書類を添付してください。

（添付書類の種類）

区　分		添付書類の例示
①、②又は③に該当する場合		・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）
①	災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
②	医療費の金額の合計額が 200 万円超	・医療費の領収書等（医療費が 200 万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補塡された保険金等の額の証明）
③	扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）
④	特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）

（注）１　添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。

２　医療費の対象となるのは、所得税法第 73 条第１項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。

様式ID	NTA0VGX050020010

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）

【共通記載事項】

○　あなたと生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）

氏　　名	続　柄	住　所　又　は　居　所

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

○　被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）

家　屋　の　所　在　地	所　有　者　氏　名	被　災　状　況

○　医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）

医療を受けた方の氏名	病院等の名称	支払年月日	支払った医療費	左のうち保険で補填される部分の金額
			円	円
合　　計				

○　寡婦又はひとり親の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）

区　分	要　因	あなたの合計所得金額見積額	扶養親族又は生計を一にする子の氏名	左記の方の合計所得金額見積額
寡婦　・　ひとり親		円		円

○　特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）

手帳などの種類	交　付　年　月　日	障害の程度（等級など）

○　離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）

離職先の名称	離　職　理　由	離職年月日

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る
災害等の事由についての確認申出書（別紙）の記載要領等

この別紙は、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に記載した災害等の事由の詳細について記載の上、申出書とともに提出するものです。

【共通記載事項】

○　「あなたと生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

申出書に記載した災害等の事由が「①１号該当（災害による家屋の損害）」、「②２号該当（医療費の金額の合計額が 200 万円超）」又は「③３号該当（扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当）」である場合に、あなたと生計を一にする親族の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

１　「被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）」欄の記載要領

被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」及び「被災状況」をそれぞれ記載してください。

（注）　あなたが居住の用に供している家屋であって、その家屋の所有者があなた又はあなたと生計を一にする親族である場合に限ります。

２　「医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）」欄の記載要領

あなた又はあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費について記載してください。

なお、災害等の事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補塡される部分を除きます。）の合計額が 200 万円を超える必要がありますのでご注意ください。

（注）　欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。

３　「寡婦又はひとり親の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

⑴　「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。

⑵　「要因」欄には、「離婚」、「死別」又は「生死不明」の別を記載してください。

⑶　「あなたの合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。

⑷　「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。

⑸　「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。

４　特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）欄の記載要領

⑴　「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。

⑵　「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。

５　離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）欄の記載要領

「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、あなたが雇用保険法第 23 条第２項に規定する特定受給資格者又は同法第 13 条第３項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ100010020

★

金融機関の営業所等の（異動）届出書

国税庁長官　殿

提出先		税務署

所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第２条の４第５項の規定に基づいてこの届出書を提出します。

必ず記入してください。

届出の事由	G01	

「届出の事由」欄は、次の区分に基づいて数値を記入してください。
届出者記入（新設：１、変更：４、廃止：５）

新設・変更等 年　月　日		元号	年	月	日
	N01				

個人番号又は法人番号	G02	
営業所の名称	F04	
営業所郵便番号	F05	－
営業所の所在地	F06	

営業所番号（団体区分）	E01		営業所番号（業界コード）	E02	

変更の場合は該当欄のみ記入してください。新設の場合は全部記入してください。

フリガナ	E03	
名　称	E04	
フリガナ	E05	
所在地	E06	
個人番号又は法人番号	G03	

郵便番号	P01	－	電話番号	T01	－	－

新設で本店の場合は、必ず記入してください。

本　店　の　表　示	G04	

「本店の表示」欄は、本店の場合のみ１と記入してください。

新設の場合は、必ず記入してください。

金融機関等の種類	E07	

「金融機関等の種類」欄は、次の区分に基づいて英字を記入してください。
（都市銀行：Ａ、地方銀行：Ｂ、信託銀行：Ｃ、外国銀行Ｅ、信用金庫Ｇ、商工中金等：Ｈ、
信用組合：Ｉ、労働金庫：Ｊ、農林中金：Ｋ、農協等：Ｌ、漁協等：Ｍ、証券会社：Ｎ、
外国証券：Ｏ、郵便局等：Ｑ、生保会社：Ｒ、損保会社：Ｓ、その他：Ｐ）

合併等により営業所等の承継がある場合は、必ず記入してください。

営業所番号（団体区分）	E08		営業所番号（業界コード）	E09	

金融機関の営業所等の（異動）届出書の記載要領

この届出書は、金融機関の営業所等が所得税法施行令第 50 条又は租税特別措置法施行令第２条の４第５項の規定による届出書を提出する場合に使用し、各欄の記入は、次による。

１　「新設・変更等年月日」欄

届出の事由別に次の年月日を記入する。

届出の事由	記入すべき年月日
新設	最初に非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書を受理することと見込まれる日を記入する。
変更又は廃止	営業所等の名称、所在地等の異動が生じることとなる年月日又は営業所の廃止若しくは預貯金等の受入れの業務を廃止することとなる年月日を記入する。「８　記載例」参照。

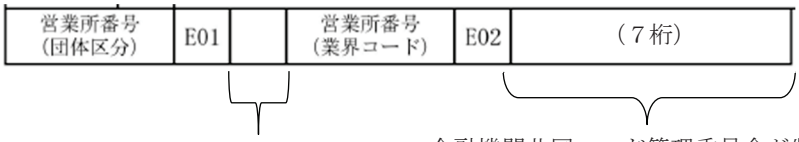
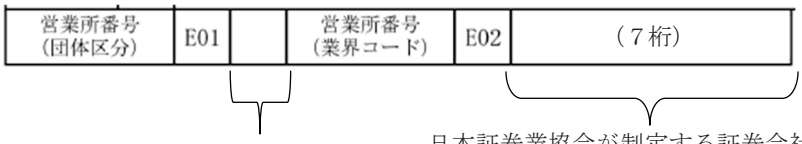
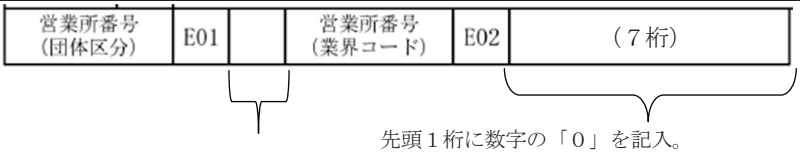
２　「届出の事由」欄

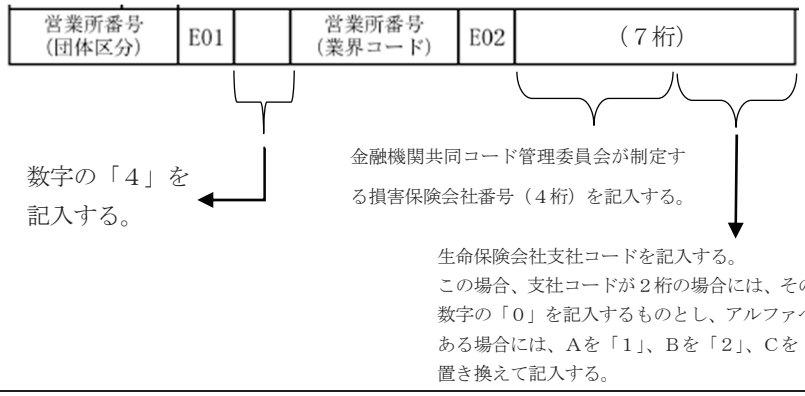
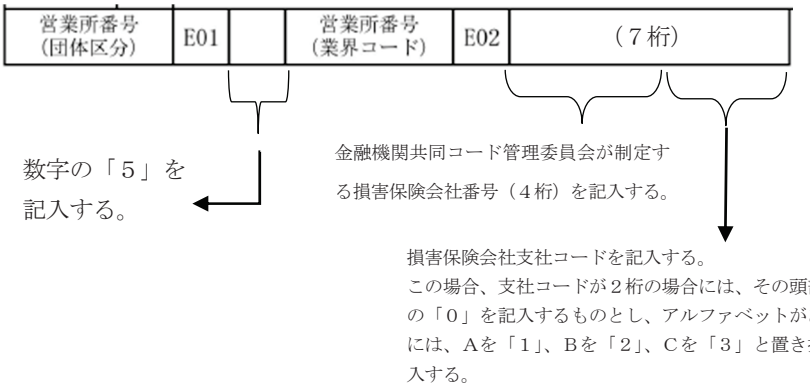
届出の事由別に該当する番号を記入する。

届出の事由	番号	参考
新設	1	この届出書を最初に提出するときに記入する。
変更	4	この届出書を提出した後、名称、所在地又は電話番号を変更するときに記入する。
廃止	5	この届出書を提出した後、営業所等の廃止又は預貯金等の受入れの業務を廃止することとなったときに記入する。

３　「営業所番号」欄

金融機関等の種類に応じ、次により記入する。

金融機関等の種類	営業所番号
A都市銀行　B地方銀行 C信託銀行　G信用金庫 H商工中金等　J労働金庫 K農林中金	 数字の「０」を記入する。 金融機関共同コード管理委員会が制定する統一金融機関番号（４桁）及び金融機関店舗番号（３桁）の計７桁を記入する。
N証券会社　O外国証券	 数字の「１」を記入する。 日本証券業協会が制定する証券会社コード番号（４桁）及び証券会社店舗番号（３桁）の７桁を記入する。
Q郵便局等	 数字の「３」を記入する。 先頭１桁に数字の「０」を記入。 ㈱ゆうちょ銀行の規定に基づいて指定する為替貯金取扱店（局）番号（５桁）を記入する。 この場合、末尾の１桁には数字の「０」を記入するが、分室番号（A、B、C）のある分室については、数字（１、２、３）に置き換えて記入する。

金融機関等の種類	営業所番号
R生命保険 （生命保険会社）	
S損保会社 （損害保険会社）	
E外国銀行　　I信用組合 L農協等　　M漁協等	全国銀行データ通信システムに加入している場合には、A都市銀行に準じて記入する。 全国銀行データ通信システムに加入していない場合で、既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。
Pその他	既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。

4　「名称」欄

金融機関等の名称と営業所の名称を記入する。

（例）「財務銀行　霞が関支店」

5　「本店の表示」欄

金融機関等の営業所が本店の内部に設置されている金融機関の営業所等に該当する場合のみ「１」と記入する。

6　「金融機関等の種類」欄

金融機関等の種類に該当するアルファベットを記入する。

（注）　水産加工業協同組合は、「漁協等」に含む。

7　合併等により営業所等の承継がある場合の「営業所番号」欄等

営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは合併等による金融機関の営業所等の廃止により、非課税貯蓄申告書又は特別非課税貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした預貯金等又は購入した公債のうち、所得税法第 10 条第１項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）又は租税特別措置法第４条第１項（障害者等の少額公債の利子の非課税）の規定の適用を受けるものの事務の全部が、その営業若しくは事業の譲渡を受けた金融機関等若しくはその合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等の営業所等又は同一金融機関の他の営業所等に移管される場合に、当該廃止される営業所等がこの届出書を提出する場合に、当該移管先の営業所等の営業所番号を記入する。

なお、当該移管先の営業所等が複数ある場合には、記入を要しない。

8　記載例

⑴　新設合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が新たに設立された金融機関の営業所等に移管された場合

イ　事例

合併等年月日　令和８年６月１日

合併前		合併後	
営業所名	営業所番号	営業所名	営業所番号
Ａ営業所	１１１	→ Ｃ営業所	１１３
Ｂ営業所	１１２		

ロ　届出書の記載要領等

Ａ営業所

次による。

項　　目	記　　入　　要　　領　　等
変更年月日	合併年月日の前日（令和８年５月 31 日）を記入する。
届出の事由	「５」（廃止）を記入する。
営業所番号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ａ営業所の「１１１」）を記入する。
承継店営業所番号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｃ営業所の「１１３」）を記入する。

Ｂ営業所

Ａ営業所に準じて記入する。

Ｃ営業所

次による。

項　　目	記　　入　　要　　領　　等
変更年月日	合併年月日（令和８年６月１日）を記入する。
届出の事由	「１」（新設）を記入する。
営業所番号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｃ営業所の「１１３」）を記入する。
名称 所在地 郵便番号 電話番号 金融機関等の種類 本店の表示	全て記入する。

⑵　吸収合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が他の営業所等に移管される場合

イ　事例

合併等年月日　令和８年６月１日

合併前		合併後	
営業所名	営業所番号	営業所名	営業所番号
Ａ営業所	１１１	→ Ａ営業所	１１１
Ｂ営業所	１１２		

ロ　届出書の記載要領等

Ａ営業所

届出書の提出は要しない。

Ｂ営業所

次による。

項　　目	記　　入　　要　　領　　等
変　更　年　月　日	合併年月日の前日（令和８年５月 31 日）を記入する。
届　出　の　事　由	「５」（廃止）を記入する。
営　業　所　番　号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｂ営業所の「１１２」）を記入する。
承継店営業所番号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号 （Ａ営業所の「１１１」）を記入する。

振替国債等の利子等課税の特例に関する非課税適用申告書・特例書類　兼 更新申告書

Application Form or Special Document for Withholding Tax Exemption on the interests, etc. from Japanese Government Bonds, etc. (J-BIEM)

★

様式ID	NTA1GEZ850010010

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office	1 日付Date:	
2 提出する者の種類 Type of the applicant			☐ A 非居住者Non-resident Individual ☐ B 外国法人Foreign Corporation ☐ C 適格外国証券投資信託Qualified Foreign Securities Investment Trust ☐ D 外国年金信託Foreign Pension Trust ☐ E 特例対象組合又は特例対象信託Partnership or Trust to which special treatment is applied		
3 提出する者の氏名又は名称 Name of the applicant					
4 個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number					
5 提出する者の住所等 Address of the applicant					
6 提出する者の種類により記載すべき事項 Other items required to be filled in depending on the type of the applicant					

本様式により、下記の特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている 次の利子・償還差益等につき租税特別措置法第5条の2第1項、第5条の3第1項、又は第41条の13の3第1項の規定の非課税適用を受けたいので、この旨申告します。
With this form, we hereby file for tax-exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation, Article 5-2, Paragraph 1 or Article 5-3, Paragraph 1or Article 41-13-3 and the relevant regulations thereunder, with regard to the following interests and redemption recorded in an account with a Specified Book-entry Transfer Institution, etc. or a Qualified Foreign Intermediary (QFI) stated as below.

7 ☐ 振替国債Japanese Government Bonds

☐ 振替地方債及び振替社債等Japanese Local Government Bonds and Japanese Corporate Bonds, etc.

☐ 特定振替割引債（特定振替割引国債、特定振替割引地方債、特定振替割引社債等） In the case of Book-entry transfer Discount Japanese Government Bonds (DJGBs), Discount Japanese Local Government Bonds (DJLGBs) and Discount Japanese Corporate Bonds, etc. (DJCBs)

8 適格外国仲介業者等 の所在地及び名称 Name and Address of the QFI, etc.		適格外国仲介業者の特定国外営業所等(の長)の受理日付 Date of receipt by the qualified person at the QFI's specified foreign branch		9 特定国外営業所等が 確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the applicant	

10 摘要欄 Remarks				11 受理日付	

特定振替機関等の名称 Name of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	F04		特定振替機関等の所在地 Address of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	F06	

提出者用－共通　For Applicants - common

1	特定振替機関等又は適格外国仲介業者への提出日を記入します。この日から非課税適用が開始されます。非課税申告書は、5年毎の更新が必要となります。 Please fill in the date to submit the form to the Specified Book-entry Transfer Institution, etc. or the Qualified Foreign Intermediary (QFI), from when the tax exemption is applied.　The application form should be replaced in every five years.
2	「提出者の種類」を選択してチェック・ボックスに印を付し、その種類毎に以下の指示に従って下さい。 Please select a 'Type of the Applicant', check an appropriate box and then follow the below instruction by the type.
4	個人番号又は法人番号を有する場合のみ記入します。 In 'Individual Number or Corporate Number', please fill in the Individual Number or Corporate Number if you are an Individual Number or Corporate Number holder.
7	本文中、非課税の適用を受けようとする債券利子等の種類を選択してチェック・ボックスに印を付して下さい。 Please select a type of the bond interest, etc. to apply tax exemption for and check an appropriate box in the body text.
10	提出をする者が納税管理人を指名している場合には、「納税管理人」としてその氏名及び住所を「摘要欄」に記入します。 In case where the applicant appoints a tax agent, please fill in the Name and Address of the applicant's tax agent in "Remarks" with the description of "Tax Agent".

提出者用－A から E の種類毎　For Applicants – by Type from A to E

A 提出をする者が非居住者である場合 In the case where an applicant is a nonresident individual;	
3	「提出する者の氏名又は名称」欄に、当該非居住者の氏名を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of the non-resident individual.
5	「提出する者の住所等」欄に、当該非居住者の（日本国外の）住所地又は居所地を記入します。但し、提出をする者が日本国内に居所又はPE（恒久的施設）を有する非居住者である場合には、居所地又はPEの所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the domicile or residence (outside Japan).　In the case where an applicant is a non-resident individual which has his/her residence or permanent establishment in Japan, the address of his/her residence or permanent establishment is to be filled in.
6	提出をする者が日本国内に居所又はPE（恒久的施設）を有する非居住者である場合には、「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に（日本国外の）住所地又は居所地を記入します。 In the case where an applicant is a nonresident individual which has his/her residence or permanent establishment in Japan, the domicile or residence (outside Japan) of the non-resident individual is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".
B 提出をする者が外国法人である場合 In the case where an applicant is a foreign corporation;	
3	当該外国法人の名称を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of the foreign corporation.
5	「提出する者の住所等」欄に、当該外国法人の（日本国外の）本店又は主たる事務所の所在地を記入します。但し、提出をする者が日本国内にPE（恒久的施設）を有する外国法人である場合には、「住所等」欄にはPEの所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation.　In the case where an applicant is a foreign corporation which has permanent establishment in Japan, the address of its permanent establishment is to be filled in "Address of the applicant".
6	提出をする者が日本国内にPE（恒久的施設）を有する外国法人である場合には、「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に（日本国外の）本店又は主たる事務所の所在地を記入します。 In the case where an applicant is a foreign corporation which has permanent establishment in Japan, the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".
C 提出をする者が適格外国証券投資信託の受託者である場合 In the case where the applicant is the trustee of a Qualified Foreign Securities Investment Trust (QFSIT);	
3	「提出する者の氏名又は名称」欄に、受託者の名称を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of the trustee.
5	「提出する者の住所等」欄に、受託者の住所若しくは所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the domicile or the place of the trustee.
6	適格外国証券投資信託の名称及び組成地及び募集が行われた国及び地域を、「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に記入します。

	The name of the QFSIT and information on the countries/territories where the QFSIT is established and publicly offered/marketed is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".
D 提出をする者が外国年金信託の受託者である場合 In the case where the applicant is the trustee (or the trustor) of a Foreign Pension Trust;	
3	「提出する者の氏名又は名称」欄に、受託者の名称を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of the trustee.
5	「提出する者の住所等」欄に、受託者の住所若しくは所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the domicile or the place of the trustee.
6	外国年金信託の名称及び設定の根拠となる外国の法令の名称を、「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に記入します。 The name of the Foreign Pension Trust and foreign law or ordinance to be the basis for the establishment of the Foreign Pension Trust is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".
E 提出をする者が特例対象組合に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する振替国債等の利子等につき支払を受ける場合 In the case where an applicant receives an interest or a dividends of the book-entry JGB, etc. which belongs to partnership or trust assets of the Partnership or the Trust to which special treatment is applied;	
2	本様式は、特例対象組合のそれぞれの組合員又は特例対象信託のそれぞれの委託者が提出するものです。他に、「組合等届出書」及び組合契約書等の写しの提出が必要となります。 This form is to be submitted by each partner of the Partnership or each trustor of the Trust which special treatment is applied. In addition to those applications, 'Notification of Partnership or Trust' with a copy of Partnership Agreement or Trust Deed will be required.
3	「提出する者の氏名又は名称」欄に、特例対象組合のそれぞれの組合員又は特例対象信託のそれぞれの委託者の氏名又は名称を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of each partner of the Partnership or each trustor of the Trust which special treatment is applied.
5	「提出する者の住所等」欄に、特例対象組合のそれぞれの組合員又は特例対象信託のそれぞれの委託者の住所又は所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the domicile or the place of the partner of the Partnership or the trustor of the Trust which special treatment is applied.
6	特例対象組合又は特例対象信託の名称及び国内における主たる事務所等の所在地（国外に主たる事務所等がある場合は国外の主たる事務所等の所在地）、並びに業務執行者等の氏名又は名称及び住所等を「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に記入します。 The name and place of the main domestic office (the outside office in the case when the Partnership or the Trust has a main office abroad) of the Partnership or the Trust, and the name and the domicile or the place of the Operating Partner of the Partnership or the Trustee of the Trust is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".

適格外国仲介業者等用　For Qualified Foreign Intermediaries (QFI's), etc.

8	提出する者の確認を行う特定振替機関等の営業所等、適格外国仲介業者の特定国外営業所等、特定口座管理機関の営業所等、特定間接口座管理機関の営業所等、適格口座管理機関の営業所等又は償還金若しくは利息等の支払の取扱者の名称及び所在地を記入します。租税特別措置法第5条の2第17項に規定する信託の特定受託者である場合は、当該特定受託者の営業所等の名称及び所在地を記入します。 Please fill in Name and Address of the branch, etc., of the Specified Book-entry Transfer Institution, etc., specified foreign branch, etc. of the QFI , the branch, etc., of the Specified Account Management Institution,r the branch, etc., of the Specified Indirect Account Management Institution, the branch, etc. of the Qualified Account Management Institution or the Paying Agent of Redemption Proceeds, Interest or Dividends. In the case of the Specified Trustee prescribed under the Act on Special Measures Concerning Taxation, Article5-2, Paragraph 17, Name and Address of the branch, etc. of the Specified Trustee is to be filled in.

特定振替機関等用　For Specified Book-entry Transfer Institutions, etc.

9&11	本様式を特例書類として作成する場合は、特定振替機関等において代理作成することが可能です。その場合、これらの欄を記入する必要はありません。 When preparing this form as a Special Document, it can be made by a Special Book-entry Transfer Institutions, etc. In such cases, those columns do not have to be filled in.

振替国債等の利子等課税の特例に関する異動申告書

Application Form for Amendment concerning Withholding Tax Exemption on the interests, etc. from Japanese Government Bonds, etc. (J-BIEM)

★

様式ID NTA1GEZ860010010

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office	1 日付Date:	
提出する者の種類 Type of the applicant			☐ A 非居住者Non-resident Individual ☐ B 外国法人Foreign Corporation ☐ C 適格外国証券投資信託Qualified Foreign Securities Investment Trust ☐ D 外国年金信託Foreign Pension Trust		
2 提出する者の氏名又は名称 Name of the applicant					
3 個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number (個人番号又は法人番号を有する場合のみ記入) (Limited to cases of a holder)					
4 提出する者の住所等 Address of the applicant					
5 提出する者の種類により記載すべき事項 Other items required to be filled in depending on the type of the applicant					

下記の事項につき異動がありましたので、租税特別措置法第5条の2第12項(第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。)の規定により申告します。
We hereby file the amendment to the Application Form for Withholding Tax Exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation Article 5-2, Paragraph 12 (including the case applied under Article 5-3, Paragraph 9 and Article 41-13-3,Paragraph12)and the relevant regulations thereunder, with regard to Japanese Government Bonds, or Japanese Local Government Bonds, or Japanese Corporate Bonds, etc, Discount Japanese Government Bonds, Discount Japanese Local Government bonds and Discount Japanese Corporate Bonds, etc. recorded in an account established in the Bank of Japan Book-entry System or the Japan Securities Depository Center Book-entry System through a Specified Book Entry Transfer Institution, etc. or Qualified Foreign Intermediary (QFI) stated as below.

6異動事項 Descriptions of Amendments	異動前 Before Amendment	異動後 After Amendment

適格外国仲介業者等 の所在地及び名称 Name and Address of the QFI, etc.		適格外国仲介業者の特定国外営業所等(の長)の受理日付 Date of receipt by the qualified person at the QFI's specified foreign branch	
非課税適用申告書の提出年月日 Submission Date of initial Application Form for Withholding Tax Exemption	年 月 日 Date	特定国外営業所等が確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the applicant	

摘要欄 Remarks		受理日付	

特定振替機関等の名称 Name of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	F04		特定振替機関等の所在地 Address of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	F06	

提出者用－共通　For Applicants - common

1	異動が発生した日を記入します。 Please fill in the date of amendment.
2,4-5	異動後の内容を記入します。 Please fill in the name of the applicant, the address of the applicant and the other items required to be filled in depending on the type of the applicant after amendment.
3	個人番号又は法人番号を有する場合のみ記入します。 In 'Individual Number or Corporate Number', please fill in the Individual Number or Corporate Number if you are an Individual Number or Corporate Number holder.
6	異動した項目のみ記入します。 Please fill in the descriptions of amendments only.

振替国債、振替地方債及び振替社債等の利子並びに振替割引債の差益金額等の課税の特例に関する組合等届出書 兼 更新届出書

Notification Form for Withholding Tax Exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation on Partnership or Trust

★

様式ID	NTA1VGX873010010

提出先 Destination for submission	F01	

税務署長
the District Director, Tax Office

年　月　日
Date

特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の住所等（注1） Address of the Operating Partner or Trustee (Note1)	
特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の氏名又は名称 Name of the Operating Partner or Trustee	
個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to cases of a holder)	
特例対象組合又は特例対象信託の名称 Name of the Partnership or Trust	
特例対象組合又は特例対象信託の事務所等所在地 Address of the Partnership or Trust	

本様式により、下記の特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている（□振替国債、□振替地方債及び振替社債等）の利子及び□特定振替割引債の差益金額等につき租税特別措置法第5条の2第4項（第5条の3第9項又は第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたいので、この旨届け出ます。
また、別紙記載の当該組合又は信託のすべての組合員等は、下記の特定振替機関等又は適格外国仲介業者から（□振替国債、□振替地方債及び振替社債等、□特定振替割引債）の振替記載等を受けている非居住者又は外国法人であり、非課税適用申告書を提出しております。

With this form,we hereby file for tax-exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation Article 5-2, Paragraph 4 (including the case applied under Paragraph 9 of Article 5-3 and Paragraph 12 of Article 41-13-3) and the relevant regulations thereunder, with regard to (□Japanese Government Bonds, □Japanese Local Government bonds and Japanese Corporate Bonds, etc, □Discount Japanese Government Bonds and □Discount Japanese Local Government bonds and Discount Japanese Corporate Bonds, etc.) recorded in an account established in the Bank of Japan Book-entry System or the Japan Securities Depository Center Book entry System through a Specified Book Entry Transfer Institution, etc.or Qualified Foreign Intermediary (QFI) stated as below.
We hereby also confirm that all partners of the partnership or beneficial owners of the trust listed on the Attachment are non-resident individuals or foreign corporations that have tax-exempt accounts to record (□Japanese Government Bonds, □Japanese Local Government Bonds and Japanese Corporate Bonds, etc, □Discount Japanese Government Bonds and □Discount Japanese Local Government bonds and Discount Japanese Corporate Bonds, etc.) through a Specified Book Entry Transfer Institution, etc. or a Qualified Foreign Intermediary (QFI), and have submitted an application form for tax exemption.

特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地(注2) Name and Address of the Specified Book Entry Transfer Institution, etc, specified foreign branch of the QFI , Qualified Account Management Institution or Paying Agent of Redemption Proceeds, Interest or Dividends (Note2)		適格外国仲介業者の特定国外営業所等(の長)の受理日付 Date of receipt by the qualified person at the QFI's specified foreign branch

摘要（注3） Remarks (Note3)		特定国外営業所等が確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the filing party	特定振替機関等の受理日付 Date of receipt by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.

特定振替機関等の名称 Name of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	F04		特定振替機関等の所在地 Address of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	F06	

別紙 Attachment

特例対象組合又は特例対象信託の名称 Name of the Partnership or Trust	

	氏名又は名称 Name of partner or beneficial owner	住所等 Address of partner or beneficial owner	損益分配割合等 A profit and loss distribution ratio,etc	非課税適用申告書の提出の有無 Having submission of or not of the Application Form for Withholding Tax Exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation Article 5-2, Paragraph 1, Article 5-3, Paragraph 1 and Article 41-13-3, Paragraph 1	
				有 Having	無 Not Having
1				☐	☐
2				☐	☐
3				☐	☐
4				☐	☐
5				☐	☐
6				☐	☐
7				☐	☐
8				☐	☐
9				☐	☐
10				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

様式ID	NTA0VGX873020010

(注 1) 提出をする者が非居住者である場合には、当該非居住者の（日本国外の）住所地又は居所地。
提出をする者が外国法人である場合には、当該外国法人の（日本国外の）本店又は主たる事務所の所在地。
(注 2) 租税特別措置法第 5 条の 2 第 19 項に規定する信託の特定受託者である場合は、当該特定受託者の営業所等の名称及び所在地を記載する。
(注 3) 提出をする者が日本国内に居所又はPE（恒久的施設）を有する非居住者である場合には「住所等」欄には居所地又はPEの所在地を、「摘要」欄に（日本国外の）住所地又は居所地を記載する。
提出をする者が日本国内にPE（恒久的施設）を有する外国法人である場合には「住所等」欄にはPEの所在地を、「摘要」欄に（日本国外の）外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載する。

(Note 1) In the case where the filing party is a nonresident individual, the domicile or residence (outside Japan) of the nonresident individual.
In the case where the filing party is a foreign corporation, the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in.
(Note 2) In the case of the Specified Trustee prescribed in the Act on Special Measures Concerning Taxation Article 5-2, Paragraph 19, Name and Address of the Specified Trustee is to be filled in.
(Note 3) in the case where the filing party is a nonresident individual which has his/her residence or permanent establishment in Japan, the address of his/her residence or permanent establishment is to be filled in "Address of the Operating Partner or Trustee", and the domicile or residence (outside Japan) of the nonresident individual is to be filled in "Remarks".
In the case where the filing party is a foreign corporation which has a permanent establishment in Japan, the address of its permanent establishment is to be filled in "Address of the Operating Partner or Trustee", and the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in “Remarks”.

振替国債、振替地方債及び特定振替社債等の利子並びに振替割引債の差益金額等の課税の特例に関する組合等異動届出書

Notification Form for Amendment concerning Withholding Tax Exemption based on the Special Taxation Measures Law on Partnership or Trust

★

様式ID	NTA1VGX875010010

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

年　　月　　日
Date

特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の住所等（注1） Address of the Operating Partner or Trustee (Note1)	
特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の氏名又は名称 Name of the Operating Partner or Trustee	
個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to cases of a holder)	
特例対象組合又は特例対象信託の名称 Name of the Partnership or Trust	
特例対象組合又は特例対象信託の事務所等所在地 Address of the Partnership or Trust	

下記の事項につき異動がありましたので、租税特別措置法第5条の2第12項（第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。）及び租税特別措置法施行規則第3条の18第15項（第3条の19第15項及び第19条の7第15項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。
また、別紙記載の当該組合又は信託のすべての組合員等は、下記の特定振替機関等又は適格外国仲介業者から（□振替国債、□振替地方債及び振替社債等、□特定振替割引債）の振替記載等を受けている非居住者又は外国法人であり、非課税適用申告書を提出しております。

We hereby file the amendment to the Application Form for Withholding Tax Exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation Article 5-2, Paragraph12 (including the case applied under Paragraph 9 of Article 5-3 and Paragraph 12 of Article 41-13-3) and the Ordinance for Enforcement of the Act on Special Measures Concerning Taxation Article 3-18, Paragraph 15(including the case applied under Paragraph 15 of Article 3-19 and Paragraph 15 of Article 19-7) and the relevant regulations thereunder, with regard to Japanese Government Bonds recorded in an account established in the Bank of Japan Book-entry System or the Japan Securities Depository Center Book-entry System through a Specified Book Entry Transfer Institution, etc. or Qualified Foreign Intermediary(QFI) stated as below.
We hereby also confirm that all partners of the partnership or beneficial owners of the trust listed on the Attachment are non-resident individuals or foreign corporations that have tax-exempt accounts to record (☐Japanese Government Bonds, ☐Japanese Local Government Bonds and Japanese Corporate Bonds, etc, ☐Discount Japanese Government Bonds and ☐Discount Japanese Local Government bonds and Discount Japanese Corporate Bonds, etc.) through a Specified Book Entry Transfer Institution, etc. or a Qualified Foreign Intermediary (QFI), and have submitted an application form for tax exemption.

異動事項 Descriptions of Amendments	異動前 Before Amendment	異動後 After Amendment	変更をした年月日 Date of Modification

特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称（注2） Name of the Specified Book Entry Transfer Institution, etc. or specified foreign branch of the QFI (Note2)	

適格外国仲介業者の特定国外営業所等（の長）の受理日付 Date of receipt by the qualified person at the QFI's specified foreign branch

組合等届出書の提出年月日 Submission Date of initial Notification Form for Withholding Tax Exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation on Partnership or Trust	Date　　年　　月　　日

特定国外営業所等が確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the filing party	特定振替機関等の受理日付 Date of receipt by theSpecified Book Entry Transfer Institution, etc.

摘要（注3） Remarks (Note3)

特定振替機関等の名称 Name of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	F04		特定振替機関等の所在地 Address of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	F06	

（注1）　提出をする者が非居住者である場合には、当該非居住者の（日本国外の）住所地又は居所地。
　　提出をする者が外国法人である場合には、当該外国法人の（日本国外の）本店又は主たる事務所の所在地。
（注2）　租税特別措置法第5条の2第19項に規定する信託の特定受託者である場合は、当該特定受託者の営業所等の名称を記載する。
（注3）　提出をする者が日本国内に居所又は恒久的施設を有する非居住者である場合には「住所等」欄には居所地又はPEの所在地を、「摘要」欄に（日本国外の）住所地又は居所地を記載する。
　　提出をする者が日本国内にPE（恒久的施設）を有する外国法人である場合には「住所等」欄にはPEの所在地を、「摘要」欄に（日本国外の）外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載する。

(Note1)　In the case where the filing party is a nonresident individual, the domicile or residence (outside Japan) of the nonresident individual.
　　In the case where the filing party is a foreign corporation, the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in.
(Note2)　In the case of the Specified Trustee prescribed in the Act on Special Measures Concerning Taxation Article5-2, Paragraph19, Name of the Specified Trustee is to be filled in.
(Note3)　In the case where the filing party is a nonresident individual which has his/her residence or permanent establishment in Japan, the address of his/her residence or permanent establishment is to be filled in "Address of the Operating Partner or Trustee", and the domicile or residence (outside Japan) of the nonresident individual is to be filled in "Remarks".
　　In the case where the filing party is a foreign corporation which has a permanent establishment in Japan, the address of its permanent establishment is to be filled in "Address of the Operating Partner or Trustee", and the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in "Remarks".

様式ID	NTA0VGX875020010

別紙1・異動前 Attachment 1: Before Amendment

特例対象組合又は特例対象信託の名称 Name of the Partnership or Trust	

	氏名又は名称 Name of partner or beneficial owner	住所等 Address of partner or beneficial owner	損益分配割合等 A profit and loss distribution ratio ,etc.	非課税適用申告書の提出の有無 Having submission of or not of the Application Form for Withholding Tax Exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation Article 5-2, Paragraph 1, Article 5-3, Paragraph 1 and Article 41-13-3, Paragraph 1	
				有 Having	無 Not Having
1				☐	☐
2				☐	☐
3				☐	☐
4				☐	☐
5				☐	☐
6				☐	☐
7				☐	☐
8				☐	☐
9				☐	☐
10				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

様式ID	NTA0VGX875030010

別紙2・異動後　Attachment 2: After Amendment

特例対象組合又は特例対象信託の名称 Name of the Partnership or Trust	

	氏名又は名称 Name of partner or beneficial owner	住所等 Address of partner or beneficial owner	損益分配割合等 A profit and loss distribution ratio ,etc.	非課税適用申告書の提出の有無 Having submission of or not of the Application Form for Withholding Tax Exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation Article 5-2, Paragraph 1, Article 5-3, Paragraph 1 and Article 41-13-3, Paragraph 1	
				有 Having	無 Not Having
1				☐	☐
2				☐	☐
3				☐	☐
4				☐	☐
5				☐	☐
6				☐	☐
7				☐	☐
8				☐	☐
9				☐	☐
10				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

様式ID	NTA0VGX875040010

適格外国仲介業者の承認申請書
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

★

この申請書は、租税特別措置法第5条の2(振替国債等の利子の課税の特例)第7項第4号、第5条の3(振替社債等の利子の課税の特例)第4項第4号若しくは第41条の13の3(振替割引債の差益金額等の課税の特例)第7項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。
This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 5-2 or subparagraph 4 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

様式ID	NTA1VGX870010010

国税庁長官 殿

To : The Commissioner National Tax Agency

☐ 振替国債の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)

☐ 振替地方債及び特定振替社債等の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBs)

☐ 特定振替割引債(特定振替割引国債、特定振替割引地方債、特定振替割引社債等)の場合
In the case of Book-entry transfer Discount Japanese Government Bonds (DJGBs), Discount Japanese Local Government Bonds (DJLGBs) and Discount Japanese Corporate Bonds, etc. (DJCBs)

1 申請をする者に関する事項;Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary		F03		代表者名President's Name
名 称 Name		F04		
担当者Name of contact person			部署Section	電話番号Telephone number
法人番号 Corporate Number (法人番号を有する場合のみ記入) (Limited to cases of a holder)		F02		
住所地 Address	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office	F06		(所在国)Country
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized			(所在国)Country
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled			(所在国)Country

租税条約その他の日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定に係る事項 ・Income Tax Convention and other international agreements: ⅰ) to which Japan is a partner ; and ⅱ) which has an Article of Exchange of Information ; and ⅲ) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan. ・The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	☐ 日本国と_____との間の租税条約その他の国際約束 The Income Tax Convention and other international agreements between Japan and_____ ☐ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第41条第1項 Paragraph 1 Article 41 of The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

恒久的施設の状況 Permanent establish-ment in Japan	☐ 有 If "Yes"	名称 Name			
			担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number
		所在地 Address			外国普通法人となった旨の届出書提出年月日(・ ・) Date of submission of Notice of Acquisition of Status of Foreign Ordinary Corporations
	☐ 無 If "No"	国内の事務所等の名称 Name of office in Japan			
			担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number
		所在地 Address			

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	名称 Name	
	所在地 Address	(所在国)Country
	名称 Name	
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application	所在地 Address	(所在国)Country
	名称 Name	
	所在地 Address	(所在国)Country
□:別紙添付有り separate sheet attached	名称 Name	
	所在地 Address	(所在国)Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等に関する事項;

Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution that established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等 Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution	名称 Name	
	所在地 Address	
	名称 Name	
	所在地 Address	
	名称 Name	
	所在地 Address	

3 代理人に関する事項;Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□ 納税管理人 ※ Tax Agent □ その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項;Other relevant matters

5 誓約;

私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。

① 申請者は、「1 租税条約その他の日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定に係る事項」に記載した租税条約の締約国若しくは締約者の法人であること又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第41条第1項の規定により外国(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号に規定する外国をいう。)の機関に対して租税に関する情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国の法人であること

② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、速やかに国税庁長官に届け出ること

③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること

④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第11項(第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。)に規定するところにより確認を行うこと

⑤ 租税特別措置法第5条の2第14項及び第19項(第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。)に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第5条の2第15項、第16項、第5条の3第7項、第8項、第41条の13の3第10項若しくは第11項に規定する通知を行うこと

5 Certification

I hereby declare that the below statements are true and correct.

i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above or I am a resident corporation of the foreign country (prescribed in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) (country or region outside Japan) to which Japan provide the information concerning taxes to the certification of competent authority regarding taxation of the foreign country under Paragraph 1 Article 41 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the Commissioner National Tax Agency without delay.

iii In case where the District Director require to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (ASMCT), I will cooperate to do so without delay.

iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of applications in accordance with the Paragraph 11 of Article 5-2(including the case applied under the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT)

v I will keep books, make records there in or preserve the books pursuant to the provision of Paragraph 14and 19 of Article 5-2 (including the case applied mutatis mutandis pursuant the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT)or give notice pursuant to the provisions of Paragraph 15 or 16 of that Article, the Paragraph 7, or 8 ,of Article 5-3 or the Paragraph 10 or 11 of Article 41-13-3 of the ASMCT

日 付 Date

誓約者の氏名 The name of certifier (authorized official thereof)

又はその代理人の氏名 or its Agent



様式ID NTA0VGX870020010

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

申請書の提出について

1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2(振替国債等の利子の課税の特例)第7項第4号、第5条の3(振替社債等の利子の課税の特例)第4項第4号若しくは第41条の13の3(振替割引債の差益金額等の課税の特例)第7項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

2 この申請書は、振替国債及び特定振替割引国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債、特定振替社債等、特定振替割引地方債及び特定振替割引社債等にあっては(株)証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。

3 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。

4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

5 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
□:国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

6 この申請書は、OCRで読み取りしますので、各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

7 申請書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 5-2 ,subparagraph 4 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 4 of Paragraph 7 of article 41-13-3 of the ASMCT, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.

2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs and DJGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGBs, JCBs, DJLGBs , and DJCBs.

3 If applicant does not have approval papers of Qualified Foreign Intermediary, an Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation

4 Where this form has been submitted, if a disposition to approve or dismiss the application has not been made by the final day of the month following the month that includes the day on which the written application was submitted, it shall be deemed that approval has been granted as of the said day.

5 If applicant does not desire an announcement of the approval by the Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next blocks.
□:no announcement desired

Completion of the FORM

6 This form will be read by OCR, so please fill in the matters to write within the framwork of each section.

7 Applicable blocks must be checked.

□ 振替国債又は特定振替割引国債の場合(In the case of JGBs and DJGBs)

・ 日本銀行の証明;Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Certifier of authorized official, the Bank of Japan _____

□ 振替地方債、特定振替社債等、特定振替割引地方債又は特定振替割引社債等の場合(In the case of JLGBs ,JCBs,DJLGBs and DJCBs)

・ (株)証券保管振替機構の証明;Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing .

Date _____ Certifier of authorized official, JASDEC _____

様式ID	NTA0VGX870030010

様式ID	NTA1VGX881010010

★

特殊関係者届出書

（租税特別措置法第5条の3第10項又は第41条の13の3第13項に規定する届出書）

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

年　　月　　日

発行者の名称	F04	
発行者の所在地（注1）	F06	
法人番号（注2）	F02	

租税特別措置法第5条の3第10項又は第41条の13の3第13項の規定により、下記事項を届け出ます。

1．発行者に関する事項；

判定事業年度開始の年月日（注3）	

2．特殊関係者に関する事項；

□　判定事業年度開始の時において当社の特殊関係者に該当する者はおりません。

□　判定事業年度開始の時において当社の特殊関係者に該当する者は以下のとおりです。（注4）

非居住者又は外国法人の氏名又は名称	国外にある住所若しくは居所又は 本店若しくは主たる事務所の所在地	特殊関係者に該当する事情

摘要

（注１）発行者の本店又は主たる事務所の所在地を記載する。

（注２）法人番号を有する者に限る。

（注３）「判定事業年度」とは、発行者のこの書類の提出に係る租税特別措置法第２条第２項第19号に規定する事業年度（特定振替社債等の利子等の支払の日を含む事業年度）をいう。

（注４）租税条約等の規定により所得税が免除される者にあっては記載を要しない。

様式ID	NTA1VGX874010010

★

民間国外債等の利子の非課税適用申告書

APPLICATION FORM FOR EXEMPTION OF WITHHOLDING TAX ON INTEREST FROM PRIVATE FOREIGN BONDS, ETC.

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

下記の民間国外債又は外貨債の利子につき、租税特別措置法第6条の規定に基づき非課税の適用を受けたいので、この旨申告します。

We hereby apply for tax-exemption under Article 6 of the Act on Special Measures concerning Taxation for the interest on the private foreign bonds or foreign currency. bonds specified below.

1 利子の支払を受ける者に関する事項
Details of Recipient of Interest

氏名又は名称 Full name	
住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 Domicile, residence, Location of head office or a main office	
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	

2 利子の支払をする者に関する事項
Details of Payer of Interest

名称 Name	F04	
本店又は主たる事務所の所在地 Location of head office or a main office	F06	
法人番号 Corporate Number	F02	

3 民間国外債等に関する事項
Details of the private foreign bonds, etc.

民間国外債又は外貨債の名称 Name of private foreign bond or foreign currency bond	
利子の支払期 Due Date for Payment	
利子の金額 Amount of Interest	

4 代理人に関する事項 ; この申告書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□ 納税管理人 ※ Tax Agent □ その他の代理人 (注) Other Agent (Note)	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ " Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc , under the provisions of the General Law for National Taxes.

5 その他参考となるべき事項;
Other relevant matters

(注) この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

(Note) An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation

様式ID	NTA1GEZ670010030

★

利子受領者確認書
Interest Recipient Confirmation

提出先 Destination for submission	F01	

税務署長
the District Director, Tax Office

年　　月　　日

所在地 Address of the applicant	F06	
名称 Name of the applicant	F04	
代表者名 Name of the Director	H07	
法人番号 Corporate Number	F02	

下記の特定民間国外債又は外貨債の利子につき、租税特別措置法第6条第10項に規定する「利子受領者確認書」を提出します。
I submit "Interest Recipient Confirmation" prescribed the Special Taxation Measures Law Article 6,paragraph 10, with regard to the interest of undermentioned specified foreign private bonds or foreign currency bonds.

利子の支払を受けるべき者 Recipient of Interest	支払を受けるべき利子の金額 Amount of Interest
非居住者、外国法人又は国内金融機関等 Non resident or foreign corporation, domestic financial institution	
居住者又は内国法人（国内金融機関等を除く） Resident or Domestic Corporation,(Other than A domestic financial institution etc.)	

特定民間国外債又は外貨債の名称 Name of Specified foreign private bond or Foreign currency bond	
利子の支払期 Due Date for Payment	

摘要　Remarks　(注)(Note)

代理人 Agent of payer	住所等 Address	
	氏名又は名称 Name	

(注)　保管支払取扱者の住所・名称（氏名）、元本、利率、償還日等、参考となる事項を記載する。
(Note) Enter the reference information such as the address and the name of a person in charge of handling custody and payment, issued amount, interest rate, date of maturity, etc.

様式ID	NTA1VGX882010010

★

民間国外債の発行者の特殊関係者に係る届出書

（租税特別措置法第6条第14項に規定する届出書）

提出先 Destination for submission	F01	

税務署長
the District Director, Tax Office

年　　月　　日

発行者の名称	F04	
発行者の本店又は主たる事務所の所在地	F06	
法人番号（有する場合のみ記入）	F02	

租税特別措置法第6条第14項の規定により、下記事項を届け出ます。

1. 発行者に関する事項;

利子に係る所得税の納税地（注1）	
判定事業年度開始の年月日（注2）	

2. 特殊関係者に関する事項;

□ 判定事業年度開始の時において当社の特殊関係者に該当する者はおりません。
□ 判定事業年度開始の時において当社の特殊関係者に該当する者は以下のとおりです。（注3）

非居住者又は外国法人の氏名又は名称	国外にある住所若しくは居所又は 本店若しくは主たる事務所の所在地	特殊関係者に該当する事情

摘要

（注１）所得税法第18条第２項の規定による指定があった場合には当該納税地を記載する。
（注２）「判定事業年度」とは、発行者のこの書類の提出に係る租税特別措置法第２条第２項第19号に規定する事業年度（民間国外債の利子の支払の日を含む事業年度）をいう。
（注３）租税条約等の規定により所得税が免除される者にあっては記載を要しない。

様式ID	NTA1VGX879010010

★

店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する非課税適用申告書

APPLICATION FORM OF WITHHOLDING TAX EXEMPTION ON THE INTERESTS FROM THE MARGIN ON OVER-THE-COUNTER TRANSACTIONS OF DERIVATIVES

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

国内金融機関等又は金融商品取引清算機関から支払を受ける店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子につき、租税特別措置法第42条の規定に基づき非課税の適用を受けたいので、この旨申告します。

We hereby file for tax-exemption based on the Act on Special Measures on Taxation, Article 42, with regard to the interests from the margin on over-the-counter transactions of derivatives paid from the domestic financial institution, etc. or the financial instruments clearing organization.

1 利子の支払を受ける者に関する事項
Details of Recipient of Interest

名 称 Name		代表者名President's Name
本店又は主たる事務所の所在地 Location of head office or a main office		
本店又は主たる事務所以外の営業所等を通じて行われる場合の営業所等の名称及び所在地 Name and Location of the office other than the head or a main office if the transaction has not been made in the head office or a main office.		
法人番号(有する場合のみ記入) Corporate Number(Limited to case of a holder)		

2 利子の支払をする者に関する事項
Details of Payer of Interest

国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の名称 Name of the domestic financial institution, etc. or the financial instruments clearing organization	F04	
国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の所在地 Location of the domestic financial institution, etc. or the financial instruments clearing organization	F33	
非課税適用申告書が受理される事務所等の名称 Name of the office to accept the application		
非課税適用申告書が受理される事務所等の所在地 Location of the office to accept the application	F06	

3 代理人に関する事項 ; この申告書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□ 納税管理人 ※ Tax Agent □ その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ " Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc , under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項;
Other relevant matters

日付　　年　月　日
Date

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES”

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第７条第１項又は第３項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

この場合の人的役務提供事業とは、国内において行う人的役務の提供を主たる内容とする事業のうち、次に該当するものをいいます。

① 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業

② 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者のその知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業（機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合におけるその事業等、一定の事業を除きます。）

2　この届出書は、人的役務提供事業の対価の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、人的役務提供事業の対価の支払者に提出し、人的役務提供事業の対価の支払者は、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長（F01欄）に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける人的役務提供事業の対価については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

① 外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受ける人的役務提供事業の対価について、届出書の「２」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

② 「外国法人の株主等の名簿（様式10）」

③ 外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

届出書の記載について

5　この届出書は、ＯＣＲで読み取りしますので、次の点に留意してください。

⑴ 各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

⑵ 各欄には、「同上」や「〃」は記載しないでください。

6　「提出先」（F01欄）には、人的役務提供事業の対価の支払者の所轄税務署を記載してください。

7　届出書の「１」のG03欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法７条の規定を記載してください。

8　届出書の「２」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第７条第１項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者について、外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける外国法人について、それぞれ記載してください。

9　届出書の「２」の「事業が管理されている場所」（E09欄）には、外国居住者等所得相互免除法第７条第１項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第７条第３項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

10　届出書の「２」の納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from Rendering Personal Services in claiming the application of Article 7, paragraph 1 or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

The term “Rendering Personal Services” as used in this application form means business falling under any of the following (limited to a business that is conducted in Japan) :

① A business that is mainly intended to provide the services of attorneys, certified public accountants, or architects or other professional services

② A business that is mainly intended to provide services carried out by persons who have expert knowledge or specialist skills in science and technology, business management or other fields by utilizing the said knowledge or skills (excluding a business conducted in association with the principal operations of a person who engages in sales and other businesses concerning machinery and equipment, etc.)

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3　This form must be submitted to the Payer of Remuneration, who has to file the form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides (Item F01), by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that Remuneration is treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

② “List of the Members of the Foreign Company (Form 10)”

③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

Completion of the FORM

5　As this form will be read by OCR, note the following:

⑴ Fill in the matters to write within the framework of each section.

⑵ Do not write ″Same as above″ in each column.

6　In the “Destination for submission” (Item F01), enter the Tax Office at the place where the Payer of Remuneration resides.

7　Enter into item G03 of column 1 Applicable Article 7 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

8　In the case where the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Remuneration.

In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Remuneration.

9　In the case where the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into “Place where the business is managed” (Item E09) of column 2 place where the business of the Recipient of Remuneration is managed.

In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into “Place where the business is managed” (Item E09) of column 2.

10　The Taxpayer Identification Number of column 2 is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

11　届出書の「２」の「国内事業所等の有無」（G01欄）には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者が国内事業所等を有する場合は「１」、有しない場合は「２」を記載してください。

12　届出書の「４」の各欄には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者が国内事業所等を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない人的役務提供事業の対価について記載してください。

13　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第７条第１項又は第３項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

14　届出書の「６」の「間接保有」（G01～G05欄）には、外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける者による保有が間接保有である場合は「１」、間接保有ではない場合は「２」を記載してください。

15　届出書の「代理人に関する事項」の「代理人の資格」（G06欄）には、この届出書を納税管理人によって提出する場合は「１」、その他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合は「２」を記載してください。

　なお、この届出書をその他の代理人（納税管理人以外の代理人）によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

16　「居住者証明書の添付」の「有…１　添付省略…０」（G07欄）には、この届出書に居住者証明書を添付して提出する場合は「１」、居住者証明書の添付を省略する場合は「０」を記載してください。

11　In the case where the Recipient of Remuneration is a person with a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.), enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G01) of column 2 “1”.

　Otherwise, enter into “Existence (or not) of permanent establishment in Japan” (Item G01) of column 2 “2”.

12　Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

13　Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 7, paragraph 1 or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in column 2 through 4.

14　In the case where ownership by a member of the foreign company to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable is indirect ownership, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “1”. Otherwise, enter into “Indirect Ownership” (Items G01 to G05) of column 6 “2”.

15　In ″Capacity of Agent in Japan″ (Item G06) of ″ Details of the Agent″, enter ″1″ if this form is submitted by a Tax Agent, or ″2″ if this form is submitted by an Agent other than the Tax Agent.

　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

16　In ″Yes…1 / Attachment not required…0” (Item G07) of ″Attachment of Certificate of Residence″, enter ″1″ if this form is submitted with a Certificate of Residence attached, and ″0″ if the Attachment of the Certificate of Residence is not required.

　この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

　なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

　The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

　If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

様式ID	NTA1VGX880010010

★

店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する異動申告書

APPLICATION FORM FOR AMENDMENT CONCERNING WITHHOLDING TAX EXEMPTION ON THE INTERESTS FROM THE MARGIN ON OVER-THE-COUNTER TRANSACTIONS OF DERIVATIVES

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1 申告書を提出する者に関する事項
Details of the Applicant

名 称 Name		代表者名President's Name
本店又は主たる事務所の所在地 Location of head office or a main office		
本店又は主たる事務所以外の営業所等を通じて行われる場合の営業所等の名称及び所在地 Name and Location of the office other than the head or a main office if the transaction has not been made in the head office or a main office		
法人番号(有する場合のみ記入) Corporate Number(Limited to case of a holder)		

2 異動事項
Descriptions of Amendments

異動事項 Descriptions of Amendments	異動前 Before Amendment	異動後 After Amendment

3 利子の支払をする者に関する事項
Details of Payer of Interest

異動申告書が受理される国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の本店若しくは主たる事務所又は営業所等の名称 Name of the head office or a main office of the domestic financial institution, etc. or the financial instruments clearing organization to accept this application	F04	
異動申告書が受理される国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の本店若しくは主たる事務所又は営業所等の所在地 Location of the head office or a main office of the domestic financial institution, etc. or the financial instruments clearing organization to accept this application	F33	
非課税適用申告書が受理された事務所等の名称 Name of the office accepted the application		
非課税適用申告書が受理された事務所等の所在地 Location of the office accepted the application	F06	

4 非課税適用申告書の提出年月日
Submission Date of initial Application Form for Withholding Tax Exemption

日付　　年　　月　　日
Date

5 その他参考となるべき事項;
Other relevant matters

日付　　年　　月　　日
Date

「店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する異動申告書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR AMENDMENT CONCERNING WITHHOLDING TAX EXEMPTION ON THE INTERESTS FROM THE MARGIN ON OVER-THE-COUNTER TRANSACTIONS OF DERIVATIVES

注 意 事 項

1　国内に恒久的施設を有する外国法人が作成する場合にあっては、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、法人税法第17条第１号に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときはそのうち主たるものとし、会社法第933条第１項又は民法第37条第１項の規定による登記をしているときは、登記をしている事務所、事業所その他これらの準ずるもの）の所在地とする。

INSTRUCTIONS

1　In the case where an applicant is a foreign corporation which has permanent establishment in Japan, its offices, business places, or any other places equivalent thereto prescribed in Article 17, Number 1 of the Corporate Tax Law (in the case where there are two or more such places, the principal one, or where it is registered under provisions of Article 933, Item 1 of the Companies Act or Article 37, Item 1 of the Civil Law, the relevant registered offices, business places or any other places equivalent thereto prescribed in these provisions) is to be filled in “Place of head office or a main office”.

様式ID	NTA1VGX877010010

★

外国金融機関等の振替債等に係る特定債券現先取引等又は特定外国法人の振替国債等に係る特定債券現先取引の利子の非課税の特例に関する非課税適用申告書　兼　更新申告書

Application Form of Withholding Tax Exemption with regard to Special Treatment of Non-Taxation on Interest in connection with Specified Bond *Gensaki* Transactions, etc. for Book-Entry Bonds, etc. by Foreign Financial Institutions, etc. or Specified Bond *Gensaki* Transactions for Book-Entry transfer Japanese Government Bonds, etc. by Specified Foreign Corporations

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

年　　月　　日

外国金融機関等又は特定外国法人に関する事項
Details of Foreign Financial Institutions, etc. or Specified Foreign Corporations

フリガナ Kana (reading)	
名 称 Name of the applicant	
フリガナ Kana (reading)	
本店又は主たる事務所の所在地 Location of head office or main office of the applicant	
法人番号 Corporate Number （有する場合のみ記入）(Limited to case of a holder)	
適格外国証券投資信託の名称 Name of the Qualified Foreign Securities Investment Trust ("QFSIT")	

該当する方にチェックしてください。Please check the box of applicable sentence.

☐　下記の特定金融機関等との間で行う振替債等に係る特定債券現先取引等に係る特定利子につき、上記の外国金融機関等（上記の外国金融機関等が租税特別措置法第42条の2第7項第1号ロに掲げる外国法人である場合には、その外国金融機関等に係る同条第2項に規定する他の外国金融機関等）が租税特別措置法第42条の2第2項各号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないことから、同条第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

The Foreign Financial Institution, etc. above (In case the Foreign Financial Institution, etc. above is Foreign Corporations listed in Article 42-2, paragraph 7, item 1(b) of the Act on Special Measures Concerning Taxation,: other Foreign Financial Institutions prescribed in the same article, paragraph 2 of the Foreign Financial Institution) hereby files for tax-exemption to apply to the provisions in Article 42-2, paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation with regard to special interest in connection with Specified Bond *Gensaki* Transactions, etc. for Book-Entry Bonds, etc. made with the Specified Financial Institutions etc. below, since none of Foreign Corporations listed in the same article, each of paragraph 2 apply.

☐　下記の特定金融機関等との間で行う振替国債等に係る特定債券現先取引に係る特定利子につき、上記の特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者であること又は特定金融機関等（その特定金融機関等が租税特別措置法第42条の2第7項第2号ロに掲げる法人である場合には、その特定金融機関等に係る同条第4項に規定する他の特定金融機関等）の租税特別措置法第42条の2第4項に規定する国外関連者に該当しないことから、同条第3項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

The Specified Foreign Corporation above hereby files for tax-exemption to apply to the provisions in Article 42-2, paragraph 3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation with regard to special interest in connection with Specified Bond *Gensaki* Transactions for Book-Entry transfer Japanese Government Bonds, etc. made with the Specified Financial Institutions etc. below, since the Specified Foreign Corporation above is a trustee of QFSIT or the Specified Foreign Corporation above is not a foreign affiliated person of the Specified Financial Institutions prescribed in the same article, paragraph 4 (In case the Specified Financial Institution etc. is Corporation listed in Article 42-2, paragraph 7, item 2(b) of the Act on Special Measures Concerning Taxation,: other Specified Financial Institutions, etc. prescribed in the same article , paragraph 4 of the Specified Financial Institution, etc.)

特定金融機関等の名称 Name of Specified Financial Institutions	F04	
特定金融機関等の所在地 location of Specified Financial Institutions		

非課税適用申告書が受理される事務所等の名称 Name of the office etc. to accept the application		
非課税適用申告書が受理される事務所等の所在地 Address of the office etc. to accept the application	F06	
非課税適用申告書を受理した特定金融機関等の法人番号 Corporate Number of Specified Financial Institutions, etc. to accept the application	F02	

納税管理人の氏名及び住所（注） Name and address of the applicant's tax agent (if any) (Note)	

摘要
Remarks

確認書類の名称
Name of ID documents

（注）この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合にはその委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
(Note) An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation



様式ID	NTA0VGX877020010

「外国金融機関等の振替債等に係る特定債券現先取引等又は特定外国法人の振替国債等に係る特定債券現先取引の利子の非課税の特例に関する非課税適用申告書 兼 更新申告書」に関する注意事項

・「適格外国証券投資信託の名称」欄は、特定外国法人が租税特別措置法第 42 条の２第４項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である場合に、その受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称を記載する（同欄に記載しきれない場合は、適宜の様式に記載して差し支えない。）。
・恒久的施設を有する外国法人が作成する場合にあっては、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、法人税法第 17 条第１号に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときはそのうち主たるものとし、会社法第 933 条第１項又は民法第 37 条第１項の規定による登記をしているときは、登記をしている事務所、事業所その他これらの準ずるもの）の所在地とする。
・租税特別措置法第 42 条の２第１項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等又は同条第３項に規定する振替国債等に係る特定債券現先取引が、外国金融機関等又は特定外国法人の本店又は主たる事務所以外の営業所等を通じて行われる場合には、その営業所等の名称及び所在地を摘要欄に記載する。
・租税特別措置法第 42 条の２第１項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等又は同条第３項に規定する振替国債等に係る特定債券現先取引が、特定金融機関等の本店又は主たる事務所以外の営業所等を通じて行われる場合には、その営業所等の名称及び所在地を摘要欄に記載する。
・非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を摘要欄に記載する。

(Notes on writing)

・In case a Specified Foreign Corporation is a trustee of the Qualified Foreign Securities Investment Trust (“QFSIT”) prescribed in Article 42-2, paragraph 4 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, the name of each QFSIT is to be filled in the “Name of the Qualified Foreign Securities Investment Trust” column.(In case where it cannot fit in the same column, it may be listed elsewhere in an appropriate form.)
・In the case where an applicant is a foreign corporation which has permanent establishment in Japan, its offices, business places, or any other places equivalent thereto prescribed in Article 17, Number 1 of the Corporate Tax Law (in the case where there are two or more such places, the principal one, or where it is registered under provisions of Article 933, Item 1 of the Companies Act or Article 37, Item 1 of the Civil Law, the relevant registered offices, business places or any other places equivalent thereto prescribed in these provisions) is to be filled in “Place of head office or a main office”.
・In case Specified Bond *Gensaki* transactions, etc. for Book-Entry Bonds, etc. prescribed in Article 42-2, paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation or Specified Bond *Gensaki* transactions for Book-Entry transfer Japanese Government Bonds, etc. prescribed in the same article, paragraph 3 are made through a sales office etc., other than the head office or a main office of the foreign financial institution, etc. or the specified foreign corporation., the name and location of the sales office etc., to be filled in “Remarks” column.
・In case Specified Bond *Gensaki* transactions, etc. for Book-Entry Bonds, etc. prescribed in Article 42-2, Paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation or Specified Bond *Gensaki* transactions for Book-Entry transfer Japanese Government Bonds, etc. prescribed in the same article, paragraph 3 are made through a sales office etc. other than the head office or main office of the Specified Financial Institution etc., the name and location of the sales office etc. to be filled in “Remarks” column.
・If a foreign financial institution etc. or a specified foreign corporation which submits an Application Form is a foreign corporation that possesses permanent establishment, location of its overseas head office or main office to be filled in “Remarks” column.

様式ID	NTA1VGX878010010

★

外国金融機関等の振替債等に係る特定債券現先取引等又は特定外国法人の振替国債等に係る特定債券現先取引の利子の非課税の特例に関する異動申告書

Application Form with Changes with regard to Special Treatment of Non-Taxation on Interest in connection with Specified Bond *Gensaki* Transactions, etc. for Book-Entry Bonds, etc. by Foreign Financial Institutions, etc. or Specified Bond *Gensaki* Transactions for Book-Entry transfer Japanese Government Bonds, etc. by Specified Foreign Corporations

提出先 Destination for submission	F01	

税務署長
the District Director, Tax Office

年　　月　　日

外国金融機関等又は特定外国法人に関する事項
Details of Foreign Financial Institutions, etc. or Specified Foreign Corporations

フリガナ Kana (reading)	
名 称 Name of the applicant	
フリガナ Kana (reading)	
本店又は主たる事務所の所在地 Location of head office or main office of the applicant	
法人番号 Corporate Number (有する場合のみ記入) (Limited to case of a holder)	
適格外国証券投資信託の名称 Name of the Qualified Foreign Securities Investment Trust ("QFSIT")	

下記の事項につき異動がありましたので、租税特別措置法第42条の2第11項第1号の規定により申告します。
We hereby declare the following changes in accordance with the provisions of Article 42-2, paragraph 11, item 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation

変 更 前 Before Change	変 更 後 After Change

異動申告書が受理される特定金融機関等の本店等又は営業所等の名称 Name of the Head Office etc. or sales offices etc. of Specified Financial Institutions, etc. to accept the application	F04	
異動申告書が受理される特定金融機関等の本店等又は営業所等の所在地 Location of the Head Office etc. or sales offices etc. of Specified Financial Institutions, etc. to accept the application	F06	

確認書類の名称
Name of ID documents

異動申告書を受理した特定金融機関等の法人番号 Corporate Number of Specified Financial Institutions, etc. to accept the application	F02	

非課税適用申告書の提出年月日 Date of submission of Tax-Exemption application Form	年 Year	月 Month	日 Date

摘要
Remarks

(記載上の注意)
・「適格外国証券投資信託の名称」欄は、特定外国法人が租税特別措置法第42条の2第4項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である場合に、その受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称を記載する(同欄に記載しきれない場合は、適宜の様式に記載して差し支えない。)。
・恒久的施設を有する外国法人が作成する場合にあっては、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、法人税法第17条第1号に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるもの(これらが二以上あるときはそのうち主たるものとし、会社法第933条第1項又は民法第37条第1項の規定による登記をしているときは、登記をしている事務所、事業所その他これらの準ずるもの)の所在地とする。
・租税特別措置法第42条の2第1項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等又は同条第3項に規定する振替国債等に係る特定債券現先取引が、外国金融機関等又は特定外国法人の本店又は主たる事務所以外の営業所等を通じて行われる場合には、その営業所等の名称及び所在地を摘要欄に記載する。
・「変更前」欄及び「変更後」欄には、それぞれ、変更前の名称、所在地等又は適格外国証券投資信託の名称及び変更後の名称、所在地等又は適格外国証券投資信託の名称をそれぞれ記載する。
なお、法人番号を有することとなった外国金融機関等又は特定外国法人にあっては、「変更後」欄にその法人番号を記載する。

(Notes on writing)
・In case a Specified Foreign Corporation is a trustee of the Qualified Foreign Securities Investment Trust (“QFSIT”) prescribed in Article 42-2, paragraph 4 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, the name of each QFSIT is to be filled in the “Name of the Qualified Foreign Securities Investment Trust” column.(In case where it cannot fit in the same column, it may be listed elsewhere in an appropriate form.)
・In the case where an applicant is a foreign corporation which has permanent establishment in Japan, its offices, business places, or any other places equivalent thereto prescribed in Article 17, Number 1 of the Corporate Tax Law (in the case where there are two or more such places, the principal one, or where it is registered under provisions of Article 933, Item 1 of the Companies Act or Article 37, Item 1 of the Civil Law, the relevant registered offices, business places or any other places equivalent thereto prescribed in these provisions) is to be filled in “Place of head office or a main office”.
・In case Specified Bond *Gensaki* transactions, etc. for Book-Entry Bonds, etc. prescribed in Article 42-2, paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation or Specified Bond *Gensaki* transactions for Book-Entry transfer Japanese Government Bonds, etc. prescribed in the same article, paragraph 3 are made through a sales office etc., other than the head office or main office of a foreign financial institution etc., the name and location of the sales office etc., to be filled in “Remarks” column.
・In the “Before Change” column and “After Change” column, a name, location etc. or name of QFSIT before change, or a name, location etc. or name of QFSIT after change to be filled, respectively.
In case a foreign financial institution etc. or a specified foreign corporation hold corporate number, the corporate number to be filled in “After Change” column.

様式ID	NTAOVGX878020010

様式ID	NTA1VGX741010010

★

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

発行会社受付日付

F01		税務署長殿

租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡人	郵便番号	－
	住所又は居所	
	電話番号	― ―
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	

被相続人	氏名		死亡年月日	年 月 日
	死亡時の住所又は居所			
納付すべき相続税額又はその見積額	円	(注)納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合にはこの特例の適用はありません。		
課税価格算入株式数				
上記のうち譲渡をしようとする株式数				
その他参考となるべき事項				

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書(発行会社用)

	税務署長殿

上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第５条の２第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

発行会社	郵便番号	F05	－
	所在地	F06	
	電話番号	F07	― ―
	フリガナ	F03	
	名称	F04	
	法人番号	F02	

譲り受けた株式数	
１株当たりの譲受対価	
譲受年月日	年 月 日

（注）上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等

この様式は、租税特別措置法第９条の７の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第３項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さずに提出してください。

１　譲渡人用の記載要領

⑴　譲渡人の「住所又は居所」、「氏名」及び「個人番号」の各欄には、租税特別措置法第９条の７第１項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の住所又は居所、氏名及び個人番号を記載してください。

⑵　被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時における住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。

⑶　「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、租税特別措置法第９条の７第１項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。

（注）　納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、この特例の適用はありません。この場合、届出書の提出も不要です。

⑷　「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡をしようとする株式数」の各欄には、租税特別措置法施行令第５条の２第２項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡をしようとするものの数を記載してください。

２　発行会社用の記載要領

⑴　発行会社の「所在地」、「名称」及び「法人番号」の各欄には、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により書面の提出を受けた非上場会社の所在地、名称及び法人番号を記載してください。

⑵　「譲り受けた株式数」、「1 株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び 1 株当たりの譲受けの対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。

（注）　譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、この特例の適用はありませんので、譲受対価の支払いの際にみなし配当課税を行うことになります。

また、譲渡人に納付すべき相続税額が「０円」であることが、届出書の提出後に判明した場合にも、みなし配当課税を行うことになります。

⑶　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書 兼 更新申告書

APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP, etc.

★

この申告書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions.

様式ID	NTA1VGX864010010

提出先 Destination for submission	F01		税務署長 the District Director, Tax Office

1. 申告者に関する事項

Details of Applicant

氏名又は名称 Name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
非居住者の場合 Individual	住所等(注5) Domicile, etc. (Note5)	
外国法人の場合 Corporation	本店又は主たる事務所の所在地 Place of Head or Main Office	

※ 該当する方にチェックして下さい。 Please check the box of applicable sentence.

【新規申告書・更新申告書】Initial Application Form・Renewal Application Form

☐ 投資組合契約につき、租税特別措置法第41条の21第1項各号に掲げる要件を全て満たしていることから、同条第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けたいので、この旨申告します。

I (we) hereby submit an application to apply for the special provision prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act, with regard to the Investment Limited Partnership Contract, since I (we) satisfy the conditions listed in each item of Paragraph 1 of Article 41-21 of the Act.

【変更申告書】Modification Application Form

☐ 租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けるため提出した「投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する(変更)申告書 兼 更新申告書」の記載内容に変更があったので、同法第41条の21第9項第1号及び/又は同法第67条の16第4項の規定により申告します。

In accordance with the provisions in Paragraph 9(1) of Article 41-21 and/or Paragraph 4 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to change item(s) reported in the previous "Application Form (to Modify Previous Application) to Apply for Special Provision for Foreign Member of Investment Limited Partnership, etc." to apply for the special provisions prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act.

2. 特例適用投資組合契約に関する事項 （注:契約書の写しを添付してください。(注3)）

Details of Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision Note: Please attach the copy of contract to this form. (Note 3)

投資組合の名称 Name of Partnership				
国内事務所等の所在地(注6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)	F06			
配分の取扱者の氏名又は名称 Name of Distribution Manager	F04			
個人番号又は法人番号(有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number(Limited to case of a holder)	F02			
投資組合の事業の内容 Detail of Business				
投資組合契約締結年月日 Date of Contract	/ /		投資組合の存続期間 Period of Duration	/ / ～ / /
投資組合財産に対する持分割合(注7) Share of Property (Note 7)	(%) ① %		損益分配割合(注7) Share of Distribution of Profit and Loss(Note 7)	(%) ② %

3. 特殊の関係のある者に関する事項(注8、12);Details of Special Related Person (Note 8, 12)

氏名又は名称 Name			
投資組合財産に対する持分割合 Share of Property	③ %	損益分配割合 Share of Distribution of Profit and Loss	④ %

【次頁に続きます(Continue on the next page)】

4. 特例適用投資組合契約に係る特定組合契約による組合に関する事項(注3、9、12)

Details of Partnership with specific partnership contract related to Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision (Note 3, 9, 12)

(1) 租税特別措置法施行令第26条の30第7項第1号イ及びロに該当する特定組合契約による組合に関する事項

Details of Partnership with specific partnership contract that meets the provisions of Paragraph 7(1)(a) and (b) of Article 26-30 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

組合の名称 Name			
主たる事務所の所在地 Place of Main Office			
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative			
2. の組合の投資組合財産に対する申告者の持分割合(注10) Applicant's Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	⑤ %	2. の組合に係る申告者の損益分配割合(注10) Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned in Box 2 (Note 10)	⑥ %
2. の組合の投資組合財産に対する特殊の関係のある者の持分割合(注10) Special Related Person's Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	⑦ %	2. の組合に係る特殊の関係のある者の損益分配割合(注10) Special Related Person's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned in Box 2 (Note 10)	⑧ %

(2) (1)以外の特定組合契約による組合に関する事項

Details of Partnership with specific partnership contract other than (1)

組合の名称 Name	
主たる事務所の所在地 Place of Main Office	
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative	
2.の組合の投資組合財産に対する持分割合(注11) Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 11)	⑨ %
このうち申告者の持分割合(注11) Applicant's Share of Property Mentioned Above (Note 11)	%
このうち特殊の関係のある者の持分割合(注11) Special Related Person's Share of Property Mentioned Above (Note 11)	%
2.の組合に係る損益分配割合(注11) Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned in Box 2 (Note 11)	⑩ %
このうち申告者の損益分配割合(注11) Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 11)	%
このうち特殊の関係のある者の損益分配割合(注11) Special Related Person's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 11)	%

5. 納税管理人に関する事項(注13)

Details of Tax Agent (Note 13)

氏名 Name	
住所又は居所 Domicile or Residence	
届出をした税務署名 Name of Tax Office Registered	税務署 Tax Office

6. その他参考となるべき事項(注14)

Others (Note 14)

税務署整理欄	個人番号カード・運転免許証・その他(　　)	番号確認		身元確認	

様式ID NTA0VGX864020010

「投資組合契約の外国組合員の課税の特例に関する（変更）申告書 兼 更新申告書」に関する注意事項
INSTRUCTION FOR “APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP, etc.”

注 意 事 項

申告書の提出について

1　この申告書は、租税特別措置法第 41 条の 21 第１項及び/又は同法第 67 条の 16 第１項に規定する非居住者又は外国法人（以下併せて「外国組合員」といいます。）が、これらの規定の適用を受けようとする場合、又は既に適用を受けるために申告書を提出している外国組合員がその申告書の内容を変更する場合に使用します。

　この申告書は、５年ごとの更新が必要です。

2　この申告書は、投資組合の無限責任組合員で組合利益の配分の取扱いをする者（以下、「配分の取扱者」といいます。）に提出してください。また、配分の取扱者は、その申告書を申告者から受理した日の属する月の翌月 10 日までに、組合利益に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　この申告書を提出する外国組合員が添付する契約書には、特例適用投資組合契約の契約書のほか、特例適用投資組合契約による組合の組合員が他の組合契約による組合である場合の他の組合（この申告書を提出する外国組合員が締結している租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第５項各号に掲げる組合契約による組合をいいます。）の契約書が含まれます。

　なお、添付すべき契約書が外国語で作成されたものである場合には、その翻訳文の添付が必要です。

　おって、添付書類（契約書の写し等）は、配分の取扱者を経由して上記２の所轄税務署長に提出してください。

申告書の記載について

4　申告書の「１」欄及び「２」欄は必ず記入して下さい。「３」欄から「６」欄は、該当する場合に記入して下さい。

　変更申告書として使用する場合は、「１」欄及び「２」欄の投資組合の名称及び国内事務所等の所在地は必ず記入し、その他の欄は、変更があった場合のその変更後の内容を記載してください。

5　申告書の「１」欄の「住所等」欄について、国内に居所を有する場合は、居所を併記してください。

6　申告書の「２」欄の記載に当たり、投資組合の国内事務所等の所在地と上記２の納税地が異なる場合には、その納税地を併記して下さい。

　なお、国内事務所等とは、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいい、これらが二以上ある場合はそのうち主たるものをいいます。

　また、主たる事務所が国外にある場合には、その国外の所在地を併記してください。

INSTRUCTIONS

SUBMISSION OF THE FORM

1　This form is to be used by a non-resident or a foreign corporation who is foreign member of an Investment Limited Partnership to apply for special tax treatment (hereinafter referred to as “the Partnership”) under Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (hereinafter referred as “the Act”), or in order to change any item(s) reported in the previous application(s).

　This form should be renewed every five years.

2　This form must be submitted to the Partnership Profit Distribution Manager who is a general partner of the Partnership (hereinafter referred to as “the Manager”).

　The Manager must submit the form to the district director of the competent local tax office concerning the withholding tax by the 10th of the month following the month in which the application form is received from the applicant.

3　Apart from the contractual document for an Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision, a contract for other associations in a case where the partner of the union organized by an Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision is a union organized by other syndicate contracts is contained in the contract attached by the foreign partner who submits this report.

　In addition, when the contractual document to be attached is drawn up in a foreign language, a translation thereof needs to be attached.

　Submit the attachment (i.e. copy of the contractual document, etc.) to the district director explained in note 2 above through the Manager.

COMPLETION OF THE FORM

4　Make sure to fill in boxes 1 and 2; also fill in boxes 3 to 6 if applicable.

　Where this form is used for modification, make sure to fill in box 1 and the “Name of Partnership” and “Place of Office in Japan, etc.” sections of box 2, and enter any information changed into the other box(es).

5　If the individual has residence in Japan, additionally enter the address of residence in Japan in the “Domicile, etc.” of box 1.

6　Enter the place of tax payment explained in note 2 additionally into box 2 if the place of tax payment explained in note 2 is different from “Place of Office in Japan, etc.”

　“Office in Japan, etc.” means an office, place of business or any other place equivalent in Japan, and means the main place of business if the applicant has two or more offices in Japan, etc.

　If the main office locates outside Japan, additionally enter the address of the main office in the “Domicile, etc.” section of box 2.

7　申告書の「２」欄の「持分割合」欄（①）及び「損益分配割合」欄（②）には、申告者が直接に有する割合を記載します。また、括弧内には、「３」欄及び「４」欄の記載がある場合に、「２」欄から「４」欄までの各「持分割合」欄（①、③、⑤、⑦及び⑨）及び「損益分配割合」欄（②、④、⑥、⑧及び⑩）に記載された割合の合計を記載します。

【記入例】

「２」欄の「持分割合」欄（①）が５％、「３」欄の「持分割合」欄（③）が６％、「４⑴」欄の「２．の組合の投資組合財産に対する申告者の持分割合」欄（⑤）が 10％、「４⑵」欄の「２．の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄（⑨）が２％の場合は、「２」欄の「持分割合」欄の括弧内に 23％（23％＝５％＋６％＋10％＋２％）と記載します。

7　In box 2 of the form, enter the share directly held by applicant in the “Share of Property” (①) and “Share of Distribution of Profit and Loss” (②). Also, where entries have been made in boxes 3 and 4, fill in the total of each “Share of Property” (①, ③, ⑤, ⑦ and ⑨) and “Share of Distribution of Profit and Loss” (②, ④, ⑥, ⑧ and ⑩) for boxes 2 through 4.

[Example]

In the case where the “Share of Property” in box 2(①) is 5%, the “Share of Property” in box 3 (③) is 6%, the “Applicant’s Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” in Box4(1) (⑤) is 10%, and the “Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” in box 4(2) (⑨) is 2%, enter “23%” (23% = 5% + 6% + 10% + 2%) in the parentheses of “Share of Property” in box 2.

8　申告書の「３」欄の「持分割合」欄（③）及び「損益分配割合」欄（④）には、租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第９項において準用する同条第２条に規定する特殊の関係のある者（以下、「特殊の関係のある者」といいます。）が特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を直接に有する場合にその割合を記載します。

8　In box 3 of the form, enter the share directly held by the special related person as defined in Article 2 of the Cabinet Order of the Act applied mutatis mutandis under Article 26-30(9) of the same Act (hereinafter, referred to as “the special related person”) in the “Share of Property”(③) and “Share of Distribution of Profit and Loss” (④).

9　申告書の「４」欄は、申告者が締結している特例適用投資組合契約に係る特定組合契約による組合が２.に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。

9　Fill in box 4 where the applicant has a contract with a partnership with specific partnership contract related to Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision that has a share in the property of the partnership mentioned in box 2.

10　申告書の「４⑴」欄の「２.の組合の投資組合財産に対する申告者の持分割合」欄（⑤）又は「２.の組合の投資組合財産に対する特殊の関係のある者の持分割合」欄（⑦）には、申告者又は特殊の関係のある者が、租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第７項第１号イ及びロに該当する特定組合契約による組合を通じて２．に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載します。損益分配割合についても同様です。

【記入例】

申告者が 40％の持分を有している A 組合が B 投資組合（特例適用対象）に対して 15％の持分割合を有している場合は、「２.の組合の投資組合財産に対する申告者の持分割合」欄（⑤）には「６％」（６％＝40％×15％）と記載します。

10　Enter the other partnership’s share of property of the partnership mentioned in box 2 into “Applicant's Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” and “Special Related Person’s Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” in box 4(1)(⑤and⑦)in accordance with a specific partnership contract that meets the provisions of Paragraph 7(1)(a) and (b) of Article 26-30 of the Cabinet Order of the Act”; in the same way, fill in “Share of Distribution of Profit and Loss.”

[Example]

In the case where Partnership A of which 40% of the property is held by the applicant has 15% of the property of Investment Limited Partnership B (applied for the special provision), enter “6%”(6%=40%×15%) into “Applicant’s Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” (⑤).

11　申告書の「４⑵」欄の「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄（⑨）には、特例適用投資組合契約に係る特定組合契約（租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第７項第１号イ及びロに該当する特定組合契約を除きます。）による組合が２．に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載し、「このうち申告者の持分割合」欄、「このうち特殊の関係のある者の持分割合」欄には、「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄に記載した割合のうち、申告者又は特殊の関係のある者がその組合を通じて有する割合を記載します。損益分配割合についても同様です。

【記入例】

申告者が 40％の持分を有している A 組合が B 投資組合（特例適用対象）に対して 15％の持分割合を有している場合は、「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄（⑨）には「15％」、「このうち申告者の持分割合」欄には「６％」（６％

11　Enter the other partnership’s share of property of the partnership mentioned in box 2 into “Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” in box 4(2) (⑨) (excluding “Details of Partnership with specific partnership contract that meets the provisions of Paragraph 7(1)(a) and (b) of Article 26-30 of the Cabinet Order of the Act”). Enter the percentage of the share of property which the applicant possesses through other partnership out of the share described in “Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” of box 4 into “Applicant’s Share of Property Mentioned Above,” and the percentage of the share of property which the special related person possesses through other partnership out of the share described in “Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2” of box 4 into “Special Related Person’s Share of Property Mentioned Above.” Fill in

＝40％×15％）と記載します。

"Share of Distribution of Profit and Loss" in the same way.
[Example]
In the case where Partnership A of which 40% of the property is held by the applicant has 15% of the property of Investment Limited Partnership B (applied for the special provision), enter "15%" into "Share of Property of Partnership mentioned in Box 2"(⑨) and "6%" (6%=40%×15%) into "Applicant's Share of Property Mentioned Above" respectively.

12　申告書の「３」欄及び「４」欄について、該当する者又は組合が複数の場合には、該当する者又は組合の全てにつき「３」欄及び「４」欄の記載内容を記した別紙を添付して下さい。

12　Attach documents which describe information in boxes 3 and 4 about every person or partnership concerned respectively, where there are two or more persons or partnerships concerned.

13　申告書の「５」欄は、国税通則法の規定により納税管理人の届出をしている場合に記載します。

13　Fill in box 5 where the applicant has registered a "tax agent" under the provision of Act on General Rules for National Taxes to the district director of the tax office.

14　変更申告書として使用する場合には、「６」欄に、変更のあった年月日及び最初に提出した申告書の提出年月日を記載してください。また、「１」欄又は「２」欄に係る変更があった場合には、変更前の内容を記載してください。

14　Enter the date of the change and the date of the submission of the previous application into box 6 where this form is used to modify the application.
In the case where there is any change in box 1 and/or box 2 enter the items before the change as well.

この申告書に記載された事項その他租税特別措置法上の特例の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether special provision under the Act should be applied or not.

様式ID	NTA1VHX070010010

法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	-	電話番号	- -	フリガナ（代表者氏名）	H06	
	所在地				代表者氏名	H07	
フリガナ（外国法人の名称）	F03						
外国法人の名称	F04						

平成30年改正前の租税特別措置法第67条の16第３項（外国組合員に対する課税の特例）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用申告書の提出年月日	（元号）　年　月　日	変更申告書の提出年月日	（元号）　年　月　日
（フリガナ）			
投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
（フリガナ）			
配分の取扱者の氏名又は名称			

国内源泉所得の種類及び金額	種類	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

その他参考となるべき事項	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書の記載要領等

1　この明細書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 16 第１項（外国組合員の課税の特例）の規定の適用により法人税法（以下「法」といいます。）第 141 条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第１項（国内源泉所得）又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 138 条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得について、その明細を届け出る場合に使用してください。

2　この明細書は、措置法第 67 条の 16 第３項に規定する外国法人が同項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有することになった日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に提出してください。

3　この明細書の各欄は、次により記載します。

(1)　「外国法人の名称」欄には、措置法第 67 条の 16 第３項に規定するこの明細書を提出する外国法人の名称を記載してください。

(2)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3)　「特例適用申告書の提出年月日」及び「変更申告書の提出年月日」欄には、特例適用投資組合契約（当該外国法人が締結している措置法第 67 条の 16 第２項において準用する措置法第 41 条の 21 第１項の規定の適用に係る同条第２項第１号に規定する投資組合契約をいいます。）に係る措置法第 67 条の 16 第２項において準用する措置法第 41 条の 21 第３項に規定する特例適用申告書及び措置法第 67 条の 16 第２項において準用する措置法第 41 条の 21 第７項に規定する変更申告書の提出年月日を記載します。

(4)　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する投資組合（措置法第 41 条の 21 第２項第２号に規定する投資組合をいいます。）の名称を記載してください。

(5)　「国内事務所等の所在地」欄には、当該投資組合の国内にある事務所、事務所その他これらに準ずるもの（これらが２以上あるときは、そのうち主たるものとします。以下「国内事務所等」といいます。）を記載してください。

　なお、当該投資組合の主たる事務所が国外にある場合におけるその国外にある主たる事務所の所在地及び当該国内事務所等の所在地と特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第３項に規定する納税地とが異なる場合にはその納税地を記載してください。

(6)　「配分の取扱者の氏名又は名称」欄には、特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第３項に規定する配分の取扱者の氏名又は名称を記載してください。

(7)　「国内源泉所得の種類及び金額」欄には、措置法第 67 条の 16 第１項の規定の適用により法第 141 条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第１項又は旧法第 138 条に規定する国内源泉所得の種類及び金額を記載してください。

(8)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

適格口座管理機関の承認申請書
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

★

この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第8号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
この申請書の記載に当たっては、2頁の注意事項を参照してください。
This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.
See instructions on the page 2

様式ID	NTA1VGX080010010

国税庁長官　殿

To：The Commissioner National Tax Agency

☐ 特定振替社債等の場合（租税特別措置法第5条の3第4項第8号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）

In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc.（In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation）

☐ 特定振替割引債の場合（租税特別措置法第41条の13の3第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）

In the case of Book-entry transfer Discount Bonds.（In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation）

1　申請をする者に関する事項；Details of applicant

（フリガナ） Japanese syllabary	F03		代表者名President's Name
名 称 Name	F04		
担当者Name of contact person		部署Section	電話番号Telephone number
法人番号 Corporate Number	F02		
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office	F06		

営業所等 Branch or office	名称 Name	
	所 在 地 Address	
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five branch or office, you may write in separate sheet and attach it with this application ☐：別紙添付有り Separate sheet attached	名称 Name	
	所 在 地 Address	
	名称 Name	
	所 在 地 Address	
	名称 Name	
	所 在 地 Address	

2　その他参考となるべき事項；Other relevant matters

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注 意 事 項

申請書の提出について

1 この申請書は、租税特別措置法第5条の3(振替社債等の利子の課税の特例)第4項第8号若しくは第41条の13の3(振替割引債の差益金額等の課税の特例)第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

2 この申請書は、(株)証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。

3 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、国税庁長官に提出してください。

4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

5 国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
□:国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

6 この申請書は、OCRで読み取りしますので、各欄に記載すべき事項は、各欄の枠内に収まるよう記載してください。

7 申請書の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.

2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC.

3 In case of any alternation to the description in this application form, you will report them to, or file a new application form with, the Commissioner National Tax Agency.

4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.

5 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
□:no announcement desired

Completion of the FORM

6 This form will be read by OCR, so please fill in the matters to write within the framwork of each section.

7 Applicable boxes must be checked.

□ 特定振替社債等及び特定振替割引債の場合(In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc and Book-entry transfer Discount Bonds)

・ (株)証券保管振替機構の証明;Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date _____

Certifier of authorized official, JASDEC _____

様式ID | NTA0VGX080020010

様式ID	NTA1GEZ200010020

★

本店等一括提供に係る承認申請書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長

個人番号又は法人番号	F02			
営業所名称（カナ）	F03		営業所名称	F04	
郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
住所又は所在地	F06				
営業所長氏名（カナ）	H06		営業所長氏名	H07	

非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供について、租税特別措置法第37条の14第31項及び同法第37条の14の２第25項に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提供先税務署長		税務署長
提供先税務署長に提供しようとする理由	□　下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため □　その他（　　）	
本店等の所在地		
本店等の名称		
参考事項		

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考						
		F12										
	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ その他（　　）						番号確認	K21		身元確認	K22	

本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等

1　本店等一括提供の制度について

⑴　この申請書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項及び同法第 37 条の 14 の２第 25 項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供（以下「届出事項等の提供」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。

（注）　この申請書を提出した日から２月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。

⑵　この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

2　各欄の記載方法

⑴　「個人番号又は法人番号」、「営業所名称」、「住所又は所在地」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称、個人番号又は法人番号及び営業所の責任者の氏名を記載してください。

⑵　「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。

⑶　「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。

⑷　「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。

⑸　「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る届出事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。

⑹　「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。

⑺　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

様式ID	NTA1VGX090010010

★

本店等一括提供の取りやめ届出書

提出先	F01		税務署長　殿

郵便番号	F05	－	電話番号	F07	－ －
営業所所在地	F06				
フリガナ	F03				
営業所名称	F04				
フリガナ			フリガナ		
営業所長氏名			作成担当者氏名		

年　月　日から租税特別措置法第37条の14第31項及び同法第37条の14の２第25項に定める本店等一括提供を取りやめることとしたので届け出ます。

本店等一括提供を取りやめようとする理由	
参考事項	

（注意事項）
⑴　この届出書は、非課税口座開設届出書に記載された事項等につき、本店等一括提供を取りやめる場合に提出するものです。
⑵　「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。
⑶　「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。

様式ID	NTA1VGX726010010

★

□　非課税口座開設情報の取消依頼書
□　未成年者口座開設情報の取消依頼書

提出先	F01		税務署長　殿

フ リ ガ ナ	F03				
営業所名称	F04				
郵 便 番 号	F05	—　　—	電 話 番 号	F07	—　　—
営業所所在地	F06				
フ リ ガ ナ			フ リ ガ ナ		
営業所長氏名			作成担当者氏名		

旧租税特別措置法第37条の14第17項又は租税特別措置法第37条の14の２第19項の規定により「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」（以下「非課税口座開設情報」といいます。）又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」（以下「未成年者口座開設情報」といいます。）を提供していましたが、下記のとおり当該事項を取消しする事情が生じたので、別添の申請者に係る非課税口座開設情報又は未成年者口座開設情報の取消しを依頼します。

【取消しする事情】

□　提供すべきでない非課税口座開設情報を提供していたため
□　提供すべきでない未成年者口座開設情報を提供していたため
□　その他（　　）

【参考事項】

（注意事項）
⑴　この取消依頼書は、所轄税務署長に「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供した後に、当該事項を取消しする事情が生じた場合に、金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長にその旨を依頼するために提出するものです。
⑵　「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。

様式ID	NTA1VGX729010010

★

□　非課税適用確認書の訂正依頼書
□　未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書

提出先	F01		税務署長　殿

フリガナ	F03				
営業所名称	F04				
郵便番号	F05	－　　－	電話番号	F07	－　　－
営業所所在地	F06				
フリガナ			フリガナ		
営業所長氏名			作成担当者氏名		

旧租税特別措置法第37条の14第10項第１号又は租税特別措置法第37条の14の２第16項第１号の規定により税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について下記の事項を訂正の上、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を再交付願います。

		訂正前 （（未成年者）非課税適用確認書に記載された事項）	訂正箇所	訂正後
申請者の	フリガナ		□	
	氏名		□	
	生年月日		□	
	基準日住所又は住所		□	
添付書類		□　非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書 □　申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し（勘定設定期間が平成26年１月１日から平成29年12月31日である非課税適用確認書の場合）		
参考事項				

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書の記載要領等

1　この訂正依頼書は、旧租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第１号又は租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 16 項第１号の規定により所轄税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について訂正を依頼する場合に提出するものです。

なお、この訂正依頼書は、当該非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書に記載された申請者の氏名（フリガナを含みます。）、生年月日、基準日における国内の住所（住所が記載された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の場合は住所）との間に差異が生じている場合のみ使用することに留意してください。

2　この訂正依頼書には、次に掲げる書類を添付してください。

なお、②については、非課税適用確認書に記載された勘定設定期間が平成 26 年１月１日から平成 29 年 12 月 31 日であるものに限ります。

ただし、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を行った金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長が訂正依頼書を提出する場合には、②の書類の添付を省略して差し支えありません。

①　訂正を依頼する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書

②　申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し

3　「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。

様式ID	NTA1VGX730010010

★

□　非課税適用確認書の再交付申請書
□　未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

提出先	F01	

税務署長　殿

１．申請者に関する事項

フ リ ガ ナ		提出年月日	年　月　日
氏　　名		生 年 月 日	年　月　日
郵 便 番 号	―	電 話 番 号	―　―
住　　所			
旧租税特別措置法第37条の14第５項第６号又は租税特別措置法第37条の14の２第５項第７号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。			
理　　由	□　紛失のため □　その他（　　）		

２．金融商品取引業者等の営業所に関する事項

フ リ ガ ナ	F03				
営 業 所 名 称	F04				
郵 便 番 号	F05	―	電 話 番 号	F07	―　―
営業所所在地	F06				
法人番号又は個人番号	F02				
フ リ ガ ナ			フ リ ガ ナ		
営業所長氏名			作成担当者氏名		
確認書類の名称			確認者		
営業所の受付日付	年　月　日				

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1　この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

⑴　非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

⑵　未成年者非課税適用確認書

イ　申請者がその年の１月１日において 18 歳である年の前年 10 月１日以後にこの申請書を提出した場合

ロ　過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

2　申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項又は同令第 25 条の 13 の８第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 第 26 項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

3　申請者に関する事項の記載要領

⑴　申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。

⑵　「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

⑶　「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。

なお、「その他」に該当する場合には、かっこ内に具体的な理由を記載してください。

4　金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

⑴　「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項又は同令第 25 条の 13 の８第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 第 26 項に定める書類の名称を記載してください。

⑵　「確認者」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記⑴の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、署名してください。

⑶　「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

様式ID	NTA1VGX070010010

★

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

提出先	F01	

税務署長　殿

郵便番号	F05	－	電話番号	F07	－	－
住所	F06					
フリガナ	F03					
氏名	F04		生年月日	K01	元号	年 月 日

金融商品取引業者等の営業所の所在地	
金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の８第８項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

災害等事由 ※該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。		
	□	① 租税特別措置法施行令第25条の13の８第８項第１号該当（災害による家屋の損害）
	□	② 租税特別措置法施行令第25条の13の８第８項第２号該当（医療費の合計額が200万円超）
	□	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の８第８項第３号該当（扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当）
	□	④ 租税特別措置法施行令第25条の13の８第８項第４号該当（特別障害者に該当）
	□	⑤ 租税特別措置法施行令第25条の13の８第８項第５号該当（離職、事業廃止等）
災害等事由の生じた年月日	年　月　日	
災害等事由の詳細	別紙のとおり	
その他参考となるべき事項		
添付書類の名称		

税理士署名	R01	

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等

1　災害等事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第８項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。

（注）１　この申出書は、災害等事由が生じた日から 11 月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

２　この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。

３　災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から１年を経過する日までに提出する必要があります。

４　この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。

2　各欄の記載方法

⑴　「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。

⑵　「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。

⑶　「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。

⑷　「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記⑶でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。

（注）　災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が 200 万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で 200 万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。

なお、支払った医療費が保険金等によって補塡される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が 200 万円を超えるときは、その補塡される保険金等の額が確定した日を記載することになります。

⑸　「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。

なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人○○○○」と記載してください。

⑹　「添付書類の名称」欄には、下記３の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。

⑺　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

3　添付書類

災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第７項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。

（添付書類の種類）

区　分		添付書類の例示
共通		・未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） （注）未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 ・扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）
①	災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
②	医療費の合計額が 200 万円超	・医療費の領収書等（医療費が 200 万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補塡された保険金等の額の証明）
③	扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④	特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職、事業廃止等	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） ・個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

（注）１　添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。

２　医療費の対象となるのは、所得税法第 73 条第１項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。

様式ID	NTA0VGX070020010

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）

【共通記載事項】

○　未成年者口座開設者の状況

扶養者の氏名	扶養者の住所又は居所	扶養者との居住状況
		同居　・　別居
別居の場合の住所又は居所	別居の理由	前年の合計所得金額

○　扶養者と生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等事由が①、②又は③の場合に記載）

氏名	続柄	住所又は居所

【該当する災害等事由に応じた記載事項】

○　被災した家屋の状況（災害等事由①に該当する場合）

家屋の所在地	所有者氏名	続柄	被災状況

○　医療費の状況（災害等事由②に該当する場合）

医療を受けた方の氏名	病院等の名称	支払年月日	支払った医療費	左のうち保険で補填される部分の金額
合計				

○　寡婦又はひとり親の状況（災害等事由③に該当する場合）

区分	要因	扶養者の合計所得金額見積額	扶養親族又は生計を一にする子の氏名	左記の方の合計所得金額見積額
寡婦・ひとり親				

○　特別障害者の状況（災害等事由④に該当する場合）

氏名	手帳などの種類	交付年月日	障害の程度(等級など)

○　離職、事業廃止等の状況（災害等事由⑤に該当する場合）

離職先の名称	離職理由	離職年月日	廃業した事業内容	廃業理由	廃業年月日
備考					

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）の記載要領等

この別紙は、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書」に記載した災害等事由の詳細について記載の上、申出書とともに提出するものです。

【共通記載事項】

1　「未成年者口座開設者の状況」欄の記載要領

⑴　「扶養者の氏名」欄及び「扶養者の住所又は居所」欄には、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）を災害等事由が生じた年月日の属する年の前年の 12 月 31 日（未成年者口座開設者が災害等事由が生じた年にお生まれになった場合には、その年の 12 月 31 日）において、所得税法第２条第１項第 34 号に規定する扶養親族とする方（以下「扶養者」といいます。）の氏名及び住所又は居所を記載してください。

⑵　「扶養者との居住状況」欄については、未成年者口座開設者と扶養者との居住状況について該当する方を「○」で囲んでください。

⑶　「別居の場合の住所又は居所」欄は、未成年者口座開設者が扶養者と別居している場合にその別居先の住所又は居所を記載してください。

⑷　「別居の理由」欄は、未成年者口座開設者が扶養者と別居している理由（修学、病気療養など）を記載してください。

⑸　「前年の合計所得金額」欄は、災害等事由が生じた年月日の属する年の前年の未成年者口座開設者の合計所得金額（未成年者口座開設者が災害等事由が生じた年にお生まれになった場合には、その年の 12 月 31 日の所得の見積額）を記載してください。

2　「扶養者と生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等事由が①、②又は③の場合に記載）」欄の記載要領

申出書に記載した災害等事由が①、②又は③に該当する場合に、扶養者と生計を一にする親族（未成年者口座開設者を除きます。）の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。

なお、「続柄」欄は、扶養者からみた続柄を記載してください。

【該当する災害等事由に応じた記載事項】

1　「被災した家屋の状況（災害等事由①に該当する場合）」欄の記載要領

被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」、「続柄」、「被災状況」をそれぞれ記載してください。

なお、「続柄」欄は、未成年者口座開設者からみた続柄を記載してください。

（注）　被災した家屋の所有者は、未成年者口座開設者又はその者と生計を一にする親族に限ります。

2　「医療費の状況（災害等事由②に該当する場合）」欄の記載要領

扶養者が、本人又は本人と生計を一にする方のために支払った医療費について記載してください。

なお、災害等事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補塡される部分を除きます。）の合計額が 200 万円を超える必要がありますのでご注意ください。

（注）　欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。

3　「寡婦又はひとり親の状況（災害等事由③に該当する場合）」欄の記載要領

⑴　「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。

⑵　「要因」欄には、「離婚」、「死別」、又は「生死不明」の別を記載してください。

⑶　「扶養者の合計所得金額見積額」欄には、扶養者の災害等事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日（扶養者の方がお亡くなりになった場合には、お亡くなりになった日）における所得の見積額を記載してください。

⑷　「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。

⑸　「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。

4　特別障害者の状況（災害等事由④に該当する場合）欄の記載要領

⑴　「氏名」欄には、所得税法第２条第１項第 29 号に規定する特別障害者に該当することとなった方の氏名を記載してください（未成年者口座開設者又はその扶養者に限ります。）。

⑵　「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。

⑶　「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。

5　離職、事業廃止等の状況（災害等事由⑤に該当する場合）

⑴　「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、扶養者が、雇用保険法第 23 条第２項に規定する特定受給資格者又は同法第 13 条第３項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。

⑵　「廃業した事業内容」欄、「廃業理由」欄及び「廃業年月日」欄は、扶養者が営んでいた事業を廃止した場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。

⑶　「備考」欄には、上記⑴及び⑵に類する事由がある場合にその内容を記載してください。

追加様式

様式ID NTA1H0Z281010010

★

青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長		法人番号	F02			
本店又は主たる事務所兼給与支払事務所等の所在地	郵便番号	H03	—	電話番号	F07	— —	事業種目	H02	
	住所	H04					資本金又は出資金の額	G01	円
納税地	郵便番号	F05	—	住所	F06				
組織区分（名称）	G02		←組織区分（名称）は、下記いずれかの数字を記載してください。 01:株式会社、02:有限会社、03:合資会社、04:合名会社、28:合同会社、05:医療法人、06:協同組合、07:企業組合、08:組合連合会、09:特定目的会社、10:有限責任中間法人、11:無限責任中間法人、12:財団法人、13:社団法人、14:社会福祉法人、15:宗教法人、16:学校法人、17:労働組合、19:インコーポレーテッド、20:コーポレーション、21:リミテッド、22:カンパニー、23:特定非営利活動法人、30:公益財団法人、31:公益社団法人、32:一般財団法人、33:一般社団法人、27:その他						
組織区分（位置）1:前 2:後	G03								
法人名	F04			フリガナ（法人名）	F03				
代表者	郵便番号	P01	—	住所	H08				
	氏名	H07		フリガナ（氏名）	H06				

青色申告の承認申請書	G04		← 青色申告の承認申請書を提出する場合に「1」を記載してください。

承認を受けようとする事業年度開始の日	N01	元号	年	月	日

法人設立届出書	G05		← 法人設立届出書を提出する場合に「1」を記載してください。

設立年月日	N02	元号	年	月	日	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	N03	元号	年	月	日	事業年度	自	U01	月	日	至	U02	月	日

事業の目的	定款等に記載しているもの	E01		現に営んでいる又は営む予定のもの	E02	

設立の形態			
	区分1	G06	←下記から該当する数字を記載してください。 1：個人企業を法人組織とした法人　4：現物出資により設立した法人 2：合併により設立した法人　5：その他（内容を「区分4」欄に記載してください。） 3：新設分割により設立した法人
	区分2	G07	←「区分1」欄において「1」を選択した場合は、下記から該当する数字を記載してください。 1：個人企業の時の納税地が代表者住所と同じ 2：個人企業の時の納税地が代表者住所と異なる（その納税地を「区分4」欄に記載してください。）
	区分3	G08	←「区分1」欄において「3」を選択した場合は、下記から該当する数字を記載してください。 1：当該分割が分割型分割に該当する場合 2：当該分割が分社型分割に該当する場合 3：当該分割が分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合
	区分4	E03	

本様式で「法人設立届出」と併せて「給与支払事務所等の開設届出」を行う場合には、矢印先の欄に「1」を記載するとともに以下の各欄を記載してください。 ↓

給与支払事務所等の開設届出	G09	

開設年月日	N04	元号	年	月	日

給与支払を開始する年月日	N05	元号	年	月	日

本様式で「法人設立届出」と併せて「源泉所得税の納期の特例の承認の申請」を行う場合には、矢印先の欄に「1」を記載するとともに以下の各欄を記載してください。 ↓

源泉所得税の納期の特例の承認の申請	G12		

臨時雇用者数 ※下記「支給人員」の外書として記載 ※0人の場合は「0」と記載	G13		人	税額の有無 ※「有」の場合「1」を記載	G14	

納付遅延等のやむを得ない理由	E04	

本様式で「法人設立届出」と併せて「給与事務所等の開設届出」又は「源泉所得税の納期の特例の承認の申請」を行う場合には、以下の各欄を記載してください。

責任者氏名	E05		フリガナ（責任者氏名）	E06		支給人員	G10		人	税額の有無 ※「有」の場合「1」を記載	G11	

その他参考事項	

関与税理士	氏名	E07		電話番号	R02	— —
	事務所所在地	E08				

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書の記載要領等

「青色申告の承認申請書」及び「法人設立届出書」のいずれも提出する場合は、「G04」欄及び「G05」欄に「1」を記載した上で、この申請書 兼 届出書の各欄に記載して提出してください。

1　青色申告の承認申請書

この申請書は、法人が各事業年度における法人税の確定申告書（法人税法第 82 条の６第１項、第 82 条の 14 第１項又は第 82 条の 22 第１項の規定による申告書を除きます。）及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に作成し、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める提出期限までに提出してください。

事業年度	提出期限
⑴　普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度	同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
⑵　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度	
⑶　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度	
⑷　公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度	
⑸　普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記⑴から⑷までに掲げる事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度	当該設立等の日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

（注）　外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。

2　法人設立届出書

⑴　法人設立届出書の提出

この届出書は、内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第３に掲げる法人）を設立した場合に作成し、添付書類を添えてその設立の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

「法人設立届出」と併せて、「給与支払事務所等の開設届出」又は「源泉所得税の納期の特例の承認の申請」を行う場合は、以下⑵又は⑶をご確認のうえ、記載してください。

⑵　給与支払事務所等の開設届出

「本店又は主たる事務所の所在地」、「給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）の所在地」及び「納税地」が全て同一である場合は、本様式で「法人設立届出」と併せて「給与支払事務所等の開設届出」を行うことができます。（提出条件）

本様式で「法人設立届出」と併せて「給与支払事務所等の開設届出」を行う場合、この届出書は、給与支払事務所等を開設した日から１月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。（提出期限）

なお、①「**「本店の主たる事務所の所在地」、「給与支払事務所等の所在地」及び「納税地」のいずれかが異なる場合、②「給与支払事務所等の開設届出」のみを行う場合**又は、③給与支払事務所等を移転し、若しくは廃止した場合には、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

⑶　源泉所得税の納期の特例の承認の申請

イ　源泉所得税の納期の特例の承認の申請について

「本店又は主たる事務所の所在地」、「給与支払事務所等の所在地」及び「納税地」が全て同一である

場合は、本様式で「法人設立届出」と併せて「源泉所得税の納期の特例の承認の申請」を行うことができます。

なお、こうした場合に該当しないときには、「源泉所得税の納期の特例の承認の申請書」を提出してください。

ロ　源泉所得税の納期の特例について

源泉所得税の納期の特例の制度については、次のとおりとなります。

(ｲ)　源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

（注）　「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(ﾛ)　(ｲ)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

（注）　この申請を行った月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請を行った月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

（例）　申請を行った月が２月中の場合

（給与等）		（納期限）
２月支給分	→	３月 10 日まで
３月～６月支給分	→	７月 10 日まで

(ﾊ)　この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

A　給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

B　弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

(ﾆ)　この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

（支給期間）		（納期限）
１月～６月支給分	→	７月 10 日まで
７月～12 月支給分	→	翌年１月 20 日まで

(ﾎ)　納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

（注意）　滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

３　添付書類

「法人設立届出書」を提出する場合は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の写しを添付して提出してください。

「青色申告の承認申請書」のみを提出する場合は、添付書類は不要です。

また、「設立の形態」欄の「区分１」が２から４までである場合には、確定申告の際、組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し及び「組織再編成に係る主要な事項の明細書」を添付しなければならないことになっております。

4　各欄の記載事項・注意事項

⑴　共通欄

記載欄	記載事項・注意事項
提出先	納税地を所轄する税務署名を記載してください（例：「麹町税務署」の場合は「麹町」と記載してください。）。
法人番号	法人番号（13 桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。
本店又は主たる事務所兼給与支払事務所等の所在地	「青色申告の承認申請書」のみ提出する場合は、記載不要です。
納税地	納税地を記載してください。
事業種目	「法人設立届出書」を提出する場合は、記載不要です。
資本金又は出資金の額	「法人設立届出書」を提出する場合は、設立時の資本金又は出資金の額を記載してください。 ただし、「青色申告の承認申請書」のみ提出する場合は、記載不要です。
組織区分（位置）	「組織区分（名称）」欄で選択した組織区分名が、法人名の前にある場合は「１」を、法人名の後にある場合は「２」を記載してください。
法人名	法人名を記載してください。
フリガナ（法人名）	法人名のフリガナを記載してください。
提出有無区分（「G04」、「G05」、「G09」、「G12」欄）	本様式で提出する、申請・届出の該当欄に「１」を記載してください。 ※複数提出する場合は、各該当欄に「１」を記載してください。
税理士署名	届出書・申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
税務署整理欄	記載不要です。

⑵　青色申告の承認申請書

記載欄	記載事項・注意事項
その他参考事項	帳簿書類等の種類ごとの記帳の時期や税理士が関与している場合における関与度合などその他参考となる事項を記載してください。

⑶　法人設立届出書

記載欄	記載事項・留意事項
設立年月日	登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 （注）　合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	設立時の資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である場合には、その設立年月日を記入してください。 なお、この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書（第 10 - (2)号様式)」を提出する必要はありません。 （注）　新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第１期目及び第２期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。 　なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第３期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。 　このため、設立第３期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第１号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
事業年度	法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
事業の目的	定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

⑷　給与支払事務所等の開設届出

記載欄	記載事項・留意事項
給与支払を開始する年月日	給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。
責任者氏名	給与支払事務の責任者の氏名を記載してください。
支給人員	その給与支払事務所等において給与等の支払を受ける者の人員数を記載してください。０人の場合は、「０」と記載してください。
税額の有無（「G11」欄）	源泉徴収をする税額があると見込まれる場合には、「１」と記載してください。なお、税額がない場合は、記載不要です。

⑸　源泉所得税の納期の特例の承認の申請

記載欄	記載事項・留意事項
臨時雇用者数	臨時に雇い入れた人がいるときに、その人数を記載してください。
責任者氏名	給与支払事務の責任者の氏名を記載してください。
支給人員	給与支払事務所等において給与等の支払を受ける者の人員数を記載してください。０人の場合は、「０」と記載してください。
税額の有無（「G11」欄）	源泉徴収をする税額があると見込まれる場合には、「１」と記載してください。なお、税額がない場合は、記載不要です。
税額の有無（「G14」欄）	臨時に雇い入れた人に支払う給与について、源泉徴収をする税額があると見込まれる場合には、「１」と記載してください。なお、税額がない場合は、記載不要です。
納付遅延等のやむを得ない理由	現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細を記載してください。

5　その他留意事項

⑴　提出期限

「青色申告の承認申請」、「法人設立届出」及び「給与支払事務所等の開設届出」のそれぞれの手続ごとに提出期限があるため、複数の手続を同時に行う場合は、それぞれの提出期限のうち、いずれか早い日までに提出してください。

⑵　青色申告の承認を受けていない内国法人がグループ通算制度の承認を受けた場合

グループ通算制度の承認の効力が生じた日において青色申告の承認があったものとみなされますので、「青色申告の承認申請書」を提出する必要はありません。

⑶　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

⑷　みなし承認

「青色申告の承認申請書」を提出した場合において、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後６月を経過する日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。

★

更　正　の　請　求　書（内国法人用）

【令和８年４月１日以後開始事業年度分】

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	―	事業種目	H02		
	電話番号	F07	―　　―	代表者	郵便番号	P01	―
	納税地	F06			住所	H08	
フリガナ（法人名）		F03		フリガナ（代表者氏名）		H06	
法人名		F04		代表者氏名		H07	

次の規定に基づき、該当する事業年度又は課税事業年度の確定申告に係る課税標準等について、下記のとおり更正の請求をします。

1．国税通則法第23条　　2．法人税法第81条　　3．地方法人税法第24条

4．租税特別措置法第66条の４　　5．防衛財源確保法第34条

	(自)	元号	年	月	日	(至)	元号	年	月	日
	N01					N02				

記

区分					この請求前の金額（円）		更正の請求金額（円）	
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額	1			G03		
		同上の内訳 軽減税率適用所得金額	2			G04		
		同上の内訳 その他の金額（1－2）	3			G05		
		法人税額	4			G06		
	法人税額の特別控除額		5			G07		
	差引法人税額（4－5）		6			G08		
	税額控除超過額相当額等の加算額		7			G09		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8			G10		000
		同上に対する税額	9			G11		
	留保金	課税留保金額	10			G12		000
		同上に対する税額	11			G13		
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12			G14		000
		同上に対する税額	13			G15		
	法人税額計（6＋7＋9＋11＋13）		14			G16		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		15			G17		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		16			G18		
	控除税額		17			G19		
	差引所得に対する法人税額（14－15－16－17）		18			G20		00
	中間申告分の法人税額		19			G21		00
	差引	納付すべき法人税額	20	G01	00	G22		00
		還付金額	21	G02		G23		
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		22					
地方法人税額	課税標準法人税額の計算 基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	23			G26		
		課税留保金額に対する法人税額	24			G27		
	課税標準法人税額（23＋24）		25			G28		000
	(23)に係る地方法人税額		26			G29		
	税額控除超過額相当額等の加算額		27			G30		
	(24)に係る地方法人税額		28			G31		
	所得地方法人税額（26＋27＋28）		29			G32		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		30			G33		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		31			G34		
	外国税額の控除額		32			G35		
	差引地方法人税額（29－30－31－32）		33			G36		00
	中間申告分の地方法人税額		34			G37		00
	差引	納付すべき地方法人税額	35	G24	00	G38		00
		還付金額	36	G25		G39		

更正の請求書（内国法人用）次葉

【令和８年４月１日以後開始事業年度分】

防衛特別法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	37			G03	
			課税留保金額に対する法人税額	38			G04	
		基礎控除額		39			G05	
		基礎控除残額		40			G06	
		課税標準法人税額		41			G07	000
	（37 － 39）に係る防衛特別法人税額			42			G08	
	税額控除超過額相当額の加算額			43			G09	
	（38 － 40）に係る防衛特別法人税額			44			G10	
	防衛特別法人税額計（42 ＋ 43 ＋ 44）			45			G11	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			46			G12	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除防衛特別法人税額			47			G13	
	外国税額の控除額			48			G14	
	差引防衛特別法人税額（45 － 46 － 47 － 48）			49			G15	00
	中間申告分の防衛特別法人税額			50			G16	00
	差引	納付すべき防衛特別法人税額		51	G01	00	G17	00
		還付金額		52	G02		G18	

（更正の請求をする理由等）	E01	

修正申告書提出年月日		元号	年	月	日	還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ以外	金融機関名	Z01
	N01							金融機関区分	Z02
更正決定通知書受理年月日		元号	年	月	日			支店名	Z03
	N02							本支店区分	Z04
添付書類	E02							預金種類	Z05
								口座番号	Z06
							ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）	Z07
								記号番号	Z08

1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協								
1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所								
1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他								
								郵便局
								―

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

更正の請求書（内国法人用）の記載要領等

【令和８年４月１日以後開始事業年度分】

1　この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第 23 条、法人税法第 81 条、地方法人税法第 24 条、租税特別措置法第 66 条の４第 26 項(同法第 59 条の３第 14 項又は第 67 条の 18 第 13 項において準用する場合を含みます。）又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第 34 条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が法人税、地方法人税若しくは防衛特別法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ　納付すべき税額が過大となったこと。

ロ　申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含みます。）。

ハ　申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含みます。）。

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度又は課税事業年度の法人税額、地方法人税額又は防衛特別法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2　提出期限及び添付書類

この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　　出　　期　　限
(1)　国税通則法第 23 条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内（注）
(2)　国税通則法第 23 条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第 81 条、地方法人税法第 24 条又は防衛財源確保法第 34 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内
(4)　租税特別措置法第 66 条の４第 26 項（同法第 59 条の３第 14 項又は第 67 条の 18 第 13 項において準用する場合を含みます。）の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から７年以内

(注)　純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。

なお、この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

3　各欄の記載事項・注意事項

記載欄	記載事項・注意事項
この請求前の金額（円）	請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
更正の請求金額（円）	請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
（更正の請求をする理由等）	請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
「修正申告書提出年月日」又は「更正決定通知書受理年月日」	法人税法第 81 条、地方法人税法第 24 条又は防衛財源確保法第 34 条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
還付を受けようとする金融機関等	還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称、金融機関区分、支店名、本支店区分、預金種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

記載欄	記載事項・注意事項
税理士署名	この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　その他の留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

★

更正の請求書（外国法人用）

【令和８年４月１日以後開始事業年度分】

年　月　日 提出

提出先		F01		税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	—		本店又は主たる事務所の所在地		
	電話番号	F07	— —		事業種目	H02	
	納税地	F06			代表者氏名	H07	
フリガナ（法人名）		F03			国内源泉所得に係る事業等の責任者名		
法人名		F04					

次の規定に基づき、該当する事業年度又は課税事業年度の確定申告に係る課税標準等について、下記のとおり更正の請求をします。

1．国税通則法第23条　2．法人税法第145条　3．地方法人税法第24条
4．租税特別措置法第66条の４　5．防衛財源確保法第34条

（自）	元号	年	月	日	（至）	元号	年	月	日
F48					F49				

記

法人税額	区分			①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額 この請求前の金額（円）	①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額 更正の請求金額（円）	②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額 この請求前の金額（円）	②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額 更正の請求金額（円）
	所得	所得金額又は欠損金額	1				
		同上の内訳 軽減税率適用所得金額	2				
		同上の内訳 その他の金額（1－2）	3				
		法人税額	4				
	法人税額の特別控除額		5				
	差引法人税額（4－5）		6				
	リース特別控除取戻税額等		7				
	使途秘匿金に対する税額		8				
	法人税額計（6＋7＋8）		9				
	分配時調整外国税相当額の控除額		10				
	控除税額		11				
	差引所得に対する法人税額（9－10－11）		12				
	控除しきれなかった金額		13				
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		14				

法人税額	区分			この請求前の金額（円）	更正の請求金額（円）
	13①のうち	その他の国内源泉所得法人税額から控除できる金額	15		
		控除しきれなかった金額（13①－15）	16		
	13②のうち	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額	17		
		控除しきれなかった金額（13②－17）	18		
	合計（12①－17）＋（12②－15）		19		00
	中間申告分の法人税額		20		00
	差引	納付すべき法人税額	21	00	00
		還付金額	22		

地方法人税額	区分		この請求前の金額（円）	更正の請求金額（円）
	課税標準法人税額の計算	23		000
	所得地方法人税額	24		
	分配時調整外国税相当額の控除額	25		
	外国税額の控除額	26		
	差引地方法人税額（24－25－26）	27		00
	中間申告分の地方法人税額	28		00
	差引 納付すべき地方法人税額	29	00	00
	差引 還付金額	30		

更正の請求書（外国法人用）次葉

【令和８年４月１日以後開始事業年度分】

防衛特別法人税額	区分			この請求前の金額（円）	更正の請求金額（円）
	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	31		
		基礎控除額	32		
		課税標準法人税額	33		000
	防衛特別法人税額		34		
	分配時調整外国税相当額の控除額		35		
	外国税額の控除額		36		
	差引防衛特別法人税額（34 － 35 － 36）		37		00
	中間申告分の防衛特別法人税額		38		00
	差引	納付すべき防衛特別法人税額	39	00	00
		還付金額	40		

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	元号	年	月	日	還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ以外	金融機関名	
							金融機関区分	1: 銀行 2: 金庫 3: 組合 4: 農協 5: 漁協
更正決定通知書受理年月日	元号	年	月	日			支店名	
							本支店区分	1: 本店 2: 支店 3: 本所 4: 支所 5: 出張所
添付書類							預金種類	1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
							口座番号	
						ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）	郵便局
							記号番号	－

税理士署名	R01	

税務署整理欄		通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
			F12					

更正の請求書（外国法人用）の記載要領等
【令和８年４月１日以後開始事業年度分】

１　この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条、租税特別措置法第66条の４第26項（同法第59条の３第14項又は第66条の４の３第14項において準用する場合を含みます。）又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第34条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が法人税、地方法人税若しくは防衛特別法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ　納付すべき税額が過大となったこと。

ロ　申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含みます。）。

ハ　申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含みます。）。

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度又は課税事業年度の法人税額、地方法人税額又は防衛特別法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

２　提出期限及び添付書類

この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　出　期　限
(1)　国税通則法第23条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内(注)
(2)　国税通則法第23条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第145条、地方法人税法第24条又は防衛財源確保法第34条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内
(4)　租税特別措置法第66条の４第26項（同法第59条の３第14項又は第66条の４の３第14項において準用する場合を含みます。）の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から７年以内

(注)　純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。

なお、この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

３　各欄の記載事項・注意事項

記載欄	記載事項・注意事項
この請求前の金額（円）	請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
更正の請求金額（円）	請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
リース特別控除取戻税額等	課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
（更正の請求をする理由等）	請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
「修正申告書提出年月日」又は「更正決定通知書受理年月日」	法人税法第 145 条、地方法人税法第 24 条又は防衛財源確保法第 34 条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
還付を受けようとする金融機関等	還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称、金融機関区分、支店名、本支店区分、預金種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

記載欄	記載事項・注意事項
税理士署名	この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　その他の留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書

付表

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

災害のあった日		1	・　・	当期繰入額	5	円	
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額（17の合計額）	2	円	繰入限度額 (4)	6		
	保険金等の額の合計額（18の合計額）	3		繰入限度超過額 (5)－(6)（マイナスの場合は０）	7		
	繰入限度額 (2)－(3)	4		期末災害損失特別勘定残高 (5)－(7)	8		

被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細

被災資産の明細	名称及び種類又は共通費用の費目					
	被災資産の所在地					
	構造、設備の種類及び細目					
	事業の用に供した年月日	・　・	・　・	・　・	・　・	
価値の減少額	被災資産の帳簿価額	9	円	円	円	円
	被災資産の価額	10				
	価値の減少額 (9)－(10)	11				
修繕費用等の見積額	翌期以後の修繕費用等の見積額	12				
	再取得価額等	13				
	未償却残額	14				
	被災資産の価額	15				
	差引見積額 (14)－(15)	16				
費用の見積額（(11)、(12)又は(16)のうち多い額）		17				
翌期以後の保険金等の額		18				

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の記載要領等

１　この明細書は、法人が、災害のあった日の属する事業年度において、法人税基本通達12－２－６に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に記載します。

(注) １　法人が、災害のあった日の属する中間申告期間につき仮決算による中間申告をする場合において、災害損失特別勘定への繰入れをするときにもこの明細書を記載します。

２　法人税基本通達12－２－14に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをする場合にもこの明細書を記載します。

２　「災害のあった日１」には、被災資産について災害のあった日を記載します。

３　「当期繰入額５」には、法人が当期において災害損失特別勘定として損金経理をした金額を記載します。

４　「被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「17」欄及び「18」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「９」欄から「16」欄までの記載を省略することができます。

⑴　「被災資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災資産ごとに具体的に記載します。

⑵　「価値の減少額」の「被災資産の帳簿価額９」には被災資産の当期末における帳簿価額を、「被災資産の価額10」には被災資産の当期末における時価を記載します。

(注)　この場合の被災資産には、法人税法第33条第２項の規定の適用を受けたものは含まれません。

⑶　「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。

イ　「翌期以後の修繕費用等の見積額12」には、被災資産について、災害のあった日から１年を経過する日（例えば、災害のあった日が令和８年４月１日である場合には、令和９年４月１日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、当期末の翌日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。

㈠　被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用

㈡　土砂その他の障害物を除去するための費用

㈢　被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）

㈣　被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

㈤　被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用を含みます。）

(注) １　法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から１年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載することができます。

２　法人税基本通達７－７－２の適用を受けた資産については、上記㈠、㈡及び㈤に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

３　法人税法第33条第２項の規定により評価損を計上した資産については、上記㈡、㈣及び㈤に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

ロ　なお、上記イの修繕費用等の見積額は、例えば建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額によるなど合理的に見積もることとしてください。

ハ　「再取得価額等13」には、相当部分につき損壊等をした当該被災資産の当期末における再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を記載します。

ニ　「未償却残額14」には、上記ハの再取得価額等を基礎として当該被災資産の取得の時から当期末まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載します。

ホ　「被災資産の価額15」には、当該被災資産の当期末における時価を記載します。

ヘ　「差引見積額16」には、「14」欄の金額から「15」欄の金額を控除した残額を記載します。

なお、修繕費用等の見積額は、上記ロの方法及び上記のニからホを控除して算定する方法以外の合理的な算定方法によることも認められますので、その合理的な算定方法による場合には、それによって算出した修繕費用等の見積額を「16」欄に記載します。

⑷　「翌期以後の保険金等の額18」には、翌期以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補塡される金額がある場合に、当該補塡されると見込まれる金額を記載します。

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名		付表

災害のあった日		1	・ ・	翌期繰越額の計算	期首現在額		9	円
同上の日から1年を経過する日		2	・ ・		当期取崩額	修繕等をした場合の取崩額	10	
修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度		3	・ ・ ～ ・ ・			同上以外の場合による取崩額	11	
当期益金算入額	修繕等をした場合の取崩額(20の合計額)	4	円			計 (10)＋(11)	12	
	同上のうち保険金等により補塡された金額	5			差引期末現在額 (9)－(12)		13	
	最終取崩事業年度における取崩額	6			減算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	14	
	要取崩額	7				当期中において益金の額に算入すべき金額 (8)	15	
	益金算入額	8			期末災害損失特別勘定残高 (13)－(14)－(15)		16	

当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細

被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
修繕等の工事の名称等	17				
同上の修繕等の工事期間	18	・ ・ ～ ・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・ ～ ・ ・
同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額	19	円	円	円	円
同上のうち当期において損金の額に算入した金額	20				

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載要領等

1　この明細書は、法人が、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度(所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法第15条の２に規定する連結事業年度を含みます。)後の事業年度において、法人税基本通達12－２－10に定めるところにより、災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。

(注)　法人税基本通達12－２－14に定めるところにより、災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合にもこの明細書を記載します。

2　「災害のあった日１」には、被災資産について災害のあった日を記載します。

3　「同上の日から１年を経過する日２」には、「１」欄に記載した日から１年を経過する日（例えば、災害のあった日が令和８年４月１日である場合には、令和９年４月１日）を記載します。

4　「修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度３」には、「２」欄に記載された日の属する事業年度（以下「１年経過事業年度」といいます。）終了の日までに「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）に提出した場合に、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度（以下「修繕完了事業年度」といいます。）を記載します。

5　「修繕等をした場合の取崩額４」には、当期が１年経過事業年度（修繕完了事業年度の確認を受けた場合には、修繕完了事業年度。以下「最終取崩事業年度」といいます。）前の事業年度である場合に、「20」欄の合計額を記載します。

6　「同上のうち保険金等により補塡された金額５」には、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度の終了の日の翌日から当期末までに、被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補塡された金額がある場合に、その補塡された金額のうち「４」欄の修繕費用等の額に充てた金額を記載します。

7　「最終取崩事業年度における取崩額６」には、当期が最終取崩事業年度である場合に、前期の期末災害損失特別勘定残高（「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「８」欄又は「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「16」欄の金額をいいます。以下同じです。）を記載します。

8　「要取崩額７」の記載に当たっては、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。

⑴ 当期が最終取崩事業年度である場合　「６」の金額を記載します。

⑵ 当期が最終取崩事業年度前の事業年度である場合　次の表の③の金額を記載します。

「４」欄－「５」欄の金額	①	円
「９」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額	②	円
①と②のいずれか少ない金額	③	円

(注)　②は、前期の期末災害損失特別勘定残高と一致します。

9　「益金算入額８」は、次の表の⑤の金額を記載します。

「７」欄の金額	①	円
上記８⑵の表の②の金額	②	円
「13」欄－「14」欄の金額	③	円
延長確認申請書の「３」欄の金額	④	円
(①－(②－③))＋④	⑤	円

(注)　⑤がマイナスとなる場合には、「８」欄に△を付して表示し、損金算入します。

10　「期首現在額９」には、当期首現在における法人計算による災害損失特別勘定の金額を記載します。

11　「当期取崩額」の各欄は、法人計算による取崩額を記載します。

12　「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額14」には、「13」欄のうち前期以前において繰入限度超過等によって益金の額に算入した金額を記載します。

13　「当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細」の各欄は、当期が最終取崩事業年度前の事業年度である場合に、次により記載します。

⑴ 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「19」欄及び「20」欄に記載することができます。

⑵ 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。

イ　「修繕等の工事の名称等17」には、複数の工事のうち主なものを「○○工事等」と記載します。

ロ　「同上の修繕等の工事期間18」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。

⑶ 「同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額19」には、「18」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。

なお、修繕費用等とは、法人税基本通達12－２－７の⑵に掲げる費用をいいます。

⑷ 「同上のうち当期において損金の額に算入した金額20」には、「19」欄に記載した金額のうち、当期において損金の額に算入した金額を記載します。

様式ID	NTA1H0Z890010020

★

災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		国税局長 税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	-	電話番号 F07	- -	代表者 郵便番号	F36	-
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
フリガナ （法人名）	F03			フリガナ （代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		
事業種目	H02						

	元号	年	月	日
自				
至				

災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が、左記の事業年度終了の日までに完了できない事情にありますので、法人税基本通達12－２－12（修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例）に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度をもって１年経過事業年度とすることを申請します。

記

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度		元号	年	月	日
	自				
	至				

当期末の災害損失特別勘定の残額	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額　（1）-（2）	3	円
修繕費用等の見込額（７の合計額）－（８）の合計額）	2	円	延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高（1）-（2）	4	円

翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災資産 名称及び種類又は共通費用の費目				
被災資産 被災資産の所在地				
被災資産 構造、設備の種類及び細目				
翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等 5				
同上の修繕等の工事期間 6	元号 年 月 日 ～	元号 年 月 日 ～	元号 年 月 日 ～	元号 年 月 日 ～
同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額 7	円	円	円	円
翌期以後の保険金等の額 8				

税理士署名	R01		電話番号 （税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の記載要領等

1　この延長確認申請書は、災害損失特別勘定への繰入れをした法人が、１年経過事業年度（災害のあった日から１年を経過する日の属する事業年度をいいます。以下同じです。）終了の日までに、法人税基本通達12－２－12に定めるところにより修繕完了事業年度（被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度をいいます。以下同じです。）をもって１年経過事業年度とすることを申請する場合に記載します。

なお、１年経過事業年度終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした修繕完了事業年度に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。

（注）　法人税基本通達12－２－14に定めるところにより、修繕完了事業年度をもって１年経過事業年度とすることを申請する場合にもこの申請書を記載します。

2　「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度」欄には、当期が１年経過事業年度に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残額（次の⑴に掲げる金額から⑵に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じです。）を有している場合において、所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）の確認を受けようとする修繕完了事業年度を記載します。

⑴　被災事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた金額

⑵　被災事業年度終了の日の翌日から当期末までにおいて被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額（保険金等により補塡される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。）

3　「当期末の災害損失特別勘定の残額１」欄には、当期末における「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「８」欄の金額と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の『「９」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額（裏面の８⑵の表の②の額）－「７」欄の額』に相当する金額の合計額を記載します。

4　「修繕費用等の見込額２」欄には、１年経過事業年度終了の日の翌日から修繕完了事業年度終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「７」欄の合計額から「８」欄の合計額を控除した金額を記載します。

5　「当期中において益金の額に算入すべき金額３」欄は、「１」欄の金額から「２」欄の金額を控除した残額を記載しますが、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を当期の「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「益金算入額８」欄の金額に含めて記載します。

6　「翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。

⑴　「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「７」欄及び「８」欄に記載することができます。

⑵　一の被災資産につき翌期以後に完了すると見込まれる複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。

イ　「翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等５」欄には、複数の工事のうち主なものを「○○工事等」と記載します。

ロ　「同上の修繕等の工事期間６」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。

⑶　「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額７」欄には、１年経過事業年度終了の日の翌日から修繕完了事業年度終了の日までに支出することが見込まれる「６」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。

なお、修繕費用等とは次の費用その他これらに類する費用をいいます。

イ　被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用

ロ　土砂その他の障害物を除去するための費用

ハ　被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等の

ために支出する費用を含みます。）

ニ　被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

ホ　被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用を含みます。）

⑷　「翌期以後の保険金等の額８」欄には、１年経過事業年度終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補塡される金額がある場合に、当該補塡されると見込まれる金額（災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度終了の日の翌日以後に収受した保険金等のうち「７」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。

７　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

組織再編成に係る主要な事項の明細書

付表

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日	1	区分	態様	組織再編成の日
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人	合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転	・　・
相手方の区分、名称及び所在地	2	区分	名称	所在地
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人		
移転した（又は交付した）資産又は負債の明細	3	資産・負債の種類	価額等	株式交付にあっては左の算定根拠
移転を受けた資産又は負債の明細	4	資産・負債の種類	価額等	

適格判定に係る主要な事項

適格区分	5	適格（法第２条第　　号　該当） その他			
株式保有関係	6	令第４条の３第　項第　号該当	株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後
			直接保有	%	%
			間接保有	%	%
従業者の数	7	組織再編成前		組織再編成後	
		人		人	
組織再編成前の主要事業等	8	（　継続　・　関連　）			
関連事業	9				
事業規模	10	指標		左の指標による規模の比較	
		売上金額・資本金の額又は出資金の額・従業者の数・その他（　　）			
特定役員等の役職名及び氏名	11	組織再編成前の役職名	組織再編成後の役職名	氏名	
支配株主の株式の保有状況	12	氏名又は名称	旧株数	新株継続保有見込の有無	
			株	有・無	
		（合計）		有・無	
				有・無	
		被合併法人等の発行済株式等の数	株		

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載要領等

1　この明細書は、組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じです。）、法人税法（以下「法」といいます。）第２条第12号の５の２に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じです。）が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る法第74条第３項の規定により確定申告書に添付する法人税法施行規則第35条第１項第７号又は第61条の５第１号ホ若しくは第２号ホに規定する明細書として使用します。

⑴　合併　その合併に係る被合併法人及び合併法人

⑵　分割　その分割に係る分割法人及び分割承継法人

⑶　株式交付以外の現物出資　その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人

⑷　現物分配　その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人

⑸　株式交換　その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人

⑹　株式移転　その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人

⑺　株式交付　その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の３第１項第１号に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じです。）

なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める各欄の記載は要しません。

⑻　株式分配以外の現物分配　「株式保有関係６」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄

⑼　株式分配（租税特別措置法第68条の２第１項の規定の適用により株式分配に該当するもの（以下「認定株式分配」といいます。）を除きます。）又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「令」といいます。）第４条の３第６項第１号に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第２条第12号の９イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。）　「株式保有関係６」、「関連事業９」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄

⑽　認定株式分配　「株式保有関係６」のうち、該当する条項及び間接保有の各欄並びに「関連事業９」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄

⑾　株式交付　「適格区分５」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄

また、この明細書は、組織再編成が複数ある場合にはその組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。

2　「提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日１」の「区分」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「態様」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。

また、「組織再編成の日」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める日を記載します。

⑴　合併　合併の効力を生ずる日（新設合併（法第２条第12号の８イに規定する新設合併をいいます。以下同じです。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日）

⑵　分割　分割の効力を生ずる日（新設分割（令第４条の３第６項第１号に規定する新設分割をいいます。以下同じです。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日）

⑶　株式交付以外の現物出資　資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（令第４条の３第13項第１号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じです。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日）

⑷　現物分配　資産の移転があった日

⑸　株式交換　株式交換の効力を生ずる日

⑹　株式移転　株式移転完全親法人の設立登記の日

⑺　株式交付　株式交付の効力を生ずる日

3　「相手方の区分、名称及び所在地２」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。

また、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。

4　「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細３」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。

⑴　合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配　合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。

⑵　株式交付　株式交付子会社（会社法第774条の３第１項第１号に規定する株式交付子会社をいいます。以下同じです。）の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあっては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。

５　「移転を受けた資産又は負債の明細４」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。

⑴　合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配　被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じです。）から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額）を記載します。

⑵　株式交換、株式移転及び株式交付　株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。

６　「適格区分５」は、その組織再編成が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じです。）の場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を（　）内に記載します。また、その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。

７　「株式保有関係６」は、当事者間の株式保有関係が令第４条の３第２項、第３項、第６項、第７項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項のいずれの関係に該当するかにより、該当する条項を記載します。

また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じです。）の保有割合を記載します。

⑴　直接保有の株式の保有割合　一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあっては金額。以下同じです。）がその他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあっては総額。以下同じです。）のうちに占める割合

㈱　提出対象法人が認定株式分配に係る現物分配法人である場合には、その現物分配法人が保有するその認定株式分配に係る完全子法人（法第２条第12号の15の２に規定する完全子法人をいいます。以下同じです。）の株式の数がその完全子法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合を記載します。

⑵　間接保有の株式の保有割合　一方の法人が令第４条の２第１項及び第２項の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合

８　「従業者の数７」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

⑴　合併に係る被合併法人　「組織再編成前」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその合併後に法第２条第12号の８ロ⑴又は令第４条の３第４項第３号に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。

⑵　分割に係る分割法人　「組織再編成前」欄はその分割法人のその分割前に行っていた事業（その分割により分割承継法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第２条第12号の11ロ⑵又は令第４条の３第８項第４号若しくは同条第９項第４号に規定する分割承継法人の業務に従事する者の数を記載します。

⑶　株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人　「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第２条第12号の14ロ⑵又は令第４条の３第15項第４号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。

⑷　株式分配に係る現物分配法人　「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

⑸　株式交換に係る株式交換完全子法人　「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第２条第12号の17ロ⑴に規定する株式交換等完全子法人の業務又は令第４条の３第20項第３号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

⑹　株式移転に係る株式移転完全子法人　「組織再編成前」欄はその株式移転完全子法人の株式移転直前の従業者の数を記載

し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式移転後に法第２条第12号の18ロ⑴又は令第４条の３第24項第３号に規定する株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

9　「組織再編成前の主要事業等８」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

⑴　合併に係る被合併法人　その合併前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第２条第12号の８ロ⑵又は令第４条の３第４項第４号に規定する合併法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業９」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。

⑵　合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人　その合併前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業９」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。

⑶　分割に係る分割法人　その分割前に行っていた事業のうち、その分割により分割承継法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第２条第12号の11ロ⑶又は令第４条の３第８項第５号若しくは同条第９項第５号に規定する分割承継法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業９」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。

⑷　分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人　その分割前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業９」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。

⑸　株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人　その現物出資前に行っていた事業のうち、その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第２条第12号の14ロ⑶又は令第４条の３第15項第５号に規定する被現物出資法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業９」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。

⑹　株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人　その現物出資前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業９」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。

⑺　株式分配に係る現物分配法人　その株式分配に係る完全子法人のその株式分配前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲みます。

⑻　株式交換に係る株式交換完全親法人　その株式交換前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業９」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。

⑼　株式交換に係る株式交換完全子法人　その株式交換前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第２条第12号の17ロ⑵に規定する株式交換等完全子法人又は令第４条の３第20項第４号に規定する株式交換完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業９」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。

⑽　株式移転に係る株式移転完全子法人　その株式移転前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が法第２条第12号の18ロ⑵又は令第４条の３第24項第４号に規定する株式移転完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業９」に記載した事業と関連する場合（いずれかの事業が主要な事業である場合に限ります。）には「関連」を○で囲みます。

10　「関連事業９」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

⑴　合併（新設合併を除きます。）に係る被合併法人　その合併に係る合併法人のその合併前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑵　新設合併に係る被合併法人　その新設合併に係る他の被合併法人のその新設合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑶　合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人　その合併に係る被合併法人のその合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑷　分割（新設分割を除きます。）に係る分割法人　その分割に係る分割承継法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑸　新設分割に係る分割法人　その新設分割に係る他の分割法人のその新設分割前に行っていた事業のうち、その新設分割により分割承継法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑹　分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人　その分割に係る分割法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑺　株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る現物出資法人　その現物出資に係る被現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑻　新設現物出資に係る現物出資法人　その新設現物出資に係る他の現物出資法人のその新設現物出資前に行っていた事業のうち、その新設現物出資により被現物出資法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑼　株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人　その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑽　株式交換に係る株式交換完全親法人　その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑾　株式交換に係る株式交換完全子法人　その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

⑿　株式移転に係る株式移転完全子法人　その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等８」欄に記載した事業と関連するもの

11　「事業規模10」の「指標」欄は、令第４条の３第４項第２号、第８項第２号、第15項第２号、第20項第２号又は第24項第２号の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を〇で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、（　）内にその指標を簡記します。

12　「特定役員等の役職名及び氏名11」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。

⑴　合併に係る被合併法人　その合併前にその被合併法人の特定役員（令第４条の３第４項第２号に規定する特定役員をいいます。以下同じです。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者

⑵　分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人　その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（令第４条の３第８項第２号又は第９項第２号に規定する役員等をいいます。）であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者

⑶　株式分配に係る現物分配法人　その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者

⑷　株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人　これらの法人の特定役員である者

13　「支配株主の株式の保有状況12」は、合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に支配株主（令第４条の３第４項第５号、第８項第６号イ、第20項第５号又は第24項第５号に規定する支配株主をいいます。以下同じです。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。

また、その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（令第４条の３第４項第５号、第８項第６号イ、第20項第５号又は第24項第５号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を〇で囲みます。

付表

課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

譲渡資産等の明細	土地の譲渡等の内容	1	措置法第63条第３項第　　号該当	措置法第63条第３項第　　号該当
	土地等の種類	2		
	土地等の所在地	3		
	一団の宅地の面積	4	平方メートル	平方メートル
	同上のうち当期において譲渡等をすることとした土地等の面積	5	外　　件	外　　件
	同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積	6	外　　件	外　　件
	同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積	7	外　　件	外　　件
	「5」のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の面積	8	外　　件	外　　件
公募要件に該当する事実等	公募の方法	9		
	公募年月日又は期間	10	・　・ ・　・　～　・　・	・　・ ・　・　～　・　・
	公募を実施した地域	11		
	売出期間	12	・　・　～　・　・	・　・　～　・　・
	応募者の範囲	13		
	一部の土地等につき公募をしなかった理由	14		
	措置法令第38条の５第23項に該当する土地の譲渡等の場合	15		

備考

課税除外とされる土地等の譲渡が
公募要件に該当する事実を証する明細書の記載要領等

１　この明細書は、措置法第63条第３項第４号から第６号までに規定する土地の譲渡について、公募要件を満たしている事実を明らかにする場合に記載します。
２　この明細書は、その譲渡等に係る土地等が属する一団の宅地で、当期において譲渡等をすることとした土地等の区分ごとに別行で記載します。
３　「土地の譲渡等の内容１」には、その譲渡等に係る土地等が、措置法第63条第３項第４号から第６号までのいずれの号に該当するものであるかを記載します。
４　「土地等の種類２」には、その譲渡等に係る土地等の種類を「土地」又は「借地権」のように記載します。
５　「一団の宅地の面積４」には、措置法第63条第３項第４号から第６号までに規定する開発許可、認定等に係る一団の宅地の合計面積を記載します。
６　「同上のうち当期において譲渡等をすることとした土地等の面積５」の「外書」には、「４」の一団の宅地のうち当期において譲渡等をすることとした土地等の区画数を記載します。
７　「同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積６」の「外書」には、「５」の土地等のうち公募の対象とした土地等の区画数を記載します。
８　「同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積７」の「外書」には、「６」の土地等のうち当期において譲渡等をした土地等の区画数を記載します。
９　「「５」のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の面積８」の「外書」には、「５」の土地等のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の区画数を記載します。
10　「公募の方法９」には、その土地の譲渡等につき行った公募の方法を、例えば「テレビ広告」、「ラジオ広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」のように記載します。
11　「公募を実施した地域11」には、その土地の譲渡等につき行った公募の対象地域を、例えば「東京都特別区域内」、「〇〇県内全域」のように記載します。
12　「応募者の範囲13」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
13　「一部の土地等につき公募をしなかった理由14」には、その土地の譲渡等のうち公募をしないで譲渡等をした部分がある場合に、その理由を具体的に記載します。
14　「措置法令第38条の５第23項に該当する土地の譲渡等の場合15」には、その土地の譲渡等が措置法令第38条の５第23項に該当する場合は、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載してください。

様式ID	NTA1GEZ035010010

★

非　課　税　貯　蓄　申　告　書

提出先	F01		税務署長殿					
郵便番号	P01	－		個人番号	G01			
フリガナ	E01							
住　所	E02							
フリガナ	E03							
氏　名	E04			生年月日	N01	元号	年	月	日

下記の貯蓄につき所得税法第10条第１項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

種　別	G02	

「種別」欄は、次の区分に基づいて数値を記載してください。
（預貯金：１、合同運用信託：２、有価証券：３、特定公募公社債等運用投資信託：４）

区　　分	貯　蓄　の　受　入　機　関　の　営　業　所　等					
非課税扱いの申告をする貯蓄	所在地	E05				
	名　称	E06		最高限度額（万円）	G03	
既に非課税扱いの申告をしている貯蓄	名　称	E07		最高限度額（万円）	G04	
	名　称	E08		最高限度額（万円）	G05	
				最高限度額の合計額（万円）	G06	

摘　要	E09	
営業所番号	E10	

障害者等の事実	G07	
確認書類の名称	E11	

「障害者等の事実」欄は、次の区分に基づいて記載してください。
（障害者：２、その他：３）

貯蓄の受入機関の受理年月日		元号	年	月	日
	N02				

非課税貯蓄申告書の記載要領等

1　この申告書は、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度を受ける場合、貯蓄者は最初に預入等をする日までに、その預入等をする金融機関の営業所等を経由して、その金融機関の営業所等において非課税扱いを受けようとする預金等の種類及びその営業所等において非課税扱いを受けようとする預金等の最高限度額等を記載し、貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑵　「種別」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑶　「非課税扱いの申告をする貯蓄」及び「既に非課税扱いの申告をしている貯蓄」の「貯蓄の受入機関の営業所等」欄に、金融機関の営業所等の「所在地」、「名称」及び「最高限度額」を記載してください。

⑷　「営業所番号」欄に、８桁の営業所番号を記載してください。

⑸　「障害者等の事実」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑹　「貯蓄の受入機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ085010010

★

非課税貯蓄限度額変更申告書

提出先	F01		税務署長殿						
郵便番号	P01	－		個人番号	G01				
フリガナ	E01								
住　所	E02								
フリガナ	E03			生年月日		元号	年	月	日
氏　名	E04				N01				

下記の貯蓄に係る最高限度額を変更したいので、所得税法第10条第４項の規定により、この旨申告します。

種　別	G02	

「種別」欄は、次の区分に基づいて数値を記載してください。
（預貯金：１、合同運用信託：２、有価証券：３、特定公募公社債等運用投資信託：４）

変更後の最高限度額（万円）	G03	
変更前の最高限度額（万円）	G04	
非課税扱いの申告をしている他の貯蓄に係る最高限度額の合計額（万円）	G05	

貯蓄の受入機関の営業所等	所在地	E05	
	名　称	E06	

非課税貯蓄申告書の提出年月日		元号	年	月	日
	N02				

摘　要	E07	
営業所番号	E08	

障害者等の事実	G06	
確認書類の名称	E09	

「障害者等の事実」欄は、次の区分に基づいて記載してください。
（障害者：２、その他：３）

貯蓄の受入機関の受理年月日		元号	年	月	日
	N03				

非課税貯蓄限度額変更申告書の記載要領等

1　この申告書は、貯蓄者が既に提出した非課税貯蓄申告書に記載したその金融機関の営業所等における非課税貯蓄限度額を変更しようとする場合に、変更後の最高限度額等を記載し、その金融機関の営業所等を経由して貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑵　「種別」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑶　「変更後の最高限度額」「変更前の最高限度額」及び「非課税扱いの申告をしている他の貯蓄に係る最高限度額の合計額」欄に、金額を記載してください。

⑷　「貯蓄の受入機関の営業所等」欄に、金融機関の営業所等の「所在地」、「名称」を記載してください。

⑸　「非課税貯蓄申告書の提出年月日」欄に、非課税貯蓄申告書（限度額変更申告書を提出している場合には、最新の限度額変更申告書）の提出年月日を記載してください。

⑹　「営業所番号」欄に、８桁の営業所番号を記載してください。

⑺　「障害者等の事実」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑻　「貯蓄の受入機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ045010010

★

非課税貯蓄に関する異動申告書

提出先	F01		税務署長殿

郵便番号	P01	－	個人番号	G01	
フリガナ	E01				
住　所	E02				
フリガナ	E03		生年月日		元号 / 年 / 月 / 日
氏　名	E04			N01	

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

種　別	預貯金	G02		合同運用信託	G03	
	有価証券	G04		特定公募公社債等運用投資信託	G05	

「種別」欄は、次の区分に基づいて数値を記載してください。
（該当：１、非該当：２）

異動前（移管前）

フリガナ	E05				
住　所	E06				
フリガナ	E07		個人番号	G06	
氏　名	E08				

貯蓄の受入機関の営業所等	所在地	E09			
	名　称	E10		営業所番号	E11

異動後（移管後）

フリガナ	E12				
住　所	E13				
フリガナ	E14		個人番号	G07	
氏　名	E15				

貯蓄の受入機関の営業所等	所在地	E16			
	名　称	E17		営業所番号	E18

非課税貯蓄申告書の提出年月日	N02	元号	年	月	日

摘　要	E19	

確認書類の名称	E20	

貯蓄の受入機関の受理年月日	N03	元号	年	月	日

非課税貯蓄に関する異動申告書の記載要領等

1　この申告書は、貯蓄者が既に提出した非課税貯蓄申告書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合及び預貯金の債務承継契約や有価証券の購入に関する業務の停止命令・廃止・免許の取消等により非課税扱いを受けている預金等の全部を他の金融機関の営業所等に移管しようとする場合など、異動事項を記載し、移管前の営業所等及び移管先の営業所等を経由して貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑵　「種別」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑶　「異動前（移管前）」「異動後（移管後）」欄に、異動のあった項目に異動事項を記載してください。

⑷　「非課税貯蓄申告書の提出年月日」欄に、非課税貯蓄申告書（限度額変更申告書を提出している場合には、最新の限度額変更申告書）の提出年月日を記載してください。

⑸　「確認書類の名称」欄に、確認書類の名称を記載してください。

⑹　「貯蓄の受入機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ075010010

★

非課税貯蓄廃止申告書

提出先	F01		税務署長殿

郵便番号	P01	－	個人番号	G01	
フリガナ	E01				
住　所	E02				
フリガナ	E03		生年月日		元号 / 年 / 月 / 日
氏　名	E04			N01	

下記の事項につき所得税法第10条第１項の規定の適用を受けることを取りやめたいので、この旨申告します。

最高限度額（万円）	G02	
種　　別	G03	

「種別」欄は、次の区分に基づいて数値を記載してください。
（預貯金：１、合同運用信託：２、有価証券：３、特定公募公社債等運用投資信託：４）

貯蓄の受入機関の営業所等	所在地	E05			
	名　称	E06		営業所番号	E07

摘　要	E08	

貯蓄の受入機関の受理年月日		元号	年	月	日
	N02				

非課税貯蓄廃止申告書の記載要領等

1　この申告書は、貯蓄者が非課税貯蓄申告書を提出した金融機関の営業所等において非課税扱いを受けることを取りやめる場合に、当該非課税貯蓄申告書の提出をした金融機関の営業所等を経由して貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑵　「最高限度額」欄に、金額を記載してください。

⑶　「種別」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑷　「貯蓄の受入機関の営業所等」欄に、金融機関の営業所等の「所在地」、「名称」及び「営業所番号」（８桁）を記載してください。

⑸　「貯蓄の受入機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ060010030

★

非課税貯蓄みなし廃止通知書

提出先	F01		税務署長殿

貯蓄の受入機関の営業所等				
	所在地	F06		
	名　称	F04		
	営業所番号	E01		
	個人番号又は法人番号	F02		

下記の者につき所得税法施行令第45条第４項の規定により、非課税貯蓄廃止申告書のあったものとみなされたので、同条第５項の規定により、この旨通知します。

郵便番号	P01	－	個人番号	G01					
フリガナ	E02								
住　所	E03								
フリガナ	E04		生年月日		元号	年	月	日	
氏　名	E05			N01					
最高限度額（万円）	G02								
種　別	G03		「種別」欄は、次の区分に基づいて数値を記載してください。 （預貯金：１、合同運用信託：２、有価証券：３、特定公募公社債等運用投資信託：４）						

非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日		元号	年	月	日
	N02				

摘　要	E06	

非課税貯蓄みなし廃止通知書の記載要領等

1　この通知書は、非課税貯蓄申告書を提出した貯蓄者の預入等の残高がなくなった場合で、その後２年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に預入等がなかったときは、その翌年１月１日に、当該預金等につき非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなすため、この場合には、金融機関の営業所等の長は非課税貯蓄みなし廃止通知書を営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「貯蓄の受入機関の営業所等」欄に、金融機関の営業所等の所在地等を記載してください。

⑵　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑶　「最高限度額」欄に、金額を記載してください。

⑷　「種別」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑸　「非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日」欄に、その日付を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ090010040

★

非課税貯蓄者死亡通知書

提出先	F01		税務署長殿

貯蓄の受入機関の営業所等				
	所在地	F06		
	名　称	F04		
	営業所番号	E01		
	個人番号又は法人番号	F02		

下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第２項の規定により、この旨通知します。

郵便番号	P01	―
フリガナ	E02	
住　所	E03	
フリガナ	E04	
氏　名	E05	

生年月日		元号	年	月	日
	N01				

死亡年月日		元号	年	月	日
	N02				

種別			
	預貯金	G01	
	合同運用信託	G02	
	有価証券	G03	
	特定公募公社債等運用投資信託	G04	

「種別」欄は、次の区分に基づいて数値を記載してください。
（該当：１、非該当：２）

最高限度額（万円）			
	預貯金	G05	
	合同運用信託	G06	
	有価証券	G07	
	特定公募公社債等運用投資信託	G08	

死亡届出書受理年月日又は死亡したことを知った年月日		元号	年	月	日
	N03				

非課税貯蓄死亡通知書の記載要領等

1　この通知書は、非課税貯蓄者死亡届出書を受理した場合又は業務に関連して非課税貯蓄申告書を提出した個人が死亡したことを知った場合には、金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄者死亡通知書を営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「貯蓄の受入機関の営業所等」欄に、金融機関の営業所等の所在地等を記載してください。

⑵　「郵便番号」、「住所」、「氏名」、「生年月日」及び「死亡年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑶　「種別」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑷　「最高限度額」欄に、金額を記載してください。

⑸　「死亡届出書受理年月日又は死亡したことを知った年月日」欄に、その日付を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ050010050

★

事業譲渡等による非課税貯蓄に関する移管申告書(マル優用)

提出先	F01	

税務署長　殿

年　月　日

金融機関等の預貯金等の移管がありましたので、所得税法施行令第44条第１項の規定により、この旨申告します。

原店舗の営業所等	所在地	E01	
	名　称	E02	
	営業所番号	E03	
移　管　年　月　日		元号	年	月	日
	N01				

新店舗の営業所等	所在地	E04	
	名　称	E05	
	営業所番号	E06	
	法人番号	G01	

個人番号	フリガナ	生年月日	種別　最高限度額（万円）			障害者等に該当する事実（障害者：２、その他：３）
			預貯金	合同運用信託	合計額	
住所	氏名	非課税貯蓄申告書の提出年月日	有価証券	特定公募公社債等運用投資信託		参考事項

	E07		N02					G02		G03			
E08	E09		N03					G04		G05			
	E10		N04					G06		G07			
E11	E12		N05					G08		G09			
	E13		N06					G10		G11			
E14	E15		N07					G12		G13			
	E16		N08					G14		G15			
E17	E18		N09					G16		G17			
	E19		N10					G18		G19			
E20	E21		N11					G20		G21			
	E22		N12					G22		G23			
E23	E24		N13					G24		G25			

事業譲渡等による非課税貯蓄額に関する移管申告書（マル優用）の記載要領等

1　この申告書は、金融機関の事業譲渡・合併・分割又は店舗の新設・廃止・業務を行う区域の変更により、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度の適用を受けている預貯金等が新店舗に移管された場合に、新店舗の営業所等の長は、遅延なく、所在地の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「原店舗の営業所等」及び「新店舗の営業所等」欄に、金融機関の営業所等の所在地等を記載してください。

⑵　「移管年月日」欄に、その日付を記載してください。

⑶　「個人番号」、「住所」、「氏名」、「生年月日」、「非課税貯蓄申告書の提出年月日」、「種別最高限度額」及び「障害者等に該当する事実」欄に、各貯蓄者の情報を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ555010010

★

特別非課税貯蓄申告書

提出先	F01		税務署長殿						
郵便番号	P01	－		個人番号	G01				
フリガナ	E01								
住　所	E02								
フリガナ	E03								
氏　名	E04			生年月日	N01	元号	年	月	日

下記の公債につき租税特別措置法第４条第１項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

区　分	公債の販売機関の営業所等					
非課税扱いの申告をする公債	所在地	E05				
	名　称	E06		最高限度額（万円）	G02	
既に非課税扱いの申告をしている公債	名　称	E07		最高限度額（万円）	G03	
	名　称	E08		最高限度額（万円）	G04	
				最高限度額の合計額（万円）	G05	

摘　要	E09	
営業所番号	E10	

障害者等の事実	G06	

「障害者等の事実」欄は、次の区分に基づいて記載してください。
（障害者：２、その他：３）

確認書類の名称	E11	

公債の販売機関の受理年月日		元号	年	月	日
	N02				

特別非課税貯蓄申告書の記載要領等

1　この申告書は、障害者等の少額公債の利子の非課税制度を受ける場合、貯蓄者は最初に購入をする日までに、その購入をする販売機関の営業所等を経由して、その販売機関の営業所等において非課税扱いを受けようとする公債の最高限度額等を記載し、貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑵　「非課税扱いの申告をする公債」及び「既に非課税扱いの申告をしている公債」の「公債の販売機関の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の「所在地」、「名称」及び「最高限度額」を記載してください。

⑶　「営業所番号」欄に、８桁の営業所番号を記載してください。

⑷　「障害者等の事実」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑸　「確認書類の名称」欄に、確認書類の名称を記載してください。

⑹　「公債の販売機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ585010010

★

特別非課税貯蓄限度額変更申告書

提出先	F01		税務署長殿						
郵便番号	P01	－		個人番号	G01				
フリガナ	E01								
住所	E02								
フリガナ	E03			生年月日		元号	年	月	日
氏名	E04				N01				

下記の公債に係る最高限度額を変更したいので、この旨申告します。

変更後の最高限度額（万円）	G02	
変更前の最高限度額（万円）	G03	
非課税扱いの申告をしている他の公債に係る最高限度額の合計額（万円）	G04	

公債の販売機関の営業所等	所在地	E05	
	名称	E06	

特別非課税貯蓄申告書の提出年月日		元号	年	月	日
	N02				

摘要	E07	
営業所番号	E08	

障害者等の事実	G05	
確認書類の名称	E09	

「障害者等の事実」欄は、次の区分に基づいて記載してください。
（障害者：２、その他：３）

公債の販売機関の受理年月日		元号	年	月	日
	N03				

特別非課税貯蓄限度額変更申告書の記載要領等

1　この申告書は、貯蓄者が既に提出した特別非課税貯蓄申告書に記載したその販売機関の営業所等における非課税貯蓄限度額を変更しようとする場合に、変更後の最高限度額等を記載し、その販売機関の営業所等を経由して貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑵　「変更後の最高限度額」「変更前の最高限度額」及び「非課税扱いの申告をしている他の公債に係る最高限度額の合計額」欄に、金額を記載してください。

⑶　「公債の販売機関の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の「所在地」、「名称」を記載してください。

⑷　「特別非課税貯蓄申告書の提出年月日」欄に、特別非課税貯蓄申告書（限度額変更申告書を提出している場合には、最新の限度額変更申告書）の提出年月日を記載してください。

⑸　「営業所番号」欄に、８桁の営業所番号を記載してください。

⑹　「障害者等の事実」欄に、該当する区分の数値を記載してください。

⑺　「確認書類の名称」欄に、確認書類の名称を記載してください。

⑻　「公債の販売機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ565010010

★

特別非課税貯蓄に関する異動申告書

提出先	F01		税務署長殿						
郵便番号	P01	－		個人番号	G01				
フリガナ	E01								
住　所	E02								
フリガナ	E03			生年月日		元号	年	月	日
氏　名	E04				N01				

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

異動前（移管前）

フリガナ	E05				
住　所	E06				
フリガナ	E07		個人番号	G02	
氏　名	E08				
公債の販売機関の営業所等	所在地	E09			
	名　称	E10	営業所番号	E11	

異動後（移管後）

フリガナ	E12				
住　所	E13				
フリガナ	E14		個人番号	G03	
氏　名	E15				
公債の販売機関の営業所等	所在地	E16			
	名　称	E17	営業所番号	E18	

特別非課税貯蓄申告書の提出年月日		元号	年	月	日
	N02				

摘　要	E19	

確認書類の名称	E20	

公債の販売機関の受理年月日		元号	年	月	日
	N03				

特別非課税貯蓄に関する異動申告書の記載要領等

1　この申告書は、貯蓄者が既に提出した特別非課税貯蓄申告書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合及び非課税扱いを受けている公債の全部を他の販売機関の営業所等に移管しようとする場合など、異動事項を記載し、移管前の営業所等及び移管先の営業所等を経由して貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑵　「異動前（移管前）」「異動後（移管後）」欄に、異動のあった項目に異動事項を記載してください。

⑶　「特別非課税貯蓄申告書の提出年月日」欄に、特別非課税貯蓄申告書（限度額変更申告書を提出している場合には、最新の限度額変更申告書）の提出年月日を記載してください。

⑷　「確認書類の名称」欄に、確認書類の名称を記載してください。

⑸　「公債の販売機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ595010010

★

特別非課税貯蓄廃止申告書

提出先	F01		税務署長殿						
郵便番号	P01	－		個人番号	G01				
フリガナ	E01								
住　所	E02								
フリガナ	E03			生年月日		元号	年	月	日
氏　名	E04				N01				

下記の公債につき租税特別措置法第４条第１項の規定の適用を受けることを取りやめたいので、この旨申告します。

最高限度額（万円）	G02					
公債の販売機関の営業所等	所在地	E05				
	名　称	E06		営業所番号	E07	

摘　要	E08	

公債の販売機関の受理年月日		元号	年	月	日
	N02				

特別非課税貯蓄廃止申告書の記載要領等

1　この申告書は、貯蓄者が特別非課税貯蓄申告書を提出した販売機関の営業所等において非課税扱いを受けることを取りやめる場合に、当該非課税貯蓄申告書の提出をした販売機関の営業所等を経由して貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑵　「最高限度額」欄に、金額を記載してください。

⑶　「公債の販売機関の営業所等」欄に、金融機関の営業所等の「所在地」、「名称」及び「営業所番号」を記載してください。

⑷　「公債の販売機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ600010030

★

特別非課税貯蓄みなし廃止通知書

提出先	F01		税務署長殿

公債の販売機関の営業所等				
	所在地	F06		
	名　称	F04		
	営業所番号	E01		
	個人番号又は法人番号	F02		

下記の者につき租税特別措置法施行令第２条の４第３項において準用する所得税法施行令第45条第４項の規定により、特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされたので、同条第５項の規定により、この旨通知します。

郵便番号	P01	－	個人番号	G01					
フリガナ	E02								
住　所	E03								
フリガナ	E04		生年月日		元号	年	月	日	
氏　名	E05			N01					
最高限度額（万円）	G02								

特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日		元号	年	月	日
	N02				

摘　要	E06	

特別非課税貯蓄みなし廃止通知書の記載要領等

1　この通知書は、特別非課税貯蓄申告書を提出した貯蓄者の預入等の残高がなくなった場合で、その後２年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に預入等がなかったときは、その翌年１月１日に、当該預金等につき特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなすため、この場合には、金融機関の営業所等の長は特別非課税貯蓄みなし廃止通知書を営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「公債の販売機関の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の所在地等を記載してください。

⑵　「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑶　「最高限度額」欄に、金額を記載してください。

⑷　「特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日」欄に、その日付を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ610010040

★

特別非課税貯蓄者死亡通知書

提出先	F01		税務署長殿

公債の販売機関の営業所等					
	所在地	F06			
	名　称	F04			
	営業所番号	E01			
	個人番号又は法人番号	F02			

下記の者が死亡しましたので、租税特別措置法施行令第２条の４第３項において準用する所得税法施行令第46条第２項の規定により、この旨通知します。

郵便番号	P01	－
フリガナ	E02	
住　所	E03	
フリガナ	E04	
氏　名	E05	

生年月日		元号	年	月	日
	N01				

死亡年月日		元号	年	月	日
	N02				

最高限度額（万円）	G01	

死亡届出書受理年月日又は死亡したことを知った年月日		元号	年	月	日
	N03				

特別非課税貯蓄死亡通知書の記載要領等

1　この通知書は、特別非課税貯蓄者死亡届出書を受理した場合又は業務に関連して特別非課税貯蓄申告書を提出した個人が死亡したことを知った場合には、販売機関の営業所等の長は、特別非課税貯蓄者死亡通知書を営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「公債の販売機関の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の所在地等を記載してください。

⑵　「郵便番号」、「住所」、「氏名」、「生年月日」及び「死亡年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。

⑶　「最高限度額」欄に、金額を記載してください。

⑷　「死亡届出書受理年月日又は死亡したことを知った年月日」欄に、その日付を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ620010010

★

事業譲渡等による特別非課税貯蓄に関する移管申告書(特別マル優用)

提出先	F01	

税務署長　殿

年　月　日

販売機関等の公債の移管がありましたので、租税特別措置法施行令第２条の４第３項の規定において準用する所得税法施行令第44条第１項の規定により、この旨申告します。

原店舗の営業所等	所在地	E01	
	名　称	E02	
	営業所番号	E03	
移管年月日		N01	元号　年　月　日

新店舗の営業所等	所在地	E04	
	名　称	E05	
	営業所番号	E06	
	法人番号	G01	

個人番号 / 住所	フリガナ / 氏名	生年月日 / 特別非課税貯蓄申告書の提出年月日	最高限度額（万円）	障害者等に該当する事実（障害者：２、その他：３） / 参考事項
	E07	N02　元号　年　月　日	G02	
E08	E09	N03		
	E10	N04	G03	
E11	E12	N05		
	E13	N06	G04	
E14	E15	N07		
	E16	N08	G05	
E17	E18	N09		
	E19	N10	G06	
E20	E21	N11		
	E22	N12	G07	
E23	E24	N13		

様式ID	NTA0GEZ621010010

事業譲渡等による特別非課税貯蓄に関する移管申告書(特別マル優用)・次葉

個人番号 / 住所		フリガナ / 氏名		生年月日 / 特別非課税貯蓄申告書の提出年月日					最高限度額(万円)		障害者等に該当する事実(障害者:2、その他:3) / 参考事項
					元号	年	月	日			
		E01		N01					G01		
E02		E03		N02							
		E04		N03					G02		
E05		E06		N04							
		E07		N05					G03		
E08		E09		N06							
		E10		N07					G04		
E11		E12		N08							
		E13		N09					G05		
E14		E15		N10							
		E16		N11					G06		
E17		E18		N12							
		E19		N13					G07		
E20		E21		N14							
		E22		N15					G08		
E23		E24		N16							
		E25		N17					G09		
E26		E27		N18							
		E28		N19					G10		
E29		E30		N20							
		E31		N21					G11		
E32		E33		N22							
		E34		N23					G12		
E35		E36		N24							

事業譲渡等による特別非課税貯蓄額に関する移管申告書（特別マル優用）の記載要領等

1　この申告書は、販売機関の事業譲渡・合併・分割又は店舗の新設・廃止・業務を行う区域の変更により、障害者等の少額公債の利子所得等の非課税制度の適用を受けている公債が新店舗に移管された場合に、新店舗の営業所等の長は、遅延なく、所在地の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「原店舗の営業所等」及び「新店舗の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の所在地等を記載してください。

⑵　「移管年月日」欄に、その日付を記載してください。

⑶　「個人番号」、「住所」、「氏名」、「生年月日」、「特別非課税貯蓄申告書の提出年月日」、「最高限度額」及び「障害者等に該当する事実」欄に、各貯蓄者の情報を記載してください。

様式ID	NTA1VGX718010010

★

非課税申告書（非課税法人用）

提出先	F01	

税務署長　殿

年　　月　　日

郵便番号				—				
ふりがな								
所在地								
ふりがな								
名　称								
法人番号								

委託をした年月日（受理年月日）
年　　月　　日
取扱金融機関（登録の取次）

下記の公社債等につき、所得税法第11条第３項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

種　別	保護預り・振替の区分	受益権の名称（銘柄名等）	支払期日等	利子等の額（数量（額面・口））
			・　・	
備　考				

申告書の提出の際に経由すべき支払者（保護預り証券会社又は口座管理機関）	所在地	F06	
	名　称	F04	
	法人番号	F02	

様式ID	NTA0VGX718020010

非課税申告明細書（非課税法人用）

ふりがな	
名　称	

下記の公社債等につき、所得税法第11条第３項の規定の適用を受けたいので、非課税申告書（非課税法人用）に非課税申告書明細書を添付し、申告します。

種　別	保護預り・振替の区分	受益権の名称（銘柄名等）	支払期日等	利子等の額（数量（額面・口））
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
備　考				

非課税申告書（非課税法人用）の記載要領等

1　所得税法第 11 条第１項及び第２項に定めるもののうち公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で次に掲げるもの（以下、「公社債等」といいます。）の利子、収益の分配又は剰余金の配当（以下、「利子等」といいます。）に係る部分については、公共法人等又は公益信託等の受託者が、公社債等につき振替口座簿への記載又は記録その他の一定の方法により管理されており、かつ、その公社債等の利子等につき非課税の適用を受けようとする旨等を記載した申告書を、その公社債等の利子等の支払を受けるべき日の前日までに、金融機関等の営業所等及びその支払をする者を経由して税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　公共法人等又は公益信託等の受託者の「郵便番号」等を記載してください。

⑵　非課税の適用を受けようとする公社債等の種別等を記載してください。

⑶　「申告書の提出の際に経由すべき支払者」欄には、保護預り証券会社又は口座管理機関の「所在地」等を記載してください。

様式ID	NTA1VGX760010010

★

国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書

提出先	F01	

税務署長　殿

年　　月　　日

郵便番号				—				
ふりがな								
所在地								
ふりがな								
名　称								
法人番号								

支払の取扱者の受理年月日
年　　月　　日

下記の国外公社債等につき租税特別措置法第３条の３第６項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

種　別	受益権の名称（銘柄名等）	支払期 （支払開始日）	保管の委託をした 年　月　日	利子等の金額 （数量（額面・口））
		・　・	・　・	
備　考				

他の金融商品取引業者等からの口座移管の場合は、他の金融商品取引業者等に提出した申告書（写し）又は保管の委託をしていた事実を証する書類を添付すること。

支払の取扱者等	所在地	F06	
	名称	F04	
	法人番号	F02	
事務取扱金融商品取引業者等	所在地		
	名称		
	本店・支店等の名称		
	法人番号		

様式ID	NTA0VGX760020010

国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告明細書

ふりがな	
名　称	

下記の国外公社債等につき租税特別措置法第３条の３第６項の規定の適用を受けたいので、源泉徴収不適用申告書に明細書を添付し、申告します。

種　別	受益権の名称（銘柄名等）	支払期 （支払開始日）	保管の委託をした年月日	利子等の金額 （数量（額面・口））
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
		・　・	・　・	
備　考				

国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書の記載要領等

1　所得税法別表第一に掲げる内国法人又は租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは租税特別措置法第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につき源泉徴収不適用の規定を受けようとする旨等を記載し、当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　金融機関等の「名称」及び「所在地」等を記載してください。

⑵　「支払の取扱者の受理年月日」欄に、日付を記載してください。

⑶　源泉徴収不適用の規定を受けようとする「受益権の名称」等を記載してください。

⑷　「支払の取扱者等」及び「事務取扱金融商品取引業者等」欄に、「所在地」等を記載してください。

様式ID	NTA1VGX761010010

★

金融機関等が公社債の利子等につき所得税非課税の適用を受ける場合の明細書

提出先	F01	

税務署長　殿

年　　月　　日

郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
所在地	F06				
フリガナ	F03		フリガナ	H06	
名　称	F04		代表者氏名	H07	
支払取扱者の名称			支払取扱者の法人番号		

租税特別措置法第８条第１項第３号に該当する場合

利子支払期日	受益証券等の名称	利子額	源泉徴収不適用の利子額	課税分の利子額
年　月　日				

	信託開始日	収益の額	利子額（C）	非委託期間（D）	信託期間	課税分の利子額(C)×(D)／信託期間
課税分の利子額内訳	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					
	年　月　日					

課税分の利子額合計	

金融機関等が公社債の利子等につき所得税非課税の適用を受ける場合の明細書の記載要領等

1　金融機関は、租税特別措置法第８条第１項第３号に規定する収益の分配につき支払を受ける際、その収益の分配のうち同項の規定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書を、その支払の取扱者を経由して、その収益の分配に係る所得税の所得税法第 17 条の規定による納税地（同法第 18 条第２項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　金融機関の「名称」及び「所在地」等を記載してください。

⑵　「支払取扱者の名称」及び「支払取扱者の法人番号」を記載してください。

⑶　「利子支払期日」、「受益証券等の名称」、「利子額」、「源泉徴収不適用の利子額」及び「課税分の利子額」を記載してください。

⑷　「課税分の利子額内訳」等の明細について記載してください。

様式ID	NTA1GEZ750010010

★

公募株式等証券投資信託の収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書

提出先	F01	

税務署長　殿

年　　月　　日

公募株式等証券投資信託の収益の分配について租税特別措置法第9条の5第1項の規定の適用を受けたいので、以下のように申告します。

金融商品取引業者等	法人番号	F02				郵便番号	F05	—		
	名　称	F04				所在地	F06			
	営業所名　称		事務担当者氏　名		事務担当者所　属		連絡先電話番号	— —		

受益権の名称					
収益の分配の支払をする者	法人番号		郵便番号	—	
	名　称		所在地		
	営業所名　称		連絡先電話番号	— —	受理年月日　・　・

買取日	① 買取口数	② 個別元本額	③ 1口あたりの買取価額	④ 源泉徴収免除対象額 (③－②) ×①	⑤ 解約日の解約価額	⑥ 収益分配の額 (⑤－②) ×①	⑦ 源泉徴収免除額 (④と⑥のいずれか少ない金額)	⑧ 信託設定年月日	⑨ 顧客取得年月日	租税特別措置法施行令第4条の8第7項の適用	管理方法
・　・								・　・	・　・		
・　・								・　・	・　・		
・　・								・　・	・　・		
・　・								・　・	・　・		
・　・								・　・	・　・		
合計											

公募株式等証券投資信託の収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書の記載要領等

1　金融商品取引業者等が、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配につき源泉徴収不適用の規定を受けようとする旨等を記載し、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者を経由して税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「金融商品取引業者等」欄に、「名称」及び「所在地」等を記載してください。

⑵　「受益権の名称」を記載してください。

⑶　「収益の分配の支払をする者」欄に、「名称」及び「所在地」等を記載してください。

⑷　源泉徴収不適用の規定を受けようとする公募株式等証券投資信託の収益分配について、「収益分配の額」等を記載してください。

削除様式

税務署受付印

青色申告の取りやめの届出書

※整理番号	

令和　年　月　日	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ) 法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	
	代表者住所	〒
税務署長殿	事業種目	業

自令和　年　月　日
至令和　年　月　日

事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。

記

1　青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

年　月　日

2　青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由

3　その他の参考事項

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		備考		通信日付印	年月日	確認	

（規格Ａ４）

07.06 改正

（令和８年１月１日前開始事業年度分）

青色申告の取りやめの届出書の記載要領等

【令和８年１月１日前開始事業年度分】

１　この届出書は、法人税法第 121 条第１項の承認を受けている法人（通算法人を除きます。）が、令和８年１月１日前に開始する事業年度の同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。

２　この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から２月以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

３　各欄は、次により記載します。

(1)　「青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「青色申告の承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

イ　所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。

ロ　最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日。以下同じ。）までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。

(2)　「青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。

(3)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(4)　「※」欄は、記載しないでください。

４　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

グループ通算制度の承認の申請書
e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

親

3通提出（添付書類含む）

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長経由

国税庁長官　殿

通算予定法人（申請法人）	通算親法人となる法人	納税地	〒 電話（　　）　　－
		（フリガナ） 法人名等	
		法人番号	
		（フリガナ） 代表者氏名	
		資本金又は出資金の額	円
		主要株主等の状況	付表１（通算親法人となる法人の主要株主等の状況）のとおり
	通算子法人となる法人		申請・届出書(次葉)のとおり(子法人数　　法人)

自　令和　　年　　月　　日
法人税法第64条の９第１項の規定に基づき、通算親法人となる法人の　　事業年
至　令和　　年　　月　　日
度を最初の通算事業年度として、グループ通算制度の承認を受けたいので、同条第２項の規定により申請します。

なお、この申請が承認された場合は、通算親法人及び通算子法人について、法人税法第75条の４第１項及び地方法人税法第19条の３第１項に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要があるので届け出ます。

1　通算親法人となる法人が、法人税法第64条の10第１項の取りやめの承認を受けたことがある法人、同法第127条第２項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けたことがある法人又は同法第128条の規定により青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人である場合には、当該取りやめの承認を受けた日、当該通知を受けた日又は当該届出書を提出した日

通算親法人となる法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下において「令和２年改正法」という。）による改正前（以下において「令和２年改正前」という。）の法人税法第４条の５第１項の承認の取消しの処分又は同条第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

通算親法人となる法人が、令和２年改正法附則第29条第２項の規定の適用を受けたことがある法人である場合には、最終の連結事業年度終了の日

平成・令和　　年　　月　　日

2　上記１の取りやめの承認を受けた日等における法人名等及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　通算親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿書類の名称	□仕訳帳	□売掛金元帳	□売上伝票	□契約書
	□総勘定元帳	□買掛金元帳	□仕入伝票	□納品書
	□売上帳	□棚卸表	□振替伝票	□請求書
	□仕入帳	□貸借対照表	□見積書	□領収書
	□現金出納帳	□損益計算書	□注文書	□（　　）
帳簿形態			記帳時期	

4　設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。

□　法人税法第64条の９第７項(通算親法人となる法人の設立事業年度等が申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。

通算親法人となる法人の設立の日　　令和　　年　　月　　日

5　添付書類

1　出資関係図

2　グループ一覧

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

（規格A４）

07.06 改正　　（令和８年３月31日以前使用分）

「グループ通算制度の承認の申請書」
「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)

【令和８年３月 31 日以前使用分】

この申請書及び届出書（以下「申請書等」といいます。）（初葉及び次葉）は、法人税法第 64 条の９第２項の規定によりグループ通算制度の承認の申請を行う場合に使用してください。

１　提出期限等

(1)　原則(法 64 の９②)

この申請書等は、グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の３月前の日までに、通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に３通提出してください。

なお、当該通算親法人となる法人は申請書等(初葉)を、当該申請書等を提出する日における通算子法人となる法人は申請書等(次葉)を使用して、これらの法人の全ての連名で提出してください。

（注）　下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合（グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時より前に申請書等を提出する場合を除きます。）には、グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時かつ申請時において通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第 64 条の９第１項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）がある全ての通算子法人となる法人を記載してください。この場合において、当該事業年度開始の時から申請時までの間に、通算親法人となる法人との間に当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった法人（通算子法人となる法人）があるときは、その通算子法人となる法人については、申請書等（次葉）には記載せず、申請書等を提出した日以後遅滞なく「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出する必要があります。

(2)　設立事業年度等の承認申請特例(法 64 の９⑦)

通算親法人となる法人のグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度が次の事業年度（申請特例年度）のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる日までにこの申請書等を提出することができます。

この場合には、申請書等（初葉）の「４　設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に必要事項を記載してください。

イ　設立事業年度‥‥‥‥設立事業年度開始の日から１月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から２月前の日とのいずれか早い日

ロ　設立事業年度の翌事業年度（当該設立事業年度が３月に満たない場合に限ります。）‥‥‥‥設立事業年度終了の日と当該設立事業年度の翌事業年度終了の日から２月前の日とのいずれか早い日

（注）　設立事業年度終了の時に法人税法施行令第 131 条の 13 第１項各号に掲げるもの（法人税法第 64 条の 11 第１項に規定する時価評価資産等）を有する通算親法人となる法人（時価評価が必要な法人から除かれる法人を除きます。）は、上記ロの対象外とされています。

２　添付書類

申請書等の提出に当たっては、次の書類を各３通添付してください。

(1)　出資関係図（通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

(2)　グループ一覧（通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表）

（注）　申請書等（次葉）の裏面の記載要領(2)の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。

３　各欄の記載要領

(1)　通算親法人となる法人の法人名等は申請書等（初葉）に記載し、通算子法人となる法人の法人名等は当該通算子法人となる法人ごとに申請書等（次葉）に記載してください。

(2)　申請書等（初葉）の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を記載した「付表１（通算親法人となる法人の主要株主等の状況)」を申請書等（初葉）に添付し、申請書等（次葉）の「発行済株式等の状況」欄については、必要事項を記載した「付表２（発行済株式等の状況)」を申請書等（次葉）に添付してください。

(3)　申請書等（初葉）の「１」欄及び申請書等（次葉）の「６」欄について、該当する事由が複数ある場合には、適宜の様式に「該当する事由」と「日付」を記載の上、別紙として添付してください。

(4)　申請書等（初葉）の「３　通算親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び申請書等（次葉）の「９　通算子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け又は保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。

また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳簿形態」欄には「帳簿記帳」若しくは「コンピュータ利用」又は「電磁的記録等」等と記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「１週間ごと」又は「10 日ごと」等と記載してください。

(5)　申請書等（初葉）の「５　添付書類」欄は、この申請書等に添付した書類の番号を○で囲んでください。

(6)　「税理士署名」欄は、この申請書等を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

(1)　みなし承認

次の区分に応じてこの申請書を提出した場合において、それぞれ次の基準日までに承認又は却下の処分がなかったときには、それぞれ次のみなし承認日において承認があったものとみなされます。

	区分	基準日	みなし承認日
①	原則	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日の前日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日
②	設立事業年度等の申請の特例（③以外）	申請書を提出した日から２月を経過する日	同左
③	設立事業年度等の申請の特例のうち、通算親法人となる法人の設立事業年度の翌事業年度を対象とするもの（当該翌事業年度開始の日が基準日より後である場合に限ります）	申請書を提出した日から２月を経過する日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日

(2)　次のイ～ヘのいずれかに該当する事実がある場合には、申請が却下されることがあります。

イ　通算予定法人（通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人をいいます。以下同じです。）のいずれかがその申請を行っていないこと。

ロ　申請法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること。

ハ　所得金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

ニ　グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第126条第１項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第４条第１項、第２項若しくは第３項前段、第５条各項若しくは第７条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って適正に行われることが見込まれないこと。

ホ　備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること。

ヘ　法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

(3)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類
e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

加入

※務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□通算親法人となる法人 □通算子法人	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	

□　法人税法施行令第 131 条の 12 第３項の規定に基づき、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
　また、法人税法第 75 条の４第１項及び地方法人税法第 19 条の３第１項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要があるので届け出ます。

□　法人税法第 14 条第８項（グループ通算制度への加入時期の特例）の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分	□　完全支配関係を有することとなった日又は特例決算期間の末日の翌日から効力が生ずる場合 法人税法第 64 条の９第 11 項（同条第 13 項） □　申請特例年度において完全支配関係を有することとなった場合 法人税法第 64 条の９第 12 項（同条第 13 項）	
完全支配関係を有することとなった日（加入日）	令和　年　月　日	
グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合	加入日の前日の属する特例決算期間	初日令和　年　月　日 末日令和　年　月　日
	加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度	自令和　年　月　日 至令和　年　月　日 自令和　年　月　日 至令和　年　月　日
	通算子法人最初通算事業年度	自令和　年　月　日 至令和　年　月　日

通算子法人となる法人			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			署名	
	納税地	〒 電話（　　）　－		整理番号	
	（フリガナ） 代表者氏名			部門	
	資本金又は出資金の額	円		決算期	
	発行済株式等の状況	付表２（発行済株式等の状況）のとおり		備考	
	□　法人税法第 14 条第８項第１号に規定する「他の内国法人」				

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		備考		通信日付印	年　月　日	適用状態	１通算申請中 ２通算承認 ３取りやめ	確認	

（規格Ａ４）

07.06 改正　　（令和８年３月 31 日以前使用分）

「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」 「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)

【令和８年３月 31 日以前使用分】

1　この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。なお、通算子法人となる法人ごとに作成してください。

・　完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合

通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第 64 条の９第１項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）を有することとなった場合（令 131 の 12③）

◇提 出 法 人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人

◇提 出 期 限 ：完全支配関係を有することとなった日（以下「加入日」といいます。）（加入日がグループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書を提出した日前である場合には、その申請書を提出した日）以後遅滞なく

◇提　出　先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長

◇提 出 部 数 ：３通

◇添 付 書 類 ：①　出資関係図（この書類の提出時における通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

②　グループ一覧（この書類の提出時における通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表）

（注）　「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。

・　グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合

通算子法人となる法人が、通算親法人事業年度又は申請特例年度（法人税法第 64 条の９第７項の規定の適用を受けてグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度をいいます。）の中途において通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合（法 14⑧）

※　既に提出された「グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」にその名称が記載された法人は、改めてこの書類を提出することはできません。

◇提 出 法 人 ：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人

◇提 出 期 限：当該通算子法人となる法人のこの特例の適用がないものとした場合の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限となる日

◇提　出　先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長

◇提 出 部 数：１通（当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人が調査課所管法人である場合は２通）

上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。

なお、同時に提出する場合は、書類（初葉）の標題の両方の□にレ印を付して３通提出してください。

2　各欄の記載要領

・　書類（初葉）の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人（通算親法人又は通算親法人となる法人）が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載し、書類（次葉）の「法人名等」欄には、当該提出法人の法人名等を記載してください。

・　標題は、提出する書類の該当する□にレ印を付してください。

・　「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する□にレ印を付してください。

・　上記１(2)のグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けようとする場合には、それぞれ次のとおり記載してください。なお、「法人税法第 14 条第８項第１号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、その通算子法人となる法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する内国法人でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けるもの（以下「加入時期特例適用法人」といいます。）と同様、この特例を適用することとなります。

イ　「加入日の前日の属する特例決算期間」欄は、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する月次決算期間（会計期間をその開始の日以後１月ごとに区分した各期間（最後に１月未満の期間を生じたときは、その１月未満の期間）をいいます。）又は会計期間（「法人税法第 14 条第８項第１号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、当該通算子法人となる法人に係る加入時期特例適用法人について提出されたこの書類（初葉）の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間）を記載してください。

ロ　「加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度」欄は、加入日の前日から「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載した期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度（法人税法第 14 条第８項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいいます。）開始の日及び終了の日を記載してください。

（注）記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。

ハ　「通算子法人適用開始年度」欄は、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事

業年度を記載してください。

・　「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表２（発行済株式等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。

・　「法人税法第 14 条第８項第１号に規定する「他の内国法人」」欄については、通算子法人となる法人が、グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人（加入日から当該内国法人について提出されたこの書類（初葉）の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間の末日までの間に通算親法人又は通算親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限ります。）に該当する場合、□にレ印を付してください。

・　「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

・　「※」欄は、記載しないでください。

３　留意事項

⑴　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

⑵　通算子法人となる法人の特例決算期間としていた会計期間が決算期変更又は合併により異動する場合の取扱い

次の場合には、それぞれ次の取扱いとなりますので、留意してください。

イ　通算親法人又は通算親法人となる法人の会計期間に合わせて会計期間の末日を前倒しする会計期間の変更をした場合　特例決算期間の末日は変更後の会計期間の末日となり、その通算子法人となる法人には、変更後の会計期間の末日の翌日に通算承認の効力が生じます。

ロ　通算子法人となる法人が合併により解散した場合　特例決算期間の末日まで完全支配関係が継続しないことから、その通算子法人となる法人には、通算承認の効力は生じません。

・　みなし承認

この書類の提出によりグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合には、原則として、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日において通算制度の承認があったものとみなされ、その承認は同日からその効力を生じます。

税務署受付印

e - Taxによる申告の特例に係る届出書

（法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用）

※整理番号	

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
（フリガナ） 名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒 電話(　　)　　－

□ 法人税法第75条の４第１項
□ 法人税法第82条の７第１項
□ 地方法人税法第19条の３第１項
□ 地方法人税法第24条の５第１項
□ 消費税法第46条の２第１項

があるので届け出ます。

に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe - Taxによる申告を行う必要

適用開始事業年度等	自 令和　　年　　月　　日　　至 令和　　年　　月　　日	
該当条項	□ 法人税法第75条の４第２項第　　号 □ 法人税法第82条の７第２項第　　号 □ 地方法人税法第19条の３第２項第　　号 □ 地方法人税法第24条の５第２項第　　号 □ 消費税法第46条の２第２項第　　号	資本金又は出資金の額 円 設立年月日等 令和　　年　　月　　日
参考事項		

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認	

（規格Ａ４）

07.06 改正

（令和８年３月31日以前使用分）

e - Tax による申告の特例に係る届出書（法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用）の記載要領等

【令和８年３月 31 日以前使用分】

１　この届出書は、法人税法第 75 条の４第１項若しくは第 82 条の７第１項、地方法人税法第 19 条の３第１項若しくは第 24 条の５第１項又は消費税法第 46 条の２第１項の規定により電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

（注）　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

２　この届出書は、以下の特定法人に該当する場合に、以下の提出期限内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください（法人税法第 82 条の７第１項又は地方法人税法第 24 条の５第１項に規定する特定法人を除きます。）。

また、法人税法第 82 条の７第１項又は地方法人税法第 24 条の５第１項に規定する特定法人に該当することとなった場合にも、あらかじめ納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

	特定法人の区分	提出期限
①	事業年度等の開始の時における内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が１億円を超えることとなった法人 ※　消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	資本金の額等が１億円を超えることとなった日から１月以内
	新たに設立された法人でその設立の時における資本金の額等が１億円を超える法人（法人税法第75条の４第１項及び地方法人税法第19条の３第１項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）	設立の日から２月以内
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	通算承認の効力が生じた日等から１月以内
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	設立の日から２月以内
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から２月以内
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から２月以内
⑥	国又は地方公共団体（注１）	設立の日（特別会計の会計年度が開始した日）から２月以内
⑦	法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額等が１億円を超える法人	その開始した日から２月以内
⑧	法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が１億円を超える場合における当該協同組合等	その該当することとなった日から２月以内

（注１）　国又は地方公共団体は消費税法第 46 条の２第１項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。

（注２）　消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。
なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から１月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

３　各欄は、次により記載してください

(1)　「法人番号」欄には法人番号（13 桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(2)　届出本文の（☐ 法人税法第75条の４第１項
☐ 法人税法第82条の７第１項
☐ 地方法人税法第19条の３第１項
☐ 地方法人税法第24条の５第１項
☐ 消費税法第46条の２第１項）には、該当する☐にレ印を付してください。

(3)　「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。

(4)　「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時における資本金の額等が１億円を超える法人 ※　消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の４第２項 法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第19条の３第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	2	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	3	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項
		2	法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	4	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項
		3	法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	5	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項
		4	法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
⑥	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の２第２項

(5)　「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時における資本金の額等を記載してください。

(6)　「設立年月日等」欄には、上記２に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日（資本金の額等が１億円を超えることとなった日又は設立の日等）を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(8)　「※」欄は、記載しないでください。

税務署受付印

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書
（法人税・消費税用）

※整理番号	

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
（フリガナ） 名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒 電話(　　)　　－

□ 法人税法第75条の５第１項
□ 法人税法第82条の８第１項
□ 消費税法第46条の３第１項

に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。

申請内容		
	特例の適用を受けることが必要となった理由	
	特例の指定を受けようとする期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	令和　　年　　月　　日
添付書類	□ 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類	

□ 法人税法第75条の５第８項
□ 法人税法第82条の８第８項
□ 消費税法第46条の３第８項

の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。

届出内容		
	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	令和　　年　　月　　日
	特例の適用を受けることをやめようとする理由	

その他の参考事項	

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認	

（規格Ａ４）

07.06 改正

（令和８年３月31日以前使用分）

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書（法人税・消費税用）及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書（法人税・消費税用）の記載要領等

【令和８年３月 31 日以前使用分】

1　この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。

(1)　電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の５第１項若しくは第82条の８第１項又は消費税法第46条の３第１項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること（以下「特例」といいます。）についての承認を受けようとする場合

なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の４又は第24条の６の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。

（注）　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

(2)　特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合

2　この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。

(注)　この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります（平成18年国税庁告示第７号）。

3　特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

(1)　この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。

(2)　申請本文の［□ 法人税法第75条の５第１項 / □ 法人税法第82条の８第１項 / □ 消費税法第46条の３第１項］には、該当する□にレ印を付してください。

(3)　「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。

(4)　「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。

(5)　「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。

(6)　「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、□にレ印を付してください。

(7)　届出本文の［□ 法人税法第75条の５第８項 / □ 法人税法第82条の８第８項 / □ 消費税法第46条の３第８項］には、該当する□にレ印を付してください。

(8)　「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の５第４項若しくは第82条の８第４項又は消費税法第46条の３第４項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の５第５項若しくは第82条の８第５項又は消費税法第46条の３第５項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。

(9)　「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。

(10)　「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(11)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　みなし承認

この申請書を提出した場合において、指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものと、指定を受けようとする期間につき指定があったものと、それぞれみなされます。

国 税 還 付 金 支 払 内 訳 書

殿

国税資金支払命令官
税務署長

あなたから支払の請求のありました＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿外に対する還付金及び還付加算金支払額の内訳は下記のとおりです。

記

住所	氏名	年末調整による超過額A	Aのうち現在までに充当又は還付した額		差引残存過納額(A−B) C	年末調整を行った年月日	※ 還付加算金		※ 還付額合計(C＋D) E
			月日	金額 B			日数	金額 D	
		円	・	円	円	・ ・	日	円	円
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
合計（　　名）		円		円	円			円	円

（規格A4）

様 式 19
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

税務署受付印

組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Distribution of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署整理欄 (For official use only)			
適用；有、無			
番号確認		身元確認	

＿＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿＿,para.＿＿

2 利益の配分（支払）を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	（電話番号 Telephone Number）
届出書の「５」の利益につき居住者として課税される国及び納税地（注６） Country where the recipient is taxable as resident on Profits mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）

3 組合（これに類するものを含みます。）に関する事項；
Details of Partnership (including similar entity)

名称 Full name	
国外にある主たる事務所の所在地 Place of head office (main office) abroad	（電話番号 Telephone Number）
国内にある事務所等の所在地（注７） Place of office, etc. in Japan (Note 7)	（電話番号 Telephone Number）
組合契約事業の概要 Outline of business under partnership agreement	
恒久的施設を通じて組合契約事業を開始した日 Date of commencement of business under partnership agreement	

4 利益の支払者（組合員）に関する事項（注８）；
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地 Place where the payer is to pay withholding tax		（電話番号 Telephone Number）
1	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）
	個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
2	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）
3	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

5　届出書の「４」の支払者から配分（支払）を受ける利益で「１」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注９）；
Details of Distribution of Business Profits received from the Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計　算　期　間 Period of computation	金　銭　等　交　付　日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額　(A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合　(B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
～			%	

6　その他参考となるべき事項（注10）；
Others (Note 10)

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付
〝Attachment Form for Limitation on Benefits Article〟attached

□有Yes
□添付省略　Attachment not required
（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　　年　　月　　日）
Date of previous submission of the application for income tax convention with the 〝Attachment Form for Limitation on Benefits Article〟

様　式　19
FORM

「租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DISTRIBUTION OF BUSINESS PROFITS FROM PARTNERSHIP AGREEMENTS”

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、組合契約に基づく事業（組合契約事業）から生ずる利益（組合契約事業利益）の配分に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく免除（組合契約事業利益につき、届出者が①恒久的施設又は固定的施設を有しないこと、②恒久的施設又は固定的施設に帰せられないこと、のいずれかを要件とする免除に限ります。）を受けようとする場合に使用します。

※　利益の配分（支払）を受ける者が個人である場合は、平成31年１月１日以後に金銭等交付日が到来するもの、法人である場合は、平成31年１月１日以後に開始する事業年度において金銭等交付日が到来するものについては、この届出書を提出する必要はありません。

なお、この届出書において「組合契約」とは、①民法第667条第１項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約及び④外国における①～③に類する契約をいい、「金銭等交付日」とは、配分利益につき金銭等の交付を受ける日（その配分利益に係る計算期間の末日の翌日から２か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合には、同日）をいいます。

2　この届出書は、複数の組合契約を締結している場合には組合契約ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して組合契約事業利益の配分をする者（「利益の支払者（組合員）」といいます。）に提出し、その提出を受けた利益の支払者（組合員）は、正本を、最初にその組合契約事業利益につき金銭等交付日の前日までに組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する納税地の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

この場合、届出書の提出を受けた利益の支払者（組合員）は、届出書の提出を受けた旨をその組合契約における他の組合員に周知するようにしてください。

4　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。利益の配分(支払)を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や利益の配分(支払)を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7　届出書の「３」の「国内にある事務所等の所在地」の欄には、国内にある事務所、事業所その他これらに類するものの所在地を記載してください。

なお、これらが二以上ある場合には、組合契約事業利益に係る支払事務を取り扱う事務所等の所在地を記載してください。

8　届出書の「４」の各欄には、それぞれ次のとおり記載してください。

①「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地」の欄には、組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第11条第２項（源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地）の規定による納税地を記載してください。

②　「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」の欄には、組合員の氏名又は名称及び住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、その組合契約における全ての組合員について記載してください。

なお、この欄に記載しきれない場合には、適宜の様式により作成し、この届出書に添付してください。

9　届出書の「５」の欄の「当該計算期間における利益の総額」の欄には、恒久的施設を通じて行う組合契約事業から生ずる収入から、その収入に係る費用（国内源泉所得として源泉徴収された所得税及び復興特別所得税を含みます。）を控除したものを、「配分を受ける割合」の欄には、この届出書を提出する利益の配分(支払)を受ける者の組合契約事業利益の配分を受ける割合をそれぞれ記載してください。

10　届出書の「６」の欄には、「２」から「５」までの各欄に記載した事項のほか、租税の免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by Recipient of Distribution of Business Profits from Partnership Agreements (profits derived from business under partnership agreements) in claiming relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention (provided that the recipient satisfies one of the following conditions regarding the business profits received from partnership agreement: ①the recipient has no permanent establishment in Japan; ②the profits are not attributable to the recipient’s permanent establishment in Japan).

※　This form is not required to be submitted concerning the portion whose day of distribution of money, etc. arrives on or after January 1, 2019, in the case that a recipient of distribution of business profits is an individual, and concerning the portion whose day of distribution of money, etc. arrives during an administrative business year that commences on or after January 1, 2019, in the case that the recipient is a corporation.

In this form, “Partnership Agreement” means any of the following: ①a partnership agreement as prescribed in Article 667 paragraph 1 of the Civil Law; ② a limited partnership agreement for investment; ③a limited liability partnership agreement; ④agreements in other countries similar to ①-③, The “day of distribution of money, etc.” means the day when a recipient receives money, etc. concerning distributed profits (in the case that the distributed profits are not paid within 2 months from the day after the final day of the computing period, by the day 2 months after the last day of the computing period).

2　This form must be prepared separately for each partnership agreement, in the case that the applicant concluded two or more partnership agreements.

3　This form must be submitted in duplicate to the person who distributes business profits from the partnership agreement (hereinafter referred as “Payer (partner)”, who must then file the original with the District Director of the Tax Office for the place where the payer is to pay withholding tax under Article 17 of the Income Tax Law (place for income tax payment regarding withholding tax), by the day before issuance of distribution of business profits from partnership agreements (money, etc.)is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

In such a case, Payer (partner) who receives the submitted application form must inform all the other partners of the partnership agreement of the fact of the submission of this form.

4　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5　Applicable boxes must be checked.

6　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7　Enter into item “Place of office, etc. in Japan” of column 3 the location of an office, business place or other similar facility in Japan.

In the case that there are two or more such offices, please enter the address of the office that deals with the business of payment of distribution of business profits relating to the partnership agreement.

8　Enter into column 4 as follows:

①　“Place where the payer is to pay withholding tax”: enter the place where the distribution of business profits from partnership agreement is taxable under Article 17 (the place where withholding tax is imposed) of the Income Tax Act and paragraph 2 of Article 11 (the place where Special Income Tax for Reconstruction is imposed) of the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake.

②　“Full name” and “Domicile (residence) or place of head office (main office)”: enter the name and the address of head office (main office) of every partner of the partnership agreement.

If there are more than 3 such partners, create an appropriate forms for them and attach them to this Application Form.

9　Enter into item “Total amount of profits in the computation period,” enter the amount of revenue derived from business under the partnership agreement in Japan minus the amount of expenses regarding the revenue (including the amount of withholding tax imposed on the revenue as Japanese source income). Enter into item “Proportion of distribution received” the proportion of the business profits received under the partnership agreement by whichever partner is submitting this form.

10　Enter into line 6 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 5.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様　式　５－２
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無			
番号確認		身元確認	

税務署受付印

（自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Earned by Professionals, Entertainers, or Sportsmen）

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

短期滞在者が支払を受ける所得税法第 161 条第１項第 12 号に掲げる給与又は報酬（外国居住者等所得相互免除法第 20 条第３項の規定の適用を受ける報酬を除きます。）は、源泉徴収の対象となります。詳細については、別紙の注意事項を参照してください。

Remuneration (excluding Remuneration to which Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable) and Salary that are received by Temporary Visitors, which are listed in Article 161, paragraph 1, item 12 of the Income Tax Act, are subject to withholding. See separate instructions for the details.

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第20条第＿＿項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article20, para.＿＿

2　報酬の支払を受ける者に関する事項；Details of Recipient of Remuneration

氏名 Full name		
住所 Domicile		（電話番号 Telephone Number）
個人番号（有する場合のみ記入） Individual Number (Limited to case of a holder)		
日本国内における居所 Residence in Japan		（電話番号 Telephone Number）
（入国年月日 Date of Entry）	（在留期間 Authorized Period of Stay）	（在留資格 Status of Residence）
下記「４」の報酬につき居住者として課税される外国及び納税地（注５） Foreign country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
固定的施設の状況（注６） Fixed base in Japan (Note 6) □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	
固定的施設以外の恒久的施設の状況（注７） Permanent establishment except fixed base in Japan (Note 7) □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	
判定期間における日本国内の滞在期間（注８） Periods during which the Recipient has stayed in Japan within determination period (Note 8)	年(Y)　月(M)　日(D)　～　年(Y)　月(M)　日(D) 年(Y)　月(M)　日(D)　～　年(Y)　月(M)　日(D) 年(Y)　月(M)　日(D)　～　年(Y)　月(M)　日(D)	

3　報酬の支払者に関する事項；Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

4　上記「３」の支払者から支払を受ける報酬で「１」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項（注９）；
Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

提供する役務の概要 Description of Services Performed	役務提供期間 Period of Services Performed	報酬の支払期日 Due Date for Payment	報酬の支払方法 Method of Payment of Remuneration	報酬の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remuneration (per month, year)

5　その他参考となるべき事項（注10）；Others (Note 10)

○　代理人に関する事項　；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number）	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【平成30年12月31日以前に支払を受けるべきものについて使用】
【For the remuneration receivable on or before 31 December 2018】

様　式　５－２
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家の報酬に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION EARNED BY PROFESSIONALS, ENTERTAINERS, OR SPORTSMEN”

注　意　事　項

届出書の提出について

１　この届出書は、自由職業者、芸能人又は運動家が支払を受ける所得税法第161条第１項第12号イに掲げる報酬（これらの者が国外において行う人的役務の提供であって、居住者又は内国法人が運航する船舶又は航空機において行うものに基因する報酬に限ります。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第20条第１項（第２号に係る部分に限ります。）又は第３項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

なお、この届出書は、平成30年12月31日以前に支払を受けるべきものについて使用します。

（注）短期滞在者が支払を受ける報酬及び給与に係る源泉徴収について

判定期間の全てにおいて日本国内の滞在期間が183日に満たない外国の居住者が支払を受ける所得税法第161条第１項第12号に掲げる報酬（外国居住者等所得相互免除法第20条第３項の規定の適用を受けるものを除きます。）及び判定期間の全てにおいて日本国内の滞在期間が183日を超えない外国の居住者が支払を受ける同号に掲げる給与については、所得税法第212条第１項又は第２項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条第１項の規定による所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の対象となります。

判定期間とは、報酬又は給与の支払を受ける日の属する年の１月１日から12月31日までのいずれかの日において開始し、又は終了する12月の期間をいいます（８において同じです。）。

２　この届出書は、報酬の支払者ごとに作成してください。

３　この届出書は、正副２通を作成して報酬の支払者に提出し、報酬の支払者は、正本を、最初にその報酬の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

４　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

５　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

６　届出書の「２」の「固定的施設の状況」欄は、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等について記載してください。

７　届出書の「２」の「固定的施設以外の恒久的施設の状況」欄は、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等（固定的施設）以外の外国居住者等所得相互免除法第２条第７号に規定する恒久的施設について記載してください。

８　届出書の「２」の「判定期間における日本国内の滞在期間」欄は、外国居住者等所得相互免除法第20条第１項（第２号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、報酬の支払を受ける者の日本国内の滞在期間が183日以上となる判定期間について記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第20条第３項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

９　届出書の「４」の各欄には、次により記載してください。

⑴　外国居住者等所得相互免除法第20条第１項（第２号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等（固定的施設）以外の外国居住者等所得相互免除法第２条第７号に規定する恒久的施設に帰せられるべき報酬について記載してください。

⑵　外国居住者等所得相互免除法第20条第３項の規定の適用を受ける場合には、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号イに掲げる国内事業所等（固定的施設）又は外国居住者等所得相互免除法第２条第７号に規定する恒久的施設のいずれにも帰せられない報酬について記載してください。

10　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第20条第１項（第２号に係る部分に限ります。）又は第３項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Professionals, Entertainers or Sportsmen in claiming the application of Article 20, paragraph 1 (limited to item 2) or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration listed in Article 161, paragraph 1, item 12 (a) of the Income Tax Act (limited to Remuneration which is derived from personal services carried out outside Japan on a vessel or aircraft operated by a resident or domestic corporation of Japan).

This form is to be used for the remuneration receivable on or before 31 December 2018.

※ Withholding Taxes on Remuneration and Salary received by Temporary Visitors

Remuneration received by a resident of foreign country who has stayed in Japan less than 183 days within determination period (excluding Remuneration to which Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable) and Salary received by a resident of foreign country who has stayed in Japan not more than 183 days within determination period, are subject to withholding under the Article 212, paragraph 1 or 2 of the Income Tax Act and the Article 28, paragraph 1 of the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake.

The term “determination period” in this case means continuous 12 months that starts or ends in the year when the payment of Remuneration or salary is made. (Same as for column 8)

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration, is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

4　Applicable boxes must be checked.

5　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6　Enter into item “Fixed base in Japan” of column 2 fixed base which falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

7　Enter into item “Permanent establishment except fixed base in Japan” of column 2 permanent establishment prescribed in Article 2, item 7 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. except what falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

8　In the case where the provisions of Article 20, paragraph 1 (limited to item 2) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column “Periods during which the Recipient has stayed in Japan within determination period” of column 2 the periods total of which is not less than 183 days.

In the case where the provisions of Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into item “Periods during which the Recipient has stayed in Japan within determination period” of column 2.

9　Enter into column 4 the following types of income:

(1)　In the case where the provisions of Article 20, paragraph 1 (limited to item 2) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, describe such Remuneration as shall be attributed to a permanent establishment prescribed in Article 2, item 7 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., except fixed base which falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. .

(2)　In the case where the provisions of Article 20, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, describe such Remuneration as shall not be attributed to a fixed base which falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. nor shall be attributed to permanent establishment prescribed in Article 2, item 7 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. (e.g. Remuneration, which is not deducted as expenses for the calculation of profit of such a fixed base or permanent establishment).

10　Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the applications of the provisions of Article 20, paragraph 1 (limited to item 2) or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様　式　11
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無			
番号確認		身元確認	

税務署受付印

組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Distribution of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第7条第1項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article7, para.1

2　利益の配分（支払）を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理されている場所 Place where the business is managed	（電話番号 Telephone Number）
下記「5」の利益につき居住者として課税される外国及び納税地（注6） Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Profits mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）

3　組合（これに類するものを含みます。）に関する事項；
Details of Partnership (including similar entity)

名称 Full name	
国外にある主たる事務所の所在地 Place of head office (main office) abroad	（電話番号 Telephone Number）
国内にある事務所等の所在地（注7） Place of office, etc. in Japan (Note 7)	（電話番号 Telephone Number）
組合契約事業の概要 Outline of business under partnership agreement	
国内事業所等に該当する恒久的施設以外の恒久的施設を通じて組合契約事業を開始した日 Date of commencement of business under partnership agreement	

4　利益の支払者（組合員）に関する事項（注8）；
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地 Place where the payer is to pay withholding tax		（電話番号 Telephone Number）
1	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）
	個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
2	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）
3	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

5　上記「4」の支払者から配分（支払）を受ける利益で外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受けるものに関する事項（注9）；
Details of Distribution of Business Profits received from the Payer to which the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable (Note 9)

計算期間 Period of computation	金銭等交付日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
～			%	

6　その他参考となるべき事項（注10）；
Others (Note 10)

○　代理人に関する事項　；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

様　式　11
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の非課税)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DISTRIBUTION OF BUSINESS PROFITS FROM PARTNERSHIP AGREEMENTS"

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、組合契約に基づく事業（組合契約事業）から生ずる利益（組合契約事業利益）の配分に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、平成30年改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第７条第１項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

※　利益の配分（支払）を受ける者が個人である場合は、平成31年１月１日以後に金銭等交付日が到来するもの、法人である場合は、平成31年１月１日以後に開始する事業年度において金銭等交付日が到来するものについては、この届出書を提出する必要はありません。

なお、この届出書において「組合契約」とは、①民法第667条第１項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約及び④外国における①～③に類する契約をいい、「金銭等交付日」とは、配分利益につき金銭等の交付を受ける日（その配分利益に係る計算期間の末日の翌日から２か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合には、同日）をいいます。

2　この届出書は、複数の組合契約を締結している場合には、組合契約ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して組合契約事業利益の配分をする者（「利益の支払者（組合員）」といいます。）に提出し、その提出を受けた利益の支払者（組合員）は、正本を、最初にその組合契約事業利益につき金銭等交付日の前日までに組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する納税地の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

この場合、届出書の提出を受けた利益の支払者（組合員）は、届出書の提出を受けた旨をその組合契約における他の組合員に周知するようにしてください。

4　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。利益の配分(支払)を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や利益の配分(支払)を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7　届出書の「３」の「国内にある事務所等の所在地」欄には、国内にある事務所、事業所その他これらに類するものの所在地を記載してください。

なお、これらが二以上ある場合には、組合契約事業利益に係る支払事務を取り扱う事務所等の所在地を記載してください。

8　届出書の「４」の各欄には、それぞれ次のとおり記載してください。

①　「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地」欄には、組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第11条第２項（源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地）の規定による納税地を記載してください。

②　「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には、組合員の氏名又は名称及び住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、その組合契約における全ての組合員について記載してください。

なお、この欄に記載しきれない場合には、適宜の様式により作成し、この届出書に添付してください。

9　届出書の「５」の「当該計算期間における利益の総額」の欄には、外国居住者等所得相互免除法第２条第６号に規定する国内事業所等以外の外国居住者等所得相互免除法第２条第７号に規定する恒久的施設を通じて行う組合契約事業から生ずる収入から、その収入に係る費用（国内源泉所得として源泉徴収された所得税及び復興特別所得税を含みます。）を控除したものを、「配分を受ける割合」の欄には、この届出書を提出する利益の配分（支払）を受ける者の組合契約事業利益の配分を受ける割合を、それぞれ記載してください。

10　届出書の「６」の欄には、「２」から「５」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第７条第１項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by Recipient of Distribution of Business Profits from Partnership Agreements (profits derived from business under partnership agreements) in claiming the application of Article 7, paragraph1 of the former Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

※　This form is not required to be submitted concerning the portion whose day of distribution of money, etc. arrives on or after January 1, 2019, in the case that a recipient of distribution of business profits is an individual, and concerning the portion whose day of distribution of money, etc. arrives during an administrative business year that commences on or after January 1, 2019, in the case that the recipient is a corporation.

In this form, "Partnership Agreement" means any of the following: ①a partnership agreement as prescribed in Article 667 paragraph 1 of the Civil Law; ②a limited partnership agreement for investment prescribed in Article 3, paragraph 1 of Limited Partnership Act for Investment; ③a limited liability partnership agreement prescribed in Article 3, paragraph 1 of Limited Liability Partnership Act; ④agreements in other countries similar to ①-③, The ″day of distribution of money, etc.″ means the day when a recipient receives money, etc. concerning distributed profits (in the case that the distributed profits are not paid within 2 months from the day after the final day of the computing period, by the day 2 months after the last day of the computing period).

2　This form must be prepared separately for each partnership agreement, in the case that the applicant concluded two or more partnership agreements.

3　This form must be submitted in duplicate to the person who distributes business profits from the partnership agreement (hereinafter referred as "Payer (partner)", who must then file the original with the District Director of the Tax Office for the place where the payer is to pay withholding tax under Article 17 of the Income Tax Act (place for income tax payment regarding withholding tax), by the day before issuance of distribution of business profits from partnership agreements (money, etc.)is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

In such a case, Payer (partner) who receives the submitted application form must inform all other partners of the partnership agreement of the fact of the submission of this form.

4　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5　Applicable box must be checked.

6　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7　Enter into item "Place of office, etc. in Japan" of column 3 the location of an office, business place or other similar facility in Japan.

In the case that there are two or more such offices, please enter the address of the office that deals with the business of payment of distribution of business profits relating to the partnership agreement.

8　Enter into column 4 as follows:

①　"Place where the payer is to pay withholding tax": enter the place where the distribution of business profits from partnership agreement is taxable under Article 17 (the place where withholding tax is imposed) of the Income Tax Act and Article 11, paragraph 2 (the place where Special Income Tax for Reconstruction is imposed) of the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake.

②　"Full name" and "Domicile (residence) or place of head office (main office)": enter the name and the address of head office (main office) of every partner of the partnership agreement.

If there are more than 3 such partners, create an appropriate forms for them and attach them to this Application Form.

9　Enter into item "Total amount of profits in the computation period," enter the amount of revenue derived from business under the partnership agreement which shall be attributed to a permanent establishment prescribed in Article 2, item 7 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. except what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. minus the amount of expenses regarding the revenue (including the amount of withholding tax imposed on the revenue as Japanese source income). Enter into item "Proportion of distribution received" the proportion of the business profits received under the partnership agreement by whichever partner is submitting this form.

10　Enter into line 6 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 5.

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第２条第３号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc should be granted or not.

確認書番号	－	－

非課税適用確認書

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	基準日	年 月 日
	基準日における国内の住所	
勘定設定期間		年 月 日から 年 月 日までの期間
整理番号		
参考事項		

（備考）

この確認書では、ＪＩＳ第１水準及び第２水準以外の漢字及びカナを、ＪＩＳ第１水準及び第２水準の漢字及びカナに置き換えています。

上記の申請者については、旧租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当することを確認しました。

年 月 日

税務署長
財務事務官

非課税適用確認書

１　使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、旧租税特別措置法第37条の14第10項第1号に定める書類を交付する際に使用する。

２　出力対象

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

３　出力時期

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼動日以降出力が可能となる。

４　出力順序

⑴　⑵に定める非課税適用確認書以外の非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

①　金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
②　送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
③　送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
④　勘定設定期間
⑤　金融商品取引業者等の営業所の名称
⑥　金融商品取引業者等の営業所の所在地
⑦　金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
⑧　申請者のフリガナ
⑨　投資者整理番号

⑵　同時の重複申請に係る非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

①　金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
②　金融商品取引業者等の営業所の名称
③　金融商品取引業者等の営業所の所在地
④　送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
⑤　送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
⑥　勘定設定期間
⑦　金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
⑧　申請者のフリガナ
⑨　投資者整理番号

５　出力要領

項　　目	内　　容
確　認　書　番　号	（ＹＹＭＭＤＤ－ＮＮＮＮＮ－Ｆ－ＺＺＺＺＺＺＺ） ＹＹＭＭＤＤ　：非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下２桁） ＮＮＮＮＮ　　：局署番号 Ｆ　　：種別（１：センターに出力する確認書） （４：署に出力する確認書（無作為抽出結果）） ＺＺＺＺＺＺＺ：通番（上記の中での通番）
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを印字する。
申　請　者　の　氏　名	申請者の氏名を印字する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を印字する。

項　　目	内　　容
申請者の基準日	申請者の基準日を印字する。
申請者の基準日における国内の住所	申請者の基準日における国内の住所を印字する。
勘定設定期間	勘定設定期間を印字する。
整理番号	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。
参考事項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。
年月日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。
税務署名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。
税務署長名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。
官印	税務署長印を印字する。

確認書番号　　－　　－－

未成年者非課税適用確認書

申請者の	フ リ ガ ナ	
	氏　　名	
	生 年 月 日	年　月　日
	―	―
―	―	
整　理　番　号		
参　考　事　項		

（備考）

この確認書では、ＪＩＳ第１水準及び第２水準以外の漢字及びカナを、ＪＩＳ第１水準及び第２水準の漢字及びカナに置き換えています。

上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14の２第16項第１号に該当することを確認しました。

年　月　日

税務署長
財務事務官

未成年者非課税適用確認書

1　使用目的

「未成年者非課税適用確認書」は、未成年者非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 16 項第１号に定める書類を交付する際に使用する。

2　出力対象

「未成年者非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に未成年者非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

3　出力時期

「未成年者非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼動日以降出力が可能となる。

4　出力順序

⑴　⑵に定める未成年者非課税適用確認書以外の未成年者非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

①　金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
②　送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
③　送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
④　金融商品取引業者等の営業所の名称
⑤　金融商品取引業者等の営業所の所在地
⑥　金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る未成年者非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る未成年者非課税適用確認書の後に出力される。）
⑦　申請者のフリガナ
⑧　投資者整理番号

⑵　同時の重複申請に係る未成年者非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

①　金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
②　金融商品取引業者等の営業所の名称
③　金融商品取引業者等の営業所の所在地
④　送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
⑤　送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
⑥　金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る未成年者非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る未成年者非課税適用確認書の後に出力される。）
⑦　申請者のフリガナ
⑧　投資者整理番号

5　出力要領

項　　目	内　　容
確認書番号	（ＹＹＭＭＤＤ－ＮＮＮＮＮ－Ｆ－ＺＺＺＺＺＺＺ） ＹＹＭＭＤＤ　：未成年者非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下２桁） ＮＮＮＮＮ　：局署番号 Ｆ　　：種別（１：センターに出力する確認書） （４：署に出力する確認書（無作為抽出結果）） ＺＺＺＺＺＺＺ：通番（上記の中での通番）
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを印字する。
申請者の氏名	申請者の氏名を印字する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を印字する。

項　目	内　容
整　理　番　号	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。
参　考　事　項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。
年　月　日	未成年者非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。
税　務　署　名	未成年者非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。
税　務　署　長　名	未成年者非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。
官　印	税務署長印を印字する。